

令和7年

波佐見町議会定例会会議録

開会：令和7年 9月 3日

第3回

閉会：令和7年 9月 25日

波佐見町議会

令和7年 第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	9月 3日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 委員会付託 議案審議 (質疑・討論・採決)
第 2 日	9月 4日	木	本会議	一般質問 (6人)
第 3 日	9月 5日	金	本会議	一般質問 (5人)
第 4 日	9月 6日	土	休 会	
第 5 日	9月 7日	日	休 会	
第 6 日	9月 8日	月	本会議 委員会	議案審議 (質疑 委員会付託 決算特別委員会)
第 7 日	9月 9日	火	休 会	【議事整理】
第 8 日	9月 10日	水	委員会	決算特別委員会 (文教厚生委員会所管課)
第 9 日	9月 11日	木	委員会	決算特別委員会 (産業建設委員会所管課)
第 10 日	9月 12日	金	休 会	【決算に関する全体及び質疑漏れ等の通告期限】
第 11 日	9月 13日	土	休 会	
第 12 日	9月 14日	日	休 会	
第 13 日	9月 15日	月	休 会	敬老の日
第 14 日	9月 16日	火	委員会	決算特別委員会 (必要に応じた審査、 全体及び質疑漏れ等の通告の調整)
第 15 日	9月 17日	水	休 会	【議事整理】
第 16 日	9月 18日	木	委員会	決算特別委員会 (全体会)
第 17 日	9月 19日	金	休 会	【議事整理】
第 18 日	9月 20日	土	休 会	
第 19 日	9月 21日	日	休 会	
第 20 日	9月 22日	月	休 会	【議事整理】
第 21 日	9月 23日	火	休 会	秋分の日
第 22 日	9月 24日	水	休 会	【議事整理】
第 23 日	9月 25日	木	本会議	議案審議 (質疑・討論・採決)、委員長報告
(以下余白)				

令和7年 第3回(9月)波佐見町議会定例会 目次

第1日目(9月3日)(水曜日)

○開会・開議	2
○諸報告 諸般の報告	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第4 7請願第1号(文教厚生委員会付託)	6
日程第5 議案第49号	6
日程第6 議案第50号	25
日程第7 議案第51号	26
日程第8 議案第52号	27
日程第9 議案第53号	28
日程第10 議案第54号	29
日程第11 議案第55号	30
日程第12 議案第61号	33
日程第13 議案第62号	34
日程第14 議案第63号	35
日程第15 議案第74号	36
日程第16 議案第75号	38
日程第17 議案第76号	40
○散会	43

第2日目(9月4日)(木曜日)

○開議	45
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	45
岡村 達馬 議員	45
田添 有喜議員	60
城後 光 議員	76
澤田 昭則 議員	92
横山 聖代 議員	107
岡村 真由美 議員	119
○散会	134

第3日目（9月5日）（金曜日）

○開 議	136
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	136
前田 博司 議員	136
脇坂 正孝 議員	151
福田 勝也 議員	165
三石 孝 議員	181
北村 清美 議員	197
○散 会	211

第6日目（9月8日）（月曜日）

○開 議	213
○会議日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1～7 議案第67～73号（決算特別委員会付託）	213
○散 会	219

第23日目（9月25日）（木曜日）

○開 議	221
○諸報告 諸般の報告	221
○会議日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1 議案第56号	221
日程第2 議案第57号	223
日程第3 議案第58号	224
日程第4 議案第59号	226
日程第5 議案第60号	228
日程第6 議案第64号	230
日程第7 議案第65号	232
日程第8 議案第66号	233
日程第9～15 議案第67～73号（決算特別委員会委員長）	235
日程第16 質問第1号	244
日程第17 報告第5号	245
日程第18 報告第6号	245
閉会中の継続審査	
日程第19 閉会中の継続調査申出について	247
（文教厚生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会）	
○閉 会	247

第1日目（9月3日）（水曜日）

諸 報 告

諸般の報告

- (1) 委員会報告
- (2) 例月現金出納検査結果の報告（5, 6, 7月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 7請願第1号 「核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書」提出についての請願
(以上1件 文教厚生委員会に付託)
- 第 5 議案第 49 号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 50 号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 51 号 令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 52 号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 53 号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第 54 号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第 55 号 波佐見町公共施設等整備基金条例
- 第 12 議案第 61 号 波佐見町まちづくり基金条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 62 号 波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する条例
- 第 14 議案第 63 号 有福勲教育振興基金条例を廃止する条例
- 第 15 議案第 74 号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更について
- 第 16 議案第 75 号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の変更について
- 第 17 議案第 76 号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の変更について

第1日目（9月3日）（水曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 觀 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 务 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 閑 昌 男	子 ジ も 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行
總 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊	税 务 財 政 課 課 長 補 佐	鶴 田 秀 幸

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 3 回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（尾上和孝君）

諸報告を行います。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。また、今定例会までに請願 1 件、要望 1 件を受理しております。そのうちの要望 1 件については配付にとどめておきますので、御了承願います。これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 136 条の規定により、4 番 横山聖代議員、5 番 岡村真由美議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（尾上和孝君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 5 月 25 日までの 23 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって本会期は、本日から 9 月 25 日までの 23 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和 7 年第 3 回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

9 月に入りまして、朝夕は幾分涼しくなったようですが、日中は厳しい暑さがまだまだ続いております。長崎県には連日、熱中症警戒アラートが発表されておりますので、室内外での作業を問わず、引き続き小まめな水分補給をお願いしたいと考えております。

心配されていた水不足ですが 8 月 10 日から 11 日にかけて一定の雨量があり、加えてここ数実雨も

降っていることから改善しているところですが、中長期的には雨が少ない予報が出ておりますので、水管理の徹底をお願いしたいと考えております。

本年は、幸いにしてこれまで大きな災害は発生しておりませんが、今月から本格的な台風シーズンとなるためその備えを進めるとともに、これから収穫を迎える水稻などの農作物に被害が発生しないことを願っているところです。

また現在販売を進めています波佐見町プレミアム商品券ですが、販売が一巡し追加販売を進めており、希望申込みがあった約2,000世帯に販売することで完売の見込みであります。

一方で国内情勢に目を向けてみると、さきの参議院選挙の結果を受けた政府の経済対策は動きが鈍いようにも感じられ、いわゆるトランプ関税の影響が今後本町を含めた地方経済にどのような影響が出てくるかも懸念もされております。令和7年度後半に向けて国における経済対策が講じられることを期待するのですが、不透明感も増しており、その動向に注視しているところです。

さて令和7年度の上半期も間もなく終了するところですが、本町の事務事業もおおむね順調に進んでおり、御協力いただいた各関係機関、団体及び町民の皆様に深く感謝を申し上げる次第です。

また国民文化——いわゆる長崎ピース文化祭2025が、9月14日アルカスSASEBOにおいて、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り開幕いたします。敬宮愛子内親王殿下も両陛下とともに長崎県にお越しになられると聞いております。なお開会式には私と議長も出席し、本県での開催を祝するとともに、期間中は本町でも多くの行事を計画しており、皆様の積極的な御参加をお願いし、盛会となりますよう祈念するばかりです。

さて本定例会におきましては、当初予算編成時から本町を取り巻く環境の変化や上半期に生じた諸課題に対応する補正予算のほか、令和6年度各会計の決算認定、波佐見町公共施設等整備基金条例の制定、そのほか条例の一部改正、工事請負契約の変更、人権擁護委員候補者の推薦の人事案件などを提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第49号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の予算総額に2億1,900万円を追加し、補正後の予算総額を107億2,400万円とするものです。主なものは、町制施行70周年記念事業、地球温暖化対策実行計画策定事業、総合文化会館改修工事設計等業務委託料などの追加で、歳入では歳出に対応する県支出金、諸収入に加え、町債や繰越金を計上しております。

議案第50号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の予算総額に2,500万円を追加し、補正後の予算総額を16億8,700万円とするものです。主な内容は、歳出では過年度の実績に伴う補助金等の返還金及び予備費の増額で、歳入では前年度繰越金の際計上などとなっています。

議案第51号 令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の予算総額に200万円を追加し、補正後の予算総額を2億3,700万円とするものです。主な内容は、歳出では

広域連合納付金及び予備費の増額などで、歳入では前年度繰越金の計上などとなっています。

議案第52号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に1,800万円を追加し、補正後の予算総額を14億8,800万円とするものです。主な内容は歳出では人件費の組替え、過年度の実績に伴う補助金等返還金及び予備費の増額などで、歳入では前年度繰越金の計上などとなっています。

議案第53号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の補正では他会計補助金の増減額、収益的支出の補正では人事異動に伴う人件費の増額、企業債利息の増額などとなっています。

議案第54号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の補正では他会計補助金の増額、収益的支出の補正では人事異動による人件費の増額、減価償却費の増額などとなっています。また資本的収入の補正では他会計補助金の増額、資本的支出の補正では人件費組替えによる増額となっています。

議案第55号 波佐見町公共施設等整備基金条例は、本町が所有する公共施設等の保全、更新、その他計画的な整備に必要な経費の財源に充てるため制定するものです。

議案第56号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法改正に伴い、新たに認可事業として位置づけられる乳児等通園支援事業について、国が定める基準に基づき設備及び運営に関する基準を定めることとされたため制定するものです。

議案第57号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例は、地方自治法及び同施行令が改正され、引用する条項に移動が生じたことに伴い所要の改正を行うものです。

議案第58号 職員の育児休業等に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の諸種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、準拠する関係条例の規定について所要の改正を行うものです。

議案第59号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、議案第58号と同じく地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、準拠する関係条例の規定について所要の改正を行うものです。

議案第60号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動の公費負担単価について所要の改正を行うものです。

議案第61号 波佐見町まちづくり基金条例の一部を改正する条例は、地域再生法に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、本基金条例を改正するものです。

議案第62号 波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する条例は、本基金の設置目的が終了したことから廃止するものです。

議案第63号 有福勲教育振興基金条例を廃止する条例は、本基金を全て取崩したため、廃止するものです。なおこの基金は、昭和53年に波佐見町の子供たちのためにと故有福勲様から1,000万円の寄附金を頂戴し、これをもとに設置したものです。

これまで運用益や基金原資を本町の子供たち、教育関係に幅広く活用させていただきました。これまでのご厚志に深く感謝し、併せて関係皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

議案第64号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例は、印鑑登録証明書の窓口発行を個人番号カードの提示により可能とするため、所要の改正を行うものです。

議案第65号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は、児童福祉法改正に伴い、準拠する関係条例の規定について所要の改正を行うものです。

議案第66号 波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例は、かわたな・はさみタウンバスの定期券に片側定期券並びに、プリペイド乗車券を導入するため所要の改正を行うものです。

議案第67号から議案第73号までの7件は、令和6年度の一般会計をはじめ、各特別会計及び企業他会計の決算について、監査委員の審査結果をつけて議会の認定に付するものです。

また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書を併せて添付していますので、御参考に寄与していただきたいと思います。

議案第74号 波佐見町防災無線再整備工事請負契約の変更についてと、議案第75号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の変更について、及び議案第76号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の変更については、それぞれ本契約の議決を受け、工事を進めていますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の柿本茂喜さんが、令和7年12月の任期満了をもって勇退されますので、その後任に折敷瀬郷の山田清さんを法務大臣に推薦するため提案するものです。なお、今期限りで勇退されます柿本茂喜さんにおかれましては、任期中本町の人権擁護の活動に御尽力いただきましたことに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

報告第5号 令和6年度波佐見町一般会計予算事故繰越計算書の訂正については、さきの6月定期例会で報告した翌年度繰越額について訂正が生じたことから報告するものです。

報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資本不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、議会に報告するものです。

提出しました議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議のうえ適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 7請願第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 7請願第1号 「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました7請願第1号につきましては、文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、7請願第1号については文教厚生委員会に付託します。

日程第5 議案第49号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第49号 令和7年波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第49号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに2億1,900万円を追加し、総額を107億2,400万円とするものです。繰越明許費については第2表によります。債務負担行為の追加は第3表によります。地方債の追加及び変更は第4表によります。

今回の補正は年度中途における事業計画の変更や追加に伴う補正のほか、町図書館リニューアルのための総合文化会館改修工事に向けた設計業務、定額減税補足給付金不足額給付の追加、町制施行70周年記念事業などを加えた所要額を計上しております。

5ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費ですが、今回の2事業は諸般の理由により年度内での完了が現時点で未確定であるため、次年度への繰越明許費として措置するものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為の補正ですが、公共施設等管理計画改訂業務及び7ページ校務支援用パソコン更新業務を追加するもので、期間及び限度額については記載のとおりとなっております。

8ページをお願いいたします。第4表 地方債の補正ですが、2つの事業において各事業の財源とするため追加しており、4つの事業について事業費の変更がありましたので、それに合わせて限度額の変更を行っております。

それでは歳入について主なものを御説明いたします。12ページをお願いいたします。14款、国庫支出金から15ページ、15款、県支出金につきましては、各所管課が実施する事業費の増減等に伴う補正となります。

16ページをお願いいたします。18款、1項、2目。まちづくり基金繰入金は、総合文化会館改修工事設計業務に伴う財源として増額をしております。

次の3目。ふるさとづくり応援基金繰入金については、総合文化会館改修工事設計業務及び町制施行70周年記念事業などの財源として4,540万円増額をしております。

17ページをお願いいたします。19款、1項、1目。繰越金ですが、令和6年度決算における実質収支相当額が1億2,348万6,000円で固まつたことに伴い、準繰越金をその額に合わせるため、9,348万6,000円の増額補正を行っております。

18ページをお願いいたします。20款、4項、3目。雑入のうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、本町が策定する地球温暖化計画作成に係る補助金で、次の過年度施設型給付費返還金は補助金の精算に伴う返還金となっております。

19ページをお願いいたします。21款、町債ですが、8ページの第4表でも説明したとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動し、それぞれ増減をしております。

次に歳出について説明いたします。初めに税務財政課分を説明し、引き続き担当課長から主な業務について説明があります。

23ページをお願いいたします。2款、1項、11目。ふるさと納税管理費ですが、今年度事業見込みにより調整し、組替えを行っております。

24ページをお願いいたします。2款、1項、15目。定額減税補足給付費ですが、18節。負担金、補助及び交付金について、当初算定されていなかった事業専従者及び均等割のみ課税者などが新たに追加されたことから、対象者が431名増加したことにより1,660万円を増額しております。

25ページをお願いいたします。2款、2項、2目。賦課徴収費です。22節。償還金利子及び割引料について、遡及申告が増加していることから、税還付金として100万円を増額しております。以上で、税務財政課の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の説明を行います。少しお戻りいただいて23ページをお願いいたします。2款、1項、8目。諸費 18節。負担金、補助金及び交付金。防犯対策推進事業費補助金100万円は、法人を対象とした主に防犯カメラの設置を助成するため、今回制定するものでございます。

具体的な補助率、補助金などは、これから具体的な検討を行いたいと思いますが、この補助金を通じてですね、町内の防犯対策の推進を図りたいと考えております。その下、10目。地域情報化管理費 17節。備品購入費、窓口申請書作成端末購入費でございますが、今後の総合窓口を見据えマイナンバーカードの情報を基に申請書作成を支援する端末の購入費となります。今回総務課で購入し、1階の窓口端末で使用することを想定しております。

大きく飛びまして48ページをお願いいたします。よろしいですかね。9款、1項、5目。災害対策

費 14節. 工事請負費、防災行政無線再整備工事428万5,000円でございます。この後契約変更の議案の御審議をいただきますが、防災無線の工事変更に伴うものでございます。変更工事の内容は大きく、防災システムのシステムに係る中継サーバーの追加、現在工事を進めています公民館局の工事内容の変更によるものでございます。

以上で、総務課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きまして企画情報課所管の補正の主なものを説明いたします。22ページをお願いいたします。2款、1項、6目. 企画費のうち、10節. 需用費。印刷製本費で、70周年記念事業の記念誌としまして400万円を計上しております。

続きまして、同じく12節. 委託料。100万円計上しておりますが、これについては、70周年記念事業のイベントといたしまして、令和8年3月3日の波佐見の日に対しまして、記念講演会の計画をしております。その記念講演の講演委託料として、100万円を計上しております。

以上で企画情報課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

住民福祉課所管分の主なものについて説明いたします。31ページをお願いいたします。3款、1項、3目. 障害者福祉費 22節. 償還金、利子及び割引料です。1番目の過年度障害者医療費負担金返還金は、858万3,000円の増額。過年度自立支援給付費負担金返還金は、1,175万円の増額をしております。これは前年度までに見込みで給付された分を実績に応じて精算するものです。

33ページをお願いします。3款、2項、2目. 児童措置費 22節. 償還金利子及び割引料です。住民福祉課所管分の1番目の過年度障害者通所給付費負担金返還金は795万5,000円を増額しています。これは前年度までに見込みで給付された分を実績に応じて精算するものです。

36ページをお願いいたします。4款、1項、5目. 保健衛生費 12節. 委託料です。地球温暖化対策実行計画区域施策編策定業務委託料を新設しています。これは法律に基づき、地方公共団体が温室効果ガスの排出削減を目的として策定する計画であり、今後地域の自然的、社会的な特性に応じた施策を定めることができます。この策定業務は補助金を活用して実施します。

以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。32ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費に1,292万5,000円を増額しています。主なものとして、12節. 2段目、放課後児童健全育成事業委託料ですが、人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童

支援員等の人物費単価の引上げに伴い補助基準額が見直され委託料を407万2,000円増額しています。

33ページ～36ページ、22節. 償還金で、前年度までの各補助事業の精算で負担金、補助金を返還しております。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

それでは長寿支援課所管に関して御説明をいたします。ページ戻りまして、30ページをお願いいたします。

3款、1項、2目. 老人福祉費で443万4,000円を増額しております。主なものは、18節. 負担金、補助及び交付金で、434万8,000円を増額するものです。

これは地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金で、グループホーム波佐見里の冷暖房空調設備が設置してから20年以上経過して、老朽化しているための更新工事に伴う補助金でございます。国庫補助金で100%の補助でございます。

以上で、長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

それではすいません。農林課所管分を御説明いたします。ページは39ページになります。6款、1項、3目. 農業振興費の18節. 負担金、補助金及び交付金でございます。農業資材等価格高騰対策緊急支援事業費補助金として1,157万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては昨今の農業資材が高騰してゐる関係で、そういった肥料を低減できる側条施肥田植機の購入を予定しております。田植機の台数は7台となっております。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

引き続き農林課、農地林務班関係のものについて御説明いたします。40ページをお願いします。6款、1項、5目. 土地改良費 18節. 負担金、補助及び交付金ですが、200万円を増額しております。こちらにつきましては小規模農林事業補助金に係るものですが、本年度はポンプ施設等水利関係の補修の要望が多く、当初予算が不足することから増額するものです。

以上で農林課関係の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商工観光課関係、所管分について御説明をいたします。戻って23ページをお開きください。

2款、1項、8目. 諸費 12節. 委託料でございます。地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託料について1,400万円を減額し、18節. 負担金、補助及び交付金に同額の組替えを行っており

ます。

組替えの理由といたしましては当初町が事業主体となり、事業者へ業務委託をして実施することとしておりましたが、国の地域公共交通利便増進推進事業が採択されたことに伴い、波佐見町地域公共交通活性化協議会が事業主体となったため、委託料から補助金に組替えを行うものです。

飛んで42ページをお開きください。7款、1項、3目、観光費 12節、委託料でございます。インバウンド推進業務委託料1,203万5,000円を減額し、次のページ、18節、負担金、補助及び交付金に同額の組替えを行っております。

組替えの理由としましては、こちらも当初町が主体となり、事業者へ業務を委託して実施することとしておりましたが、県の観光まちづくり推進事業補助金が採択されたことに伴い、観光協会が事業主主体として事業を行うこととなったために、委託料から補助金に組替えを行うものです。

続いて43ページ。7款、1項、3目、観光費 14節、工事請負費。新泉源送水ポンプインバーター取替え工事として143万8,000円を増額しております。増額理由としては、泉源ポンプ室にある2基設置している送水ポンプインバーターのうち1基が故障したため、今回緊急的に取替え工事を行うものでございます。

以上で、商工観光課所管分についての説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは建設課所管分の説明を行います。45ページをお願いいたします。

8款、土木費 2項、3目、道路橋梁改良費12節、委託料についてですが、156万8,000円を追加しております。私有地町道の対応について、相手との調整が完了したため、測量及び分筆に係る費用を計上したものでございます。

次に46ページをお願いいたします。3項、1目、河川総務費12節、委託料について330万円を追加しております。ハザードマップ作成業務委託料において、人件費単価の改定並びに歩掛の見直しに伴うものでございます。以上で建設課所管の説明終わります。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは水道課所管の説明を行います。47ページをお願いします。8款、4項、4目、下水道費を424万4,000円増額します。18節、負担金、補助及び交付金の下水道事業会計の補助金で人事異動等に伴う下水道事業費の支出の増額によるものです。

以上が、水道課の主なものになります。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

それでは教育委員会所管の主なものについて御説明をさせていただきます。

49ページをお願いします。10款、1項、2目. 事務局費 18節. 島への修学旅行補助金として130万1,000円を増額しております。これは中央小学校における修学旅行先が今年度に入り壱岐市に決定したための増額、また南小学校における不足額分の増額となります。

次に50ページをお願いします。10款、2項、1目. 東小学校管理費 14節. 学校設備改修工事費として100万円を新たに増額しております。これは保健室の空調機の故障によるもので、新しく空調機を取り替えるものでございます。

次に2目. 東小学校教育振興費 13節. 教育用コンピューターリース料として100万円を減額しております。これは教育用パソコンとして、校務支援用パソコン2台、パソコン室内のパソコン15台を完備しておりますが、パソコン室内のパソコン15台については使用頻度が低いことから、更新手続は行わずに減額するものであります。

また同様に5目. 中央小学校教育振興費として、中央小学校15台分の100万円。8目. 南小学校教育振興費として、南小学校20台分の150万円分を合わせて減額しております。

次に4目. 中央小学校管理費 14節. 学校設備改修工事費として870万円を新たに増額しております。主なものとして体育館のLED照明工事となります。

現在使用している水銀灯ですが、不点灯による箇所が増えてきており、交換が必要とされるところですが、水銀灯の生産が終了しており、交換ができない状況となっております。そのことから早急な対応を要するため、今回設置工事を行うものであります。

次に7目. 南小学校管理費 14節. 学校設備改修工事費として770万円を新たに増額しております。主なものとして、中央小学校同様ですが、体育館のLED照明設置工事を追加したものとなります。

次に、10款、3項、1目. 中学校管理費 14節. 学校設備改修工事費として920万円を新たに増額しております。主なものとして、中央・南小学校同様でございますが、体育館のLED照明工事を追加したものであり、また、保健室の空調機の故障によるもので、新しく空調機を取り替えるものでございます。

次に52ページの10款、4項、1目. 社会教育総務費 2節. 会計年度任用職員として1名分の237万4,000円を新たに増額しております。

次に、53ページをお願いします。10款、4項、4目. 総合文化会館管理費 12節. 総合文化会館改修工事設計と業務委託料として2,520万円を新たに増額しております。これは総合文化会館の施設整備を行い、これまで以上に利用促進を図ることを目的とした基本計画及び実施設計業務に係る委託料となります。

次に、10款、4項、6目. 講堂管理費 14節. 講堂改修工事費として400万円を増額しております。現在の講堂の改修工事に伴い、アスファルトの舗装面積の増や、石積み工の掘削土量等の増により、増額するものであります。

次に54ページをお願いします。10款、5項、1目. 保健体育総務費 18節. 全国大会等出場補助金として、これまでの実績と今後の見込みを考慮し200万円を増額しております。

次に10款、5項、3目. 体育センター管理費 10節. 光熱水費として130万円を増額しております。これは体育センターにLPGガスを燃料とした空調設備を導入することから、新たに増額するものでございます。

以上で、議案第49号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

会議の途中ですが、しばらく休憩します。11時から再開します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

50ページ、それから51ページ。教育費の小学校費、中学校費のそれぞれの14節. 東小学校のエアコンあたり。今恐らく故障、後は不具合があったと思いますが、そのほかの870万円だと700万円だと、それを合わせると1,600万円ほどになるんですね。

こういったものはやはり、もし分かっていればですね、3月議会で予算を通す必要があるんじやなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

まず冒頭に話がありました東小学校関係の空調機ですが、これは完全に故障で起動しなくなったということでございます。ですので、まだこれからも9月・10月と暑い日が続きますので、それに対応するための空調機の取替えということです。

ですので、3月時点ではこれは全く予測できなかつたものでございます。それとLED関係でございます。東小学校を除く各小・中学校のLEDをあげさせてもらっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、水銀灯の不点灯が生じてることと、それと水銀灯の生産が終了されてるということでございます。

一般的には2027年に製造廃止となっておりますが、これに伴う体育館等の照明については、もう既に生産がされていないということと、あと輸入もなされていないということでございますので今回上げるものでございます。

それと御承知のとおり、資材の高騰等もございますので、それに伴って今回のタイミングで上げ

させてもらってるということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

53ページ。これも似たような質問になるのですが、総合文化会館の設計業務委託料。これも2,520万円と大きな額の補正だと思うのですが、こういったものがもし先ほど言いましたように年度初めの予算で分かっていればもっと審議できたというように思いますが、併せて回答をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

53ページの10款、4項、4目、12節の業務委託料でございます。今回2,520万円を新たに増額させていただいております。これは今年度に入ってから、企画情報課のほうと協議の中で国の交付金を活用するものでございます。

これが令和8年度の早い段階において、県と国との調整を要することが必要となってくるために今回上げさせていただいて、それから基本計画、実施設計、それをもとに先ほど言いました国、県との調整を行うということでございます。

ですので、今回のタイミングでなければ令和8年度の事業に上げることができないということでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

失礼いたします。51ページをお開きください。これ説明がなかったと思うのですが、中学校の教育用コンピューターリース料の減額。15万円になってます。これは計算すると2台分になるのかなと——小学校と同じように考えるとですね。かなということと、もう一つこの台数が違うということの説明。

あとリース料を更新するのをやめるということはもうリースをしない、使わなくなるということなのでしょうか。タブレットが各生徒に配られているので、いわゆる教育用コンピューターはもうこれで終わりということになるのでしょうか。以上です。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

まず学校教育のコンピューターのリースでございます。これは先ほど申し上げましたが、東小学校が15台、中央小が15台、南小が20台ということさせてもらいます。

それと中学校ですが、中学校もこのリースに伴うものでございまして、それが7月31日までのリースを行っております。

それで、これが12月からのリースを取りやめるような形となりまして。その後のパソコンはどうなるかということですが、これは無償譲渡となり、全台数を廃棄するのではなく必要な台数を学校

等と協議をして、それに残すような形を行っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

53ページの10款、4項、4目、12節、委託料ですね。2,520万円という委託料としては大きい金額でございますが、この工事設計の委託料ですが、内容について現時点で分かってる範囲で結構ですが、工事内容等を教えていただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほど申し上げましたが、12節、のほうに総合文化会館の2,520万円を新たに増額をさせていただいております。

この内容でございますが、御説明いたしましたとおり総合文化会館の全般的なリノベーション的なものを図るということでの基本設計、実施設計となります。ですので、これからこれを採択いたたければこれは発注となるわけですが、そこの中ではどういったものが必要なのかというものが出てきますので、今の段階ではどの程度というのを控えさせていただければと思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

当然図書館も含めてあろうかと思っておりますが、図書館を主にということでおろしいでしょうかね。それともう一点すいません。この設計業務の委託期間、これがいつまでなのか。これもお願ひします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

まず図書館が主なものかとお話がありました。これ明日、明後日の一般質問の中でもお答えするかと思いますが、基本ですね、図書館を中心とした工事等になってくるかと思っております。

それと業務委託の期間でございますが、ここが基本設計と実施設計の両方上げておりますので、恐らく年度内に完了することは難しいかと思いますので、繰越しも視野に入れて取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではページは22ページ。総務費の2款、1項、6目、企画費のところの12節、委託料で833——波佐見の日の記念講演委託料が上がっておりますが。先ほど説明がありました町制70周年のイベントということで、日時は多分令和8年3月3日にされると思いますけど、講師の方がもし決まっていればちょっと御紹介いただきたいと思いますけど。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

おっしゃるとおりですね、令和8年3月3日に——その日は平日火曜日ですが、講演会を予定しております。講師の方についてはですね、現在ちょっとその選定中ということで、候補を上げて今選定を行っているという状況です。まだ先方の方のスケジュールもありますので、この場ではまだ控えさせていただきます。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。もし参考に答えられる範囲で結構ですが、講師の方を選ばれるときに、どういう分野でどういうお話をしていただこうという考え方をお持ちでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

できればこの波佐見の地域を知ってる方、というような形で。地域にぬじみがあるような人を選定できればということで考えております。そういうところです。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

ページ数は36ページをお願いします。4款、1項、5目。環境衛生費の、節が12節。委託料 地球温暖化対策実行計画の1,000万円の件ですが。こちらが地球温暖化——文字のとおり地球温暖化対策とのことです。この温室光化学ガスとかの抑制のためと説明を受けましたが、この計画というのは、いつ頃完成して、この計画の期間はどうなるのかというのをまずお示しいただきたいのと。あともし委託先を差し支えなければ教えていただけますか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

この計画の委託期間は12月、1月、今年度内となっております。今後ですね、この計画を策定することによって今後の国の施策などで、例えば太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進、産業運営などの省エネルギーの促進、あと公共交通機関の利便性向上や廃棄物対策などの地域環境の整備、改善などの事業について、国県などの補助事業とか起債などが活用しやすくなりますので、計画策定のためこの補助金があるうちに計画を策定するものでございます。

計画の策定業務については現在プロポーザルで募集中でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

計画期間につきましては、当面まず5年と考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

すいませんちょっと複数お伺いします。事業の詳細についてちょっとお伺いしていきます。まず22ページの2款、総務費 1項、総務管理費 6目、企画費の13節、ゆるバス使用料及び賃借料ゆるバス決戦投票テント借上料7万円なのですが。金額少ないんですけど、ゆるバスで、今多くちやまるがランキングをされていて、今18位だと思うんですけど今日時点で。何位に入ればこの決戦投票に行けるのかというのをお伺いします。細かくてすいません。

あと次が23ページをお願いします。2款、総務費 1項、総務管理費の10目、地域情報化管理費 17節、備品購入費 窓口申請書作成端末購入費。説明あったのですが、これキオスク端末ですね。どういうことが可能になるのかという部分と、いつ頃使えるようになる予定かというのを教えてください。

次にですね、36ページをお願いします。4款、衛生費 1項、保健衛生費 8目、環境衛生費 18節、負担金、補助及び交付金の中の野良猫不妊去勢手術費補助金なのですが、現時点でどれぐらいの補助の実績があって、予定として今後どういう申請件数を見込んで、補正を組まれるのか教えてください。

最後に43ページの7款、商工費 1項、商工費 3目、12節、鴻ノ巣キャンプ施設 商工システム調整等業務委託料なのですが、この詳細を教えてください。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

はい22ページの2款、1項、6目、13節、ゆるバス決戦投票の出場条件ということで質問がありましたが、結論から言いますと何位でも申し込めば行けるという状況です。ただかなり——300近くの申込みがありますので、すごい下のほうであれば恥ずかしくて行いけないというふうに思っています。

はちやまるが今年度10周年であります。そういうところもありますので、しっかりとPRをして、今回投票を皆さんに呼びかけておりますので、今後も27日まで投票ができますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

23ページでございますね。2款、1項、10目、地域情報化の17節、窓口申請書作成端末購入費でございますが、まず概要について御説明をいたします。

皆様方が病院に行ったときにマイナンバーカードを差し込む端末があると思いますが、あの端末をイメージしていただければと思います。その端末を用いて、マイナンバーカードの情報を読み取ります、顔認証暗証番号で本人の確認をいたします。その情報をもとに、タッチパネルで各申請書を選んでいただいて、申請書にそのマイナンバーカードから得た情報を印字いたします。それを印刷

して、窓口に提出するという一連の流れになります。このことで申請済みの方は、マイナンバーカードを持つことで自署をすることなく申請書を作ることができます。

当然マイナンバーカードに記載されてない情報もございますので、その点は付記していただきますが、窓口に来られる方の省力化につながるということで考えております。

なお今後についてはですね、業者選定に入りますので、その手続を踏まえた上で可能であれば、年内から運用開始をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

43ページ、7款、1項、3目、12節、鴻ノ巣キャンプ場施設昇降システム調整等業務委託料でございますが。内容につきましては、今キャンプ場にツリーフロアという、ちょっと木の高いところに設置するところが、床のフロアがございますが、そちらのベルトと、こちらの調整が必要だというふうなことと、あと周辺の樹木の高枝。こういったところが支障をきたしているような状況もございますので、高枝の伐採と、こういったところを含めて委託をするように検討しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

先ほどの野良猫の分ですが、現在当初予算24万円に対して、もう既に流用で対応しているような状況でございまして、総額的には70万円程度になるというふうに見込んでおります。

頭数についてはちょっと雄と雌ですね、金額が違いますので一概には言えないのですが、雄が1万円、雌が1万2,000円で案分して計算したものでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

ページが43ページになりますが、先ほど城後議員のほうが質問されました7款、1項、3目、12節、委託料の鴻ノ巣キャンプ施設昇降システム調整等の業務委託料ですけど。中身今、御説明された伐採ですか。昇降システム調整というその中身がよく分からぬんですね。その辺御説明をしていただきたいということと。併せてですね、今回鴻ノ巣キャンプ場にまた税金を投入して、このシステム業務のほうをやりやすいように委託されるのですが、これそもそも現在、利用者はどういう状況で推移してなのかとか、その辺に関して必要とされる項目なのかというのも精査されたのかというのをちょっと疑問に思いまして、質問しております。

御回答をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

43ページの7款、1項、3目、12節、鴻ノ巣キャンプ施設昇降システム調整等業務委託料について

ということですいません。

ちょっと先ほどの答弁がちょっと詳しくなかったので申し訳ございませんが、施設のツリーフロアの昇降システムということで、あれはツリーフロア一階は地上面から一定の高さまで吊り上げるというふうなことで、高さを確保して、その上にテントを張って、宿泊をしていただくというふうなことになるシステムでございますが。その昇降システム。これを吊り上げたりとか降ろしたりとかする、そういったところのベルトであったりとか、必要資材について調整が必要になったというふうなことで、今回業務委託するという部分と。併せてその周辺、キャンプ場周辺のドムアップテントとかツリーフロア一階の高枝、こういったところがですね、非常に繁茂してきてるというふうなこともありますし、そちらの枝の枝打ち、伐採等も含めて、これを合わせて委託をするというふうなことで考えております。

あと、お尋ねのあったキャンプ場の現在の利用につきましては、昨年令和6年10月に開業をして、その後モニター宿泊等も行いながらやっておりまして、今令和7年8月までの利用状況としましては、まずドムアップテントがこれは10件、10組ですね。10件42名。それからツリーフロアが5件10名の宿泊の状況というふうなところになっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

多分この鴻ノ巣キャンプ場の管理については、観光協会のほうに委託されたと思うですね。この観光協会委託の段階委託の内容に今おっしゃっている伐採とか、入ってないんですか。ここ何日か前に、私現場に行きましたけど、管理自体がうまくいってるかって言えばそうでもなくて、トイレ等とか水回りのところ、行きましたが散らかっているし。やはり管理がされてるような状況ではなかったわけですね。

管理業務の中にこういう当然のことながら、設置の段階で分かるわけですよね。立木が、枝が伸びてくるのは。その管理ってそこに当然入る内容じゃないんですか。今改めてここに、86万幾らを上げていらっしゃいますけど。

こういうのを組み込んだ委託料とすれば、改めて補正でこの伐採等に関して上げる必要があるのかなと、単純に思ってしまうわけですよ。その必要性がもう精査されていないのではないかというように思っています。

その昇降をする部分に関しては、操作できるような形になってるのかどうか。それを専門家がやらないと駄目なのか。そうじゃなくて管理の委託を受けた団体が、その手続きや操作できるのであれば、その管理費の中であることは当然のことであって、改めてここに補正として税金を投入する必要はないと思うのですよ。その回答をお願いします。

もう一点は46ページになりますが。建設課のほうで8款、3項、1目、ですね。12節、委託料の御説明の際に、人件費等も含めて、改定ということでということの御説明がありました。

この人件費は今日の新聞に載っていますが、長崎県が12月以降に最低賃金を1,031円にしますよと
いうふうなことがございますが、人件費の増額等も含めてということは、どの段階の人件費を改定
があった分を御説明されているのかというのをお伺いしたい。

今回いろんな形で工事に関しても、資材の高騰とか人件費の高騰。一言で言えばそういうことな
のですけど、いつの段階の人件費の改定のお話をされているのか。もうこれを言えば人件費が増額
なので、資材が高騰してますので、それで全部通ってしまうと思ってもらって困るわけですね。大
切な税金ですね。どの段階の人件費をおっしゃってるのか、その説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

先ほどの委託料の、今回委託をする理由についてでございますが、当然観光協会のほうに、鴻ノ巣
キャンプ場管理業務について委託をしているところでございますが、このツリーフロアの昇降機
システムというところにつきましては、やはり木の——実際吊るしている木の状況とかですね、あ
とはシステムでそこに使っている、機材等の修繕とか、劣化具合、こういったところを見ながら、調
整をしなければいけないということで。観光協会の担当者のほうとかが、そもそもできないのかと
いうふうなところの確認をしたのですが、やはりそこにある程度の専門性が必要だというふうなと
ころで、委託をせざるを得ないかなというふうに考えております。

それから高枝の枝打ちとか、そういったところについても、観光協会もしくは森林組合さんとか
で対応できないかというふうなところでも、検討いたしました、問合せ等も行ったんですが、ちよつ
となかなか対応ができない、ちょっと高所というふうなところでですね、高所作業車もちょっとな
かなか入れないというふうな、そういった御回答も頂きました。高いところ。

この業務を委託する事業者というのは今回、この設置に携わっていただいた事業者でございま
して、それが二、三か所そういうふうな施設管理も受けられて、高枝の木の伐採とか、そういつ
たところもやられているというふうなことで、今回併せて委託をするというふうなこと決定した次
第でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

46ページ、8款、3項、1目、12節。この人件費についての話ですが、これにつきましてはまず當
初予算を計上する際は、令和6年度の予算でしか見れないで、その予算でまず計上します。

そののちですね、令和7年度に入って、新たな人件費の単価が交付されますので、それをまた充て
て計算をすることにしております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

先ほどのキャンプ場にちょっと戻りますけど、それは定期的に発生する出来事になりますか。こ

の商工システムの問題。当然枝葉が切る分は植物ですから、生きてますから切っても伸びてくるんです。九電さんは電線に障ってるところだけの伐採をしますけど、1、2年たてばまた伸びてきて、またしよらすと。元から切るじゃなくて。

だから今このキャンプ場おっしゃっていますけど、キャンプに関しては基本的には委託含めて、今回の委託に関してももう何年か後にまたやらないといけないと。そういうことになるでしょ。だから当然のことながら利用者が多くて、もうどうしようもないと。モニターさんを入れて宿泊して10件だとおっしゃいましたよね。モニターさんにも貸出しましたけど10件と5件というふうなことでございますが。

やはり本当に利用してもらいたいと思うならば、オールシーズン宣伝をするなりしないと。ウェルカムで待っているだけでは、維持費に金がかかって費用対効果とか、そういう部分というのは薄くなっちゃう。維持するだけに金を使ってるという結果が、今お話を伺うと出でるのですわな。

だからそれなりの施設じゃないと、お客様があえて波佐見の田舎にいらっしゃって、山にキャンプを張って、自然と一緒に体感しようと、体験しようとということまではならない。私も見てきましたがまだまだ不十分だと、行ってみたいなという感情に駆られることはなかったわけですよ。

だからそこら辺をきれいにしないといけないので、そこら辺も含めて、そのあたりの委託、管理に関してはですね、もっと協議をされてですよ。その委託される観光協会も含めて、この商工も含めてなさるべきだと思いますので、これを機会にどうお考えなのかちょっと御答弁ください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ありがとうございます。今回ですね、観光協会のほうに委託をして、施設の管理とあわせて、情報発信等も行っていただいているというふうな状況もございます。

おっしゃられるように、いろんな施設の維持管理等にいろんな経費がかかってきている中で、利用者をいかに確保していくかというふうなところは当然我々としても課題とか感じておりますし、観光協会のほうと利用者増の取組についてですね、現在も協議をさせていただいておりますので、議員おっしゃるように利用者が今後活用して、増えるような施策として利用促進を図っていくような体制も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

43ページ、商工費の4目、陶芸の館管理費の件ですが。今年の陶器まつり私は3日間、知人、友人を連れていきました。そこでですねこのトイレの改修が本館の左側の改修というふうに捉えてるのですが、まずそれいいですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃるとおりですね、本館の正面玄関入って左奥のトイレの改修となります。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

そこはですね、男子トイレはある程度こうスムーズに流れたんですね。女子トイレが女子トイレの入り口から玄関付近までつながっていたんですね。それで私がいるときに、もう今だけ男といって男子トイレに入って来られたんですよ。どこの通りもそうですが、こういったイベントのときは女子トイレの方どうも数が——基準法には則っていらっしゃるんでしょうけど、少ないように感じているんですね。今回は女子トイレの改修等も含めて実施設計予定されておりますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回の改修工事につきましては、女子トイレだけということじゃなくて、男子トイレ、女子トイレの和式の洋式化や、洋式トイレの老朽化に伴うものの改修を予定しております。

先ほどおっしゃられました陶器まつりの際の女子トイレの大渋滞の問題につきましてはですね、期間中に勤労福祉会館の裏に仮設のトイレを設けさせていただいております。そちらのほうに誘導はさせていただいているものの、なかなかうまく伝わらずに陶芸の館のトイレを活用されてる方が多いというふうなところもあります。

そういう陶器まつり等のイベントに際しまして、そういう仮設トイレを設置して、利用を促していくというふうなことで対応することになろうかと思います。ですので、今回は特に女子トイレを大幅に数を増やすとかということでの改修ではございませんので、既存のトイレの便器の改修工事を行うというふうなことでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君）

すいません。もう3回以上ですので。ほかにございませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

23ページをお願いします。2款、総務費 1項、総務管理費の11目、ふるさと納税管理費で13節。使用料及び賃貸賃借料なんですけど、これって多分陶芸の館の前に、自動販売機スタイルでふるさと納税を受け付ける機械の件に関わる費用が全体入ってると思うんですけど、具体的にいつですね、受付が開始できる予定なのかと、使用開始に当たってはですね、どういう告知というか、プロモーションをされる予定かを教えてください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

23ページ、2款、1項、11目、使用料及び賃借料のところですが、議員おっしゃるような今回の何

といいますか自動販売機形式のふるさと納税のチケットですね。その分は今回の分には入っておりません。

いつからということですが、今ですね総務省のほうがですね、ふるさと納税の何といいますか制度を変えてきております。今回のチケットを使うと、もしかしたらちょっと制度に引っかかる可能性がありますので、ちょっと一旦見合せさせてもらって、体制を整え直してから、また申請を行いうように予定をしております。

なので、ちょっと時期は未定ということで御返事をさせていただきます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

ではこの使用料とかその辺は具体的にどういう形で利用される予定なのかをちょっと全体的に、13節. についてちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

こちらが12節. のほうに委託料見ていただけると分かると思うのですけど、システム保守委託料とかeチケットシステム委託料、特設サイト保守委託料が、こちらが事業者の方から保守委託ではなくて使用料のほうで請求をしたいという申出がありましたので、その分を使用料及び賃借料にそのまま組替えをしているということでございます。

○議長（尾上和孝君） 9番 福田議員。

○9番（福田勝也君）

ページ数は16ページですね。ここで3目のふるさと基金の応援基金の繰入れで4,540万円ですね、基金の繰入れをされておりますが、説明の内容では総合文化会館の改修と、あと町政70周年の事業ということで。総合文化会館の改修については委託料で2,520万円と、あと町政の施行の70周年の事業については500万円ほどなのですが、ここで3,000万円は分かるのですが、そのほかの事業について、ほかの事業について幾らされてるのかというのをちょっとお伺いいたします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

主なものだけ挙げさせていただきます。まずは2款、1項、8目、18節. 防犯対策推進事業費補助金に対しまして100万円。あとは8款、3項、1目、12節. ハザードマップ作成業務委託料に150万円ですね。10款、5項、1目、18節. 教育委員会の全国大会出場補助金に対して200万円。以上が主なものになります。

○議長（尾上和孝君） 9番 福田議員。

○9番（福田勝也君）

ふるさとづくり応援基金の活用に当たってはですね、やはり寄附者の意向に沿っての5つの活用

要件とありますが、そこあたりも精査されて、それぞれどの項目にというのも精査されて活用される予定でしょうか。

○議長（尾上和孝君）　松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

そうですね、できるだけ寄附者の意向に沿うようにしたいと思っておりますが、やはり財源の関係上ですね、少し偏りがあるところもあると思いますけど、できるだけ寄附者の意向に沿うように、基金のほうを活用していきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君）　2番　脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

33ページのですね、3款、2項、1目、2目、それぞれ22節。償還金利子及び割引料というのがございます。1目のほうには過年度支援対象児童等見守り強化事業費補助金返還金ほか9件あります。その下に、過年度2目のほうですね、過年度障害児通所給付費負担金返還金ほか3件あります。全部でこのページに14件の過年度の返還金というのがあるわけですが。現年度で返還すべきが原則かとは思うのですが、ここにどうして過年度になったのか。このあたりの理由をお聞かせください。

○議長（尾上和孝君）　石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

6年度事業に関しては7年度になります返還するというルールになっております。

○議長（尾上和孝君）　3番　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではページは23ページ。総務費の2款、1項、8目。諸費の18節。負担金、補助金防犯対策、推進事業費補助金で100万円あがっておりますが、先ほど説明がありましたのを聞いておりましたら法人向けのカメラ設置に対する補助と言われたのですが。防犯対策いろいろあると思います。

特に防犯カメラに関しては何を映すかによって、地域を守るのか、会社を守るのか、違うと思いますが、今回法人向けの申請者に限るってされたのはどういう理由からでしょうか。あと件数として、幾つの法人で何台ぐらいを想定されての100万円なのかを教えてほしいです。

○議長（尾上和孝君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

23ページ、2款、1項、8目。諸費でございます。今回先ほど説明したとおり、防犯対策推進事業費補助金ということで、防犯カメラの助成を開始したいと考えております。冒頭申し上げたとおり、これから制度設計を行いますが、今のところ法人向けということで考えております。法人もいろいろあると思うんですが、一般的な法人を想定しております、ある程度の公益性を満たすようなところで考えております。

例えばではございますが、道路に面してそういったところを監視して、防犯対策上効果があると

認められるものなるということも想定しております。

今からいろいろなことを各市町さんの取組状況等も調べて制度設計をしたいと思います。一方でやはり録画をした画像について、やはり個人情報等もありますので、この辺の取扱いの要綱も併せて整備をしたいと思っております。これまで公共施設のみでございましたがこれはやはり公共施設に来られる方の安全対策ということでございますが、一方民間企業になると2次利用ということも想定されますので、そういうことも一定数、整理をしながらということも考えていきたいと思います。意見がございましたら、私のほうにでもお寄せいたたければというふうに思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

ページ数40ページ、6款、1項、5目。土地改良費。先ほど説明はありましたが、小規模農林事業費の補助金200万円追加をされています。年度当初600万円計上されていたのですが、今後のこの補助金の見通しについていかね。特に水利関係の修理費というようなことを言われたのですが、今まさに稻穂が実りつつあるわけで、実態把握にはいいのかなと思うわけですが。

今後のこの補助金の見通しを聞かせていただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

6款、1項、5目、12節。小規模農林事業補助金についてですが、今回、今申請が上がってる分につきましては、やはり水利関係でかなり件数が多かったものですから、やはり緊急を要するということで、一旦別の事業から予算を流用して対応しているところです。今後もまだ二、三件の要望はあるということも想定しまして、今、流用している分から若干金額を増やしまして、この200万円という金額を計上しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

異常気象がこう続く中で、かなり地形等にも影響があるのかなと。前に農業機械等の補助金で補正、補正というような形でかなり助けていただいたわけですが、今後もそういう形にならないためにもですね、呼びかけもしっかりとしていただいてですね、年度当初の予算確保ができるようなそういう取り組みをお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

議員おっしゃるとおりなんですが、やはり天候にどうしても左右される部分もございますので、なかなか難しいところもございますが、やはりこれまでの申請件数等を参考にいたしまして、今後の予算の要望については、行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。13時から再開します。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

日程第6 議案第50号

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を再開します。日程第6. 議案第50号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第50号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出予算に、それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,700万円とするものです。

追加する2,500万円の内訳ですが、2ページをお願いします。歳入についての主なものは、令和6年度決算における実質収支額の確定に伴い、7款、1項、繰越金を2,515万2,000円増額するものです。

3ページ。歳出補正の主なものとして、7款、1項、諸支出金 425万5,000円の増額。こちらは令和6年度事業の精算として県支出金を返還するものです。先ほども御質問がありましたが、補助事業の中には、3月まで事業を実施して、4月、5月にならないと事業費が確定しないものが多くあります。確定した後に実績報告を行い国や県の確認を受け、もらい過ぎた補助金や交付金は返還する

という流れですので、翌年度予算で返還することとなります。

8款、1項、予備費 2,038万1,000円の増額になりますが、予算の調整で歳入と歳出の差額を計上しています。

以上で、令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第51号 令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第51号 令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出予算それぞれに200万円を追加し、予算の総額を2億3,700万円とするものです。

2ページをお願いします。歳入の主なものは令和6年度決算における実質収支額の確定に伴い、5款、1項、繰越金 123万5,000円の増額です。

3ページをお願いします。4款、1項、予備費に123万4,000円の増額となります。予算の調整において、歳入と歳出の差額を計上しています。

以上で、令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号

○議長（尾上和孝君）

日程第8. 議案第52号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

議案第52号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,800万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億8,800万円とするものです。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。9款、繰越金は前年度繰越金1,870万9,000円を追加しております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。5款、諸支出金 1款、小償還金及び還付加算金について、過年度事業の精算に伴う返還金として309万円を追加しております。8款、予備費は今回計上した歳入から歳出を差し引いた余剰分、1,743万7,000円を計上しております。

以上で、令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第52号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第53号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第53号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。今回の補正は人事異動等に伴う人件費と減価償却費の補正が主なものです。補正予算書の1ページをお願いします。

収益的収入及び支出の補正で、収入は水道事業収益を11万1,000円増額し、補正後の予算額を3億264万1,000円とし、支出については水道事業費用を206万2,000円増額し、補正後の予定額を2億8,779万4,000円とするものです。

収入では第2項 営業外収支を11万1,000円増額します。これは一般会計負担の児童手当分になります。支出については、第1項 営業費用を138万9,000円増額します。人事異動や、有形固定資産、償却費によるもので総係費の増額になります。

営業外費用は企業債利息を67万3,000円増額します。また、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費を264万2,000円減額し、423万4,231万5,000円とします。一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を106万9,000円に改めます。

以上で議案第53号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号

○議長（尾上和孝君）

日程第10. 議案第54号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第54号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。今回の補正は人事異動に伴う人件費の補正、令和6年度の固定資産整理完了による減価償却費及び長期前受金の補正、企業債利息の補正、収支調整のための一般会計補助金の補正となっております。

補正予算書の1ページをお願いします。収益的収支及び支出の補正では、収入は下水道事業収益を519万6,000円増額し、補正後の予定額を3億2,784万1,000円とし、支出は下水道事業費用を519万8,000円増額し、補正後の予定額を3億2,634万3,000円とするものです。

収入では第2項の営業外収益を519万6,000円の増額となります。主に一般会計補助金となっております。

支出では第1項 営業費用を534万4,000円増額します。人事異動等による伴う総係費の534万4,000円の増額と減価償却費で39万2,000円の減額になります。営業外費用は企業債利息等について14万6,000円を減額します。

次に資本的収入及び支出の補正で、収入は222万9,000円増額し補正後の予定額を1億6,001万2,000円とし、支出は8万7,000円を増額し、補正後の予定額を2億2,680万5,000円とするものです。

収入は第2項 一般会計補助金の増額になります。支出は第1項 建設改良費の増額です。人件費

に係る児童手当及び職員共済等の負担金に増額によるものです。

第3条、本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,693万5,000円を6,679万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金6,693万5,000円を6,679万3,000円に改めます。

2ページをお願いいたします。第4条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正では、職員給与費を555万6,000円増額し3,924万9,000円とします。

また第5条、一般会計からこの会計の補助を受ける金額を2億3,836万4,000円に改めます。

以上で議案第54号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号

○議長（尾上和孝君）

日程第11. 議案第55号 波佐見町公共施設等整備基金条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第55号について御説明いたします。

波佐見町公共施設等整備基金条例。波佐見町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月3日提出。

提案理由でございますが、本町が所有する公共施設等の保全、更新、その他計画的な整備に必要な経費の財源に充てるため、本基金条例を制定するものでございます。

次のページを御覧ください。まず第1条 設置でございます。公共施設等の計画的な整備、改修、除去のため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、波佐見町公共施設等整備基金を設置するものとしております。

第2条 積立てでございますが、基金として積み立てる額は予算で定めるとしております。

第3条 管理でございますが、第1項で基金の現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ、有利な方法により保管しなければならないとしております。

第2項で、基金の現金は必要に応じて有価証券に代えることができるとしております。

第4条 運用益金の処理でございますが、基金運用による収益は一般会計予算に計上し、この基金に編入するものとしております。

第5条 繰替運用でございますが、財政上必要な場合は確実な返済方法、期間利率を定めて基金を歳計現金として運用することができるとしております。

第6条 処分でございますが、基金は公共施設等の整備改修等の財源に充てる場合に限り、一般会計予算に計上して、全部または一部を処分することができるものとしております。

第7条 委任でございますが、基金の管理に必要な、その他の事項は町長が別途定めることとしております。

なお、附則には第1項として施行日を令和7年10月1日からとしております。第2項として波佐見町教育施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について定めております。また、第3項として経過措置について定めております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今回公共施設整備基金ですね、新設されるということでございますが、設置の1条には所有する公共設備及び、公共施設の計画的な整備改修または除却というように書かれていますけど、これって基本的に限定した既存の施設に限られたものにする使用するためのきちんという解釈をしたほうがいいんですか。

それともまた、本年の3月議会において、議会のほうから提出されました運動公園、総合運動公園等の新設も含めた公共施設に関するきちんとした基金も含めたところの拡大解釈ができる内容というふうな捉え方をしていいのか、その辺の中身について明確にお答えください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃるところでですね、第1条、計画的な整備というところがございます。なので新しい

施設等の整備についても、この基金を活用するということで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

基金に関する部分に関しては予算を定めるというふうに書いてありますが、どの段階で新年度予算という当初予算のほうをなさっているのか、改めてその予算計上に当たってはいつ頃を想定されていますか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

基本的には当初予算に計上することで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今回3月に出された議会から決議文という形で出された内容について、このように早くに公共施設等の整備に関する基金として、政策的に意見等を集約されて具体的な措置を講じられて提案されたということに対しては、改めて、このスピード感に関しましてお礼を申し上げたいと思います。あくまでも予算化に向けて当初予算から、金額的には設定するということでございますが、大きな施設等も考えられるということでございますれば、少々大胆な予算措置を講じていただくことを併せて申入れてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君） 9番 福田議員。

○9番（福田勝也君）

この公共施設等整備条例ですね。基金条例基金としましては、これまでこの一般会計のほうの予算で定めるとありますが、これまで財調とかあるいは庁舎建設、一般会計の余剰金をそういった基金に積立てられてるかと思うのですけど、この基金についての積立て方法はどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

同じように、決算期に余剰金と出た分を基金として積み立てることで考えております。

○議長（尾上和孝君） 9番 福田議員。

○8番（城後光君）

予算的にどうかと思うんですが、今ふるさとづくり応援基金ございますが、そちらの一部もこちらに入れるというふうなところは考えられないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ふるさと応援基金のほうはですね、その目的等で積立てを行っておりますので、その基金の一部

をこちらのほうに移すということはできないようになっております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 波佐見町公共施設等整備基金条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号

○議長（尾上和孝君）

日程第12. 議案第61号 波佐見町まちづくり基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第61号について御説明いたします。波佐見町まちづくり基金条例の一部を改正する条例について。波佐見町まちづくり基金条例の一部を別紙のとおり改正する。令和7年9月3日提出。

提案理由でございますが、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため本基金条例を改正するものでございます。

次のページ別紙をお開きください。波佐見町まちづくり基金条例の一部を次のように改正する。第6条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。「（9）地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業。」

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するといたしております。

3ページは新旧対照表となっておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 波佐見町まちづくり基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号

○議長（尾上和孝君）

日程第13. 議案第62号 波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第62号について御説明いたします。波佐見町庁舎建設基金条例の廃止について。

波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月3日提出。

提案理由でございますが、本基金の設置目的が終了したことから廃止するものでございます。次のページの別紙をお開きください。波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する。附則といたしまして、この条例は令和7年9月30日から施行することといたしております。

以上で議案第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 波佐見町庁舎建設基金条例を廃止する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号

○議長（尾上和孝君）

日程第14. 議案第63号 有福勲教育振興基金条例を廃止する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第63号について御説明いたします。有福勲教育振興基金条例の廃止について。有福勲教育振興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月3日提出。

提案理由でございますが、本基金を全て取崩したため廃止するものでございます。別紙、次のページの別紙をお開きください。有福勲教育振興基金条例を廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和7年9月30日から施行するものといたしております。以上で議案第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

議案第63号 有福勲教育振興基金条例の廃止について、町長も冒頭提案趣旨の説明で申し上げられましたが、有福勲様が波佐見町の教育のために、こういった形で寄附を頂き基金をつくられたことが非常にありがたいことだと思っています。

今回基金を取崩して廃止されるということなのですが、有福様がこうやって寄附をして、子供たちのために行われた功績は多大なものと思いますが、何かしらのこういったものをつくられたというものを残す何と言うのですか、記念というか、そういうものは考えられているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

現状では特に考えておりませんが、これまでにも有福様以外にも、ほかの方からもたくさんのお寄せを頂いておりまして、それぞれに何かこう顕彰するようなものは特にございません。ただ

今回この基金を廃止するにあたりまして、御遺族といいますかね、その方には訪問させていただきまして、これまでこういう活用させていただいたという報告と、謝意については申し上げたところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 有福勲教育振興基金条例を廃止する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第74号

○議長（尾上和孝君）

日程第15. 議案第74号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第74号について御説明します。波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更について。令和5年6月7日付けで請負契約を締結した波佐見町防災行政無線再整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、本件は波佐見町防災行政無線再整備工事について工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次ページ。別紙をお願いいたします。今回の変更は、変更前、現在の契約金額4億3,891万3,200円に428万4,500円を増額し、変更後の契約金額を4億4,319万7,700円とするものでございます。なお契約の相手方については記載のとおり変更ございません。

それでは変更工事の内容について御説明をいたします。次ページ参考資料をお願いいたします。

1. 概要ですが防災行政無線の再整備工事については、令和5年度からの3か年度工事で進めており、令和7年度については公民館局22局の建て替え、旧拡声子局12局の撤去及び庁舎防災システム機器の入替えを進めており、機能強化や現場の対応等について施工業者と工事監理業者、設計事務所と協議を行い、追加や変更を行うものでございます。

変更内容が二つあります。1点目でございますがJ-ALETR全国瞬時警報システムからの自動起動放送連携と、雨量情報を取り込む中継サーバーの追加1台を行います。

2点目として公民館局の工事施工上の対応として機器、材料の変更6局、岩盤掘削工の追加1局、架設工の追加1局を行うものでございます。

それぞれの変更金額の内訳として3. 変更の概要でございますが、1点目の防災システム中継サーバーの追加1台として、207万9,000円。2点目の公民館局工事内容の変更計8局でございますが220万5,500円となっております。

以上で、議案第74号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

先ほど説明がありました、変更内容のところの雨量情報を取り込む中継サーバーの追加1台という文言がありますが、この雨量情報というのはどこの雨量の情報でしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回防災行政無線の再整備に当たり、もともと役場と中尾山にございましたが、今回野々川と鴻ノ巣を追加いたします。これをサーバーに取り込むときにうまくいくように今回中継サーバーをいたします。

主な内容とすれば、重複いたしますが、現在J-ALETRの放送については音声のみを連携しておりますが、今回この中継サーバーを入れることでメールの配信もできるようになります。そういった機能強化をあわせて今回変更をお願いしてることでございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

同じくですね変更内容の部分で3番に上がっております。サーバー追加1台、公民館の工事に内容変更が8局分ということで、純粋にこれだけの今回の増額の内容か、純粋にこの金額なのか。

すなわち前回も一般会計等の質疑の中でも出ましたように、物価の高騰、人件費の増額等が全く関係なく、今申し上げました変更内容の2つだけで事が済んでいるのか。どういう解釈していいのですかね。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回2点の変更がございます。1点目のサーバーについては現在の価格で、業者さんの見積りを取って平均の中で採用したということでございます。

2点目の工事内容については令和5年度の単価のままでございます。したがって数量のみの変更でこの金額を積算してあるということでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長

○総務課長（福田博治君）

失礼しました。人件費の単価も、令和5年度の単価を採用したものでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第75号

○議長（尾上和孝君）

日程第16. 議案第75号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第75号について御説明します。波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の変更について。令和7年2月1日付で請負契約を締結した波佐見町体育センター空調機設置工事について別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。本件は波佐見町体育センター空調機設置工事について、工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。次ページ、別紙をお願いいたします。

今回の変更は変更前現在の契約金額7,758万3,000円に148万1,700円を増額し、変更後の契約金額を7,906万4,700円とするものでございます。

なお、契約の相手方については記載のとおりで変更ございません。

それでは変更工事内容について御説明します。次ページ参考資料をお願いいたします。体育センター空調機設置工事については、現在鋭意工事を進めているところでございますが、1. 今回の変更概要として、工事を進めていく中で現場の対応等について施工業者と工事監理業者、設計事務所と協業化に変更や追加を行うものでございます。

2. その変更内容としてございますが3点ございます。一つ目、建築工事については発電機・バルクタンク基礎周辺のアスファルト舗装に13.1平米の増。外壁補修、天井補修及び粉じん飛散抑制工等の減がございます。

2点目、電気設備工事については、動力分電盤1台、鋼管柱1本の追加、高所作業車、ケーブル及び取付け金具等の増となっております。

3点目の機械設備工事については、室内容調機の除湿水を屋外に排出するドレンポンプ、8台の追加及び配管等の増となっております。

それぞれ3の変更の概要として金額でございますが、1点目の建築工事については23万7,600円の減。電気設備工事については105万2,700円の増。機械設備工事については66万6,600円の増となっております。

以上で、議案75号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

先ほどの防災無線の改修と同じく、体育センター空調機器の設置工事に関する部分に関しても、同じように2月の当初の契約どおりに追加工事のみの契約変更の金額と理解してよろしいですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当初設計の単価どおりで数量等の増減のみでございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第76号

○議長（尾上和孝君）

日程第17. 議案第76号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、内容説明を求めます。

太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

それでは議案第76号について説明いたします。

林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の変更について。令和6年12月6日付けで請負契約を締結した林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事について、別紙のとおり、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。提案理由としまして、本件は、林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事について工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものです。次ページの別紙を御覧ください。

契約金額ですが変更前の契約金額、1億7,094万円に対しまして今回の増額で1,691万1,400円増額し、変更後の契約金額を1億87,85万1,400円とするものです。契約の相手方につきましては、記載のとおり変更ございません。

3ページの参考資料を御覧ください。工事の変更内容について御説明いたします。

まず、概要についてですが、本工事を進めていく中で、当初設計時では見いだせなかった部分について変更や追加を行うものです。

変更内容です。5ページの計画平面図と併せてご確認いただきたいのですが。まず1番目、先進ボーリングによって採取されたコアを観察・検収し、アンカーの引き抜き試験を実施した結果により、アンカー工の土質区分及びアンカ一定着層を定め、アンカーの長さを変更するものです。当初ではアンカー工53本。全体で942.9メートル施工予定でしたが、変更で53本は変わらず全体の延長で

1,153.9メートル。210メートル増加するものとなります。

2番目ですが、アンカー工の残土搬出・資機材運搬において、当初予定していた運搬路における橋梁の制限耐荷重を超えるため、運搬車両を10トンから4トンへ変更する。

3番目です。アンカー工の切土施工中において、6月の梅雨前線豪雨により切土法面が崩壊したため、土砂撤去及びモルタル吹きつけによる充填を追加するものになります。これは6ページの図面のほうになります。

次に(4)ですが、地下水排除工において、施工実績により土質区分を変更する。

(5)その他、現地精査により各数量を変更することとしております。

3. 変更の概要ですが。すいません、上の括弧と下の括弧の数字が内容が合わない部分になりますが、まず1番としてアンカー工全体としまして、1,444万3,000円の増額になります。その内訳としまして、土工86万5,700円の増です。こちらが先ほどの2の2番の項目になります。

モルタル吹付工136万1,800円の減額ですが、こちらが県の基準に合わせまして、吹きつけ厚の変更を行っております。10センチメートルから7センチメートルへ変更しておりますので、減額となります。アンカー工本体ですが、1,161万6,000円の増となります。こちらが先ほど2の(1)のほうにあります。切土法面崩壊処理ということで、332万3,100円増額しております。こちらが先ほど2の(3)になります。地下水排除工、ボーリング暗渠工を29万8,100円の減額です。こちらが先ほどの2の4になりますが、土質区分の変更によるものです。その下が2の(5)からの分になるのですが、準備費としまして、伐開、除根、処分費が209万円増額です。こちらが実際、現地の施工に当たりまして、樹木の根がかなり大きいものが多かったために処分量の増加となります。

次のページですが、技術管理費の先進ボーリングになります。45万6,500円増額となります。ボーリングの延長の8メートル増加と土質区分の変更になります。次に安全費ですが、電線保護管22万円の増額です。こちらはクレーン使用時等における電線管の保護になります。

以上で、議案第76号 林道虚空蔵線ほか1地区災害復旧工事請負契約の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(尾上和孝君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村議員。

○6番(岡村達馬君)

ここにおけるアンカー工のいわゆるパイっていいですか、大きさはどのくらいのものを実施されていますか。

○議長(尾上和孝君) 太田農林課参事。

○農林課参事(太田克宏君)

施工するアンカーの掘削の大きさにつきましては、パイの135ミリの掘削を行いましてその中にア

ンカーを施工するようにしております。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

純粋に工事内容の変更による増額ということで理解してよろしいですか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

おっしゃられるとおり、工事内容の変更に伴う増額となります。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

この林道虚空蔵線のこの災害復旧工事なのですが、多分これ激甚災害の指定を受けていたと思うのですが、こうやって工事の変更があった場合も、そこに対する国からの補助というのはあるんですか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

今回の変更に伴います、特にアンカー工については、説明の中にも申しましたが、先進ボーリングとその引き抜き試験の結果によって変更を行うものが主なものになりますが、こちらにつきましては、この試験結果によって変更を認められておりますので、これらの変更内容につきましても補助の対象となります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

特別、工期等の変更とかは書かれていませんが、切土の法面が崩壊したとかありますが、工期はもともとの想定どおりなのかというのと、いつまで予定なのかというのを教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

工期につきましては、令和8年3月25日までということでしておりますが、こちらについても今、変更はございません。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時00分 散会

第2日目（9月4日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

岡村 達馬 議員

1. 波佐見町地域防災計画について
2. 町の民生委員・児童委員の改選と活動について

田添 有喜 議員

1. 公共施設の管理・運営について
2. 町が所有する草刈り機械について
3. 部活動の地域移行について

城後 光 議員

波佐見焼産業と町の関わり方について

澤田 昭則 議員

1. 経営者の実情に即した町の支援について
2. 東小学校に関する今後の総合的な計画について
3. 観光地域づくりに向けた取組みについて

横山 聖代 議員

高校生支援の充実について

岡村 真由美 議員

1. 米の増産と渇水対策について
2. 「絆の日」の継続について
3. 県への要望書提出について

第2日目（9月4日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 觀 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 务 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 閑 昌 男	子 ジ も 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 課 者 長 兼 会 計 課 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行	総 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊

午前9時 開議

○議長（尾上和孝君）

御起立ください。皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第3回波佐見町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。これから通告に従い、順次発言を許します。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

おはようございます。通告書に従い一般質問を行います。

1. 波佐見町地域防災計画について。

本町の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき本年6月に行われた防災会議で、検討と修正が行われました。この計画は、本町防災体制の整備及び充実を図り、住民の命、身体及び財産を災害から守ることを目的とされています。

そこで、次のことを問います。

（1）今回の修正等により、今までの災害対策や防災計画と大きく変わったところがあるのか。また、それはどのような理由によるものか。

（2）水防体制や支援体制は従前と比べ大きな変化は見られない。近年、構成する団体の人員は減少計画傾向であり、これまでどおりとはいいかないように思うがどうか。

（3）この計画における数値の根拠、総合応援体制計画や避難体制整備計画は、具体的にどのようにになっているのか。

（4）水害に備えた街づくり等においては、民間建築物を活用した新たな整備等も提案されています。今回の計画には反映されているのか。

2. 町の民生委員・児童委員の改選と活動について。

民生委員制度は創設から、100年を超える歴史と実績がある制度で、国民すべてが民生委員の相談・支援を受けられるように、全国どこの地域でも活動されています。

委員の皆さんは非常勤の地方公務員と位置づけられ、その職務内容は本町の社会福祉行政も深く関わりを持っておられます。本年12月1日には改選が行われることから、皆さんの無償の活動について再認識をしたい。

そこで、次のことを問います。

（1）本町の定数31名はどのような根拠によるものか。また、子供から高齢者まで、複雑化する社

会情勢に対応できる人数となっているのか。

(2) 民生委員の活動は、安心できる地域社会づくりや多様化する福祉課題への取組、更には災害時の要支援者の安否確認など、行政にとっては切り離せないものである。町はこのような民生委員の活動をどう受け取り行政にどう生かしているのか。

(3) 町長は民生委員に、援助を必要とする者に関する必要な資料を作成し、また職務に関して指導ができるとされておりますが、これまでの実績はどうなっているのか。

以上、壇上での質問を終わり、詳細については発言席より行います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。それでは、ただいま6番 岡村達馬議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見町地域防災計画についてということで。

今年の6月に行った防災会議で検討と修正が行われたということで、次のことを問うという御質問でございました。

まず(1)今回の修正により、今までの防災対策や防災計画と大きく変わったところがあるのか。また、それはどのような理由によるものなのか、という御質問ですが。

地域防災計画は災害対策基本法に基づき、国及び地方公共団体が策定するもので、その自治体が実施する災害への備え、対応、復旧・復興までの一連の対策を網羅したもので、併せて関係機関で共有するものでございます。

国においては、防災基本計画において、全体の基本方針を定め、その基本方針に基づき、都道府県防災計画が定められ、その計画に基づき各市町がそれぞれの地域防災計画を策定しています。

このため上位計画である国の防災基本計画や、県の防災計画に修正があった場合、本町の地域防災計画も波佐見町防災会議での協議を経て修正を行っています。加えて本町独自の部分として、本年度においては、昨年度構築をしました3D都市モデル、災害情報一斉配信システムの計画への登載、医療的ケア児に対する非常用電源の確保などを計画に追加したところです。

(2)水防体制や支援体制は、従前と比べ大きな変化は見られない。近年構成する団体の人員は減少傾向であり、これまでどおりとはいわないようと思うがどうか、との御質問ですが。

本町の地域防災計画に掲げる水防団は、消防団を中心とするもので、近年の消防団を取り巻く環境を踏まえ、青年層、女性層の団員の参加促進を推進し、消防団の組織強化を通じて水防体制の強化を図ることとしています。

しかし中核をなす消防団員は、御指摘のとおり減少傾向であります、水防訓練の実施をはじめ、町民皆様の負託にこたえる体制はできていると判断をしています。

一方で、計画に掲げているとおり、時代の変遷に伴いNPO法人や民間企業などの協力を進める

必要があると認識していますので、引き続き水防体制の中核をなす消防団の機能強化を図りつつ、民間企業との連携強化をさらに検討してまいります。

(3) この計画における数値の根拠、総合応援体制計画や避難体制整備計画は具体的にどのようになっているのか、との御質問ですが。さきに申し上げたとおり、国や県の上位計画で提示がございます数値や指針、計画については、本町の地域防災計画でも踏襲をしています。

また総合応援体制計画に位置づけられる受援計画については、令和5年度において策定しており、避難体制整備については避難所運営を行う関係者に対する避難所運営マニュアルを策定しているところです。

具体的には、受援計画については本町が各関係機関から支援を受ける場合の役割分担やその内容を定め、災害時に各関係機関が円滑に連携できるよう情報共有を行っています。

また避難所運営マニュアルについては、避難所開設を行う町職員向けに持ち出し備品、受付の手順、パーテーション等の設置方法等を策定しています。

(4) 水害に備えたまちづくり等においては、民間建築物を活用した新たな整備等も提案されています。今回の計画には反映されているのかとの御質問ですが、全国的に見れば水害に備え、民間建築物を活用した事例も確認できるところですが、本町においては、一定規模の高層建築物や、高台等に位置する商業施設等が少なく、具体的な計画への反映には至っておりません。一方で、公共施設や自治会のグラウンド等で、水害の避難先に適する施設等は既に地域防災計画で避難場所として指定をしておりますので、引き続き水害に備えた検討は進めたいと思います。

次に、2. 町の民生委員・児童委員の改選と活動についての御質問の中で、本年12月1日には改選が行われることから次のことを問うということで、(1) 本町の定数31名はどのような根拠によるものか。また子供から高齢者まで、複雑化する社会情勢に対応できる人数となっているのか、との御質問ですが。

民生委員制度は地域のつながりがますます重要となる中で、その中心的な役割を果たす極めて重要な制度です。高齢化や子育て世代、障害者への支援そして孤立を防ぐための取組において、住民に寄り添い地域に根差した活動を進められており、その存在は欠かせません。定数については民生委員法に基づき人口や面積などにより、長崎県民生委員定数条例が定めており、県内は定数1,012人。その中で波佐見町は31人となっており、そのうち29名が民生児童委員、2名が主任児童委員として割当てられています。

基準などは長崎県民生委員・児童委員選任等事務取扱要領にのっとって、改選事務を実施しています。

複雑化する社会情勢に対応できる人数なのかとのことです。決められた人数の中で、各地区1名以上住民数に応じて選出していただいている状況です。行政としてできる限り活動を支援しながら、必要に応じ県へ相談してまいりたいと思います。

（2）民生委員の活動は、安心できる地域社会づくりや多様化する福祉課題への取組、さらには災害時の要支援者の安否確認など、行政とは切っても切り離せないものであると。町はこのような民生委員の活動をどう受け行政に生かしているのか、とのお尋ねですが。

民生委員児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受け、誰もが安心して生活できるよう地域の身近な相談相手として、暮らしを見守るボランティアの方々です。

同じ地域で生活する住民の一員として、高齢者や障害者、子育て世代などの様々な相談に応じ、困っている方を行政や専門機関へつなぐ役割を担っていただいております。

民生委員から町へつながれる相談や情報提供などは、すぐに関係各課や社会福祉協議会、東彼地区障がい者支援センター、福祉事務所、保健所などの機関と情報共有を図り解決に向けて行動を行うようにしています。

（3）町長は民生委員に援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、また職務に関して指導ができるとされているが、これまでの実績はどうなっているのかとのお尋ねですが。

民生委員さんの活動の中で作成していただく資料には、委員様の世帯票や福祉票、行政に提出していただく関係各課からの申込書などや社会福祉協議会からの調査票などがあります。また必要に応じて、生活保護の申請時の意見書、福祉資金貸付の書類などがあります。

職務に関する指導については毎月定例会を開催し、様々な情報について共有し意見交換を行うとともに、県の研修会に参加したり、民生委員で各種研修会を計画し研鑽に励んでいただいているほか、最近は東彼3町の民生委員で合同研修や意見交換会なども行われております。以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君）　岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

今までに立春から210日の頃、9月1日は防災の日でもありました。

今回の一般質問は計画書の目的にも書かれておりますが、町民の人命と財産を守ることに関わる計画書です。多少小さなことや、あるいはささいなことについても伺います。あらかじめ御承知おきください。

計画書は共通編から風水害対策、地震、原子力災害応急対策、資料編に至るまでの約400ページに近いものとなっております。非常に詳しく述べられており、私も精査等するのに多少骨折りました。

しかし基本的なマニュアルで、あったかは存じませんが、少し疑問する点も見られました。まずこの計画書は役場内での討論によって作成されたものか、それともコンサルタント委託によるものかをお伺いします。

○議長（尾上和孝君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この地域防災計画、様々な編をつくっておりますが、基本的には職員で作成しております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

第4節 第1の人口、世帯数については、おおむね1万4,500人～1万5,000人の範囲とされております。この数値——下の表ですが、これから見ると約1万4,500人～1万4,000人と捉えるべきではないでしょうか。そうしないと上の文章の「低減している」というふうに書いてありますが、その言葉と矛盾します。

町民の人口数値については、災害時の被災者確認、支援物資や救援物資の算出の根拠となるもので、しっかり伺いたいと思いますが、この1万5,000人はどこから出てきた数字でしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

基本的には様々な町の基本計画の中から、人口は推定をしております。おおむね5年ごとの国勢調査の折に見直すようにしておりますので、議員御指摘のとおり、変えるとあるならばその時点で見直しを行いたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それから地震災害の総則7のところですが、地震発生の場所、近年発生したのは四国沖でなくて大分県豊後水道からであり、やはり身近に感じるためにも近隣町記載することが——原則ではありませんが、そのことが町民へのある意味正しい危機感対応を抱かせるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長申したとおり、これは国県の地域防災計画を踏襲してつくっておりました。その中でこの文言についても県の文言を引用しております。議員おっしゃるような趣旨も分かるわけでございますが、ことさら危機感をあおるわけでもございません。根拠も必要と、こちらのほうでは考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど申しました本町の地震の影響ですが、県の地震想定においては一番近い大村、諫早北、北西付近からの断層があります。その一番先端からは波佐見町まで約10キロメートル。マグニチュード7.1、震度4～6強が予想されております。

また、佐世保直下地震においては震度6弱～6強が予想されていますが、計画書には建物被害、人的被害は発生しないと予想がされております。この判断はどのような根拠によるものでしょうか。例えば発生しないと予測すると、その先の対応及び対策について検討がなされないということが生じてきます。こうした場合、最大値の数値を取ることが原則だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず、お断りを申し上げたいのですが、この波佐見町の地域防災計画は何度も申しますとおり、県の地域防災計画を踏襲してつくっております。その中で、県のほうで波佐見町の位置づけもしっかりされているところでございます。

よく読んでいただきたいんですが、県内の活断層で最大規模が予想されるのはという云々がございまして、波佐見町は震度4であるということです。それに基づいて人的被害は特に発生しないものであるとされております。

一方で、活断層が確認されてない地域も当然、そこには我々うたっております。その中では震度6弱～震度6強が予想されるというふうにしっかり明記しておりますので、それに基づいて地震対策については講じるところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

全てが県、国の資料と言いますが、これ自体は本町の地域防災計画ですので、そういうものを踏まえて数値を検討していただきたいというふうに思います。実際地震を体験する車に乗って震度6の状況を経験したことがあります、とてもそういう状況ではないというふうに思います。

本町のいわゆる震度予測がこれだけ出ておりますので、そういう観点からも私は見直しが必要というふうに思います。

事実予測についてはですね、いわゆる福島県の浪江町の原発では、津波を6.5メートルの予測でずっと2011年まで来ておりましたが、実際の津波は15メートルを超えておりました。町内においても昭和30年代～50年代の、いわゆる耐震化されていない建物もたくさん見受けられます。

恐らく震度6については耐えられないというふうに思います——見解を私は見直す必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君）

ただいま確認権の行使の要求については、これを許可します。事務局は、これより残時間を停止してください。

〔確認権行使中〕

○議長（尾上和孝君）

これより質疑を再開します。事務局は残時間の停止を解除してください。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

失礼いたしました。よく読んでいただきたいというのはちょっと言葉が過ぎるかもしれません、共通編の総則14を見ていただきたいと思います。

表の表中の文字の最終行でございます。本町においては、震度6弱～震度6強が予想されるとしつかり明記しておりますので、その中で対策が講じております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先に進めます。この第6の表で公共団体及び防災上重要な施設の管理者として、機関名及び所掌事務の業務の大綱が示されております。各機関の計画は全て共有されている、あるいはお互いに連絡をとっているというように考えていいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

そのとおりでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

総則22の表において、地方行政機関ではに九州農政局は入っておりますが、九州地方建設局が入っていない理由は何なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回そういう御指摘がありましたので、経過等を調べたのですが、具体的な経過はよく分かりませんでした。例えばではございますが、本町、国道や一級河川がございませんので、そういった経過で含まれてないのかなということは推察をいたします。

一方で御指摘のとおり大変重要な機関でございます。国交省におきましてはT E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）という災害の応急支援体制も整えているということでございますし、先般河川国道事務所の所長様がお見えになったときも災害について言及がございました。この点については今後、国交省——今言われた地方建設局様と調整の上、指定地方行政機関のほうに入る方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

地域住民等の協力ですが先ほども町長は、そういう体制は一応とっているというふうに言われ言われました。

2011年の東日本震災それから能登半島の地震、それから今回の熊本の水害においても、やはりニュース等の総数しかありませんが、地域住民がこぞって参加する、協力するというのは非常に難しいなというふうに感じました。

本町においても平成2年災のときは、やはり町内の建設業の方々が中心だったと思っておりますが、こういった地域の皆さんとの協力体制との連絡はどのような形でなされているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私も平成2年の入庁でございまして、当時7月2日に大災害が起こりまして、建設業の皆様が御協力していただいたという記憶はござります。

一方で大規模災害ということになると、近年は先ほど申し上げたおり国交省のTEC-FORCEをはじめ、様々な支援体制がございます。私どもも受援計画をつくりまして、その辺のお力を借りるような体制も整っております。

今後については、建設業の皆様も町内であれば被災をされるということでございますので、時代の流れに応じて様々な受援の方法を明記しておりますので、その方向で進めたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

予防1の治山事業における、本町の剥げ山もしくは、剥げ山移行地をことさら重点に書かれております。具体的にどこの場所を指しているのでしょうか。私もパソコンマップ等で見てみましたが、該当する地区は分かりませんでした。

該当地区が分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

大変紛らわしい呼び方だなというように思われるかもしれません。これは長崎県の地域防災計画の中で名称がございまして、いわゆる伐採等を行った後、適正に管理をされてない荒廃している山のことの通称でございまして、地名ではございません。そういう観点で私どもも波佐見町の地域防災計画の中に掲げているということでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

あわせて肥えた土壤による保水機能の回復、排水路の整備等も図るとされておりますが、これ自体は今でもすぐに、まあ危険地区については取り組むことができると思います。

しかし肥えた土壤形成等は誰がどのようにして行う計画というようになっておりますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この地域防災計画は様々な施策を受け掲載しておりますが、そこで全てが完結するわけではございません。それぞれ各自の今までやっている施策を網羅してあるところもございます。今岡村議員がおっしゃったような、森林の保水力の保持とかいうのは、既に通常の施策の中でやってるというふうに考えておりますので、その中で適正に行われているものと思います。

それを地域防災計画に再掲し、災害の観点からも進めていくということで考えております。以上

です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

同じく治水事業の4における土地開発、宅地造成等における指導等は今までなされているというように思います。現在の指導は、この災害や防災計画についてはどのように行われているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの答弁と重複をいたしますが、それぞれの施策がございます。例えばこの土地開発宅地造成についても町の開発要綱があったり、あるいは県の指導要綱があったりということになります。

その中でその危険性等については、おののの行政機関が指導を行ってはいるふうに理解しております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

計画書予防4の第2の水防体制の強化ですが、いわゆる青年層や女性層の参加促進がうたわれております。多くの団体組織あるいは自治会への加入が減る中で、現実的にできるかなというような懸念を抱きました。今後はどのようにして強化を図っていく予定でしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長答弁申したとおり、本町の水防団の中核は消防団でございます。御指摘のとおり消防団の加入が年々減っている状況、大変厳しい状況ではございますが、町長答弁あったとおり水防訓練も盛んにやっております。そういった中で、消防団そもそもそのものですね、入団加入は当然やつていかなきやいけないと、やっていかなければいけないと考えておりますが、そういった訓練の中で、町民の負託にこたえる体制は整えているものと考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

町の土砂災害区域等の設定項目ですが、住民の命あるいは身体に被害が認められる区域が713か所、そのうち著しい被害が認められる地区が687か所というふうにされております。

いわゆるこういった地区においてはですね、早急な対応で建築物の構造規制等が行われるというふうにされておりますが、こういった地区においては、エリアが判明している以上、関係する戸数が分かっているというふうに思います、関係する戸数はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この土砂災害警戒区域等の指定は長崎県が行います。この目的については区域の指定であって戸数の有無ではございません。したがいまして長崎県に確認したところ、戸数の把握まで行っていないということでございます。

あわせて区域の指定ということでイエローゾーン、レッドゾーンということでございます。改修等があった場合は県のほうで隨時、指導があつてあるというふうに伺っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

県がそういうエリアを指定しているのであれば、町において戸数の把握はできると思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの答弁と重複いたしますが、イエローゾーン、レッドゾーンはこの区域が危険だということでございます。したがいましてその区域の中の戸数の多い少ないということは原則、関係ないと言えば言い過ぎかもしれません、そういうことで考えております。

したがいまして、各々の住民の皆様がやはり確認をしていただいて、その危険性の把握をしていただくということが趣旨でございますし、建築基準法では一定の指導もあつてあるというふうに理解しております。

戸数を数えるとなると、その戸数が分かったところで、そういう次のステップに上がるかどうかということは別の意味でちょっと意味が違うのではないかなと思いますので、現時点では、戸数を精査するまでは考えておりません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる、このこういった地区において、配慮者、医療施設の管理者または急傾斜地の崩壊が発生する恐れがある場合、その管理者には避難確保計画の作成が求められております。しかし、そこに住む住民ではこういった計画書は、できないと思います。それこそ町においてですね、示す必要があるというふうに思いますかいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずそういう区域に要支援者配慮施設があるかどうかということでございますが、そういう施設については当然避難計画を策定されておりまして、我々も情報共有しております。

一方で、それらの区域の方へどういった計画を提示すべきか、ということでございますが、我々とすればやはりそういう計画も提示をすることも当然でございますが、やはり避難訓練、シミュレ

ーションをやっていただくことが一番重要ではないかなと思っております。

例えでございますが、ある自治会では地域支え合いマップづくりということで、具体的な実践をされておりますので、そういうふうが効果が高いというもので考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

当初私が「役場でつくったんですか、コンサルタントで作ったんですか」と質問しましたが、こういったものが恐らくマニュアルをそのまま踏襲されているんじやなかろうかというふうに思います。

例えこれも地域防災計画書、町の地域防災計画書ですね、「石油コンビナート」とか「薬品を管理する施設」の耐震対策でございますが、こういったものについてはやはり削除し、添削をして波佐見町になじんだ、計画書にするべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおり、町内には「石油コンビナート」という名称の施設はございません。類するものがございますが、御指摘のとおり波佐見町に沿った内容にはですね、今後修正かけていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

一般の住宅の災害対策においてもですが、先ほど申しました昭和30年代から——早いのはですね。遅いのは昭和50年代の耐震の評価が求められる以前の建物。これについては個人で行いなさいというふうに促進されております。実際ですね、そういう建物についての新たな耐震政策というのが非常に厳しいと、いうように思っております。

また地震の保険についても求められておりますが、地震保険は本当にもう、1か月。長くて1か月、早ければ10日ぐらいの生活支援しか出されないような金額です。

そういう建物に対する対策とあわせてですね、ここでは被災地の被災後の調査や危険判定のために、判定士の養成も行うというふうにされております。これらは町の職員で、今後養成していくというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございまして、既に町職員2名が判定士の研修を終えてるところでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

町内における危険物取扱施設です。これは避難路計画においては避けるというふうに書いてありますので、ここまで記載されているのであれば一般に知らせるために、ある意味場所も記載したほ

うが分かりやすいと思います。もちろん関係者の御承諾を得ながら対策をする必要があると思いますが、場所の周知は必要ありませんか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この施設については消防法に基づく指定だというふうに理解しております。その場所に行っていますと、赤い白抜きの数字、看板が立てっておると思いますので、おのずと道沿いであれば分かると思います。

そういった中で自らやはり、そういった避難経路についてはしっかりと把握していただきたいということで考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

次に水防倉庫の関係です。これ東地区と南地区の水防倉庫。ビニール土のう等については、東地区は1,400体あるのに、南地区で200体。逆に丸太は南地区には250本あるのに、東地区はゼロ。こういった計画書の段階で、これだけの数が把握されているのであればですね、補充、補給等はもうなされているのでしょうか。それともこのままの状況で十分だというふうに思われますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

東地区と南地区の水防倉庫の備蓄数の乖離についてということについては、正直申し上げてやはり乖離があるなというのは考えております。

一方で備蓄のスペース、あるいは人口の状況これまでの災害の発生状況を見て、現在の数ということになっております。不足する分については、随時、補填を行っているようでございます。これについてはやはり全体的な見直しが今後必要だと思っておりますので、頂いた中で引き続き検討してまいります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

8月18日の長崎新聞ですが、いわゆる避難所の基準が波佐見町においては、トイレが基準未満です。新聞記事で見ますと、トイレの時期のめどはまだ立っていないというふうに書かれております。

それから1人当たりの面積も波佐見町は不足しておりました。この件につきましては、これまでの議会で私は十分になされている。いうふうに思っておりました。

この新聞記事の真意と、どのくらい不足しているのか。そういうもののをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君）

ただいまの確認権の行使の要求については、これを許可します。事務局はこれより、残時間を停止

してください。

[確認権行使中]

○議長（尾上和孝君）

これより質疑を再開します。事務局は残時間の停止を解除してください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ありがとうございました。質問の精度が上がります。

まずこの現在の波佐見町の1人当たりの避難面積についてお答えをいたします。国の指針は3.5平方メートルでございます。波佐見町は現在3.1平方メートル、0.4の不足を行っております。

国この3.5の面積ですが、現場多分見られて分かると思いますが、テント型のパーテーションを今波佐見町は設置しております。あの面積が3.5ということになります。既に波佐見町はテントで避難所運営をしておりますので、現場とすれば、1人当たり3.5の面積は確保しています。一方で、このテントを全て並べて、町の避難想定3,700人を賄えるかといえば、それは大変厳しいということになります。

したがって、アンケートにお答えについては私が起草しましたが、数字をクリアするとなると結果的に避難所を少なくしなければいけないと。ということになります。その見通しが立っていないから現時点では厳しいということになります。重複いたしますが現場の避難所をすれば、全てパーテーションで行うようにしていますので、来られた方については、面積の確保はできるということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

1番目の質問を終わりたいと思います。短くなりましたが、民生委員児童委員のことについてお伺いをしたいと思います。今、確かに地域においても期間が3年間だということ。それから無報酬になるということで、非常に民生委員さんたちを探すのに苦労されております。以前はやはり60歳定年であったのですが、今70歳を超えてたくさん働いておられます。その志は本当にありがたくないただきたいというふうに思っております。先ほど29名というふうにおっしゃいましたが、皆さんを受け持たれている世帯数と、その地域の住民の最大数と最小数はどのくらいのあれにありますか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

受け持たれている世帯数とその地域の住民の最大数と最小数はということですが、最小数でおよそ45世帯115名。最大数でおよそ330世帯860名です。これは国の参酌基準によってですね、県が本町の世帯数およそ5,500世帯を委員1名につき200世帯以内で算出し、計29名の配分をされております。

ただしどうね、ほかの市町村も同様ですが、少ない世帯の地区であっても1名の選出を行ってい

ますので、町全体がやはり均一になっていないのが現状です。

今後は情勢を見て民生委員さんや自治会と協議しながら、県に相談していきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）　岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる民生委員さんたちの仕事で、一番私も大変だなと思うのはですね、これを地域のみんなで共有したり、町で共有したりすることがほとんどできない。ほとんど近年の個人情報や、プライバシーに関わることが多くてですね、その作業も大変だというふうに聞いております。

行政としてこうした事例等に何かこう指導ができるものがあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（尾上和孝君）　小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

民生委員さんの職務の相談・対応の苦労についての指導ということでございますが。まず、民生委員さんにはですね、毎月住民異動情報を提供して、地域の世帯の情報を積み上げて蓄積してもらう世帯票を作成いただいております。

また引継ぎも兼ねて生活困窮や生活困難障害などの情報を必要に応じて、福祉票として保管していただいています。これは町へ提出するものではなく委員が情報を整理、引継ぎ用に保管されております。

民生委員には住民や近隣から相談や要望、委員自らが気になる家庭の訪問などで役場へつないでいただいております。

また、社会福祉協議会や障がい者支援センター、施設などからの情報提供が役場にあった場合、民生委員に確認、必要に応じ訪問同行などをお願いする場合があります。

民生委員さんにはですね、事象の解決ではなく、地域と行政をつなぐ役割をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君）　岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

実にたくさんの項目——多いところでは12項目にわたってですね、委託されているということもあります。そういうことが非常にその人と民生委員さんたちの間だけで解決できる問題と、やはり行政も加担しながら、協力しながら、その問題解決に取り組んでいるという状況もあります。

今後、何度も申しますが世の中が複雑化しております。以前は隣近所全部知っていましたが、近頃はそういうこともままなりません。問題あるいは事が大きくなってからの御相談も多いというふうにお聞きしますが、そういうことへの個人へのプライバシーへの介入ですね、どこまで許されているのか。あるいは、これは行政としてもやめてくださいというのもあるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君）　小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

先ほどもちょっとお答えしましたが、民生委員さんには毎月住民異動情報を提供して地域の世帯情報を積み上げて蓄積してもらう世帯票を作成いただいております。あとは生活困窮とかですね。生活困難や障害などの情報も福祉用として保管していただいております。これは町のほうに提出されることはございません。必要な事例が起こった場合ですね、町へつなぐ場合の指標として民生委員さんから、その情報をもとに町もしくはその関係機関のほうへつながれる部分として、だけ保管されております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

民生委員さんたちの認知度をしている表があります。いわゆる地域に活躍されております民生委員さんですが、実際30歳以下はもう認知度自体がもう40%前後、20代においては半分、60歳以上においても5%。そのくらいの認知度しか最大に見てありません。そこでですね、こういったものを踏まえて、沖縄県与那原町については、広く住民に知つてもらうために地区担当や、名前などを公表しております。

こうしてかえって身近に相談をしてもらうのが一番でしょうが、身近では逆に困るという相談もあってですね、町内全体でその民生委員さんたちも共有できるように、こうした周知をしておりますが、こういった周知の方法は波佐見町では考えられませんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

波佐見町では3年に1度の改選後に、毎回顔写真と氏名、担当地区を広報紙に載せさせていただいております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

最後これはもう要望として捉えていいのですが、やはりこういった行政にほとんど無報酬等で協力されている方がたくさんいらっしゃいます。私は先日の花火大会を見ながらこういった人については、ある一定の場所を確保して、ちょっとしたねぎらいができるんじやなかろうかというように思いました。

町自体は民生委員さんたちに寄り添うのではなくて、どうもよりかかっているような印象を現在持っております。こういったねぎらいも一例として、これ捉えていただければというふうに思います。以上で、一般質問を終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、6番 岡村達馬議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

10時15分から再開します。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は10番 田添有喜議員。

○10番（田添有喜君）

おはようございます。通告に従い一般質問を行います。

1. 公共施設の管理・運営について。

本町の公共施設は、その管理を民間団体等に委託されているものが多くあります。公共施設については、利用者が安心かつ安全に利用できる環境整備が必要と考えます。

そこで、次のことを問います。

（1）総合文化会館の管理状況に問題点等はないでしょうか。

（2）公衆トイレの管理状況（河川公園も含む）に問題点はないでしょうか。

2. 町が所有する草刈り機械について。

農業従事者や各地区の自治会は、草刈り作業にかなりの労力と時間を要しています。

また、年々増加する耕作放棄地の対策についても、今後の大きな課題と考えています。

そこで、次のことを問います。

（1）今年度、草刈り機械3台を導入されたが、その貸出し状況はどうなっておるでしょうか。

（2）草刈り機械を貸し出す上で、課題や問題点等はないでしょうか。

3. 部活動の地域移行について。

教職員の働き方改革として、処遇改善や令和8年度から中学1年生が35人編制など進められています。しかし、部活動の地域移行については課題が多く、その解決に向けた協議に時間を要しているとも聞きます。

そこで、次のことを問います。

（1）部活動の地域移行はどこまで進んでいるのでしょうか。

（2）部活動の地域移行に対する今後の取組みはどのように進めようと考えておられるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

10番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、質問の順序とは答弁が異なることをまずもって御了承願います。

1. 公共施設の管理運営についてということで、本町の公共施設はその管理を民間団体に委託さ

れているがということで、次のことを問うということでございました。

まず（2）河川公園を含む公衆トイレの管理状況に問題点はないのか、という御質問ですが。

町が管理している公衆トイレは16か所あり、各担当課においてシルバー人材センターや公衆トイレ設置場所近くの個人へその管理を委託し、利用者の皆様に快適かつ衛生的に御利用いたたけるよう年に週に3回の頻度で日常的な清掃や備品の補充等の維持管理を行っております。

問題点といたしましては、公衆トイレは不特定多数の方が利用される性質上、便器内への異物混入や、ごみの放置といった事例が見受けられることがあります。これらの状況は衛生面や利用環境の悪化につながる懸念もあることから、町といたしましては、清掃協力者との連携を図りながら、定期的な点検や速やかな対応に努めているところでございます。

また破損や老朽化に伴う修繕等、専門的な対応を要するものについてつきましては、町が責任を持って実施しており、協力いただいている方々の御負担が過大とならぬように配慮しているところでございます。

今後とも、安全で衛生的な公衆トイレの維持管理に努めるとともに、地域の皆様の御協力をいただきながら、より良好な利用環境の確保に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、2. 町が所有する草刈り機械についてということで、（1）今年度導入した草刈り機3台の貸出し状況についての御質問でございますが、町では今年度、自治会等が行う河川沿いや生活用水路等の草刈り作業の支援として3台の草刈り機の導入を行っています。大型のラジコン式については受注生産のため11月下旬の納品見込みでありますが、小型のラジコン式中型の乗用式については6月に納品され、平日は主に環境美化作業員が公的な場所の草刈りに使用し、休日は自治会や河川愛護団体等への貸与を実施しています。

なお自治会対応の条件としては、安全性を考慮し、事前に町が開催する講習会に参加したもののみ使用を認めるとともに、個人的、営利的借用がないように、一般公衆の用に供すると自治会が認めた場所での使用に限るとしています。

借用について料金は発生しませんが、燃料は満タンにして返していただくようにしています。なお導入してからの借用実績及び予定は、8月28日現在で乗用草刈り機が7件、ラジコン型草刈り機が9件となっています。

（2）草刈り機械を貸し出す上で課題や、問題点はないかとの御質問ですが、草刈り機の貸出しについては、台数に限りがあるため、土日祝日の自治会館の受渡しについての調整が必要となっています。今後は借用可能な平日を設けていきたいと思っています。また機械の運搬にはトラックや、そのトラックに積み込むための足場ブリッジなどが必要となります。この足場ブリッジについても借用の対象としています。今後も事業を実施しながら、逐次改善していきたいと考えています。

なお、1. 公共施設管理運営についての（1）総合文化会館の管理状況、それから（3）部活動地域移行については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 公共施設の管理運営について（1）総合文化会館の管理状況に問題点はないか、とのお尋ねでございますが。波佐見町総合文化会館の管理運営につきましては、昨年1月より総合型地域スポーツクラブルピナスへ管理業務を委託し、新たな体制でスタートを切りました。

そこで管理上の問題点はないかとのお尋ねですが、体制移行に伴い、対応について御指摘を頂くこともあり、また施設の老朽化に伴う課題も顕在化しております。町民の皆様に引き続き安心して御利用いただくため、新しい管理体制のもとでも、監理団体と教育委員会が連携を密にし、課題解決に取り組んでまいります。

具体的には定期的な点検とメンテナンスを徹底し、施設の安全性を確保するとともに、清掃衛生管理の強化にも努めます。

また、利用者の皆様からの貴重な御意見を真摯に受け止め、よりよい施設運営につなげてまいります。これらの取組を通じて、施設のさらなる機能向上と安全安心の確保を図り、御利用いただく皆様に親しまれる文化会館となるよう尽力をしてまいります。

3. 部活動の地域移行について（1）部活動の地域移行はどこまで進んでいるのかというお尋ねでございますが。部活動の地域移行につきましては、教職員の働き方改革を進める上での重要な課題であると認識しており、本町としても国や県の動向を踏まえながら段階的に移行を進めているところです。

進捗状況についてでございますが、国は令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけ、全国的な取組を推進しています。

長崎県内では本町と同様に、多くの市町が検討会議の設置やアンケート調査などを進めており、中には既に一部の部活動で地域移行に着手している自治体もあり、それぞれの地域の実情に合わせた形で改革が進められています。本町におきましても、この国の動きに並行して、令和4年度に部活動の在り方検討会議を立ち上げ、現状と課題の協議を重ねてまいりました。

同年8月には部活動顧問教諭への説明会を実施、さらに9月には地域部活動推進検討委員会及び外部指導者、保護者、各競技協会への説明を行い関係者の皆様と連携を深めてまいりました。また同年9月～10月にかけては、顧問教諭との個別情報交換を通じて、各部活動の具体的な状況や課題を把握し、11月末を締切りとして各部への意向調査を実施しました。

これらの取組を経て、同年12月19日には波佐見中学生スポーツ文化育成協議会を設立し、総会を開催いたしました。こうした綿密な準備の結果、令和7年1月からはサッカーデ部分と柔道部が地域移行を先行して実施しており、スムーズな移行に向けた具体的な進捗が見られています。

（2）部活動の地域移行に対する今後の取組はどのように進めようと考えているのかのお尋ねでございますが。本町はこれまで国が示す改革推進期間に沿って、他市町に先駆けて令和8年度の完

全移行を目指してまいりました。しかし郡市予選会の方法や、改革推進期間の見直しなどの課題が明らかになったため、学校や関係者等、協議を重ねた結果、現段階では令和9年度の完全移行を目標としています。

今後の具体的な取組としましては、まず9月末までに教職員へ来年度の部活動の各部活動への関わり方について意向調査を実施し、その結果をもとに保護者や外部指導者、スポーツ協会、文化協会等の関係団体へ丁寧な説明を行います。その後顧問の先生と保護者の方々で協議の場を設け、部活動ごとの意向を確認していく予定です。

先行して地域移行を進めているサッカーチームと柔道部の取組は、今後のモデルケースとして検証し、その知見を生かしながら段階的に他の部活動にも移行を広げてまいります。もし移行が難しい部活動があれば、スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動アドバイザーの専門的な知識を活用し、課題解決を図ってまいります。

また保護者の皆様には説明会や学校だよりなどを通じて、地域移行の目的やメリット、課題について、丁寧に説明し御理解と御協力を求めてまいります。

国が改革実行期間、令和8年度からの6年間を定め、さらなる改革を進める見直しが行われたことから、今後は国の動向を注視しつつ波佐見町の実情に合わせた形で、生徒が安全に活動できる環境を整え、同時に教職員の負担軽減も実現できるよう着実に改革を進めてまいります。

同時に県教育委員会担当課に対し、郡部、島部の学校や自治体の現状や要望等を踏まえたよりよい地域移行、地域展開が図られるよう訴えてまいります。

さらに川棚町や東彼杵町の状況や情報を共有して、東彼杵郡としての活動や取組につなげていくことも必要であると考えております。

以上壇上から終わります。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

最初に公衆トイレの管理についてお尋ねをしたいと思います。

私は今回公共施設に关心を持ったのは、今年7月1日に静岡県で小学生男子が公衆トイレに閉じ込められたと。多分30分以上閉じ込められた状態ではなかったかなと思います。

本町も、いろんなイベント等を通じて来庁者もかなりお見えです。もちろん町民の方も利用されているわけですが。

特に人の動きがあるところはいいのかも——いいとは言えないのかかもしれません、早く異常に気づくのかなと思いますが、河川トイレ等についてはもうなかなか人気がなければ閉じ込められたままの状況。そういうのは続くのではないか、そういう危険性を本町は持っているのではないかというようなことで、委託されている団体と、行政側の連携といいますか。そういうものがどのように行われておるのかなあということで、今回の質問の一つにさせていただきました。

答弁いただいたんですが、これは西前寺公園のトイレです。ちょっと女子トイレはですね、私は入ることはちょっとできませんでしたので、今回の資料は全て男子トイレでお許しください。ここ男子トイレのところは、ねじの緩みがありました。緩みがあるということは、故障のもう前触れでもあります。不具合ですね。

次に、これは畠野原のトイレです。大分きれいに改修をされておりましたが、ロックがですね、もう1センチメートルぐらいしか動かない状態です。確かに少しほはロックがかかるのかなと思いますが、完全ではありませんでした。それから壁面のタイルが落ちたままですね。

それから次はですね、^お稗の尾の河川トイレです。お盆過ぎに行きました。ちょっと私も事前に行けなかつたので、お盆明けにずっとトイレを見て回りましたが、全てのトイレを見て回ったわけではありませんのでお許しください。もう草むらを、ですね。ちょっと僕が歩いた足跡が少し見えるかもしれません。草むらの中を歩いていかなければトイレに行けなかつた状態です。答弁ではきちんとやつてるんだというようなことがあったんですが、やはりそういうところ。委託を受けてされている方を僕は責めようとは思いません。やはりお願いしてる町側として、こういうところはきちんと確認をし、対応をすべきだと。特にお盆過ぎですので帰省された方も、ふるさとを思つて帰省をされた方もおられるでしょう。

また波佐見町いろいろネット上でも他町よりも目を配るお店等もたくさんありますので、おいでになった方も多いのかなと思いますが、このような実態を把握されていたのかまずお尋ねをします。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

稗の尾河川公園についてですが、定期的に巡回草刈り等はしておりますが、今回はですね点検等が間に合つておらず除草ができおりません申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほどの畠ノ原窯跡のトイレを御指摘いただきました。確かにその鍵の部分ですが、そこはこちらとしては確認できておりません。ただ先般ですねトイレの改修を行つたところですが。そこも踏まえて業者等が確認できなかつたのか、そういったところを含めて改めて確認したいと思います。

補修すべきところは補修をしてまいります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

西前寺公園の公衆トイレにつきましてはですね、隨時トイレの中の汚れの状態であつたりとか、破損の状態については管理をいただいてる方から報告を頂いているようにしておりますが、今回お示しいただいた内容についてはちょっとこちらのほうでも把握しておりませんでしたので、今後対応したいと思います。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

まずは気づくことが大事なので、私の場合は7月1日の静岡県の小学校男子が閉じ込められたということで、ぱっと浮かんだのは町のそういう公衆トイレ等はきちんとできるのかなというようなことがまず浮かびました。

だから町側も、やはり委託をしているのであればそういう危機感を持ちながら、下から上がって来るだけじゃなくて、答弁によるとちゃんと定期的に連携をとっておられるということですが、お盆明けですから本当ならばきちんとですね、すべきだったのかなと思いますけど。

一番は静岡の例をとって申し訳ないんですが、静岡市はすぐ動いて360か所の公衆トイレの点検を市はやったというようなそういう報道もされました。プラス面が報道されるのはですね町の活性化になるんですが、やはりこういう——間違っても命に関わることがあってはいけないですが、そういうことで、ぱっとこう報道されるとですね今まで先輩からずっと築き上げられた波佐見のいいところが一瞬にして、ちょっとこうくらい雲に隠れてしまうのではないかというようなことで、今回お尋ねをさせていただきました。

次に総合文化会館の管理運営についてですが、学習スペースの活用状況はいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

玄関入って、左側に学習スペースを設けております。席が15席ぐらいあろうかと思います。

そこで適時確認してるのであります。私どもが文化会館を訪れた際は、数名の方が学習されているというのを確認しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

学習スペース用の机等も購入をされて、環境的には整っているのかなと思いますが。私が今回お尋ねをしたいのは玄関ホールは結構天井も高いわけですが、一般的にああいうホールのちょうど明るさはですね、100ルクス程度です。

しかし学校等の教室等についてはですね——学校保健法ですね、500ルクス以上でなければいけないというふうに定められています。だから各学校の教室等については500ルクス程度の明るさは保障されていると思いますが、総合文化会館のホールの中にスペースは設けられましたけど。

今、子供たちの視力の低下とか、いろんなことが呼ばれる中、ただテーブルと椅子を置くのではなく、そこで本当に子供たちが時間の有効活用をして、学習等に活用するのであれば照度のもう少し明るい形の取組が必要かなと。

昨日の総合文化会館の改修の予算補正で上げられておりましたが、そういうものも含めて検討していただきたいのですがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

議員御指摘のとおりフロアに入った際は、とても暗いイメージがあろうかと思います。先ほど申し上げましたが、子供たちがその学習スペースを使って学習する際に電気がついてないときもございました。その点は、極力電気をつけるような形で、その事務をされてるルピナスのほうにも指示をしております。

今後の対応といたしましては、LEDの整備を図っていくということで計画しておりますので、しばらくちょっとお時間かかりますが、その対応で持っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

あそこはいろんなイベントで、今の学習スペースも少し移動しなければいけないというようなときも出てくるのかなあというように私は思っているのですが、そんなことを考えればですねテーブルにスタンド式のがありますよね。

それはいろんな場面でも使えると思いますね。そういうものでもぜひ対応して。上からLEDにしてもですね結構、教室のつくりとは違いますので、どの程度対応できるかかなり照度を上げない限りは机の面まで明るさを保つというのは難しいわけですが。そういうようなスタンド式で僕はいいと思うのですが、そういう考えはありませんか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

御指摘のとおり天井高が高うございますので、そこで照度が確保できるかどうかは工事してみないと分かりません。ただ先ほど議員からありましたとおり、卓上の電気も今検討しているところでございますので、そこも検討に含めた上で、計画を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

これ総合文化会館の1階の男子トイレでした。もう注意をされていたらちょっと取下げます。私がお盆過ぎに行ったときは使用禁止というふうになっておりました。それから玄関のところに図書の回収ボックスですか、それが設置をされています。先ほど防災についての話もありましたが、後ろには災害時避難所というのがこのポストで隠れている。危機意識が問われるのかなと私は思うのですが、やはりそういうところも含めて——図書の方はやはりそういうのを設置しなければいけないということでそこにされてるかもしれません。お互いの連携、そういう、避難所でもあるんですよというそこの共通認識がなければ、こんな設置をしてしまうわけですね。こういうことについてどのように受け止めておられるでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

総合文化会館の災害避難所の表示については、以前も前田議員のほうから御指摘いただきました。今回改めて御指摘いただきましたので、看板をちょっと移設したいと思います。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

今後図書館あたり回収されると思いますが、私は裏のほうでもいいのかなと、あちらから入られる方がちょっと人の動をカウントしていませんから分かりませんが、裏側に図書館がある関係で、向こうでもいいのかなというふうには思っております。

周辺に町花だから植えられているのかもしれません、もうほとんど葉ダニにやられていますよ。その辺の消毒等も含めて委託団体ですね。ルピナスですか。そういうところの情報それは委託業務外なのか分かりませんが、この辺の外注あたりの苦情とかの管理剪定、そういうものはどのように行われておられるのかお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

文化会館の周辺にはそういった樹木が多数ございます。先ほど申し上げましたルピナスにおいては、開館前の確認またその外回りの確認も委託契約の中に入っています。ただ、これを除去するとか、そういったものではございませんので、確認事項は入っておりますので、そこはちょっと確認をとりながら進めていきたいと思っております。

それと民間に対する伐採、剪定は適時行っていますので、こういった状況であるということであれば、そこを踏まえて時期を見ながら進めていきたいと思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

公衆トイレそれから今回は総合文化会館についてお尋ねをしているのですが、連携とか、週に何回かの掃除点検とか、そういうものをされて随時報告は上がっているというようなことなのですが。

今回の私の質問で、この最初の質問においては安全——町民、利用される方の身の安全。健康面も含めて、そういうのを維持管理する町の責任として、やはりそこの項目に少なくとも安全点検といいますか、安全性は本当に大丈夫なのかというような項目は委嘱団体にもぜひ追加をして、事故等が発生する前の事前対応が万全にさせればと思いますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

確かにあそこは文化施設でございまして、子供たちが行き来するところでございますので。また町民の方も多数御来館いただくところでございます。そこを踏まえた上で確認しながら、するとこ

ろはするということで進めていきたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

何をするにも予算が必要になってくるわけですが、町民の安心安全な生活。またはいろんな活動を守っていくためには惜しまず必要経費を投じて、本当に住みよい町の実現に努めていただきたいなと思っております。

次2つ目です。随分検討されて町のほうで草刈り機械を所有され、11月末にならないと3台そろわないのかなというような答弁でございました。非常に他町にはない、この近隣の町にはない取組を波佐見町は一步先を進んで町所有の草刈り機を導入していただきました。非常に好評といいますかね、これまで苦労してた分を随分負担軽減が図られているのかなと思います。

この草刈り機については、他の市町においては空き家、空き地対策として導入をされたり、または耕作放棄地対策として購入をされたりしております。本町の場合は答弁がありましたが、河川敷とか生活用地ですか。そういうところというふうに言われましたが。どこの市町も、この貸出要項という—答弁の中に要項に記載するものも答弁にありましたが。この貸出し要綱等はつくられているかお尋ねをします。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

貸出し要綱はございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

随分探したのですけど、目につかなかったものですからお尋ねをしました。

町長答弁にありました土曜、日曜日または平日等も拡大するという他の市町は逆で、土日とか休日は貸出していないんですね。だから要綱があるのであれば、よその市町のように土日とか、休日は貸し出さないというような要綱を作らないでくれということをお願いしようと思ったのですが、町長答弁で土日等に貸出していると。今後は平日も貸し出すというようなことでしたので—多額の予算で購入した大事な草刈り機械です。有効活用をして波佐見町の生活環境が保持できればなと思いますので今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

その要綱等はもう、公表はされないんですかね。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

貸出し要綱については、一応令和7年6月18日付で告示をさせていただいております。今後ですね町のホームページ等にも分かるように載せたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

分かりました。次に部活動の地域移行に行きたいと思います。

これまでの流れから——令和4年からの答弁がありましたが、いろいろ難しく考え過ぎているのかなあと思います。私が、私なりに勉強して思うのは、この今までやってた部活動。これはその形態を崩さずに、地域の方に指導をお願いしますよと。今まで先生たちがやられてたのを、地域の力で子どもたちをどうにか指導、見守りいただけませんか、という地域移行。答弁の中にもありましたもう一つはクラブチームへの移行。ここはしっかりしないと、大きなことに子どもたちを巻き込んでしまうのではないかという私は個人的に危機感を持っていましたが。この地域移行とクラブ移行、どのように違いを認識されているか伺いたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町が進めているのは部活動の地域移行のほうですね。今ある母体を基本としながら、先生たちが関わるのではなくて、地域の方々があるいは地域の方々と、一緒に子どもたちと活動していくということで。地域クラブについて、これはもう本町の場合は、もちろんその中にはサッカーとか中にはそこに行っている子も実際はいるのだろうと思いますが、私たちはそこは考えておりません。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

部活動の考え方はやはり、中学校体育連盟に所属するということ。ここは本町の場合も東彼杵郡の中体連事務局に補助金等、または県にも補助金等出されてると思います。それはなぜかというと教育的な効果があるんだというような一連で中体連というものに部活動の場合は参加をしていたと思います。

または波佐見中学校の場合は振興会ですか。年間3,500円ぐらいの経費的にはそんなに高くありません。これが一方、クラブチームになると——今回波佐見中学校のサッカー部は、中体連にはクラブチーム間で予選会を行い1位のみが県中体連に出場できる。これ、長与クラブのサッカー部は出ています。

または入会金とか月謝、そういうものが部活と比べると高くなります。または初心者。この移行というのはやはり子どもたちの選択肢を増やしてやらないと駄目なんです。絞ったら駄目なんです。あれしたかったのにできないというような環境を我々は作ってはいけないんですね。部活というのは、もう本当初初心者から、大事に教育的な配慮がありましたから育てていきます。

しかしクラブになってくると、ちょっとこれまた違いますね。このように私は認識をしているのですが、教育長の認識もこれで間違いないか確認させてください。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

私どもも子供たちのやりたいをいかに保障するかという選択肢の拡大と、選択の保障ということが最大の目的だと思っております。

ありがたいことに波佐見中学校では、九中、全中につながるそれぞれの競技種目が今なお残っておりますので、そういう点では大変ありがたいなと思っておりますが、実際のところ東彼杵郡の川棚中学校、東彼杵中学校さんではもうなかなか厳しい状況があります。先ほど答弁申しましたように、波佐見中学校だけではなくて東彼杵郡の子供たちという考えの中で、このことについては動いていかなきやいけないなということを考えております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

本町の場合には今年1月ですか、サッカーチームと柔道部がクラブに移行しましたというようなことで、移行したから波佐見中のサッカーチームは中体連には出れずに、そのクラブチームの予選会に出なければいけなかつたわけです。

そこでちょっとお尋ねなのですが、令和5年9月の定例会で、一般会計の補正で地域スポーツクラブ体制整備事業委託料として38万5,000円を計上されております。その対象はその当時の説明ではサッカーチームを一つのモデルとして、体制づくりにするというようなそういう答弁があったのですが、結果的にはこれを使ってもクラブチームに行ってしまったんですよね。

その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

令和5年度の事業ということでございますが、ちょっと私がその当時ちょっとそこを在籍しておりませんでしたので、詳しい事情はございませんが、県の事業で取り組んだものだと思っております。よろしいですかね。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今次長が申しましたように県のモデル事業として、本町のサッカーチームが手を挙げた部分がありますので、連携の上で必要なお金だということで御理解ください。

なお先ほど議員のサッカーチームが出来なかつたというお言葉があつたのですが、サッカーチームはあえて既存の東彼杵中あるいは川棚中学校にサッカーチームがありませんので、郡予選が自分たちだけになつてしまつところの郡の予選の段階で戦わざにして県に行くことはサッカーチームとして望ましくないという判断のもとに、クラブのほうに自分たちのほうから、今回は行かれているということを御理解ください。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

多分この先ほどの事業ですね国からおりてきてると思います。最終的に県から頂いたと思いますが、そこは確認してください。私の調べは国からの事業で各県のほうにおりてきてるものを使はれたと思っています。

私ももう十数年前に中体連の会長をしておりましたので、中体連のことはちょっと知ってるつもりですが。極力東彼の出場、県体出場枠1は削らないようにと。当時は「佐世保と一緒になられませんか、そこで予選会をしませんか」「大村と一緒にそこで予選会をしませんか」。もうそんなことをしてしまうと波佐見の子供たちかわいそうだなど。

波佐見の子供たちの夢を実現するためにも出場権1枠はチームが郡内で3チームにならうが、2チームにならうが1枠というのを確保してきたんです。だから先ほどサッカーチームのほうで予選もしなくていいのです。県体の出場権を頂けるのだから、その県体の場所で一生懸命頑張ればいいのに、なぜ——そこを僕は止めて欲しかったのですけど。そのところは、この地域移行の考えをしっかりと定めていれば、僕はそういうことはしなかったのではないかと思っております。

先ほど言いました、このクラブチーム同士の大会に波佐見中は出ました。でも予選会で負けて、優勝したこの長与スポーツクラブだけが県の中体連に出場できたんです。

立鳴北中学校。これも同じ西彼杵郡です。同じ西彼杵郡の中から中体連に加盟してるから立鳴北中学校は出たんですよ。それは予選会をしたかもしれません。ということは西彼杵郡からはですね、2チームのクラブチームと学校体育の延長線にあるチームが出ているのです。

だから僕はあまり大きな声で——サッカーチームと柔道がクラブに移行しました。こうなってくると将来的には波佐見じゃない子供たちが、出身の子供じゃない子供たちが、どんどん入ってくる危険性もあります。

先ほど教育長が言われました。学校単独でできない場合はですね郡内で合同チームができるわけですからそれはルール上、国も認めてるわけですから、そういう方向でいくべきだったと思うんですよ。

私はちょっとそこのサッカーチームについては、今後よほどきちんと支援をしていかないと。一般的には、クラブチームには行政側の支援というのは普通はないわけですからね。もう一つの企業ですから。だから月謝も高いし。まあ、会場等は町の好意で、町の施設を使っていいって言われるかもしれません。

本来のクラブチームというのは自分たちで独立してクラブ運営をやっていく。だからいい選手も集まってくる。では部活動の趣旨を生かすとするならば——初めて中学校に上がったら何かバレーでもしようかな、バドミントンでもしようかな、という子供たちは非常に敷居が高くなってしまうんです。

だから、今までやってた部活動をそのまま地域移行。そこは教育長もそういうお考えなので、だか

ら安易にサッカー部はクラブ、柔道もクラブって——その僕は認識のずれがあるのではないかなと思ってですね。そういう考え方でほかの部も全部してしまわれたら、本当に困るのは子供たちだと思うのですけど。

今後その調査をして、クラブに移行するというようなことなんですが。もう一回確認ですが、従来あった部活動を地域の方に指導をお願いして、地域中心となって子供たちの技術、または人間性も含めて育てていこうということは、すべきだと私は思うのですが。その点は教育長いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

もともと地域移行クラブ化が、学校児童生徒数の減少、学校数の減少等で今までの部活動が運営できないというスタートのもとに始まったわけでどうから、私たちは子供たちのやりたいを保障するってのいうが大前提だと思っております。

先ほどサッカークラブについての御指導と今おっしゃいましたけれど、サッカー部はサッカー部で丁寧に子供たちと保護者と、随分長い間時間をかけられて協議をなさった結果、そういう方針を決められたわけですから、私たちがそれに対して口出すことはあっておりません。

一応6年度・7年度を、今までの予定では準備期間として——検討期間としてほかの部についても十分に検討してくださいと。

ただし先ほど答弁申しましたように国や県の方針が変わりましたので、私たちだけが勝手にとは言いませんが、先進的にもできませんし。国や県の動向を踏まえながら、という点でいうと、私たちも議員と同じように郡予選を元に戻してほしいということを今強く県に要望をしています。

クラブと従来の部活動が郡予選で戦ったとしても、一般的に考えればクラブのほうが県に行く可能性は非常に高いので、強く県のほうに——郡市予選については、元どおりにやってほしいということを強く要望しています。

ただし、令和8年度について、県の回答が今までどおりのやり方をするということで回答がもうあったので、改めてあと1年延ばすことによって、それぞれの部が移行について、慎重に丁寧に協議を確保いただきたいなということを思っております。

また補助金について。確かにクラブは自分たちということありますが、本町のような自治体では、行政が経済的なものも含めて支援をやるということで、私たちは地域移行についても、行政のほうからお金を準備するなど様々な事務的なサポートを行っているところです。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

子供たちが目標を持って毎日楽しく活動してくれれば一番いいのですが。そこの責任として大人の責任があるんですよね。だから今教育長はクラブになっても何らかの支援をと言われましたが。今回の部活動の地域移行の一番は、教職員の働き方改革で、先生たちも素人で指導せんばいかんと

かですね、そういうようないろいろな問題。土日も出ないと、休みもないというようなそういうものを改革しようということで、地域の方に指導をと。

裏返せば地域の方は逆に忙しくなるんですよね。だからそれなりの、行政としては補償をしてやらなければいけない。一番は今回まずしなければいけない——国の動きもあるかもしれません、最終的にはこの町がきちんとした考え方を示すべきです。

一番の課題は人材確保です。そこに先生たちをずっと数に入れられてるのが、この部活動の移行が進まない大きな原因だと思います。その先生たちは異動があるわけですから。まず地域でどういうふうにすれば例え協会にお願いするのか、そういう体制をまず作っていかないと、継続的にずっと子供たちの活動を保障できないと思います。いや先生たちが半分おられます。その先生は転勤があるんで。だからその先生たちがする、しないはもう置いておかないといけないです。そこをまず除いた形で、地域でどういうふうにしてできるだろう。いやこれはできない川棚と組みましょう、いや東彼杵3町合同でやりましょうというような、そういう進め方をしなければいけないと思うのですが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

外部指導者の確保が大変難しい問題であるということは私も十分に承知しております。そのために本町では、令和4年度に外部指導者を確保するための予算措置も他の自治体に先駆けて行っております。

次に教職員の働き方改革はもう当然だと思っております。ですから私たちは8月25日の勤務日に中学校に出向きました、先生方に私たちの今の流れでは7年度末をもって地域移行を完全にやりたいと思っていたけれど、国県の動きがなかなか見通せない状況があったので、9年度まで伸ばしたいと思っているということで、説明に行きました。

となると、先生たちが今までの部活動の顧問としてまた残らなくてはいけないのかという不安が抱かれることは分かっていますので、先生方に答弁で申しましたように9月までに御自分が令和8年度以降どういう関わり方をされますかということの意向調査を今とっているところでございます。

それを踏まえてから今議員がお説のように、例えば拠点校方式になるかもしれないし、外部指導者について十分にその顧問の先生と協議の上に確保していく必要があるんだろうと思いますが、順を追って先生方の働き方につながる道筋の中で今行っているところです。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

クラブチームに移行しても町として、行政として、きちんと——経済的な補助金も含めて支援をしていくということの確認をさせてください。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおり、会費の中に、補助金等々を項目の中に上げております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

その際にいろんな規定をつくられるかもしれません、クラブになるといろんな方面からですね、枠組みを3町、東彼杵郡内ということで、3町の行政と連携をとって支援をされるのか。これが佐世保から来ました、大村から来ました。そういう場合も考えられるんですが、その辺の線引きは何か考えておられますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現段階ではまだ考えておりません。ただ、もう実際に吹奏楽部が三中学校で合同練習をし、大会に出ておりますのでそこの運営については尋ねてみたいなと思っております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

吹奏楽部の例が出ましたが、私も話を——子供と朝するときあるのですけど、今度マーチングの大会ですかね。もう参加をしたい人が出ると、私は出ませんという。そういういろんな場合が出てきてるので、そのところはよく3町で話をされて——予算取りも必要でしょうし。

私がこのクラブというのに非常に敏感になったのは、もう佐世保とか大村とかですね、もういろんなところから波佐見はよかばいというようなことで集まってきたときに地元の子供たちがどうなのかなあって。地元の子供たちが活動できるように、まずは、やはり町としてはこの子供を保障してやらなければいけない。

もうすごいプレーヤーが来た場合にはですね、補欠にもなれんやったとかですね、競技で言えば。そういうような状態じゃなくて、やはり波佐見の子供たちを育てるために、この地域移行をどうあるべきなのかということも含めて——経済的な財政的な確保も必要なのかもしれませんけど、まずは人材確保。どの程度の支援ができるのか。そういうものを考えてほしいと思うのですが。

これまでも教育長の答弁がありましたが、私はもうあくまでも波佐見中単独でやれるだけ、やれるような、そういう基礎づくりをしてほしい。というのは地域の指導者を地域に指導者をお願いするわけですから、波佐見の子供は波佐見の子供で育てるというそれは崩れるかもしれません。基本的な考え方として、やはりその形は持ってほしいなど。

そして、どうしようもできない場合は、合同部活動という形でいいと思うのですが。もう最初からもう3町ありきというようなことじゃなくて。ぜひこれまでやっていた部活動を——簡単に言いますと、先生たちがもう土日も指導をしてくれたが、これから指導は地域の指導者にお願いをするんだぞと。

町はそのために必要な子供たちが夢に向かって活動するのであれば、金銭的な支援もきちんと保障していきますよというような、そういうところをしっかりと訴えていかないと、今回野球部でしたか、入部者が今1人でしたかね。ほとんどクラブチームに行ってましたね。この間二、三日前のテレビでクラブチームが優勝しておりました、県体で、です。もうそういうふうなことの実績を聞けばね、そっちにどんどん行くのですよ。

じゃあ「それ行かなくていいよ」「波佐見で十分やれるんだよ」という、そういう姿勢を示さないと。子供も保護者の方も、またはこれから指導をお願いする指導者になられる方も安心していいです。」「指導していいですよ」というような声も頂けないのでないかなと思いますが、最後に教育長いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

選択肢を広げるというところの考え方や、田添議員様とちょっと違うところがあるかもしれません。もちろん波佐見町の子供たちを育てていくとしても大事だとは思っておりますが、もっと広い視野の中で——もしかしたら波佐見町に在籍して子が他のクラブに行って活躍する方もいるわけですので、様々な選択肢を広げていくとはとても大事な考え方ではないかなということを思っております。

部活動の地域移行というのはこれまでの日本の教育活動で大きく、もう大変革です。今まで誰も経験をしたことがないという一大の事業ですので、全然前に行かなかったり後戻りしたりするのが現状です。その中で本当にいろんなことを協議しながら、現場主義で立っていきながら、その都度、その都度、一番ベターな方法は何かということを今私なりに考えておりますし、先進地区の動向なども私も学んでいきながら、波佐見町にあった波佐見町らしい部活動の地域移行ができればなということを願っております。御協力よろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

波佐見の子供たちを思う気持ちはですね、同じだと思います。それを子供たちが安心して活動できるように、やはりまちづくりの根幹の一つに教育があるわけですから。いろんな考えもあるかもしれません、まずは指導者の確保。そこに全面的に力を入れて、早く子供たち、保護者が安心して波佐見はこういう取組をするんだということを周知していただき、明るい明日を迎えられるよう、そういう教育環境をつくっていただきたいと思います。終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で10番 田添有喜議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

11時25分から再開します。

午前 11時14分 休憩

午前 11時25分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は8番 城後光議員。

○8番（城後光君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

波佐見焼産業と町の関わり方について。

本町は波佐見焼を返礼品として、多額のふるさと応援寄附金を受けています。このことは波佐見焼による最大の受益者と言っても過言ではないと私は思っています。

したがって、本町が持続可能な財政基盤を維持していくためにも、波佐見焼を産業として維持させる大きな責務があると考えます。また、窯業界を取り巻く環境は、物価高騰や担い手不足など深刻さを増していることから、町が主体性を持って波佐見焼振興策に取り組むべきと考えます。

そこで、次のことを問います。

（1）平成27年度以降、波佐見焼が返礼品として選ばれたことで得られた、ふるさとづくり応援寄附金の総額は。

（2）持続可能な産地を目指し、中長期的な「波佐見焼産業振興計画」を策定する考えは。

（3）天草陶石、嬉野陶土生産者の厳しい現状を踏まえ、国・県に対して中長期的に安定した原材料確保を図るための支援を求める考えは。

（4）波佐見焼の生産において、その核となる生地製造・窯元の生産体制を維持するために、専門的人材の教育機関や集約的な生産機関を、事業者と町で整備する考えは。

（5）建屋、生産機械の老朽化が進む一方、機械類の専門技術者の廃業が相次いでいます。他業界からの技術者育成もしくは他産地連携など、どう支援していく考えでしょうか。

（6）生活物価の高騰により、日用食器の国内市場の成長は限られています。利益を確保し、産業を維持するためには、他市場への展開または海外市場への展開が急務であります。これを前提に、人材育成や販促支援など、今後のマーケティング支援の考えを問います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後光議員の御質問についてお答えをいたします。波佐見焼産業と町の関わり方についてということで。窯業界を取り巻く深刻さに関連して、町が主体性を持って波佐見焼振興策に取り組むべきだというお考えのもと、次のことを問われました。

（1）平成27年度以降波佐見焼が返礼品として選ばれたことで得られたふるさとづくり応援寄附金の総額は、ということですが。平成27年度から令和6年度までのふるさと納税の寄附金総額は、122億8,100万円となっています。このうち窯業製品は本町の返礼品の中でも、中心的な役割を果た

しているところであり、寄附金総額は103億1,200万円で全体の84%を占めています。

（2）持続可能な産地を目指し、中長期的な「波佐見焼産業振興計画」を策定する考えは、とのお尋ねですが。波佐見焼は本町の歴史と文化を象徴する産業であり、地域経済を支える重要な柱であると認識しております。近年物価高騰や担い手不足など、窯業を取り巻く環境が厳しさを増していく中、持続可能な産地の形成に向けた取組は本町としても極めて重要な課題であると受け止めています。

現在本町では波佐見焼の振興に関して、関係団体や事業者の皆様と連携しながら販路拡大や人材育成、情報発信など個別の施策を通じて支援を行っております。

これらの取組は地域の実情やニーズに即した柔軟な対応を可能とするものであり、また第6次波佐見町総合計画において、窯業振興についても計画を策定し施策を実施しているところです。

のことから現時点では、波佐見焼産業振興計画の策定については予定をしておりません。しかしながら、先月行いました各関係団体との意見交換会において、現状と課題についてお伺いすることができましたので、業界団体が必要とするさらなる支援について検討してまいりたいと考えております。

（3）天草陶石、嬉野陶土生産者の厳しい現状を踏まえ、国・県に対して中長期的に安定的な原材料確保のため支援を求める考えは、とのお尋ねに対しまして。

波佐見焼の原料である天草陶石については、現地採石事業者の人件費、光熱費の高騰に起因し令和7年8月から陶石価格を現行から25%値上げされており、令和9年からさらに25%値上げをすることが予定されています。

この状況を受け、町内の窯業関係事業所では、土台の価格高騰分を販売価格へ転嫁することが非常に厳しい状況であると聞いており、国・県と連携した対応が求められています。このことから、今年度行う東彼杵郡町村会の県政要望において、本町からは、陶土の安定的供給に向けた佐賀県との連携協議と、陶土を購入するよう窯元及び生地事業者等への支援の2項目について要望活動を行う予定で現在調整をしております。

既に佐賀県の産業労働部長が嬉野市の陶土生産者へ現状や課題に対する意見聴取に動かされていると聞いております。今後も引き続き、国・県に向けて要望を行いたいと考えています。

（4）波佐見焼の生産において、その核となる生地製造窯元の生産体制を維持していくために、専門人材の教育機関及び集約的な生産機関を事業者と町で調整する考えは、とのお尋ねですが。

先月、町内窯業団体の代表者を御招きして、現在の状況と今後の課題について意見交換を行っております。

生地の生産体制の維持については、波佐見焼生産体制の根幹に関わる課題であるため、各団体一様に危機感を感じておられました。そこで、窯元による生地生産の内製化などについても意見が及びましたので、既存の生地業者、生地事業者の支援とあわせて対策を検討してまいりたいと考えて

います。

（5）建屋、生産機械の老朽化が進む一方、機械類の専門技術者の廃業が相次いでいる。他産業界からの技術者育成もしくは他産地連携など、どう支援していく考え方とのお尋ねですが。

焼き物生産体制に必要となる産業機械については、町内に専門人材が隨時窯元や生地事業者から、機械の修理、メンテナンスについて対応いただいている。しかしながら、その人材も高齢であり数年後には廃業も想定されていることですので、後継者の確保も急務となっております。

今後人材育成の人材の発掘や育成について、業界とも意見交換を行いながら対応を検討していくと考えています。

（6）生活物価高騰に伴い、日用食器の国内市場での成長を限られている。利益を確保し、産業を維持するためには他市場への展開または、海外市場への展開が急務である。これを前提に人材育成や販促支援など、今後のマーケティング支援の考えは、とのお尋ねですが。

日用食器の国内需要の縮小が進む中で、訪日外国人の増加により、インバウンド市場をターゲットにする産地も増えています。

本町におきましても、新たなマーケットを模索する必要性はあるとの認識から、観光施策とあわせて、インバウンド需要を本町の窯業にも取り込みたいと考えているところです。インバウンド需要から、ゆくゆく海外への販路拡大を見据えた取組を強化していきたいとも考えており、その支援の在り方については、インバウンド市場への見本市、展示会への出展支援や新商品開発への支援などのほか、海外各国の消費ニーズなどを十分研究しながら、専門人材の活用やニーズ調査に関する支援など、効果のある支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

それでは再質問に入ります。まず私3月議会でも窯業界についていろんな形で質問させていただいたのですが。そのときに町長答弁にあったとおり、支援については各組合と、それぞれの課題や今後の対策について意見聴取を行い、国や県と協力してしかるべき支援策を検討していきたいという形で答弁を頂きましたので、今町長答弁にもあったとおり、かなり意見交換をされていると思いますので、それを踏まえて今回質問をさせていただきました。

まず町長にお伺いするのですが、いろいろ形で意見聴取をされたと思うのですけど、総じて波佐見焼の産業全体の現状をどういうふうに認識されておりますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

波佐見焼の現状としまして、これまで7月に業界の方々との意見交換をさせていただいた中で、やはりこれまで数年前までは、例えば市場そしてそれから顧客に販売するためにどういうふうな

商品開発を行っていけばいいかというふうなそういった市場顧客への対しての課題というのがあつたわけなんですが、近年関しましては原材料や人件費等の高騰、こういったものを背景としまして、売り先から仕入れ先の課題というふうなところに大きくさま変わりをしてきているような状況でございます。

その中では産地波佐見町としましても、こういった全国の流れによって産地内の課題といいますか——生地の後継者不足は以前からもございましたが、生地屋の後継者不足とあわせまして、今度は陶土の値上げ。そういったところについて様々な要因が、本町の生産者について降りかかってきているような状況でございますので、これは波佐見町だけではなくて、県国と連携しながら、事に当たらなければなかなかこの局面を打開できるような状況にないというふうに判断をしております。生産者、それから商社の皆様ともいろんな意見交換をさせていただいた上で、課題の主なものも見えてまいりましたので、今後そういったところに対する支援策について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

町長に指名したんですけど、担当課長にお答えいただきましたので次副町長ですね、もう現状いろいろ聞かれたと思いますので、副町長はどういう見解でしょうか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

波佐見焼の現状をどのように捉えているかとの御質問だというように思います。

町長答弁にありましたとおり、7月に窯業の関係5団体の皆さん方と町長、太田課長含めた担当者の方々とお話をさせていただきました。やはり一番課題と考えたのはですね、現場の高騰であるとか、生地の業態の脆弱さですね。高齢化よって後継者がつがないとか。

今8月に向けて、さらに生産が進んでいるというように聞きますが、その中でも、その仕事が間に合わない現状があって、日夜遅くまで仕事をされているというふうな状況を聞いております。

ただ一方で商品については駆け込み需要もあって、かなり売上げが上がっておりますが、そのニーズに応え切れないというふうな現状がある。その現状というのは、やはり生地の業態の皆さん方が過去は大勢の方々で担っていたものが、一部の方々に寄ってきているということも併せて、非常に電力供給が追いつかないというふうな現状であったりだとか。あるいはこれまでの商品開発に向けて、本来であれば原料の供給がいわゆる高騰しているのであれば、それを価格転嫁というふうな形で売上げにつながるということがふさわしいのでしょうか、なかなかそういった転嫁もうまく進まないというような現状の中で、窯業界全体としてこの問題をどうか解消していくのかというふうなところが非常に大きな課題だなというふうに思っています。

そういったために、やはり原料の供給の問題につきましては町長答弁にありましたとおり、これ

は天草陶石の業態というのが非常に寡占化しているというような状況であったりだとか。そういう中でもまだ原料そのものはあるが、関わっている業者が少なくて生産性がなかなか上がってないというところで、金額の単価を跳ね上げないといけないのが現状であるというふうなことを聞いております。

そういうものにつきましてはこれはサプライチェーンのいわゆる原料供給の適正化ということが大きな課題になってきますので、これ——県をまたぎますので、これは国も含めて、県も連携をして、そういう原料体制のサプライチェーンの適正化に向けて、しっかり支援をしていただけるよう要望していきたいと思います。あわせて出口に向けても、しっかりその価格転嫁ができるような商品をどうつくっていくのかというのを含めて、国・県も含め連携しながら、業種業界の皆さん方と意見交換を重ねていって、その課題対応について町もしっかり対応していきたいというふうに思ってございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

今課長、副町長お話をいただいたとおり非常に厳しい状況にあります。

先日も議会と商業組合、工業組合、生地組合さんとか、石膏型組合さんと意見交換させていただいたんですが、それですね、作り手さんも売手さんも非常に苦慮されています。

例えばですね、先日長崎県で審議会で答申ありましたけど、最低賃金1,031円ですね。78円、来年度値上げされる方向です、このまま認められれば。非常にもう人も集まらない。あとは新聞報道ありましたがエンゲル係数が非常に高くなっていて、27.5%ですね全国平均で。焼き物を買う人自体が、もう要するに安いものでいいという形で、どんどん市場自体がちょっと国内でもシクリンクしてしまっている。

あとは、先ほどから上がってますが陶土ですね。天草陶石を使った肥前陶土共同陶土協同組合さんが今回8月に25%値上げされて、再来年にもまた25%値上げされる予定ということで、非常に厳しい状況です。私が3月議会で質問したときよりも多分、刻一刻と厳しさが増してるとと思うのですよね。

その中で、どうやってこの現状を打破するかというのを業界関係者の方ともお話をしましたし、私は天草にも行きましたし、嬉野の陶土生産者の方にも、工業組合さんにもお話を聞きに行つたんですけど、なかなかこう見えないと。この先ですね。困られてる状況でどうしたらいいのかというところを、この機会を踏まえてですね、ちょっと考えていきたいなと思いまして質問をさせていただいています。

その中、まずお伺いしたいのが。私が手元で集計したのが波佐見町の一般会計当初予算の数値からちょっと紐付けました。先ほどの答弁では平成27年から令和6年まで103億円が、波佐見焼が返礼品という形で波佐見町として集まってる金額なのですが、グラフ見ていただければ大体分かると思

うんですけど、令和2年ぐらいから急速にふるさと納税に関わる寄附金が増えて、今まで十六億円、七億円という数字を頂いている。

本当に原資は先ほど答弁いただいたとおり、波佐見焼があるからこれだけ寄附を波佐見町に頂いている状況です。で、先ほどからもお話ありますが、もう業界全体が厳しい状況で、正直いつ産業として成り立たなくなるか分からぬ状況なんですね。

そうなると、この寄附額。8割が波佐見焼を返礼品として成り立っているので、現実これがなくなってしまうという現状も十分に考えられるわけですね。なので、波佐見町としても今までどちらかというと業界で、いろいろ支援をしてくださいという部分に応えれば対応できたと思うのですが。町として財政が成り立たないという現実に、非常に危機意識を持つ必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

改めて町長にお伺いするんですが、そのあたりの状況、ふるさと納税が減ってしまうという現状を踏まえて、どういうふうにお考えになられますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

最初の御質問の中で、答弁を担当課長にさせましたが、どういう認識かということですが。本当に日に日に厳しい状況になっているということを意見交換の場でも感じましたし、それぞれ私付き合いがございますので、その付き合いの中でも意見を伺っておりまして痛切に感じているところでございます。

それは先ほど申し上げたように、国民の生活様式の変化に伴いまして日用食器が必要とされているかという問題もありましょうし。それから価格の問題であったり、あるいは労働環境の問題であったり、非常に多くの要素が絡まっております。

これを一朝一夕に解決は非常に厳しいものがございますし、これは本波佐見町に限らず、この肥前窯業圏にとって共通した問題ではなかろうかなというふうな思いでございます。

さて先ほど御質問がございました町財政に及ぼす環境あるいはそういったものについてどう思うかというふうな御質問だったかと思いますが。当然ですね、このふるさと納税が果たすための窯業界の、何ていうか成果というのもかなりあるとは思うんです。

逆に、ふるさと納税の3割は返礼品として業者にリターンという感じでお返しをしているわけですから、約20億——18を、ざっと見て20億円と計算した場合3割ですから6億円弱は窯業製品として波佐見焼の還元を地元の業者の方にはしていると。それから発送送料等についても町で全部経費を持っているわけですから、その業界の売上げの一部に町は協力をしているという捉え方もできるかと思います。しかしそう言いながらも、そういった産業がないと返礼品がないと、この寄附金は頂けないですから、当然そういった産業の育成については町もしっかりとした支援をしていくべきだというふうな考えを持っております。

ふるさと納税がなくなったときの対応とまで申しませんが、どういうふうに考えてるかというようなことですが。基本はふるさと納税に頼らない財源が一番いいのでしょうか、基本的にはもう現実的ではございません。しかも本年度の一般会計の普通ふるさと納税からの繰入れが、8億～9億円ぐらいを予定しておりますので、それを財源に充てしております。

それは過去のふるさと納税を積立てた分を取崩して繰入れているという現状でございますが、これがいつまで続くかという保証もございませんし、逆に不安も抱えているところでございます。

後ほど別の議員さんからも、事業の見直しとか、いろいろ業界の支援とかありますが、そういうものをしっかりとしながら将来の財政基盤を確立しながら財政運営を行っていくことが肝要であろうかというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○7番（三石孝君）

これ、すいません数字分かりにくいのですけど。令和7年度まで出しているんですけど、歳入に占める寄附金の割合とか、ふるさと納税の寄附金の基金繰入額とかやってるんで、ちょっと分かりにくいですけど。数字でいうと分かりやすいと思うんですけど、やはりその最盛期の20億円を超したときから比べると若干下がっていると思うですね。

キヤノンさんの高額のカメラが認められるようになったとか、いろいろ理由はあると思うんですけど、やはりその波佐見焼の返礼品自体の件数というか、金額自体も減っていると思うのですが、担当課のほうではどういう現実で、窯業部分の返礼品が減ってる要因という部分は捉えられてますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃられるように、令和3年が本町一番多くて20億3,800万円。内の波佐見焼が18億5,600万円、91.1%を占めております。これ以降ほかの報道とかでもあるように、食品だったり、生活必需品だったりが非常に人気が出たことと、ほかの今までふるさと納税に取り組まれてなかつたところの市町村がですね、熱心にふるさと納税に取り組まれたことから金額と割合が下がってきているものと思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

そこで1点、担当課のほうで把握されてるかどうか分かりませんが、ふるさと納税も大抵がポータルサイト経由の申込みだと思うんですけど、納期の問題ってあると思うのですよね。

一定の期間に納品できるものしか受け付けができないという形であると思うんですけど。やはり先ほど話し合ってるとおり生地が間に合わないので、納品時間がかかっているので商品が提供できないという状況で、出品を抑えないといけないという可能性はあると思うんですけど、その辺はど

う提供は考えられていますか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

おっしゃるとおり、生地が入ってくるのが人気商品を優先的に、事業者のほうで生地をつくられているようで。レアなものとかになるとですね、3か月等かかるものもありますので、そういう場合は寄附者の方が嫌がられてもっと納期が早いものに切替えられたりされるということはあると思います。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

そこなんですよね。というのが、先日も議員と業界団体さんとの意見交換の場でもあったのですが、商業組合さんから今回陶土が上るので売価をちょっと上げていただくような交渉したところ、ほかの産地のものに売場変えますよという、暗にそういう回答があったみたいなのですよね。

やはり他産地も波佐見焼で展開されてる商品が人気であれば、そういう似たような商品をつくれて提供される努力をされますので、どうしても売れるものに消費者は皆さん行くわけですよね。やはりそういう影響って非常に大きいと思うのですが、担当課のほうではそのあたりどう考えられていますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃるように、商業組合の皆さんからいろいろとお話を聞きましたところ、やはりこれまで波佐見焼というのは、ほかの産地になるようなデザイン性や、機能性を追求しながら、焼き物を生産してきたというふうなところがございますが。

言わばどこでも、やはり波佐見で作れるものはどこでもつくれるというふうなところも一方でございます。今おっしゃられたように価格転嫁をしますとどうしても価格を安く提供できる産地のほうが有利になるというふうなところで、大手の企業さんからのOEMや、そういうところになるとやはりどうしても価格面で競争ができなくなるとか。

あとは納期の問題で先ほど言われたような生地の調達で、納期が遅れるというふうなところも一つの課題で、納期内に収めることができない場合は、ほかの産地のほうに鞍替えするよというふうなそういった声もあるというふうなことで聞いております。

ですので、根本的にあるものにつきましてはやはり、生地の調達の問題でありましたり、あとは他産地にないような商品開発、こういったところが今後求められていくのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これが先ほどからちょっとお話をしている、肥前陶土工業組合さんの統計を頂きまして私のほうで作ってみた資料なのですが。昭和50年ぐらいからデータ頂いて、現状をいただいたのですけど。

昭和55年ぐらいが販売数量ピークで4万トンあった肥前陶土工業組合さん——要するに天草陶石を加工して材料となる陶土に販売をされてるという組合さんなのですが。

4万トンあったのが、もう今令和6年度4千何百トン。9分の1ぐらいの生産量なのですよね。当然ながら量が増えれば、それを維持していくために販売単価は上がらざるを得ないので、右肩上がりに単価は上がっていっているという現状ということです。

工業組合さんの事務局長さんともお話ししたんですけど、先ほど今年と再来年に値上げするということでお話を使用者の方と協議してることだったんですけど。当然ながら、それでさらに使用料が減ってしまえば、もっと値上げをせざるを得ないという話をされてました。となるとやはり構造的に非常に厳しい状況で、あとは技術的なものなのですが、例えば陶土を使わなくてほかの陶土を使えばいいじゃないかという考え方もあると思うんですけど、そうすると今まで天草陶石をつくるためにつくってきたプランとか全部生かせなくなるので、ほかの陶土持ってくるということも、そう簡単ではないというふうにお話を聞きました。そういう現状、非常に構造的に厳しい現状だというところです。

そういう中でどういう形で展開をしていければいいのか。それこそ今まで町長も業界団体の方と意見を伺いながら支援をしていくというふうにおっしゃっていますが、今回に限らず。もう要するに業界団体の方ももうどうしたらいいのかちょっと意見が出せないという現状なのですよね、結構八方下がりの状況で。

なので、そういうのをちょっと改めて皆さんに認識していただきたいなと思うのですが、先ほどから副町長もお話しされてますとおり、天草陶石は熊本県、陶土をつくっているのは佐賀県、需要地である佐賀県、長崎県。あと近隣の県で、ほかの中国地方にも、本州にも供給されているので、かなり県をまたいで取組が必要になるのですが。

その中で新聞報道でもありますが、国としては県域を越えた産業育成を図るために、広域リージョン連携とかいろんな部分で取り組んでいきたいということで話が上がってますが、今答弁の中でも佐賀県との連携とかいろいろお話をましたが、具体的に長崎県と佐賀県の連携について担当課で把握されてる部分がありましたら教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、まずは陶土の供給について、やはり今ボトルネックになっているようなところがございますので、どうしても長崎県内に陶土の生産地がないと。その陶土屋さんもないというようなところがございますので、これは実際に佐賀県の——先ほど議員おっしゃ

いましたように、嬉野塩田地区のほうにですね、陶土屋が集積してるというふうな現状もございまして、長崎県のほうから佐賀県のほうに働きかけをいたしました。最初のきっかけは町内の組合さんからの要望というようなことを伺っておりますが、それで、まずは陶土屋さんへの支援というようなところが実際必要なんじゃないかというところで、今、長崎県が佐賀県のほうに働きかけを行った上で、佐賀県の担当部長さんが今、意見交換を行かれて支援に動かれてるというふうな話を聞いております。

また天草陶石の問題につきましても、現在としては特にそれに対して連携を図っていくというふうな具体的な動きについては聞き及んでおりませんが、この間、先日長崎県と町内の各窯業団体の皆さんとの意見交換も行われましたので、その意見交換の折に、この陶石の確保、安定的な確保と調達。こういったところについての課題について県を超えた形で連携を図ってやっていただきたいというふうな要望も出されましたので、今後そのあたりも踏まえて町のほうからの申入れも当然行いますが、連携を深めていかれるものと考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

私ですね2月に天草に上田陶石さんという、肥前地区に陶石を卸されてる事業者さんに、ちょっと集積場にお伺いしたんですが。お話をこの写真に写ってる方にお伺いしたんですけど、今プラントはこれ集積場なのですが、これが最盛期は1日で全部山が埋まっていて、それがもう1日で全部はけてたみたいなんですけど。それが昔は1日でやってたものが、今1年でその量らしいですね。やはり非常に厳しい状況。

先ほど生産量の話もしましたが、天草にですね陶石を採掘されて半製品にされている事業者さんが3つしかありません。一つは大手の資本に属されているところなので、ある程度その雇用が継続的に見込めるんですけど、あの2社が肥前地区に陶石を供給いただいているのですが、どちらも後継者がなかなかいない。入っても辞められるという状況みたいで、本当にもう時間があんまりないんですね、猶予が。

先ほどちょっと連携して助けるという、支援するという話ありましたけど、いやもうここ終わつてしまえば、もう誰も採決できなくなるのですよね、発破とかですね。爆破とかいろんな専門的な技術がいるので、そう簡単に誰かが譲渡しを受け入れるような事業ではないので。もう本当にスピード感を持ってやらないといけないというふうに思います。

それから私天草に行って気づいたんですけど、天草から船でダンプカーを積んで——カーフェリーにですね。それを島原半島走って塩田地区に持って来られていますけど、例えばその船がなくなったら、もう非常にまたコスト莫大に上がるとか。結構その分業制でよかつた部分は、いろんな部分で助けられたと思うんですけど。悪くなると、もう1個が何かしら、なんかうまくいかないと全部崩壊してしまうという現実を是非、町としても考えていただきたいなと思いました。

次の日、あと嬉野の陶土を生産されている事業者さんにもお話を聞いたのですけど、やはりですねここも波佐見の生地屋さんを含めてなんですが、やはり人力が必要。技術者がなかなかいないというのと。あともう一点ですね右側の機械類とかもそうなのですが、メンテナンスをする事業者さんがいないというのが、生地屋さんとか窯元さんも含めてそうなんですが、陶土を生産される事業所さんも同じ悩みを抱えられます。

なので、これもう県とか超えてやらないと、もう全部目が詰まってしまったらすぐに窯業界全体が駄目になってしまう話なので、一番危機意識を持ってるのが産地だと思いますので。

ぜひ熊本県、佐賀県に、佐見町の生地屋さんが、有田のメーカーさんの生地作ってるケースもたくさんありますので、下支えしてある部分で、ある意味で波佐見町が主導権持ってお願いをどんどん国県していく立場だと思いますけど、そのあたりどう考えていますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回ですねこの窯業の課題というのは、もう本当に非常に大きい——もう立ち行かなるぐらいのですね、危機感があるかとは思っております。それで町内で、できることは当然町のほうで行うんですが、こういった原材料の調達確保に関しては、議員おっしゃられるようにですね、私たちだけの力ではどうしようもならないようなところが当然ございます。

ですので、今後といいますか。早急にですねやはり県、それから国、そして関連する自治体の皆様。こういったところに働きかけを積極的に行いながら、対策・対応を早急に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これまでマーケティングとか売る部分で、肥前窯業圏という部分を長崎県佐賀県も一生懸命やつてきたと思うのですけど、もう生産体制全体が肥前窯業圏はやはり一貫した部分ですよね。どうしても天草陶石を多くの事業者さん使われてますので。そこをぜひ発展的に、せっかく日本遺産にも選ばれてる場所ですので、地域の非常に貴重な資源になると思いますので、今あるものをその枠組みを、ぜひ生産体制とかサプライチェーンのためにも生かすような取組を、ぜひ町としてどんどん積極的に国・県に提案していっていただきたいなと思います。

それで、いろいろお話を伺いしてますけど、答弁の中にもありました、生地屋さんの問題がやはり波佐見焼にとっては非常に直近で解決しないといけない課題、大きな課題だと思うのですが。いろいろ内製化の動きとか、商社、窯元さんで検討されてるとは思うんですけど。現実なんですが、先ほど申し上げたとおり、最低賃金が1,031円になると、人を雇うのもなかなか大変なんじゃないかなと思います。

そうなるとやはり今、生地屋さんは1個幾らで窯元さんが買う、という基本的にはそういう商売

かと思うんですけど。やはりそこをいかに維持していくかというのが大事になってくると思います。

その中で意見交換している中で、やはり新しい方に、生地屋さんに入ってきてもらおうとすると、どうしても今までの生地屋さんだと——例えばトイレがなかつたり、冷暖房がついてなかつたり、そもそも機械類が昔のものなんでちょっと扱いが重たかつたり。いろんな部分で、なかなか新しい人に来てもらっても続けられない環境というのを非常に生地屋さん組合さんとかお話を伺います。

その中で、やはり新しい人が来ても働く環境はまず作らないと生地屋さんに来てって呼んだところで働いてもらえないって思うのですけど。先ほどから私質問にも盛り込んでいますが、生地屋さんを新しくつくる取組を町として、何かしら支援して、業界と一緒につくっていくという考えについてはいかが思われますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

生地屋さんの操業に関しましてはですね、いろいろと大きな課題も確かにございまして、議員おっしゃるとおり高賃、価格の問題でございますとか労働環境の問題というところと、あとそれに加えて労働時間の問題、こういったところもですね、課題としてあるかと思います。なかなかの個社間の窯元さん、メーカーさんと生地屋さん単体での契約の状況等になってまいりますので、非常に繊細な問題かと思いますが、こういったところも見直しを図りながらしていく必要もあろうかというふうに思います。

一方で労働環境に関しましても、生地屋の皆さんとお話をするとしましても、ほぼほぼ今世襲で、家族経営でやられているところがほとんどですので。そういう労働環境を整備して、実際に新しい方を採用するというのは賃金の面からも、労働環境の面からも非常に厳しいんじゃないかなというふうなことはお伺いしております。

その中で、こういったいろんな諸課題ある中で、新しい人材を入れて永続的にそこで事業を行つていただけるような体制をどういうふうに構築していくかというのは、当然、課題として認識しておるようなところでございます。町が整備するか、もしくはそういう民間のほうで整備をしていただくかというところはちょっと判断はなかなかつかないところがございますが、いろんな御意見を聞きながらその課題に対して対策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

今言われたとおりなんですね。結局生地屋さんは生地屋さん、窯元さんは窯元さん、商社さんは商社さん。それぞれに課題を抱えられているので、なかなか意見を集約してこれで進めるのはなかなか難しいと思うんですよね。

なので、ぜひですね私は前から提案してるんですが、町のほうで例えばその産業全体を客観視していただくコンサルタントの支援事業とかも伝統工芸の分野でありますし。そういう部分を活用し

ていただきながら、現状どこが問題で、どういう形をすればもう少し持続可能になっていくというですね、分析をしていただく取組を考えていただきたいなと思うんですよ。

というのが、例えば石川県の金沢市で金沢工芸アクションプランというのをずっとつくられていて、それを改定されてるとか。石川県の同じく加賀市で中山漆器という部分を、たまたま北國銀行さんという取引があった銀行さんの漆器メーカーさんとかとか組んで、銀行さんに入っていたい、全体の問題点とかを分析していただいた上で、銀行さんの子会社の方が生産のサプライチェーンの見直しまで提案されるという取組をされています。

そういう形で伝統産業の中でという枠広く見れば、いろんな再構築の事例はありますので、こういうものを活用しながらですね。ぜひ波佐見だけじゃないと思うんですよ。先ほど言わわれたとおり。有田もそうでしょうし、いろんな窯業関係に関わる、自治体さんとひっくるめてやらないといけないと思うのですけど、そういう部分を検討していただきたいんですけど。その全体のコンサルとかそういう部分はどう考えられますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

やはりいろんな業界の方々と意見交換をする中で、これまで本当であれば生産効率の見直しとか労働局環境の改善をしながら、産地としての生産体制を維持していくというふうなことが図ってこれられるべきところだったんですが、なかなかやはりこれまでのですね、業界の流れを踏襲してそういったところにテコ入れができなかつたというふうなところは一部あろうかとは思います。

議員おっしゃられるように、客観的にこの産地全体を俯瞰して見られるような人材というふうなところの方の御意見というのも非常に必要ではないかなというふうなところも考えております。

ですので、これまで東京ドームのテーブルウェアでは、外部の方に御協力をいただきまして、新商品の開発であったり、販路の拡大であったり、消費者ニーズの把握。こういったところについて御尽力をいただいたというふうなケースもございますので。先進地のですね、事例等も見ながらですね、業界とも、いろいろとお話をした上で、そういった人材の活用等も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

今あげられたので。例えば東京ドームテーブルウェアフェスティバルの企画では今田先生が、各窯元回られて新商品の開発へ非常に懇切丁寧に御意見をされたことが今につながってます。

私は——ちょっと私なりの提案なんんですけど、これまで波佐見焼、いろんなイベント等に携われていますし、あとはいろんな伝統産業のReブランディングされてる立川裕大さんとか、波佐見にも頻繁に来られますが、そういう方いろいろいらっしゃると思うんですよね。波佐見町に携われる、いろんなコンサルティングをやられてる方も。そういう方に今一度——たくさん商工観光課名

刺持たれてると思いますので、今一度そういういろんなつながりがある方に御協力をいただきながら、どうやったら窯業全体の見直し——それこそお話があったとおり、なかなかずっと停滞してた部分をどうやったら打破していけるのかという部分をですね、お知恵をちょっと頂きながら、次の新しい光を見いだしていただきたいなと思うんです。

何か今、私も質問して暗い話題ばかりだったんですけど、何かこの先に明るい未来があるってなれば業界もまとまっていけると思うんですけど。暗い課題ばかりあると、なかなかまとまるのまとまらないと思いますので。ぜひいろいろなですね、今までも携わってる方たくさんいらっしゃると思うので、御協力をお願いしたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

これも先日の意見交換の際に、業界の方がおっしゃってましたが。やはり産地に夢がないと、そういった人材も入ってこないと。働きたいと思わないというふうなところもおっしゃっておりました。本当に今、毎日ですね、お伺いする内容については、非常に後ろ向きな話が多くございまして、何とか解決策についてですね、業界の皆さんとも話をするんですが、なかなかこう打開するような具体的な施策というところの検討が、ぱっと思いつかないような状況になってきているところであります。

やはり昭和55年、1980年代ですね。こういったときはものすごく窯業が盛んであった時代で、町内をマイクロバスが多く行き来してて、そういう時代もございます。そういったときはやはり高度成長期とも相まってですね、本当に窯業に携わる方々が夢を持って働いていらっしゃったんじゃないかなというふうに思います。

議員がおっしゃるとおりですね、後ろ向きな話題ばかりじゃなくて、前向きに展開できるようですね、施策を何とかいろんな方々のお知恵を頂きながら考えていく。そしてそれを提案できるような状況が今必要じゃないかなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

その中でやはり大きいのが、東京ドームテーブルウェアフェスティバルって東京ドームの本館でやられたものがなくなったという部分はやはりおつきいのかなあというふうに思ってます。

お客様がたくさんいらして、そこで新商品を見せるから、やはりその窯元さんも一生懸命新商品開発するという部分があったと思うんですけど。プリズムホールでやるのとは全然やはり違うと思いますので。やはり新しいそういう展示の場所。毎年県毎年じゃなくても2年に1回でも、3年に1回でもいいんで、研さんする場所をつくるというのは、支援をしてつくっていくというのはすごく大事な役場の役割なんじゃないかなと思いますので。

一つヒントというか私の案ですけど、例えば、アジア最大級のデザインの見本市と今言われている例えばデザイン上海というイベントが毎年行われているということで。その中で日本に特化した

クラフトのコーナーもあるというふうに書いてますが。もう国内で、先ほどからお話ししているとおりやっぱ国内でなかなか見いだしていくと難しいと思うのでアジア圏で売っていく仕組みをつくつていかないといけないと思いますし、現実に町内の商社さんで、海外で展開されてる事業者さんもいらっしゃいますので。ぜひ外に向けるきっかけをつくって見本市の出展とかそういう部分つくつていただきたいと思うんですけど、どう考えてますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今この状況下においてですね、やはり国内市場が減少していく中で、どうしてもやはり海外というふうなところについては、外せないような状況になってきてるかと思います。これは商業組合の理事長さんからもおっしゃいましたが、やはり海外展開というのをですね、どうしても今後見据えて、そこに取組、力を注いでいけるような状況につくっていきたいというふうな御意見も頂いております。

大きなですね見本市——テーブルウェアにかわるような見本市というところを、国内でどういったところにするかというのはなかなかないようなところが現状でございまして。海外に向けた見本市——海外のバイヤーの皆さんにお越しいただいて、開催されている見本市なんかは東京のビッグサイトとかでも開催されているような状況でございまして。例えばこういったところに対しての出展の支援であったりとか、そういったところについて協力を求められたりというのは一部あったりはしております。

この海外戦略をどういうふうに今後進めていくかというふうな話になりますが。今国内でもインバウンド需要というのが非常に高まってきておりまして、海外からのお客様が非常に多いというふうなところで、今回町長の答弁にもありましたように波佐見町のほうでもですね今、インバウンドの推進を行っております。

現在ですね、海外ではアジア圏の方々が非常に多く来ておりまして、大体年間2,000人ぐらいの、アジア圏・欧米含めて2,000人ぐらいの観光客の皆さんにお越しいただいておりますが、近隣の三川内焼に関しましても、佐世保からのクルーズ船のお客様をお招きして、それで、その方々への売上げが非常に伸びているというふうな話も聞いております。まずは町内の観光事業とあわせてですね、外国人の方にお越しいただいて、そこで波佐見焼を知っていただいて、それからまた海外のマーケティングにつなげていくというふうな取組も一部必要かと思っております。

その中で県・国と協力しながら先ほど言われたような海外での見本市。こういったところについての出展なども、今後視野に入れながら支援の考え方をまとめていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

今ですね、伝統工芸士会さん等で展示スペースの再検討陶芸の館で行ってほしいという要望書も

出されてると思うのですが——いろいろ担当課でも検討されていると思うのですが。ぜひそういうインバウンドを取り組んで、さらに海外に行っても波佐見焼が売れる市場づくりという側面支援をしていただきたいなと思います。

最後に町長にお伺いなんですが、波佐見焼は400年の歴史の中で、幾度も産地として危機に直面してきました。そのたびに例えば人形淨瑠璃を始められるなど、いろんなかたちで厳しいところを、何かしらきっかけになって、新しいことに取り組まれるのが波佐見という文化だと思います。

ぜひ町長も任期が残り1年と近くなりましたので、最後に1年間でこういう部分で波佐見焼がこういうふうに進んでいくというビジョンを何かつくるきっかけをですね、この1年かけてぜひやっていただきたいなと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

御指摘のとおり私の任期もあと1年でございます。おっしゃるとおりですね、本当に何度も申しておりますがこの陶磁器業界の取り囲む環境というのは厳しさを増しておるは十分承知、存じ上げてることでございます。

おっしゃったとおり他県では石川県の例もおっしゃいましたが、アクションプランなり、何なり、ある程度の道筋といいますか工程をつくると。ただそのプランも確実に進むとは限ませんし、ある程度の理想に近いものができるかもしれません。そういう道筋ができるようなことができれば、本町においても議員提案の計画とまではいかなくともですね、そういうもののようなある程度の道筋ができるようなものが、業界と行政とそれからそういった専門家を交えたところで構築していかなければ、何らかの——しっかりととは言いません。でも、道筋ができるのではないかという希望は持ちたいというふうに思っておりますので。今後十分にその辺は担当あるいは業界との意見交換をさせていただいて、構築をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

最後に2027年が森正洋さんが生誕されて、ちょうど100年なんですよ。町長も何度も答弁にあったとおり、やきもの公園のデザインの建設にも携われていますので。ぜひ何かそれをきっかけにしていただいて、波佐見焼がこっからまたちょっと盛り上がったという機会にしていただくことを願つて、質問を終えます。以上です。

○議長（尾上和孝君）

以上で、8番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

午後0時24分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は3番 澤田昭則議員。

○3番（澤田昭則君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従い一般質問を行います。

1. 経営者の実情に即した町の支援について。

本町においても、少子高齢化による人口減少や担い手不足などが課題であり、後継者育成・デジタル化を進める必要がある。さらに、近年の物価高騰や今年の夏のような異常な暑さへの対応など、私たちを取り巻く社会情勢は刻々と変化している。これらの動きに対して、適切かつ迅速な対応が求められる。

そこで、次のことを問う。

（1）今年度から始まった「農林業経営支援事業費補助金」は、予想を上回る影響で、申請者が多数寄せられ、2度の補正予算が計上された。そこで、地域商工業の振興や活性化、経営継続を目的とした同様の支援が展開できないか。

（2）物価高騰対策としてのプレミアム付き商品券事業については、事業費の内訳と一次販売の状況、商品券の利用状況はどうか。さらに、追加販売の購入希望者数や今後の予定はどうか。併せて、事業の検証・実績報告の予定や、今後の物価高騰に対応するための消費者・事業者に対する新たな支援は考えているか。

2. 東小学校に関する今後の総合的な計画について。

町立小学校の適正規模・適正配置及び施設整備等については、以前から検討されているが、東小学校について将来の児童数予測や地域活性化といった総合的な観点から、学校再編による統廃合などが計画されるのか。

3. 観光地域づくりに向けた取組について。

本町の観光的な認知度が飛躍的に高くなり、観光客など来訪者は増加している。観光客と町民の双方に配慮し、安心、安全、かつ便利に観光できる事業や、インフラ整備などの計画はあるか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

3番 澤田昭則議員の御質問についてお答えをいたします。まず御質問の順序と答弁が異なることを御了承願いたいというふうに思います。

1. 経営者の実情に即した町の支援についてということで、人口減少、あるいは担い手不足などが課題であるということで、（1）今年度から始まった農林業経営支援事業費補助金のような地域の商工業の振興と活性化、経営継続を目的とした同様の支援が展開できないか、とのお尋ねですが。

今年度から開始しました農林業経営支援事業費補助金は反響が大きく、予算の補正が2度計上さ

れるなど、地域経済の安定と農業生産基盤の強化を図る上で一定の成果を上げていると評価しております。

しかしながら農業者と同様の支援を地域の商工業者全体へ展開する方向で検討を進めることは、業種横断的に多様な事業者を対象とする場合、財源的にも現時点では厳しいと判断をしております。

一方で町内商工業者の経営支援として、規模事業波佐見町経営強化支援事業や中小企業振興資金信用保証料補助を行うとともに、現在実施しておりますプレミアム商品券事業でも商工事業者の振興に寄与しているものと考えております。

今後におきましても、商工事業者へ一律支援を行うというよりは、経営改善や強化、業務効率化に取り組む事業者を積極的に支援してまいりたいと考えております

2. 物価高騰対策としてのプレミアムつき商品券事業については、事業費の内訳と一次販売の状況、商品券の利用状況はどうか。それから追加販売の購入希望者数や今後の予定。それとあわせて事業検証実績報告の予定。さらに今後の物価高騰に対応するための新たな消費者事業者に対する支援についてはどうかというふうなお尋ねでございますが。プレミアム商品券は、商品券1枚当たり1,000円を14枚つづり1冊とし、1万円で販売し、プレミアム分は4,000円としています。

1人当たり2冊まで購入可能とし、各世帯に購入引換券を郵送後、今年7月1日から6日までを町内各公共施設で販売会を行い、その後、東彼商工会波佐見支所において8月18日まで販売を行いました。

事業費は総額1億2,680万円となっており、内訳として東彼商工会への委託料が商品券の発行業務を含め1億2,546万円。郵便料等の町の事務経費が134万円となっています。一時販売の状況としましては、販売冊数が1万8,678冊。販売率で66.7%。販売額が1億8,678万円となっております。商品券の利用率ですが、8月20日までの換金率で申しますと、全体の46.3%となっております。

また追加販売の申込み者数は1,965世帯となっており、9月27、28日の2日間で追加販売会を開催する予定です。事業検証実績報告の予定としましては、令和8年1月末頃に東彼商工会から提出の予定となっています。

今後の物価高騰に対応するための消費者、事業者に対する新たな支援は、現在のところ考えておりません。

3. 観光地域づくりに向けた推進と取組について。観光客と町民双方に配慮して安全・安心かつ便利に観光できる事業やインフラ整備などの計画はあるのか、とのお尋ねですが。本町における観光施策については、第2期観光振興計画に基づき実施しており、安全安心、便利に町内を観光していただけるよう、官民協力しながら、観光施設の魅力向上や、体験型観光メニューの造成、観光人材の育成や町内交通の利便性の向上などを進めております。

主な取組としては、基幹産業である窯業と農業、温泉をベースにした体験型観光プログラム陶農やマンガアニメツーリズムの取組として、漫画「青の花器の森」周遊スタンプラリーなどを開催する

など、体験メニューの造成や波佐見焼の購買層に訴求する観光商品開発を行っており、波佐見焼の認知度向上と相まって、観光客数もコロナ禍以降回復してきております。

今年度は新たにインバウンド需要の開拓を目指し、長崎県の支援を受けながら、情報発信や受入れ体制の整備などの事業を行っております。本町の観光が窯業・農業に次ぐ第3の基幹産業に成長するよう、町民皆様にも御協力をいただきながら、今後も引き続き積極的に取組を行ってまいりたいと考えております。

2. 東小学校に関する今後の総合的な計画については、教育委員会のほうから答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 東小学校に関する今後の総合的な計画について。

町立小学校の適正規模、適正配置及び施設整備等については、以前から検討されているが、東小学校について、将来の児童数予測や地域活性化といった総合的な観点から、学校再編による統廃合などが計画されるのか、とのお尋ねでございますが。

近年では平成27年に永尾分校が東小学校に統合されました。御質問の、今後の学校再編による統廃合についてですが、現時点では計画はございません。

令和7年7月31日現在の東小学校の児童数は126名となっており、今後の児童数の予測としては若干の増減はあるものの、児童数は横ばいの状態が続くと見込まれています。

今後も児童数の動向を注視しながら、地域活性化や公共施設の適正維持管理といった総合的な観点も踏まえ、適切な学校運営を検討してまいります。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

これは今年度の4月に波佐見町広報に載りました。先ほど話が出ました農林業経営支援事業費補助金ということで、大変内容もよくて、4月自治会長会議が終わった後に、町民は目を通されたと思うのですが、実際にはもう4月1日から施行されていたということで、4月22日にはもうかなりの申請があったということですが。

参考までに農林課のほうでちょっと事業の内容と、これまでの事業申請された数と総額的な、補正で2回計上されたんですが、使われた総額の金額を教えてください。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

今年度から農業者支援ということで農林業経営支援事業というのをさせていただいております。当初予算のときには予算枠300万円で始まりましたが、4月当初からの応募が殺到いたしまして、もう4月の中旬には300万円を超える勢いで応募がございまして、途中で町長を交え協議をいたしました。当初は5割補助というところから始めましたが、多くの農業者の方にこの補助金を届けたいと

いう思いから、3分の1の補助率にしまして、プラス300万円が上乗せ補正ということをさせていただいております。

こちらにつきまして町単独の予算枠でございます。それと2回目の補正につきましては、国の物価高対策の交付金が参りまして、ですので2回目は町単独ではなくて国の交付金を使わせていただいております。

2回目の予算枠は450万円の予算枠を頂いて対応させていただいておりますが、まず当初の町単独の分でございます。全部で600万円の予算枠に対しまして29件補助をいたしております。締切り後に問合せが7件ございましたので、全部で36件の応募があったということで理解をしております。

その29件の内訳でございますが、当初から今の夏場の草刈りがとにかく大変だということで——自治会にもそういった草刈りの機械を入れておりますが、そういった自走式の草刈り機械が出てほしいという思いがあったのですが、やはり自走式の草刈り機械が一番多くございまして9台、29件のうち9台が自走式の草刈り機でございました。あとそのほかですねトラクター3台、田植機2台、それとあとアタッチメントということで、トラクターのお尻につけて、肥料散布機とか田植を代かきするハローとかですね、そういったものをアタッチメントが10台ございました。それとあと農薬散布する動噴が2台、それとお茶の機械が1台、運搬車1台と、オペレーター——ローンオペレーター研修が一つございまして、全部で600万円の予算枠でございます。

ですので、平均で1件20万6,000円の補助を行っております。この事業につきましては上限がで100万円ということで、あと下限が事業費が20万円ということで、20万円以下の事業費はですね、対象にしておりませんが上限が100万ということで、200万の事業費を持ってきていただいてもですね100万までしか補助の対象しておりませんので、マックスが33万3,000円の補助になってまいります。

認定農業者につきましてですね、プラス5%ということをしております。そのマックスを受けられた方が5人いらっしゃいました。前半につきましては。

8月の臨時議会で頂きました、国の交付金でございますが、こちらにつきましても8月末までの応募の受け付けをいたしまして、34件の応募がございました。それにつきまして予算額が450万円でございましたので、補助額をオーバーいたしましたので、こちらで、そういった多く、自分の農地以外を管理してもらってる方とか、それと自分の耕作地が広い方とか、そういった条件を打って選考させていただいた結果22件の採択をいたしております。

こちらにつきましても先ほど言いましたとおり、自走式の草刈り機が8台——ここが一番やはり多くございました。トラクターが5台。それとあと先ほど言いましたトラクターにつづけるアタッチメントというのが5台。それとあと米の乾燥機が1台、畑の管理器が1台、それと畜産関係の牧草の刈取り機が1台、お茶機が1台、全部で22台採択をさせていただいております。こちらにつきましても平均20万4,000円の補助となっております。

先ほど言いましたマックスの33万3,000円の方は5人にいらっしゃいました。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

とても詳しく説明していただきまして、分かりました。

私の一般質問の内容はですね、このうらやましいような支援の内容、多分反響が大きかったのは手続きも国とか県とかに出すよりも、町単独でなるべく相談された方がすぐ実際に草刈り機とか言われましたけど、そういうのを買いやすいようにスピードで対応されたから反響も大きかったと思います。私も羨ましかったんで、ほかの分野で言えば商工業関係にも、そういうのがあればいいなという思いで質問したんですが答弁ではなかなかほかの形でいろんな支援をされてるので難しいと言われました。

今日も実際同じ時間に今、波佐見町商工会では波佐見町だけの理事会があっておりまして、どうやってこの苦難の経済を乗り越えていくかという話もあっておりまし、最低賃金も午前中出ておりましたけど、それに対してどういうふうな支援ができるかとかいろいろなたちの会議をされてると思うのですが。私も商工会に入っておりまして、今商工会で課題になってるのは会員数がどんどん減っております。1年間で26人辞められたと聞いております。入ってこられた方が12名とか。波佐見町の今現在の会員数はですね481名ですか。そのうちの工業が26件、建設業が59件、サービス業が119件、商業が67件、窯業が210件。特別なやはり町ですね、窯業を中心として。

先ほど言われたような農業のすぐ支援をしていただくような事業がもしあっても、これだけの業種の方には、向き、不向きもあるし規模も違うと思います。ただこうやって、大変な情勢の中で、経営をされてる方はいろんな悩みを持っていらっしゃって、もう本當今年でもやめようかとか、そういう話もよく聞きます。

実際に商店街の中でも全然もうお店を閉められた方もいらっしゃいます。あと1年でもしたかっただけで、ちょっと無理だと。例えば経営する店の空調機でも、もうちょっと新しいのに買えなかっただけで、変えられないとかですね。いろんな状況も出てくると思います。商工会にはいろんな支援を、経営の支援をされている内容もたくさんあります。僕もよく行きますので聞きますが、やはりすぐに申請をして、出るような内容ではないときもありますので、こういう町が実証事業かどうか分かりませんが、小刻みに支援をされたということはいいことだなと思っていますので、また機会があればぜひ検討していただきたい。

あと、先ほど商工会の話もしましたけど、現在商工会の会員数が減っておりまして、何らかの手だけで町と行政としても何かお手伝いできないですかなということは、多分商工会からも通じて言われてると思いますが。組織率が今56.4%らしいんですよ、波佐見町内の商工会の組織率です。これを65%に上げてくれ、今年度は東彼3町で91件の加盟者を募ってくれとかも言われておりますけど、なかなかもう大企業というか大型店のお店は商工会に入っていらっしゃいません。

実際今回の——後でも出ますけどプレミアム商品券の取扱い店になるときにはですね、商工会に

加入しての条件とか何もありませんでしたので、230店舗以上だと思いますが、商工会に入っているいらっしゃらない方も申請をされて協力をされております。

一つちょっとお尋ねしたいのですが、商工観光課として商工会の会員数を増やすために何か考えをお持ちでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商工課の皆様におかれましてはですね、本当に平素から町内各事業所の皆様に寄り添ったかたちでの経営支援等、様々な分野で行っていたいことに對しまして改めて感謝を申し上げます。

商工会の会員数の減少につきましては、以前からも、いろんなところでお話を伺いしてのうなところでございまして、会員数の獲得に向けた支援というふうなことで、具体的に何か町のほうで直接的な形で何か商工会のほうに支援をするというふうなことは今のところ考えておりません。ただし町が実施する支援、各事業所に対しての支援事業などについて商工会への加入を前提として支援を行うなど、そういったところも一部ですね、一部の支援事業の中にそういう条件を付してやっているところもございますので。

今後そういうふうな新たな制度を構築する上で、商工会の皆さんにいろんな話を聞いた上で、そういう商工会の加入を促進できるようなところの組合せを、条件等付して実施をしたりとかそういうところも検討していければなというふうには考えております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひですねいろんな形でまた協力してもらうことがあると思いますので、検討していただきたいと思います。これは波佐見町の商店振興会の今ちょっと課題でもあるのですが、相談を受けまして。やはり今までのポイントサービスだけとか、買物に対するイベントだけではちょっと難しいということで、いろんなカード会社とかに相談しましたら、こういう機械がありますよということで、行政と一緒に端末機を使って行政とも連携して、ポイントサービスをするやつとか——これはもう自分の個店だけでする機械ではあるのですが、そういういろんな機会を紹介して持ってこられます。

でもいざ、それを導入してやろうかなと思ったときにやはり資金のことを考えられてるようなで、またそういうちょっと負担になるようなときはいろんな形で相談するかもしれません、ということで聞いております。

先ほども、もういろんな支援はほかの形でやってるという——小規模事業とかですね、やってるって言われますが、ぜひそういうところも耳を傾けていただいて、ぜひ協力をしていただきたいと思います。それとですね、現在プレミアム——商店振興会のことも言いましたけど、次に入ります。

プレミアム商品券のことに関して入りますが、大変ありがたく思っておりまして、町内でそういう

う商品券事業で大変消費者の方も喜んでいらっしゃいますし、私たち事業者の方も大変うれしい言葉を聞いております。今回追加販売の内容も言っていただきましたけど、これが最初送ってきたときの封書と案内でございます。前回のコロナ禍のときの商品券と目的も違いますが、とにかく物価高騰対策ということで、今回はいろんな基金を使ってもらっております。

これが追加販売で先ほど1,900名ほどの方が申請された追加販売のはがきでございますが。一番下に1世帯当たり1冊～3冊の見込みがあると言われましたけど、今回はどれほど買えるような内容になってるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

プレミアム商品券の販売の状況につきましては、町長のほうが先ほど答弁をいたしましたとおりでございますが、今現在販売に済み冊数に対してですね、残りが9,322冊残っているような状況でございます。それで追加販売の申込み者が1,965世帯というようなことでございますので、基本的にはこの追加販売の申込み者全ての世帯のほうにこの残冊数が行き渡るように今調整をしているようなところでございます。

少なくともまずは大体各世帯2冊以上は当然、行くようなことで調整をしております。2冊それから一旦ですね、ある程度1,965世帯にある程度配分をするようなことでやりまして。それ以外の、それで配分した場合に残った残数を、抽せんでプラス1冊というふうなことで考えております。おおむね2冊から多いところで5冊程度は販売ができるような状況になってきてるんじゃないかなというふうに考えております。

一応ですね、追加販売についてのお知らせを、申込み者につきましては、来週頭には郵送はがきで郵送させていただきまして、今月27日、28日に追加販売会を勤労福祉会館で行うように予定をしておりますので、そのようななかたちで周知等をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ありがとうございました。これは商品券ですが、この封書でプレミアム商品券の案内が送ってきたわけなんですが。この追加販売のはがきが入っておりまして先ほど言われた数が今後予定されるということなんですが。町民の方によっては、最初にたくさん書類とかはがきとか入ってたので、これは何だろうかというぐらいに追加販売までいきなり入ってたので。もう最初から全部売り切れるというもう予測は立てていらっしゃらなかつたということでおろしいですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商品券の事業につきましては、令和2年から2、3、4と3年間ですね、過去にも実施をしており

まして、その間ですね必ずやはり販売の残冊数が残ってしまうというふうなところがございました。今後、追加販売をスムーズに行うためにですね、最初のお知らせの段階で、追加販売を見越したところで申込書のほうも同封させていただいて、販売会のときに追加販売の意思表示をしていただくというふうなことで事務の効率化等も図ってですね、対応したいというふうな考え方から、最初の、当初のお知らせの段階で、そういった追加販売を想定したところでの資料を入れさせていただいたというところでございます。

○議長（尾上和孝君）　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

いろいろ考慮されて、今回も事業していただいたと思いますが。今回額面が以前のコロナ禍の商品券のときよりも、倍になります額面が1枚1,000円ということになったわけなんですが。その理由はどういうことで1,000円にされたのですか。

○議長（尾上和孝君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

前回は1枚当たり500円、今回1枚当たり1,000円というようなことで、金額を変更しておりますが、やはり換金作業等も行う中で非常にやはり1枚500円だと手間がかかるというふうなことで、事業者それから商工会の事務処理を行っている方々からもそういった話がございました。

ですので、1枚1,000円というふうなところで想定をいたしましたのも、そういった事業の事務手続の効率化、そういったところ図りながらですね、利用者の方々には御迷惑をおかけするところあったかと思いますが、そういう理由に基づいて今回変更させていただいたというところでございます。

○議長（尾上和孝君）　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。いろんな方が使われるんで、いろんな御意見もあったと思うのですが。それも事業、もし実績報告の中に、町民の声とか事業者の声とかいうのがもしあれば載せていただいて。今後もしあれば助かるのですが、なかなかこういう機会はないと思いますがしっかり報告にですね、いろんな御意見を載せていただければ幸いだと思います。

前回のコロナ禍のときのプレミアム券の資料を持っているのですが。最初のもう分けられた枚数でもありますけど、以前の資料でいえば大型店が32%を回収された。その他小売店があとまた32%回収された。その次に3番目のガソリンスタンドで8.4%回収されたとあります。来年の8月に実績を出されるということなんですが、今の世情がどういうふうな状況になってるかも分かりませんが、いろんなデータとしては事業者さんにも参考にもなりますし、町民の方も以外なところで皆さん使われているんだなあということで、便利さも分かると思います。

僕が一つ聞いた1件はピアノ教室でも使えたとか、そういう何か教育的にも使われたところもあ

ったので、プレミアム商品券の申請者の店によればいろんなことが、可能性があるなと思っております。それではプレミアム商品券に関してはそれで終わろうと思いますが。今後こういうかたちの支援はないとおっしゃいましたが、町長にお尋ねします。

以前はなかなか町長も、こういうことは金のばらまきだとかいう感じで言われたんですが、もう国とか国民の声を聞かれたら、とにかくもう物価対策でやらないといけないということで昨年の12月に町長もやりますということで判断していただいたのですが。今後はもうなかなかこういう形にはないと思いますが、何か小刻みでもいいですから町内の消費喚起に対する経済の動きを回すために何かこうお考えはないでしょうか。支援されるとかですね。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

商品券事業につきましては今回の国の特別な交付金がございましたので、活用させていただきまして、昨年の補正予算で追加をいただきましたので、全額をこの商品券事業に充てさせていただいたところでございます。そういう特特別な財源があれば、もう一度やるのか、本当に独自判断になろうかと思いますが。

例えば今回でもですね、町民の全ての皆さんが出商品券を希望されますようなお声を頂きましたが、実際販売してみれば3分の2、3分の1の方はお買い求めではないという状況でもございます。

ですからそういうもろもろのほかの事業もあろうかと思いますので、そこら辺を勘案しながらですねどういった事業が一番適切なのかを判断しながらとり行いたいというふうな思いでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。いろんな形、商工関係いろんな市町内の商店も少しでも波佐見町のイメージがいいように、買物しやすいようにとか、いろんな行政ともタイアップして消費活動に消費者生活に大変貢献されてるということを分かりやすいように、今後とも御尽力いただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。東小学校に関する今後の総合計画についてということで、尋ねておりますが、今回この質問を私がしたのは、自分が実際議員になるきっかけになったのも、自分が近くに住んでいる東小学校は今後どうなるんだろうか。以前は2百何十人も240、250人いたと思いますが、それがもうどんどん、どんどん減って現在は126名ということで、これが現在の東小学校の生徒数だということで、入学式のときに学校要覧で頂いたのですが126名。

以前教育長がおっしゃってた、令和10年までは大丈夫でしょう、100人を切ればちょっとそういう考えるかも分かりません、ということをおっしゃったんですけど、今の御心境としてはどういう考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁申しましたように、単なる児童数の減少だけではなくて、以前の議会でも話題になりました、公共施設の維持管理という問題もあるんだろうと思いますので、特に学校は大きな建物でありますので、その維持管理という観点からも含めたときにということで。100名という一つの目安として、教育活動を充実したものにやっていくためには、それぐらいおったほうがいいのかな。

だから100名になったからすぐ始めそんなことはとてもできないと思います。とっても繊細な問題ですので、計画的に丁寧にやっていかないと、様々な誤解を生みますし、様々な不安を生じるところですので、見通しを持ちながら丁寧に計画的にやっていきたいと思いますが100名というのは、あくまでもその数字が走ることがないように、気をつけたいと思います。

○議長（尾上和孝君）　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは私も東小学校は近くに住んでいますし、波佐見町としても大切な学校でもありますし、施設にしても大変もう重要な建物だと思っております。

今回質問にも挙げたきっかけになったのは、この新聞記事に長崎新聞で昨年の6月何日に出ているのですが、「学校再編計画に待ったがかかった」って。耳に水。早過ぎる、保護者らが見切り発車を懸念しているということで、佐世保市の吉井の小学校の北と南の統合ですか。再編計画多分隣町の佐世保でもいろんな数多い学校も再編され、計画立てされていたのですが、一番下に長期的な考えでいいという吉井の2校がいきなりトップに上がってもう来年の4月から統合することになったという新聞記事が書いてありますし、地元の人も生徒保護者の方もびっくりされていて、何ですかということで書かれておりまして、教育委員会のほうは統合するための事業にそんなに経費がかかるないので、いきなり順位を上げたということをされたって書いてあります。波佐見町としてはそういうことはないと思うんですけど、もしいろんな学校の再編になったときに、準備期間とかいうのはどれぐらいの日にちを考えていらっしゃるのですか。

○議長（尾上和孝君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

町内におけるこれまでの実績では、やはり3年から5年ぐらいの準備期間というのが設けられておりますので、それ相応の期間は必要ではないかなということを考えております。

○議長（尾上和孝君）　澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

今回も、こういう資料をたくさん寄せて、特に佐世保はもう複雑だなというぐらいに勉強になったのですが。自分も何回も言いますけどコミュニティースクールで東小学校に関わっておりまして、いろんな自治会の方とか校医の先生方とかいろんな関係者がいらっしゃる中で、学校再編に関しては全く今まで話はなかったのですよ。でもしようと思ってもう1時間で切られる会議なので、僕は

もっともっとこういう検討委員会までは立ち上げきれないかも分かりませんが、ずっともう3年でも4年でも議論をしていかないと、急に一、二年で済むような議論じゃないと会議にはならないと思いますので、もしいつ再編するとかということは分からぬと思いますけど、学校に関してのいろんな意見交換会はされたほうがいいのかなと思いますけど、その辺はどう思いでしようか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

統廃合に関する話題の検討委員会あるいはコミュニティースクール、学校運営協議会については時期尚早かなということを思っております。やはり先ほど申しましたように、しばらくの間東小に限っても6年、7年近くは現状のまま推移しております。

ただ、やはり申しましたように、公共施設の維持管理という観点もありますので、そのところも踏まえた形で総合的に考えていかなくてはいけないかなと思いますが、今日言って明日ということは決してできるものではありませんし、検討とか云々ということを逆にそういう話題の中に上げることで不安を抱かれる方々もたくさんいらっしゃるんだろうと思いますので、学校運営協議会の話題にすると、やっぱそれなりの適切な時期がきっとあるんだろうと思っております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

最近報道でもよく出ております、県内においてはもう56校の県内の高校の再編ということで、もう来年には発表されるかも、今年中に発表されるか分かりませんが、とにかく新たな学びの場所つていいますかね、もう学校残す、残さないの議論が本筋ではないというぐらいに書かれておりましたけど、いかにその地域をどういうふうに活性化させていくか。教育というのが一番大事なのでしようが、その教育がどっちの方向に向くのかですね。ぜひ関心もありますし、自分も携わりたいのですが、ぜひそういうもう計画を立てるようであればもう地元とか、関係する保護者には早めに言って。1・2年で済むような議論ではないので。ずっと積み重ねていっての議論のほうが僕は中身があって、こういう新聞沙汰になるようなことはないと思います。その辺もまた検討していただきたいと思いますけどどうぞ。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現段階で時期云々をなかなか申し上げることはできません。児童数の減少そして公共施設の云々というところを総合的に勘案して、いつ頃から始めていく。やはり見通しは立てなくてはいけないだろうと思っています。今10年間の部分の子供たちの数のことは、私たちも把握しておりますので。ここあたりから始めていかないと、今おっしゃったような保護者の不安だとか地域の不安等々が生まれてくる可能性がありますので、そこについては丁寧にやっていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

いろんな全国的な参考資料を見たんですが、他の自治体によってはスクールトークといって、とにかく学校に関心のある方を集めていろんな意見を言っていただいて、それをどういうふうにあとはね処理されるか分かりませんけど、やっぱとにかく意見を聞いて、ずっと今後のために、その地域その学校をどう生かしていくかということを検討されてるようでございます。

文部科学省でも多分そういう再編をされている学校はもう日本中たくさん今から今後出てくると思いますので——参考事例はないと思います。地域は地域の事情に合ったやはり生き方をしていかないといけませんし、波佐見は波佐見に合った、この3つの小学校をどういうふうな扱いにするかということもね、ぜひ検討して、前にどんどんどんどん進めていただきたいと思います。

それでは、次は3. 観光地づくりに入ります。

これは県境ですね。嬉野から永尾方面に入るところです。波佐見町のまず看板があって、初めてこられた方は、ここが波佐見なんだなあということで入ってこられると思います。僕もここあんまりスピード出しすぎて1回捕まったことがありますけど。かなり傾斜があってですね、とても気持ちがよすぎて。この後はちょっと急なカーブがあります。よく町民の方も伺うんですが「ちょっとあそこ危ないところもあるなあ、町内の入り口に」と言って。町内じゃなくて、もうこれは県の入り口なんですね。副町長こういうのを見られてどう思いますか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

県道1号線ですね、波佐見町の入り口、長崎県の入り口ということで認識をしております。後ろから来る時に確かに、直線が続いて右左カーブのところに幅員が狭いということもあって、左側からのいわゆる草木が視界を邪魔してるというふうな状況については認識をしております。これにつきまして県北振興局の所管課のほうにはですね、繰り返し伐採についての要望をしておりますので、そこについては繰り返しそういった地元の意見ということで申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ありがとうございます。これが反対側からのちなみに参考的な映像でございますが、本当に両方から知らない者同士が来たら、え、え。という感じになって、ちょっと交通的には大変危険な場所でありますので、県が町外、県外の方は特に注意していただいて。町内の方はもちろんもっと、もっと注意していただきたい。逆にスピードかなり抑えるぐらいの。

もしよければ僕はここに立て看板で「危険箇所スピード落とせ」とかもっとちょっと注意報をされたほうがいいのかなと思って。これもうちょっと行った先には「波佐見町不法投棄駄目」とか何か書いてある看板が立っておりましたけど、不法投棄の前にこのカーブの危なさもちょっとと言われた

ほうがいいのかなと。

次に、今回ちょっと観光地域づくりで何でこういういきなり道路から見せるかというと、ちょっとハード面で安全性からちょっと言っておりますので、まず安全性の確認ということで。これは町内にあるモニュメントと捉えていいと思うのですが、こういう観光的なモニュメントがあります。

これも僕は小学校のとき上ったりしておりましたけど。これもかなり古いと思うのですが、こういうモニュメントの耐震化というのは、町でも把握されているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

町内モニュメントもいろいろとございまして、先ほど写真を撮っていただいた煙突の分につきましてはですね、町内に6か所ございます。6か所のうち2か所が籠原と井石の工業組合前にあるんですが、こちらのほうが平成20年ぐらいに建てられておりまして、それ以外につきましては、平成8年ぐらいに建っているものだと思われます。

建設当時ですね、当然申請手続等で建築確認等も含めてやられているものと考えておりますが、それが今耐震基準合致するかどうかというところに関しましての把握については現在できておりません。

それとあと、それから工業組合の建物横にあるものにつきましては、これは波佐見の海洋370年記念塔といいまして昭和43年に建立されたというふうな記載がございます。

現在管理は波佐見焼振興会というふうに聞いておりますが、こちらについても特に耐震基準について、何か把握は現在しておりません。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

答弁ありがとうございます。それではですね、こちらもちょっと気になったんで写真を撮ったんですが。これもどれぐらい整備されてからなるのかもしれませんけど。波佐見町は地震がないとは言いたいんですけど、分かりませんので。今後想定される状況があるかも分かりません。気をつけて、近くにはなかなか危ないときもあるかも分かりません。

次、私は今回もその観光づくりで、もう毎回また澤田君やきもの公園を言うのかって言われるかもしれませんけど、来週はまたここで大きなイベントがあります。塙さんが来られたりして大変場所的にはとてもすばらしいところなので。ぜひ整備を今後もされて、使いやすいような町民の方も、県外の方も喜んで帰られるような公園にしていただきたい。

以前からも言っておりました、やはり窯業・観光の拠点がやきもの公園とか西ノ原であって、生活交流拠点が例えばこの役場、新序舎を含むこの辺の折敷瀬、宿郷。自然レクリエーションの拠点が鴻ノ巣公園。工業の拠点がテクノパークとか、どんどんどんどん町内でも意識を高めてセッティングされておりますが、先ほど御覧いただいた、こちらのやきもの公園ですか。本当いろんな整備のお願

いをしたいんですが、ここもうちょっときれいな芝生にして、ゴルフ場とまでは言いませんが、もっとこう見た目もきれいでふわふわしたような芝生にしていただきたい。ここをちょっとスタンドがわりにはなっているんでしょうが、またいろんな配慮をして時代に合うような、平日も使えるイベントのときも使えるというような感じでぜひ進めていただきたいと思います。

以前、私今回もちょっともう命に関わるような暑さだったんですけど、何でやきもの公園にはベンチ椅子はもちろんですが「日をよけるところないんですか」って言ったら、「いや澤田さん、ここに日除けはありますよ」ということを言われたんですが、なかなかこれもまだ皆さんがそこに入つて日を避けるような場所じゃないのではないかと思うので。これはこれで大事なんでしょうが。あとまた何か所かぜひ整備をしていただきたいと思いますけど、今年の暑さを見られてやきもの公園に関して何かこう、ちょっとこれが不足だなあとかいうのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

やきもの公園のですね、何が不足かなというところでお尋ねですが、現状においては我々担当の部分としては、特に不足という部分では思っておりません。先ほどこういった猛暑とかのお話が出ましたが、基本的にはこういったときには外出をしないというのも一つの方法だと思うんですが。

ただ、そうするとどこで避暑の場所をつくるかというところ、やはり先ほどの場所ではないかなというふうに私は思ってます。と申しますのも、立地的にもあの場所がちょっと南側に背を向けて確保されているので、日差しをよけるには場所としていいのかなと思っています。なので、反対側に仮につくったときには、日をそれだけ入れる形になりますので、そうするとなかなかそういった場所の確保も厳しいのかなと。

一方で親水広場といいますか。あの辺の木陰とか、そういったものはですね十分使えるのかなと思いますので、そういうところはですね、研究していきたいなと思いますし。先ほどちょっと芝生広場もありましたけど、そこについてもちょっと捕植あたりをしながら、その適宜、適切な管理に努めていきたいなということで考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ建設課の管理の場所でもありますので、何かいいアイデア、デザインがあればしていただきたいと思いますし。今回特よくやはり周りのいろんな自治体の公園の映像とかよく見られた方も言われるんですが、ちょっと噴水じゃないけどミストみたいなやつとか何かこうね、涼を感じるようなちょっとあれが欲しいけどなあって言われますので。

ぜひもう公園なので、皆さんに行きたくなるようなですね場所にしていただきたいと思います。イベントだけじゃなくてですね。それで、もう来週のイベントも楽しみしておりますので、今後と

もまだ公園に関しては、いろんなアイデアを出していただきたいと思います。

それではちょっとソフト面というか観光的な事業でちょっと提案をしますが。観光というのがやはり漢字のごとく光を見るって書いて中国からの言葉でしょうが。やはりその町に住んでる人、住民の人たちも輝いていないといけないし、自分の町を誇りに思わないとよその人が波佐見に行こうかって思うのかと思いますので、今なっている事業はとてもすばらしい事業だと思います。あとそれが町民向けに向いているのか、向いてないのかはまた考えていただきたいと思いますけど。町民に向けているようなイベントというのはどういうのがありますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

基本的に観光というふうなことになりましたら、町外からの誘客、交流人口の拡大というふうなところを意図して行うようにしております。

特に町民の皆さんと観光を分けて考えてることは御座いませんので、いろんなイベントに対して町民の皆様も御参加いただくと、非常に我々としてもありがたく感じておりますし。また先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、観光については施設とかイベントだけじゃなくて、その地域に住まれる住民の方々。こういった方々のおもてなしや、その方々とのコミュニケーションを非常に大切にして観光に見えられるお客様もかなり多くいらっしゃいます。そういう意味では波佐見町に訪れる観光客の皆様も、窯元さんを訪れる際に非常にコミュニケーションを楽しみ来られるとか、非常に観光資源にもなりうるところは町民の皆様だとも考えております。

ですので、特に町民の皆様向けのイベントをというふうなところでは考えておりませんが、既存のイベントを通じて町民の皆様が楽しんでいただけるよう、そういったところにも配慮しながら、いろいろな取組みを行っていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

是非よろしくお願ひします。参考までに、これが親水広場。これはまた西ノ原の観光名所でもあるのですが、よくやはりお話を聞くのがちょっとベビーカーも通りにくいし、何とか相談しどうかよとか感じで言われますので、ぜひこういうちょっと観光地の近くは歩行しやすいような状況もしていただきたい。この特にこの辺が今度2年か3年かけてそういう道の整備をされると聞いておりますので、歩行しやすいような状況をつくっていただきたいと思います。

これは、町内の案内看板ですかね、ちょっと文字で書かれていますけど一番上が歴史文化交流館の看板です。後ろに戻れって書いてあるのですけど、その下がやきもの公園と鬼木の棚田で。これは以前、一昨年に一般質問で言ったときに、ちょっともう20年たってる看板が結構ありますので変えますということを言われてたので、ぜひもう一度町内を検討していただきたいと思います。最後にちょっと多くが一番好きな看板はこれです。何でこれが好きかと言えば、高さがちょうどいいんです

よね、信号に止まったときには特に見えますし。波佐見町に来たなというイメージがあると思いますので、ぜひこういう目の高さとか、ちょっと意識的にも波佐見町に来てるんだなというイメージの看板をお願いしたいと思います。

町長に最後お尋ねしたいんですが。行政の仕事をされてる方は事務的なことをされてて、サービス的な行政サービスのことを企画されたりするんですが、波佐見町内をじゃあデザインするにはどういうことが必要だと思われますか。波佐見町デザインするためにはどういうかたち、動きをとればいいのかなということでちょっとお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

壮大な質問ですね。そのデザインをどういうふうに捉えるかですよね。観光に向けてのデザインなのか、まちづくり全体のデザインなのかでしょう。御質問の趣旨からすれば、観光を捉えてのまちづくりのデザインをということでしょう。先ほど来から担当課長が答弁しておりますように、イベントであるとか、あるいは今までやってきた産業であるとか、食べ物であるとか、人物とか、歴史であるとか、文化であるとか、全てが観光の素材だと思うんですよね。そういうものをいかに生かすか。

これは、行政がやる部分もあるでしょう、しかし地域独自の文化、あるいは慣わしといったものも一つの観光の資源として捉えるべきだというふうなことを常々申しておりました。役場の職員がいくら頑張っても、観光につながるものは限られています。これ地域に頑張っていただいてると、町が後ろだて、支援をしていくというスタンスが一番大事じゃないかなと。ただし大きなハード物とかですね、やはり町で整備すべきものそういったものを区分しながら、適切にサポートしながら支え合いながら持っていくべきだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

以上で、3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 横山聖代議員。

○4番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。早速通告に従い質問します。

高校生支援の充実について。

中学生までの義務教育段階では手厚い支援を受けています。しかし、高校へ進学する多くの生徒は、町外の学校へ通うことになり、通学費や教材費、部活動費等の保護者負担が大きくなります。こ

うした状況は、家庭の経済力によって、学びの機会や進路選択が左右されるという問題につながつてかねません。子供たちが希望する進路に挑戦する環境を整えることは、町の未来を担う人材を育てることにつながると考えて次のことを伺います。

- (1) 波佐見中学校の過去10年間の高校進学状況は、国公立と私立でどのようにになっているか。
- (2) 高校生を持つ保護者に対して、通学費等の経済的支援ができないか。
- (3) ひとり親世帯等で経済的に困難を抱える家庭に対して、特定の支援を行う考えはないか。
- (4) 高校生を持つ全世帯が対象となる普遍的な支援の在り方について、どのように考えているか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

4番 横山聖代議員の御質問についてお答えをいたします。

高校生支援の充実についてということで、まず（1）については、教育委員会から答弁がござります。

（2）高校生に対する通学費助成等の経済的支援ができないかとのお尋ねですが、昨今の物価高騰は不安定な世界情勢の影響や、円安の賃金上昇など複数の要因による原材料費の上昇によって生じていると言われております。この影響は各家庭の家計を直撃しており、子育て世代をはじめ、あらゆる世代で負担感の増加につながっています。高校生になるとこれまでの義務教育ではなくなり、高校選択も広範囲となり、自分の意思で多くの選択肢の中から選ぶことができ、その可能性は拡大しています。一方、自宅から遠くの学校も選べる反面、通学にかかる費用も大きくなります。そこで長崎県では、通学の定期券購入などに対し一定の条件のもと、助成制度も設けてあります。また通学費でありませんが、授業料の軽減策として国では2025年度から公立高校、私立高校問わずに年収制限なしで、11万8,800円までの助成があり、さらに私立高校に通う場合、2026年度から年収制限なしで最大45万7,000円までの助成が検討されています。このように国・県において高校生の保護者に対する支援も充実していることから、町単独での通学費助成は現段階では検討はしておりません。

（3）ひとり親世帯等で経済的に困難を抱える家庭に対して、特定の支援を行う考えはないかとのお尋ねですが。

御提案のひとり親世帯等の高校生に対する特定の支援については、教育機会の平等確保という観点から非常に重要な課題であると受け止めております。

しかしながら現時点で、町独自に新たな支援制度を創設することは、制度設計上の不公平性や財政上の制約から困難であるとの判断に至っております。ひとり親家庭等への支援は、国として、子育て生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援の4本柱で推進しており、県市町村が連携して実施しています。

具体的には保育所入所や町営住宅入居の優先措置、ハローワーク等との連携による就職あっせん、能力開発のための能力開発のための給付金支給養育費相談の推進、児童扶養手当や福祉資金貸付けなど、多面的な制度を整備しています。経済的に困窮する家庭の高校生への支援については、就学援助制度をはじめ国や県の支援制度に一定の所得要件や対象条件、支給範囲が定められており、市町村レベルで新たに独自支援を過度に拡充すると制度間の整合性や受給資格の運用に混乱を招くおそれがあります。

公平性の観点からも特定の世帯のみを優先する新設枠を設ける場合には、他の世帯との不公平感や行政運用の複雑化を招かないよう慎重な制度設計が不可欠です。

なお国による高校授業料の無償化や県による高校生の福祉医療費の助成などは、こうした不公平感や運用の複雑化を抑える観点からも有効な対応と言えます。そこで、町としましては現行の国・県の制度を最大限に活用する方針としております。就学援助や奨学金制度など既存制度の周知徹底と活用促進に努め、対象となる家庭に対して、申請手続の案内を充実させ、必要な情報提供や窓口相談を強化することで、実効的な支援を図ってまいります。

また地方独自の新たな支援を恒常に創設するには、安定的な財源確保や、対象拡大に伴う事務負担の増大、財政の長期的持続性を担保するための具体的な財源計画が不可欠です。

現行の予算編成や、他の重要施策との兼ね合いを踏まえると、現時点での新規の独自支援を恒常に導入することは難しいと判断しております。今後も県国と連携しつつ、制度の活用促進や必要な支援の在り方について検討を続けてまいります。

(4) 高校生を持つ全世帯を対象とした普遍的な支援の在り方についてはとのお尋ねですが。未来を担う子供たちが健全に成長し将来の地域を支える存在になれるよう、あらゆる施策を考えていくことは重要なことだと感じています。

子育て世代の支援については、国県においても手厚い支援があり、また本町においても様々な施策を実施しているところであります。義務教育を卒業した高校生の保護者への支援については、国策等で様々な支援があるため、基本的には町単独で実施することは現段階では考えておりません。

(1) の高校進学状況については教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

高校生支援の充実について、(1) 波佐見中学校の過去10年間の高校進学状況は、国公立と私立でどのようにになっているか、とのお尋ねございます。

令和6年度は国公立87人、私立46人。

令和5年度は国公立88人、私立34人。

令和4年度は国公立96人、私立40人。

令和3年度は国公立93人、私立48人。

令和2年度は国公立81人、私立58人。

令和元年度は国公立95人、私立37人。

平成30年度は国公立84人、私立45人。

平成29年度は国公立87人、私立32人。

平成28年度は国公立120人、私立43人。

平成27年度は国公立104人、私立34人、となっております。

なお、令和6年度と平成27年度を比較した場合、国公立が1割減となり、私立が1割増となっております。以上壇上から答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

再質問に入るんですが、確かにですね高校生に対する支援というのですかね。確かに2010年度から始まってる国による高等学校等就学支援制度があって、いろいろ改正があり、先ほども言われました世帯年収590万未満の世帯に年間支給額上限39万6,000円と、世帯年収590万以上～910万未満の世帯に11万8,000円の補助があると。本年度からも910万以上の世帯にも11万8,000円の支援があると。来年度からは、さらに私学高校についても所得制限が撤廃されて、現状の39万6,000円から45万7,000円に引上げられるという方針が出て、私立高校も実質無償化になるということを答弁いただきました。この無償化とはもちろん授業料であってですね、それ以外の教材費、設備費、通学費、部費などは自己負担と変更あっておりません。

また答弁でもありましたように、長崎県でも通学費の補助というのが確かにあります。住民税非課税世帯の世帯であれば、定期券の月額が1万2,100円以上の部分が補助されて、それ以外の定期券月額が2万5,000円以上の部分が補助されています。確かにあります。高校生は義務教育ではないからとか、町の管轄外だし、授業料が無償化されているから十分でしょうと言ったら、確かにそうなのかもしれません、果たしてそうでしょうかというところをちょっと質問したくてですね。

波佐見高校への進学率です。こちらを見ますと1割～2割ですかね、進学率としますと。8割～9割が町外の高校に進学しているということが分かります。また波佐見高校も含め、隣町の川棚高校とか有田工業に進学している、進学されている率なのですが、10年前は確かに半数以上が進学されていたのでしょうけど、ここ10年でもう半分以上というかもう7割近くが佐世保や大村、諫早、長崎と遠方の高校に進学されております。そうしますと、やはり交通費が結構膨らんできますよねってことで。

こちらが高校生を持つ保護者さんにヒアリングしまして、あと入学時にかかる費用だったり、月々にかかる費用だったりを学校別にまとめました。こちらがあれです。私立高校39万6,000円の補助があるのですけど、大体月々3万3,000円の支援があると思うんですけど、それを除かない金額です。それでも一番下が月々月額、月々かかる費用ですかねそっから3万3,000円引いても、3万円から4

万円とかかってくるのかなというのが見てとれます。

それで交通費を見ていただきたいのですが、向陽高校と鎮西学院に行かれているところが、スクールバスしか使ってませんということだったので、これスクールバス代なんですが。日大か九州文化学園に行かれているところは、朝はスクールバスで行って、帰り部活があるからということで、JRだったり、西肥バスだったりの片道定期券の金額も含んだ金額になっております。

次に県立高校と国立の高校です。これも通学もちろん県立とかなんで、全然私立とは金額が全然違うのですけど、交通費を見ていただくと2万円ぐらいかかっているのかなあって思います。

確かに県立高校に行かれていたら、さっきも言いましたように補助があるんでしょうけど、2万5,000円以上からじゃないと補助がないというのがあります。

確かに高校生が1人だったら何とかなるんでしょうけど、もう2人とか一気に3人とか双子ちゃんがおったりして3人とかなったら、もう一気に2倍、3倍になるし。ただできえ本町の子供たちは遠方に登校し、佐世保の子が佐世保の高校とか、諫早の子が諫早の高校に行くのとは違うわけです。

朝も早くから登校して、もう帰宅は夜になるって聞いております。子供たちも目を擦りながら頑張っていって保護者さんも最寄りの駅までとか、土日はちょうどいいバスもないから送迎していますってすごく頑張ってらっしゃいます。

ですので、交通費の援助をすることで、本町の高校生や保護者さんたちを応援しませんかということを言いたくて。なので、スクールバス代とか定期代の一部補助により家庭の負担軽減につながると思うのですが、もう一度答弁お願ひします。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

高校生を持つ親御さんの、その大変さというのは、私も3人卒業させましたので、しかも双子ですので十分分かっております。そういう中で、ただ以前と比べて、相当な国策。国の方においてですね、いろいろな支援が行われてる中で町単独でこの支援をするというのは非常に厳しいものがあると思ってます。

県内においても東彼杵町はされておりますが、ほとんどの自治体はですね、そこまでの支援というのはあっておりません。そしてそれと同時にですね先ほど町長からも答弁がありましたように、義務教育じゃないということ。あと何て言いますかね、今いろいろな広範囲において自分の選択を自分の意思において高校を選ぶことができる、というのがありますので。そこはそういうところも分かった上での選択だというふうに思ってますので、これを町がまた支援するというところはまた話が違うことになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君）　横山議員。

○4番（横山聖代君）

本町はただできえ公共交通機関が不便であって、保護者の皆さんは送迎がもう当たり前のように

なって今されているのですよね。あとさっきも言いましたけど、佐世保の子が佐世保の高校とか、長崎の子が長崎の高校と行くとはまた違って、遠方に行くんだからって。でも公共交通機関が不便だから、そこを何とかしようよということを言いたいんですけど。そしたらですね、そういう町単独でできないのであれば、送迎支援という仕組み自体は作れますか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

先ほど来ですね、町長答弁あってますとおり高校生の支援についてはですね、基本的には国なり県なりの支援で行うべきだというふうに思ってますので、町単独での支援は非常に厳しいものがあると思っております。

○議長（尾上和孝君）　横山議員。

○4番（横山聖代君）

この送迎支援というのは町から波佐見町から、最寄りの駅までスクールバスを出してとかそういうやつだったんですけど、国県が行うべきだからって言わされたらそうなのかもしれないんですけど、やはりですね、交通費の支援ってあってもいいんじゃないかと思うんです。

先ほども課長言われました東彼杵町では交通費の支援があつてると。確かに東彼杵町は転出抑制とか、定住促進を兼ねて、小中高大学生の公共機関、公共交通機関とかスクールバス代の助成をされておりますが、本町も何ら東彼杵町と変わらない環境だと思うんですが、そこはいかがですか。

○議長（尾上和孝君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

そもそもですね、通学の足が不便だということで、今回も公共交通の策定において廃止された川棚有田線、川棚内海線も取り組んできたわけですよ。それはある程度の乗り継ぎがうまくいくようにな、JRとの接合もうまくいくようにというようなもとで、短期間の間に困難な障壁をかなり取り払ってやってきたわけですね。ですから何もやってないわけではない。

それからおっしゃるとおり高校生の通学支援も大事でしょう。ただ、高校に行かなくて中学校からそのまま就職された活動をされた方もいらっしゃいますよね。そういう方との平等性といいますかね、あります。いろいろ問題ございますので、本町でのそういう通学支援について現在は、課長が答弁しましたように、検討はしていないところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君）　横山議員。

○4番（横山聖代君）

ではもう、一旦次に行きます。これね一番最初に戻って、教育長よりも答弁がありました公立と私立への進学の人数とその率です。これを見ても分かると思うのですが3割が私立に進学しているねということで。教育長も言われましたように10年前と比べたら、公立が1割減って私立のほうが1割増えてるねってことですね、それをちょっと表にまとめております。

次が、こちら私立の入学時の一時金と、また月々の金額ですね。あと次が国公立の分です。

今からちょっと町長と教育長に伺うのですが、こうやって入学時にかかる費用とか月々かかる費用を見て、どう思われますかというのをちょっと後で伺いたいのですが。

ちなみに本町の平均世帯年収というのは441万円とあります。また世帯年収が300万円未満の世帯が4割を超えていて、あと500万円未満というのを見れば、もうこれで7割強が世帯年収500万円未満の世帯です。

昨日おとといに長崎県の最低賃金が1,031円と、時給が1,031円と過去最大の78円アップになりましたが、発表されておりますが。それを上回るほどのあんまり給料も上がらずですね、それを上回るほどに社会保障関係だったり、物価ばっかりが上がる中で、生活するのでいっぱいという折に高校にかかる費用を捻出し保護者の皆さん、本当一生懸命されております。ちょっと読み上げますね。

まずユニフォームとか、練習着、スパイク、部活のTシャツ、衣装、あと遠征費などなどその都度支払うことが多いと。その都度ね、1万円近くから数万円はかかりますと。あと野球部の方なんですけど、初年度一式そろえるのに、入学のときの費用とはまた別に10万円～20万円ぐらいかかっていますと。とにかく食べ盛りだから食費が高いですって言われていました。エンゲル係数が今高くなっているって言われていたじゃないですか、多分そこだと思います。あと米が高騰しているから親は白米を食べずに子供に食べさせておりますという御家庭もいらっしゃいました。

あと今、小中学校でもタブレットがもう普通に今使われておりますけど、高校でももちろんiPadとかパソコンを購入しないといけなくて、それが全額自費購入で、県立高校は貸与されているようですが、入学時に一括で払わないといけない高校もあったみたいでそれはきつかったと。あと教材費と一緒に分割で払いはしているが、それがなかつたら少し楽だったかなというお声もあります。

あと売店でお昼を毎日買うとなると家計がきつくなるから、もう弁当は必須ですと。遠方に行かれているところが、口をそろえて言われたのが、もう交通費も高くなるが、イベントのときとか、体調不良のときとか、あと急な悪天候のときは学校まで迎えに行く送迎が必要ですと。仕事との調整が結構きついときがありますという声を聞きました。

あと南高に行きよる子とか、清和とか創成館とか有工とか日大、東翔の保護者さんからもう学校名は出して書いてるんですが、ちょっと東翔のところが言われたのがね、東翔までがバスがとっても不便だから、部活する子は親の送迎が必須ですって。

多分その子は私立に行きとうあらしたっちゃうけど、私立だとちょっと家計が破綻するくらいと思うぐらいの金額だったから、親が送迎頑張るんで公立に行ってもらいましたというようなお声がありました。

このように高校生の保護者さんにヒアリングした際にたくさん意見をもらったんですが、こちらを見られて、あと先ほど言った入学時。この辺の入学時の月々の費用だったり、入学時の費用だった

り、あとさっき言った本町の世帯年収等を鑑みて、町長どう思われるかお願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

時代も変わりまして、様々な負担が増えてですね、現在の保護者の皆さんは大変だなというふうな思いでございます。実は私もひとり親世帯——母子家庭育ちまして、わざわざ佐世保工業まで通いましたよ。朝6時15分の西ノ原のバスに乗って交通費は奨学金を借りて自分自身で払いまして、それから役場に勤めて返済をしたところでございます。

そういうこともあります、確かに今の所得が上がらない状況の中で負担だけが増えていると、いう中で高校生を持つ保護者の方の負担は大変なものだというふうな理解をしております。

ただし波佐見町は先ほど言われた年収が、1世帯の年収が少ないというようなことをおっしゃいましたが、ということは波佐見町に入ってくる税収も少ないということですね。広げてみると。

町民税はうちが大体5億6,000万程度ですよ。法人の町民税まで加えて。固定資産税が6億3,000万円。あわせて町税で13億円程度ございます。そういうものを今回様々な議員の皆様から様々な施策の要望がある中で、その優先度合いを考えながらしているわけですね。では高校生に対して町が支援をする、ある程度高校生の支援が充実したら大学生はどうなってるんだと、大学にやる世帯はどうなっているんだというような話にも飛躍するので、そういうふうなことにもつながりかねません。

じゃあ町でやるべきことをしっかりとやって、義務教育の生徒、児童生徒に対してはしっかりとした町の支援をやっていくと。それから高校生については、高校生といいますか、18歳までの医療費については、どこにも先駆けて波佐見町が無料化とか、一部負担がございますが、福祉医療の適用をした。今は県の補助を頂いておりますが、適用してきたという経緯もございますので、必ずしも波佐見町が何も行っていないという状況でございませんので、その点は御理解をいただきながら、今後できることがあれば、対象としてやることがあればですね、いろいろ検討したいと思いますが、現時点で通学費支援であったりを行うということはですね考えておりません。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

では、教育長どう思われるかお願いします。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどからの答弁を聞いてやはり義務と、公立・私立を含めた高校、設置権者が違いますのでということで、原理原則でいえば受益者負担というのが多分大前提としてあるんだろうと思っております。ただ進学率がこれだけ向上をし、保護者の負担等々が増えている現状を考えたときには、どういうふうな支援を行ったほうが、行うべきか、行ったほうが良いのかというのは、検討の価値があるん

だろうとは思っております。

ただそれは予算等々の絡みもありますので、私が教育長の立場として申し述べることはあります。確かに厳しい現状があるのは間違いないんだろうと思っております。

適切な支援というのはどういうことなんだろうというのを協議を、研究を、していく必要があるんだろうということは思っています。

全く話は変わりますけれど、現場の今高校の校長あたりと話をすると、大きな不安を抱えております。授業料の公立、私立ともに無償化になることによって、島部あるいは郡部の高校に行かなくなる。選ばれなくなってしまうんですね。地元の高校や、近隣の高校が支援をあまりに充実することによって選ばれなくなるという危機が今、実際に——例えば大阪などは早めにこれやりましたけれど、府立の高校はどんどんどんどんなくなっています。現状的に定員割れてる学校も県内でもたくさんありますし、その割合は圧倒的に島部と、郡部の学校が多いというのもあるんだろうと思っています。そこについても少し研究をやっておかないと、補助だけ、支援だけでは高校そのものの存続に大変厳しい影響があるということも大きな課題として捉えるべきではないかなということを思っております以上です。

○議長（尾上和孝君）　横山議員。

○4番（横山聖代君）

確かにこうやって国策でいろんな支援が増えてくると、子供たちの選択肢が増える。そうなるとやはり公立の高校に行かなくなるというのは確かに分かります。私も中学生の娘を持つからいろんな学校のオープンスクールとか行かせてもらいましたが、すごくやっぱ私立って魅力的だし、もうチラシ自体から違うのですよね。だからやはり子供が行きたくなるというのはすごく分かります。

なぜ私が今回このような質問をしたかというのが、私も仕事柄いろんな相談を受けて仕事をしているのですが、かれこれ10年ぐらい前の話なのですが。とある仕事終わった、業務を終わった後にお母さんとお子さんがうちの事務所に来られて、その子供はちょっと夢があったんだけれど、ちょっとお父さんお母さんが離婚して、お母さんが今までパートだったから今からちょっと母子家庭になったときに、これ以上お母さんに負担かけれないからということで、諦めざるを得なかつたのを私直接その子供から聞いて。もちろん奨学金とかの案内もしました。でも当時は、多分10年ぐらい前だったから、2020年度ぐらいから、大学等の給付型の奨学金じゃないけど、給付型の支援が始まってるんですよね。だからその当時は本当に貸与型の奨学金しかなくて、やっぱそういう子ってちゃんと考えて、借りたとしても何だかんだ親に親の負担かけるよねって。それがすごい悔しかって今があるんですが、今私も中学生の娘がいるんだが、中学生といろんな話をさせてもらいます。そのときに——現在の中学生ですよ、今の中学生が自分の家の家庭状況を見て、本当はそこに行きたいんだけど、多分行けんやろうけんって。こっちに行かんばと思うみたいな話をされたときには、確かに言いました。来年度から無償化になるから本当に実質無償化になるから、行きたかったら行きたいって

言えばいいやんって。でもやっぱそういう子たちって、全然うちの娘と違うなって思うのが、本当にいろいろ見てるのですよね。交通費のかかるやんとか、入学費もお金かかるやんとか、なんかそういうのを聞いたときに、本当に家庭の経済力というのですか、それによってその子供が行きたい高校とか、行きたい大学とかを諦めるようなことをしてほしくないから、ならば波佐見町でも——確かに国とか県からの補助があるが、ほかの市町ってそれに上乗せしてされているところだってあるじゃないですか。

例えばなんんですけど長崎市は高校生等入学給付金というのが導入されておりまして、確かにこの対象者は就学援助に準ずるものってはあるのですが、そんな感じで恒常的にするのも難しいというのであれば、あと全世帯にするのも公平性の問題があるからとか、いろいろ公平性の問題があるからとか言って言うのであれば、長崎市もされているように、この就学援助に準ずる者とかももちろん線引きはした上で、支援の対応をすることの考え方というのはないのかというのをもう一度お願ひします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

長崎市の事例を出されました。確かに長崎市にとてはすばらしい対策、長崎市の高校生にとてはですね、大変すばらしい事例だというふうに思います。確かに波佐見町でもですね、やれることはなかでしようというふうなお話なのですが、いろいろですね取り組んでる中で、じゃあうちがやってる事業が長崎市がやってるかと、やっていない事業もたくさんあるわけですよね支援に対して。

どつかの市町村がやってるから波佐見町がやれという話ではちょっとないと思うんですね。ただそういった本当に救うべき高校生等が、どういうふうな市町村が対応できるのかというのは、やはり考えるべきことはあろうかと思いますが、直ちに長崎市の例のような就学支援給付金ですか、ということは今提案されたばかりでございますので、よく検討しましようという話ではないのかなど、勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

私もほかの市町と比べて言うてはいるんですがもちろん、波佐見町は今一生懸命頑張って、いろんなことをされているというのはもちろん分かっておりますし、町が何もしてないとも言わないし。でも何ていうのかな、子供たちの子供たちが頑張ることを応援すること。

そういう教育に対してというのは、私もさっきほかの市と比べたけども。「ほかの市よりもここ頑張ってるから」「ほかの市町よりも、自治体よりも波佐見頑張っているから、いいやん」とかじやなくて。何か波佐見にいる子供たちに「もっと頑張ってよ」「行きたいところあつたら行っていいよ」って言えるようなまちづくりというのは——ほかの市町と何か比べてすることでもないのかなって、さっき私は比較したけども思いました。

あと町長もさっき答弁で言われまして、幼い頃に父親を亡くされて母子家庭で育っているということは相当苦労をされてきていると思うのですよ。そして、今があられる。だから、そういうのを子供たちにしっかり伝えていってほしいとは思うのですけど、そこの精神論であって。

でも何だろう。ちょっとこれドラマの話をしていいですか。この間ドラマであった三上先生ってあったのですけど、何だっけ「パーソナルイズポリティカル」という言葉、セルフがあったんですけど、個人的なことは社会的なことってあったのですよね。私本当に子供たちの話を聞いて、まさしくその言葉が浮かんできたのです。なら政治が、社会的に支援してあげても支援してあげるべきじゃないかって本当思ったんですよ。

町長も少し勉強してみますって言われましたが、そうねそしたらですよ。先ほども私申し上げましたが、物価高騰のところなのですが、きっとこの物価高騰って下がることはないと思うのです。全国を見渡してみたら、2024年去年ですよね。大企業の賃上げ率が相当高水準やったと33年ぶりと。確かに大企業にとって名目賃金は増加しているんですよ。でも、しかしですよ、中小地方は中小企業がほとんどの中ですね。中小企業の賃上げは十分に進んでいないのが現状だと思います。中小企業も賃上げしたくても、賃上げできるほどの価格転嫁が行われていないから当然だと思うのですよ。で、いまこういった名目賃金は上がれど、物価上昇が賃金を圧迫して、上がってはいるが実質賃金自体は3年連続、マイナスに転じているという報道もあっていました。ですから恒常にできないのであれば、私時限的にしてもいいと思うんです。例えばそういったね実質賃金が改善するまでとか、あと国とか県のがもっと政策を、支援をしてくれるまでとか、そうやって時限的でもいいから1回やってみませんか。町長。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

お試し的にやってみらっさんですかという話でしょうが、なかなかそう簡単にはいかないですね。気持ちは分かりますよ、それから一つだけ訂正させていただきますが、私精神論で言ったわけでございません。実体験でそういうことをやったというだけでございまして。精神論の話をしたつもりは一切ございません。

町のやはり財政、いろいろ今まで答弁の中で申しましたが、毎年予算編成をする前に振興実施計画というものを立てながらそこの中で、将来にわたる財政計画も立てているわけでございます。そういう中でどういった事業がいいのか、あるいは全ての町の発展、あるいは町民の幸福、そういうものにつながるような予算立てをしてるわけでございますので、おっしゃることはよく分かりますが、じゃあ試しに1回やってみましょうというわけにはいかないですよ。やれるかどうかもまず勉強をしてみましょう、他の市町村がどういった取組をしているのか。じゃあうちとどんな違いがあるのか。そういうことはまずはできるでしょう。ただしおっしゃるように高校生に対しての支援。これを町がやり出すと、他市町との——答弁にも言いましたが、競争といいますかね、過当な

競争になりかねない。

ある程度国や県が責任を持ってやっていただくことの要望をしつこくですね、していくことが重要ではないかなというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そしたらちょっと検討というか、ちょっといろいろ調べて勉強していただきたいなとは思いますし、先ほど町長も言われましたように、国とか県がしっかりしていくのが一番のベストという、私もそこが一番だと思うのですよ。もちろんそう県とか国がしないといけないとは思うんです。

でも、じゃあ国や県がしないから小さな市町村からやって、それを国や県がまねしてやっているというような事業だってあるじゃないですか。だからこんな小さな町からでも、こうやって子供をしっかり応援してやるんだよというのを、何か見せてあげたいじゃないけど、見せつけてあげたいじゃないけど。そうやってして、言ってもいいのかなって思うんです。もちろん要望活動をしっかりしていただきたいなというのはあります。でも、なかなかですねゼロ回答だったと思うんですが、高校進学というのは子供たちの将来を左右する大きな選択になるし、あと家庭の経済状況によって、進路が制限されることのないように、町として温かい支援の仕組みを整えていただきたいというのが私の心からの願いではあります。

波佐見町が子供たちの夢を応援する町であり続けるために、ぜひなかなかちょっとゼロ回答ではありましたが、町長が勉強するって言われたので、前向きに勉強、検討をお願い申し上げ、終わるのですが、もう一度最後に町長お願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

何回言ってもあんまり答弁は変わらないと思いますよ。ただですね、やはり高校に行く前段として、小中学校があるわけじゃないですか。そこの負担を軽減してあげるために軽減する分は、幾分その分が高校進学につながるっていいですか、ための、そこで給食費を例えばただにしたからその分をためて、次の高校に充ててくださいという話じゃないんですが、その分を軽くなった分だけでも、幾分か高校に支援につながっているのではないかという思いもございます。

ですから町としてできる部分ですね、こういった部分についてはしっかりと対応してまいりますので、高校生支援についてはまた新たな問題として捉え方、視点を変えて、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

以上で、4番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時40分から再開します。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。最後です。通告に従いまして一般質問を行います。

1. 米の増産と渇水対策について。

今年も国内最高気温を更新するなど、全国的に「危険な暑さ」が続いている。また、深刻な水不足や記録的大雨の被害を受けた地方もあり、米の生育や収穫が心配される。

そこで、次のことを問う。

（1）7月、8月、9月の降水量には、近年大きな変化が見られるか。

（2）米の作付面積は、昨年と比べどのくらい増加しているか。また作柄はどうか。

（3）協和郷の西前寺橋近くの堰が破損しているが、今後の対策は。

（4）川棚川に設けられている堰は幾つあるか。またその現状と課題は。

（5）水道用水及び農業用水の確保は十分にできているか。

2. 「絆の日」の継続について。

「絆の日」と称し陶器まつり期間中の平日を学校休業日とする試みが、多くの保護者の不安をよそに3年間実施され、来年度も継続されようとしている。

そこで、次のことを問う。

（1）これまで、見直しや保護者アンケートの実施を再三提案されたが、来年度も継続すると早々に判断した理由は何か。

（2）南小学校の1年生から4年生までの児童を持つ家庭のうち、この「絆の日」を利用して親子で「波佐見陶器まつり」を体験した家庭が何割くらいあったか。また町内の全小中学生で「波佐見陶器まつり」に参画した児童や生徒の数と割合はどうか。

3. 県への要望書提出について。

町は、8月19日に波佐見高校の存続に関する県への要望書を提出されたが、要望書を受け取った県側の反応はどうだったか。以上です。

○11番（北村清美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

5番 岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。まず質問の順序と答弁が若干順序異なりますが、御了承お願ひいたします。

1. 米の増産と渇水対策についてということで、（1）7月、8月、9月の降水量には大きな変化が見られるか、とのお尋ねですが。過去10年の降水量の記録を確認したところ、令和元年～令和3年の7月～9月の合計降水量は1,000ミリを超えたが、それ以外は本町の平均降水量である650ミリ～700ミリを推移しています。

ただし7月～9月の降水量は、梅雨前線や台風の影響により大きく左右されます。特に、今年は梅雨の期間も短かったことや9月の降水量も例年並みもしくはやや少ないと予測があり、令和7年の降水量の見込みは平均に対し7割～8割程度と少ない見込みであります。近年大きな変化が見られるかとのことです、近年の傾向として温暖化の影響もあり、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、集中的に大雨が降るなど、その降り方に大きな変化が見られるのではないかと思っております。

(2) 米の作付面積は昨年と比べどれくらい増加しているか、また作柄はどうか、とのお尋ねですが。今年の米の作付面積は昨年より約35ヘクタール増えて、町全体で360ヘクタールとなっています。作柄については少雨の心配もありましたが、今のところ順調に推移しているのではないかと思っております。

これから病害虫や、台風の発生で作柄は大きく変わってきますので、引き続き状況を注視してまいりたいと思っております。

(3) 協和郷の西前寺橋近くの堰が破損しているが今後の対策は、とのお尋ねですが。

今回破損が見られた西前寺の堰については、下流に向かって左岸側の堰板が不完全な状態で転倒したもので、8月4日に近隣住民の方から連絡があり状況を把握し、県担当課にも直ちに連絡をいたしました。

その後、降雨による増水の影響もあり、8月12日には堰板が装置から離脱をし、下流の構造物への影響など防災の面が懸念されたことから県担当課へ依頼し、8月28日の日に早急な撤去の運びとなったものであります。

(4) 川棚川に設けられている堰は幾つあるのか、またその現状と課題は、とのお尋ねですが。

町内の川棚川に設置されている農業用の堰として、町が把握しているものは、鋼製ゲート——いわゆる鉄製ですね。鋼製ゲート5か所、ゴム製の起伏堰9か所、固定堰が用水機場3か所を含む4か所となります。

鋼製ゲートは昭和50年代後半に県営川棚川中小河川改修工事にて、それからゴム製の起伏堰は、平成4年から平成6年にかけて災害助成事業により整備されており、整備後30年～40年程度経過していることから、施設の老朽化による補修、メンテナンスの増加が課題となっています。

補修についてはその規模により、国県の補助事業を活用し、町の整備を行い、小規模なものは、町単独事業を活用するなど、地元関係者と調整しながら対応しているところです。

(5) 水道用水及び農業用水の確保は十分にできているかとのお尋ねですが、まず水道用の水源については、河川の表流水、地下水、農業用ため池から取水を行っていますが、河川や農業用ため池からの取水については、干害期間中における農業用水との調整が必要なことから、年間を通じ、安定して取水できる水源は限られています。

近年では、温暖化や異常気象により、降雨が少ない上に気温が上昇しておりますが、波佐見町においては、これまで大規模な給水制限等を行ったことはないため、現状は確保できているものと判

断をしています。

次に農業用の水源は、河川や渓流からの取水、ため池、井戸地下水等様々ございますが、農業用水の確保は天候に左右されるところもあり、水不足が予想される場合は、関係する利水関係者間で情報共有を行い、計画的な水の利用が行われております。

また水路の見回りや補修を行うなど、水利施設の管理にも努められております。本年の7月は降雨量も少なく、水不足が心配されましたが8月中旬の降雨により持ち直し、米の収穫までに必要な水量は確保できているものと考えております。

3. 県への要望書提出についてということで、町は8月19日に波佐見高校の存続に関する県への要望書を提出されたが、要望書を受け取った県側の反応はどうだったのか、とのお尋ねですが。

今回の波佐見高校に関する長崎県への要望については、県教育委員会が来年度に向けて、県立高校再編の大綱を策定することから、波佐見高校の存続に向けて町議会とともに県知事並びに県議会議長あてに要望を行い、あわせて意見交換を行ったものです。

県側は、前川教育長及び高校再編担当政策監始め県高校教育課幹部県議会は、外間議長に対応いただいたところです。要望書の内容については波佐見高校や、学科の成り立ち、本町の波佐見高校への支援経過を踏まえて、商業科のツーリズム科への改編、美術工芸科の入学者選抜において実技を検査項目とする特別選抜枠を設けることを要望し、波佐見高校の存続について本町として長崎県に協力を惜しまない姿勢を明記したところです。

そこで県側の反応ですが、少子化の進展を踏まえ、現在の高校数、規模を維持するのは困難であり、教育の質、学びの選択、将来の社会情勢の変化を見据え、県立高校の再編は避けて通れない課題であるとの説明を受けました。

また今回は、従来の数合わせの統廃合ではなく、再編であり、新しい高校をつくるぐらいの気概で臨んでいるとの発言もございました。

加えて、県立高校の再編の論議はオープンな場で行いたいとの説明がありましたが、どのエリア、どの学校を対象とするかは全くの白紙であるとの説明を受けたところです。この点については、8月25日付けの長崎新聞の県立高校再編の特集記事における県教育委員会の見解と大きな差はなかつたものと考えています。

一方で、波佐見高校に対する本町の支援制度について感謝の発言があり、さらに地域連携を進めてほしいとの要望もあったところであります。

そこで、今回の要望で県教育委員会は、生徒・保護者目線、市町では加えて地域活性化、まちづくりの目線の立場で、県立高校再編を見ていると感じたところです。

波佐見高校は本町になくてはならない高校です。波佐見高校においては、学科再編や学びの多様化について様々な改革を検討されていると聞き及んでいます。これらの再編・論議は厳しい場面が出てくると思われますが、波佐見高校の改革を踏まえ、生徒、保護者に選ばれる魅力ある波佐見高校

として、将来に向かって発展することに本町がいかにかかわらず関わるかを、今後さらに検討したいと思います。

2. 紋の日については教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 紋の日の継続について

（1）これまでの見直しや、保護者アンケートの実施を再三提案してきたが、来年度も継続すると早々に判断した理由は何か、とのお尋ねでございます。

本年3月、6月議会でもアンケートの実施についてお尋ねがあったところですが、私どもは紋の日を単なる休日ではなく、子供たちの主体的な学びと地域との交流を深める波佐見町ならではの取組として、より充実させることを目指して取り組んでいます。

議員御指摘のとおり、これまで保護者アンケートは実施していませんが、学校教諭や支援員を対象としたアンケートを実施し、現場の貴重な意見を収集分析しています。

これにより弁当づくりや陶器まつり見学といった体験講座の有効性が確認できました。アンケートという形式に限定せず、様々な関係者から直接意見を聞くことで、よりきめ細やかな改善が可能になると考えています。また保護者からの意見は学校ごとの懇談会や、地域での意見交換会などを通じて、引き続き丁寧に把握することとしています。

なお、今年度は保護者の不安を解消するため、学校を開放し自学や体験講座を行う計画を優先しました。これにより、子供たちが安心して過ごせる居場所を確保し、体験的な学びの機会を提供することに注力しました。

これは単にアンケートを実施するよりも、具体的な課題解決につながる対応だと判断したためです。紋の日は波佐見町ならではの取組として、ふるさとキャリア教育の一環であり、子供たちが主体的に学び、地域との交流を深めるための重要な機会となります。

実施から3年目を迎える、その趣旨を深く根づかせ、成果を上げていく重要な時期であると認識しております。今後は、教職員や支援員からのフィードバックを詳細に分析し、来年度の企画運営に反映させることで、取組の質的向上を図っていく考えであります。

（2）南小学校の1年生から4年生までの児童を持つ家庭のうち、この紋の日を利用して親子で遊び陶器まつりを体験した家庭は何割くらいあったのか。また町内の小中学生で波佐見陶器まつりに参画した児童生徒の数と割合はどうかということでございますが、南小学校の1年生から4年生までの児童を持つ家庭のうち、この紋の日を利用して、親子で波佐見陶器まつりを体験した家庭は約35%でした。

具体的には、1年生から4年生までの児童全体で65名が家族、親、祖父母、叔父、叔母とともに、陶器まつりに参加したとの報告を受けております。次に小中学生全体で陶器まつりに参画した児童

生徒の数と割合についてお答えいたします。東小学校では店の売り子として2名、駐車場の誘導として2名、合計4名の児童が参画しました。中央小学校では店の売り子として2名の児童が参画をしております。南小学校では、店の売り子として6名の児童が参画をしました。

波佐見中学校でははちやまるグッズの販売と会場清掃に5月2日の1日間にわたり、午前午後の交代制で50名の生徒が参画をしております。

これらの合計では、小中学生全体で62名が波佐見陶器まつりに何らかの形で参画をしております。これは波佐見町内の小中学生全体の約5%に相当するものとなります。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これ先ほど町長からありましたが、私には8月4日。同じ日に連絡があったのかな。これ8月5日の様子です。おっしゃったとおりに下流に向かって左側が壊れています。またこれが10日から11日にかけて、雨が降ったときの様子です。どうなってるんだろうなって心配して見ておりました。しかし、雨が降ってよかったです、という喜びのほうが多いです。

これがきれいに晴れた、これは8月16日の様子です。もうしっかりと外れてしまっています。この8月16日の前の全協8月14日のときに、町長のほうからこういう報告があって、県と今交渉中だというふうな話を聞き、お金がかなりかかるんじゃないかと心配を——町が負担するとなるとですね、どうなるんだろうというふうな負担、心配をしたところです。

しかし町や県とよく話し合いを進めていただいている、どうにか町側、また近隣の方へ負担をかけることなく撤去していただいたということなんですが、

この他、撤去しただけだと思うんですね。クレーン車が来ておりましたので、撤去した後はどうなるのか。また管理自体はどこが管理するように取り決めをされたのかというのをお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まずですね、この撤去に当たっては、早急に対応できたというところで我々も安堵したところでございます。

これに関して今後の動きということでございますが、基本的にはここは県の河川でございますので、県のほうにお話を聞いたところですね。これ以上のところについては、県は考えていないと。

まず断面の確保がこれできたということと、阻害の構造物が撤去できたというところで、現状そのままだということで聞いております。管理についてはですねなかなかこれ難しいところがありますが、現状においては県のほうでしばらく見ていただく形になろうかなと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

はい、よく分かりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

6月の一般質問のときにもお尋ねをしたことですが、米不足が心配されてますが、米不足だからといって直ちに大幅増産、米づくりが大幅に増えるということにはならないんですよ、という説明を受けました。その理由というのをもう一度はっきりお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

波佐見町におきましては、まず米をつくるためには水が必要でございます。その水の水源というのは基本的には、周りを山に囲まれておりますので、その堤が水源となってくるものでございます。

ですので、その堤に雨が降ればもう全然構わないのですが、ここ数年ですね夏場がもう本当雨が降らない時期が続くのが長くなっています。

その影響もありまして、全て作ってしまえば、全ての田んぼに水が行き渡らないということも考えられますので、基本的には水の問題で全ての水田が米にならないというのが波佐見町の現状だというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

私が記憶してるとおりの答弁をいただきました。本当に水は水稻というぐらいですから、米づくりには水はもう不可欠だと。水が完全に確保できないことがあると。水戦争とか水による喧嘩とかですね、そういうのも過去にはあったというふうに聞いておりますので、そういうのがないように、平和にですね米づくりを進めてもらいたいと思います。

さて昨日ですね、一般会計補正予算の説明の中において、雨量については、今年からかね。総務課長のほうから今年から町内4か所で策定されるようになり、文字情報としても、町民に伝えられるとお聞きしました。喜んでおりますが、また新聞等によりますと、全国的に3年連続して、今年の夏も観測史上最も暑い夏になったと報じられました。本町では真夏日、猛暑日、熱中症アラートが出された日数も含めて、気温の記録というのもきちんとなされてとてあるのでしょうか。分かるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃっていただいた内容についてでございますが、本町には気象庁のアメダスがないですね。アメダスがあると気温とか降水量が記録されるようになってますが、残念ながらいませんので、行政としては記録のほうは把握しておりません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

アメダスが来てくれたらしいな、というふうに思います。町民としては自分たちでしっかりと今日の気温は幾らだ、熱中症警戒アラートが出たとか、今日はもう猛暑日が何日続いているとかそういうことを自覚して生活していくかなくちゃいけないのかなと思います。

昨日ですね、これも昨日の議事議案にあったのですが、田んぼに水をくみ上げるポンプ設備の補修等に補正予算というのが組まれて可決をされました、渴水対策として、そのほかにどのようなことを考えて、どのような事業を考えておられるか。お聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

昨日の補正予算で小規模農林事業のほう、補正上げさせていただいたんですが。やはり今回申請が多かったのが、ポンプの補修ですとか、水路の補修という部分が多かったので上げさせていただいたんですが、やはりそういったところで水の無駄を少しでもなくせるようなというところで、そういう補修については今後も補助していけたらと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

思っていたような回答が得られまして、一応私としてはこの質問項目1の質問はこれで終わり、次の質問項目。本日のメインイベントですが、2に移らせていただきたいと思います。

糸の日の継続についてでございます。再質問の最初ですがまず町長に伺います。これまで3年間の答弁、教育長の答弁及び先ほど読み上げられた私の質問に対する答弁をお聞きになって、教育長の任命権者として、町長がどうお考えになっているのか。過去の回答は、私はしっかりとここで、会議録の中で読ませてもらっておりませんので、それとどう変わるのが、変わらないのかというのが興味あるところですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

政治は、教育には介入ができないという立場でございますので、教育委員会のお考えを十分に尊重していくという立場に変わりはございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

そうですね、前回2年前と昨年、尊重したい。教育委員会の考えを尊重したいというふうに答えられましたけど、今回もそうだということで納得しました。

町長にはですね給食費の完全無償化、子供家庭センターの開設、米の現物支給など、ほかにもあります、次々と子育てに優しい施策に精力的に取り組んで来ていただきました。これまでですね。

しかし子育ての当事者である保護者からの切実な声を——まあ私に言わせれば軽視し、学校が決

めたことを一方的に通知するこのやり方を続けていたら、今後 P T A や地域の方々の理解や協力が得にくくなるのではないか。波佐見町は子育てに厳しい町という評判が立ってしまわないかと私は心配をするところです。

町長、いささか不本意ではありませんか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

評価はいろいろあろうかと思います。ただし私、先ほど申し立ておりましたとおりですね、やはり教育委員会が決定——委員の中で十分論議をされて決定されたことを、私の一存でやめてくださいと、 P T A がこんな言っていますよということはなかなか立場上言える立場ではございませんし、十分な論議をなされて決定されたものというふうに理解をしております。それで、波佐見町は子育てに厳しいというふうな捉え方もしても困るんですが、そこら辺は誤解を招かないようなですね説明を丁寧にしていくべきかなというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

町長のお気持ちもよく分かります。私はこの見直しを求める意見が3年も続けば、当然検討をされるものと、もう軽く期待をしておりました。そして静観をしておりました。私の出る幕はないと。

出なくてもいいというふうに思っておりましたが、6月の定例会での質問に対しても、やはり継続を前提に答弁されました。やるんだと。改善をしていってやるんだというふうに言われました。会議録を読みますとここに分厚い会議録があるのですが。教育長さんはですね、ユニークな取組だと評価する声があるとか、保護者や地域の方々がもっと積極的に参加協力し、絆の日がイベントとして広がっていくのを期待していると。多分これは教育委員さんの声を言葉なのかなと思うんですけど、そういうふうに言わされたと述べておられます。会議録にあります。

でもですね、休みはとれず、学童にも登録していないから預けられない。体験講座——今年は改善点として幾つか設けられましたが。体験講座に連れていくこともできず、小さな子に留守番をさせるしかなかった。そんな親御さんの側の立場に立った発言というのは、教育委員の方からは一切聞かれていないのでしょうか。

教育を考える教育委員会が熟慮されたとおっしゃいますが、そういう困っている弱い立場の親御さんの気持ちに寄り添うような発言は、なかったのでしょうか。もう一遍確認したいと思います。なぜかというと私にはですね、「どうして」とか「困ってるんですよ」「何でやめてくれないんですか」というような声しか聞こえてきません。どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁の繰り返しになると思いますが、様々な保護者の方の不安というのは、恐らく、議員お説のよ

うに「休めないんだ」「安全は誰が見るんだ」「食事の世話は誰がするんだ」というところの類いだと思います。その部分があったので、今回体験講座を地域の方々を講師に招き、高校生と触れ合うことによって——基本的には自分が通っている学校での活動ですから。小さな子供が通えないということで、自分の住んでいる学校に、徒歩で通っている学校ですから、基本的には自分の学校で体験活動を行うということ。

ただし、野球教室と絵画教室につきましては、ごめんなさい波佐見高校との連携性があったので、南小学校を会場とした部分で、もしかしたら東小や中央小の子供さん、あるいは保護者の方に御迷惑かけたとは思いますが。それは次の課題として、来年度は、もしその会場を変えるなど、様々な改善点があるのだろうと思います。保護者から頂いた御不安、要望等々を踏まえたもので、何を改善すべきかと私たちも真剣に考えながら、学校と協力をしながらこの取組を行っております。子育てに厳しい——厳しいというのがどういう判断かよく分かりませんが、私は、主体的で、そして地域のひと・もの・こと交流ができる、たくましい子供たちを育てていきたいという思いがありますので、ややこの部分は違いがあるのかなということを思っております。

○議長（尾上和孝君）　岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これなかった体験学習に参加できなかったというのは、その地元の小学校だから当然いけるはずだということで開設をされたということですね。

しかし、学童に午前中行ってて、やはりこれは午後からの絵画教室に行く子はですね、途中から参加したくても、来るすべがなかったという話もちょっと聞きました。

ちょっと、別の質問に入りますが。一昨年の会議録に有田町を参考にとのことですとかいう文章がありました。有田町を参考にしたという事実はあったのか。また5月の連休中の平日を休みにしたのは県内で波佐見だけという発言もありました。昨年と今年はどうだったのでしょうか。近隣、もしくは県内で波佐見町と同じように、5月のゴールデンウイーク中の平日を連休にして休みに連休にするという学校が、続々と出てきているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

有田町を参考にしたというのは、有田町が以前行わっていたという部分で、今はやられていないと思います。今は陶器市をお休みされてないとは思いますが、以前されていたとき、私は町内に勤務しておりましたので、地域行事に積極に参加することはとてもすてきだなという思いは持っていました。県内の自治体で、このゴールデンウイークの平日に休みをしている学校はありません。

○議長（尾上和孝君）　岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

私、有田の教育委員会にお電話をして、そういうのがあったのかなと思って聞いたら、その方は16

年ぐらい教員もしてて、指導主事もされてるみたいなのですが自分は記憶がないとおっしゃったんですね、なかつたのかなあってちょっと疑問に思いました。

その次ですね、これは令和5年陶器まつりの頃のカレンダーをちょっと大きくしたもの。上が令和5年、下が令和6年ですね。一昨年昨年ですが、5年は9連休、6年は10連休となりました。土曜から数えてですね。

新しい学年が始まったばかりの大切なこの時期、始まったばかりです。この時期にこれほど長い連休を設けてまで、教育長が指導されるふるさとキャリア教育を推進することに、本当に教育的効果があると、現場の校長先生や先生方全員が賛同しておられるのかどうか、これも再確認したいと思います。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

全ての教職員が賛同してるかまでは分かりません。ただ校長会あるいは教頭会、当然教育定例の教育委員会の中でこの論議については話をしますので。今おっしゃったような不安も当然あるのは聞いておりますが、それよりもということの部分で、この実施を取り組んでおります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

校長会、教頭会は賛同ということですね。理解しました。校長会とかの賛同される理由ですね、生徒にばらばらに休みを取られるとプリントを用意するなどして学習の遅れを補う必要がある。一斉にとてもらえば、学校側の負担を軽減することができるという考え方もある、というふうにも聞いております。だから賛成だというふうに言われています。

波佐見町はここで思うんですが、もしかしてこれってですよ、ラーニングとヴァケーションをまとめどりしてるというふうに考えておられるんですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

最初に言われた、学習の遅れ、先生方の負担が大きいというふうな御意見は聞いておりません。ラーニングについては、以前同僚議員がおっしゃったと思いますが、私はこのラーニングよりも先に絆のことについて考えておりました。

ラーニングについてのメリットデメリットがありますし、本町は、この陶器市に、関わらすことによっての波佐見町ならではのメリットがあるということを最大限の目的にしていますので、ラーニングのように1年のうち、自分が好きなときに休みをとて云々ということのメリットデメリットを考えたときには、一斉に活動したほうがより子供たちに教育的な効果があるだろうということで、一斉に取組をしております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

ラーニングではないが、やはりまとめどりなのかなあって思いますね。中身としてはですね。今はもう個別の学習というのを重視する時代だと思うんですね。画一的な授業というのはもうちょっとやめときましょうというような流れだと思うんですが、ちょっと一緒に同じように休みを取るというのはちょっと違うのかなというふうに思います。

次です。カレンダーですが、上が今年度、下が来年度ですね、8年になります。今年、小学校の入学式は4月10日でしたね、変わってます。28日は多分休みじゃなかった授業日だったと思うんですが、27日が日曜で、26日は土曜日ですね。だから土曜日から数えるとちょっと連続はしてませんが、やはり9日間ぐらいの休みになったわけですよ。

で、入学式が4月10日だったら、11日から28日まで授業日が何日だったかなと数えたら、たった12日でした。さらに南小学校は5月に入って、13日だったと思うのですが運動会が行われました。私も行きましたが、この5月の連休明けから運動会の当日まで数えたら8日しか登校日なかったんですが、8日間しかない登校日だったのかと思えるぐらい立派な派な運動会でした。私感動しました。1年生でこんなにやれるのかと、感動したのですが。まあそう思いながらも、一方でこの落ちついて学習に取り組めた日数が果たしてどのくらいあったんだろうかと、いざいさか気にはなりました。

私も一応教員をしておりました。4月、5月というのは、全学年にとって、どんな、小学校中学校高校にかかわらず、大学もそうだと思うんですが、入門期のとっても大切な期間だと私は思います。この入門期に春休みが開けたかと思うと、またすぐにゴールデンウイークで1週間以上10日ぐらいの休みが明けたかと思うと、という、こういうやり方って本当に入門期の休みの取り方として、また教育に携わる者として適切だと教育長は思われますか、本気で。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今議員がおっしゃったのは恐らく校長会でも、教頭会でも話題になりました、運動会についてのこと。ただ今おっしゃったように、あの体育館短期間でもあんなすばらしい運動会ができるのです。ですから、日にちがないから云々ではなくて、やはり、それぞれの活動に意義を持たせ、それによってどういう子供たちを育てていきたいのかという大きな目標の中でやっていくべきだと思っています。ただし、おっしゃったように、入学期の、大事なところですので、より丁寧な観察、関わり、指導等はきっとやっていく必要があるんだろうと思っています。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これも会議録にあるんですけど、保護者に向かってですね、保護者に対して「縛の日というのは、休みを増やすのではなく、夏休みを分散した休業日です。」つまり、休みにはなりますがこの分の授業はちゃんと夏休みにやりますからねというような文書通告の文書を出されたそうです。

今年はですね、そういうのと反対に長引く猛暑で夏休みを延ばして2学期の開始をおくらせてる学校がかなり全国的に出てきています。

それなのに、本町では気候がよくて、勉強もはかどる5月を休みにして2学期の開始を何日も早めています。本当にこれでいいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

まず始業については各学校と話し合う中で、引継ぎであったり、本年度の計画であったりということを丁寧にやるためにには、ある程度確保された日数が欲しいという現実的な声がありましたので、4月6日を4月8日にし、その分の2日間です。

それと、最大絆の日は3日——暦的には3日ですので、その部分を合わせた5日を、これは中学校からも授業時数の確保という観点からも今申しましたように、休みを増やしてるのでなくて、夏季休業中を分散することによって授業日数の確保と同時に——夏休みにも体験講座を20講座ほど行っています。700人～800人の子供たち、保護者が300人以上の参画をしている体験講座を絆の日にも行うことによって、より広がった活動ができるのではないかという考え、判断で行っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

こういうやりとりになるだろうなというのはもう私はもう、想定内でありましたので別に驚きはしないんですが。私が言いたいのは、体験学習であるとか、地域との絆であるとか、いろいろなことを自立した子供を育てるとか、そういうのはやりたいというお気持ちはもう本当には、分かりますし、かなりリーダーシップをとって、教育長が先導されてるとは思うんですが。

心配なのは、やはり学力というものを、この時期に落ちついてやっぱつけてあげないと、後が大変だ。休んだ後にまた、最初からやり直さんといかん。そういうのってやはり低学年になればなるほどあるわけですよね。そこら辺が心配だと私は申し上げてるだけでございます。メリットがあるということは分かりますが、デメリットのほうが大きくはないですかということを申し上げています。

先日2時半頃、下校している子供たちを見かけました。こんな真昼間に下校させて大丈夫かと心配になりました。日本各地を見渡すと遠方の子には空調機つきのベストを貸出したり、教室に冷凍庫を設置し凍らせたクールネックリングとかいったものをまいて帰らせたり、下校時間時刻をわざと遅らせている学校もあると聞きます。また、最初の1週間だけは授業を午前中だけにしている学校もあるそうです。本町では先週の火曜日ですね、火曜日の8月26日から2学期が始まっておりますが、何かこれまでにない暑さ対策を指示されていますか。

この3年間猛暑続いているので、昨年もおととしも一緒だったのかなとは思うんですが、暑さ対策、どんな暑さ対策を指示されているのかお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

熱中症対策については同僚議員の中にも、お尋ねのときに答えたところですが、様々な今の御時世にあった対策を柔軟に対応したいと思っています。ただし、そういう対策を教育委員会が学校に「しなさい」とか「これはしたら駄目よ」とか言うということではなくて。私たちが発した文章は「こういう対策があると思いますので、よく御家庭で相談の上で」と。例えば日傘にしても利用する方はどうぞ、ということもやっていますし。熱中症対策を学校や教育委員会がこうしなさい、ああしなさいということは、多分それは違うんだろうと思っています。

ただし、この御時世ですから熱中症については今おっしゃったように暑い時期等々がありますから、本町だけではなくて、これは国の施策、県の施策等々で、熱中症対策は本格的に多分今後論議がされていくんだろうと思っております。

8月26日から2学期が始まりましたけれど、1週間は給食を食べて帰らせております。その部分の慣れ。子供たちが長期の休暇明けた後の心身の不調を訴えることもありますのでということの分は、対策を講じる、それが裏を返せば、暑い中に帰してるじゃないかということになれば、そうなっていくんだろうと思いますが。学校との協議の中でそういうふうなソフトランディングをしたいね、ということだったので、8月の1週間については、給食を食べてから下校をするというような余裕を持った子供たちの対応を行っています。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

子供たちが下校の途中で、熱中症で倒れるようなことがないような対策は講じておられるということで安心しましたが、今ソフトランディング。つまり事業を少しずつ学校生活に慣らすために授業を少しずつさせていく。これって大事だと思うんですよ。

ということはですね、夏休みが2学期が始まった後、5日間ぐらいは5月のフルで学習ができる平日と比べたら半分ということですよね。そういう感じで同じような日数に見えて、実はそうでもないんだということ。何かちょっとうるさいみたいですが、何かちょっと違うのかなと。気候も違うし、中身も違う。学習はどうするのという心配をします。

これはですね、教育長にもう一回だけ聞こうかな。自立した子供の育成を図ることに、自立した子供の育成を図ることにですね、絆の日の意義があると繰り返し言ってこられました。

親が毎日忙しい家庭の子はかわいそうなぐらい早くから、幼い段階で自立を余儀なくされているのです。ふだんの土日だって、長い夏休みの期間も親が家にいるとは限りません。

「お父さんお母さんいないから、これをしとってね」「洗濯物しておくのよ」「勉強は自分でするのよ」とかそういう指導はあってると思います。ひとり親の家庭だって波佐見町にはたくさんあります。そして先ほどもありましたが、何ですか、年収500万円以下の子供さんを何人か抱えていたら本当に大変だと思うのですが、休みたくても休んだらお給料が減るみたいな家庭もいっぱいあります。

ます。

そういう家庭に休みが取れないならどう自立して生活するか親子で話し合ってくださいっておっしゃっているのですよね、教育長はね。そういうことなんですよ。いやあもう自立はできるんだけどなって思うような家庭もいっぱいあると思いますよ。私はそう思います。

くどいようですが最後にもう一度、これは教育行政にタッチできないとは言われましたが、私は町長には教育長を任命した、もう任命権者としての責任があると思います。本当にやめてくれとか、もう見直してくれという声が、同僚議員3人から出ました。この人たちとは普通の議員じゃないですよ。学校の先生をしてた校長先生をされていた方です。PTAの郡Pの役員までしてもらった方です。もう一人は地区の方としてPTAだけでなく、学校運営会議というんですか、そういうしたものにも本当に長年協力してこられた方です。この人たちが、もうちょっと考えてくださいよとおっしゃってる。後ろにはたくさん町民がついてるんですね。

こういう私たちの議員の声をちょっと無視するかのように、一方的に私は教育長が実施されるのは本当に腑に落ちません。

町長。町長に責任あるまとめの一言をお願いいたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

力強い御質問いただきまして、そういう保護者の方の御意見を真摯に受け止めての教育委員会の対応ではないかなという判断をいたしますが、私もそういった声をお聞きする機会があればですね、しっかりとそういう御意見は総合教育会議がございますので、その中でそういったお声をしっかりと受け止めてお伝えをしたいというふうに思っております以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

ありがとうございました。それでは私のほうからも遠慮せず、町長に直接お気持ちをお伝えくださいというふうに伝えておきます。ただ、やはり皆さん、横山議員も言われましたけど、私とか横山議員みたいにものが言える人ばかりじゃないんですね。奥ゆかしい方ばかりなので、そこら辺はどうですかって、こう、促すような気持ちで聞いていただければなと思います。

私は、糾の日は保護者泣かせの施策であり、学習にも遅れを来す施策だと判断しますので、実施の撤回を求め、項目2の質問を終わらせていただきます。時間がもうありませんが……。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

発言が、どう捉えていいのかよく分かりません。

町長が最初に言ったように、教育委員会の政治的な中立性というのがあるときに、議員がこんなふうに言ったので「はい、分かりました。じゃあ、そのようにします。」ということには多分つなが

らないと思うんですね。ただし今の発言はそれに近いようなものになったのかもしれないなどちょっと危惧をしております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これは取り方だと思います。後で議事録をゆっくり読んでおいてください。私もそうだったら反省をしたいと思います。

次に行きます。県への要望書提出についてでございます。もう詳しく報告を受けたのでこれ以上申し上げることはもう何もないかなと思いますが、あと5分ぐらいはあるようですので、聞かせていただきます。

大概全部言ってくださって、本当にうれしく思ったんですが。新聞私もここに持ってきました。教育長は、澤田議員も言わましたが「学校を残す、残さない、の議論は本筋ではない。自分の市町でこんな学びができないか。こんな学校がつくれないかという話が議論のスタートです」というように、このインタビューですね。写真が写っておりますが、このインタビューでも言われております。こんな学校がつくれないかなという議論に、大体現場の校長が一生懸命考えてこんな学校にしたい、協力してくださいというのですが、学校じゃだけではなくて、町もこんな学校がつくれないでしようかねと。校長と一緒に話をするコミットすることはできるというふうな言い方だったですね。先ほど。もう一回お願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

基本的な考え方は町長答弁のとおりでございます。県の教育委員会、前川教育長がおっしゃったのは学校を残すヒントをみんなで考えましょうということが私の印象に残っております。

そこは町長が答弁したとおり、地域連携をどのように今から進めていくかということになると思います。この件に関しては、今後高校側と町の幹部等で、協議会をつくるということも検討しております。そういった中で高校側の改革の御意見も聞きつつ私どもにができるかということをね、関係部署で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

ありがとうございます。本当に期待をしているところでございます。あと仮の教育政策官はすね、存の校舎を活用しキャンパス化もありうるとも語っておられます。私は波佐見高校が最悪なくなつても「とか高校波佐見キャンパス」いう形で波佐見の名前を残す何らかの手立てを川棚町や佐世保市と協議して考えていくてもらいたいなというふうに考えておるところです。

最後に、昨日の長崎新聞に奈留高校の記事が載っておりました。離島留学生に給食を提供して、お世話をいただいている島親さんの方の負担を軽減するそうです。私はこれを一度提案したことすけ

ど、覚えてらっしゃると思うんですけど一度提案したことですが、奈留高校は公立で初めてというような宣伝が入っていました。

本町でも下宿生や遠距離通学生がたくさんいます。給食の提供というのは前向きに検討していくかもしれませんか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

そういうことも踏まえて、まずは現状がどうなってるか。聞くところによると波佐見高校の寮ではですねそういう昼食もつくられているというふうにも聞いております。全体像を見渡して、先ほど言ったとおり町がいかに関わられるかということがやはり学校側としっかり論議、意見交換をすることが肝要だと思っております。

給食となるといろんなハードルがまたあると思います。その点も踏まえてですね、私たちもしっかり、高校側と意見交換をさせていただければというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

大変だということは重々分かっております。ただ県北の、今やっと来てくれている県北の佐々町の辺りから来る子たちは、やはり親御さんはかなり朝早くに子供たちお弁当をつくって送り出していると思うんですよ。でも波佐見高校の近くに店もありませんし、コンビニも途中にあればいいでしょうが。やはり給食がどつかの教室で食べられるとなったら行ってみようかなという、やってみようかなという親御さんも増えるかなあつというふうな気持ちが少しあるんですね。

ですから、してくださいというのではなくて、そういうことも含めて存続に向けて御協議をよろしくお願いします。ありがとうございました。

終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、5番 岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時39分 散会

第3日目（9月5日）（金曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

前田 博司 議員
水道事業について

脇坂 正孝 議員
1. 町政施行70周年記念行事について
2. 利用が休廃止された農業用水路の安全管理について

福田 勝也 議員
1. 自治会活動について
2. 公共施設の整備と管理運営について

三石 孝 議員
事業評価について

北村 清美 議員
1. 本町の400年続く重要な地場産業である「波佐見焼」について
2. 「限界役場」とならないための警鐘について

第3日目（9月5日）（金曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 德	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 觀 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 务 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 閑 昌 男	子 ジ も 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 課 長 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行	総 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

御起立ください。おはようございます。ただいまから令和7年第3回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

1番 前田博司議員。

○1番（前田博司君）

おはようございます。それでは通告に従い一般質問を行います。

水道事業について。

「水道」は、私たちの日常生活に欠かせないインフラ設備の一つであります。

近年は、人口減少や景気低迷、節水意識の高揚などから水道料金の収入は減少傾向にあると言わっております。それに加えて施設の老朽化、資材や電気料金の高騰など事業費用の増加もあり、水道事業を継続していくための課題が山積していると思われます。

本町でも同様な課題に対応するため「波佐見町水道ビジョン」を策定し、「安全」「強靭」「持続」の観点を踏まえ、2020年には改訂も行われております。

そこで、次のことを問います。

（1）安全・安心なおいしい水を確保するため、徹底した衛生管理を行う監視・検査体制を強化するとはどのように行われているのか。

（2）全国的な少雨による水不足の報道もあっていますが、本町の水道事業における水源の確保状況はどうか。また、水源の水質保全にはどのような対策を行っているか。

（3）町内に4か所ある浄水場のうち、最大規模である湯無田浄水場の耐震化計画は進んでいるのか。

（4）老朽化した水道管や各種施設の計画的な更新は行われているか。

（5）非常時への対応や備えは十分か。また、最も重点を置いていることは何か。

（6）水道ビジョンには、民間的経営手法も取り入れた経営の効率化・健全化に努めるとあるが、どのようなことに取り組んでいるのか。

（7）人材を含めた組織・体制の充実は図れているか。

（8）県主導による広域連携の協議が行われていると聞くが、何年前から行っているのか。また、その進捗はどうか。

以上、壇上からの質問終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。

それでは、1番 前田博司議員の御質問についてお答えをいたします。

水道事業について。「水道」は日常生活に欠かせないインフラ整備の一つであるが、事業を継続していくための課題も山積しているとの思いから、次の8項目についてお尋ねがございました。

まず（1）安全安心なおいしい水の確保するために徹底した衛生管理を行うための監視、検査体制の強化はどのように行われているのか、とのお尋ねですが。

水道課においては1年を通じて、管理業務として、各浄水場の原水の——原っぱのほうですね。原水の状況の確認やろ過後の浄水について、目視や機器により測定するとともに、水道水へ処理する際に重要である塩素消毒濃度の試薬による確認や、機器による測定のほか、水道末端部分等についても、毎日残留塩素の測定を職員等で実施しております。

水質検査についても毎月1回、専門業者に委託をして、水道法で定められた内容等について実施をして安全確保に努めています。

また水道施設の監視についても、水道監視システムを導入し、職場のパソコンやスマートフォンから、状況の確認ができるようになっており、降雨による原水の濁りの状況である濁度や、ろ過後の浄水の濁度、残留塩素の濃度や取水・排水状況などがリアルタイムで確認ができるほか、異常の際の通知機能などもあり、休日等も含め即座の対応が可能となっており安全性の向上や、業務の省力化につながっております。

（2）全国的な少雨による水不足の報道もあっており、本町の水道事業に水道事業における水源の確保状況はどうか。また水源の水質保全にはどのような対策を行っているか、とのお尋ねですが。

岡村真由美議員への答弁と重複する部分もございますが、本町の水源は河川の表流水、地下水、農業用などのため池から成り立っており、4か所の浄水場で河川からの取水5か所、地下水4か所、貯留水であるため池からの取水2か所の合計11か所の水源があり、総量では計画水量を確保しています。

しかし、いずれも規模が小さく、河川や農業ため池からの取水は干害期間においては、農業用水との調整が必要なことから、年間を通じ安定して取水できる水源は限られています。通常の天候であれば、これまで大規模な給水制限等を行ったことはありませんが、近年では温暖化や異常気象により、降雨が少ない上に気温が上昇しており、全国的にも問題となっています。

異常気象下においては、本町の水源は十分に安定していると言えませんが、水道事業者にとって常に安定した水源を求めていくことは当然のことであり、新たな水源について、事業経営の中長期的な観点の中で、今後の水需要と供給のバランスを考慮し、検討する必要があると考えています。

また水源の水質保全においては、日頃の管理業務の中で巡回監視を実施しており、水源によって

は清掃等が必要な場所もあることから、定期的に除草や清掃作業を行うとともに、水源の水質検査毎月実施をし、検査結果を注視しながら対応しているところです。

(3) 町内に4か所ある浄水場のうち、最大規模である湯無田浄水場の耐震化計画は進んでいるのか、とのお尋ねですが。

湯無田浄水場については昭和57年3月に完成しており、現在43年が経過しています。水道施設の法定耐用年数については、建築物が50年、土木構造物が60年となっており、比較的に耐用年数が長いため、現状では大きな問題がある施設ではありませんが、耐震診断については未実施で、耐震性の有無が不明の状況ではあります。

今後、耐震診断を行う必要があると考えており、診断結果にもよりますが、耐震化工事や劣化補修工事などにより、耐用年数以上に施設利用が可能となる長寿命化を視野に入れての検討が必要となります。

湯無田浄水場については、経営上の資産額が大きく、財源確保も必要であり中長期的な視点での整備計画を行うように考えています。

(4) 老朽化した水道管や各種施設は計画的な更新は行われているのか、とのお尋ねですが。

配水管などの基幹管路については、耐用年数を基準にしながら管路更新を計画的に行ってています。あわせて耐震性の高い管種や継ぎ手を採用し、安定給水の信頼度を高めるとともに、計画的に老朽管の更新を実施し、漏水を防ぐことで安定供給に努めています。

また機械、電気、計装設備については、対耐用年数が短いため点検や修繕などを行いながら定期的な更新に努めています。

(5) 非常時への対応や備えは十分か。また最も重点を置いていることは何かとのお尋ねですが。

非常時の状況にもよりますが、波佐見町には4つの浄水場があり、湯無田浄水場、川内浄水場、皿山浄水場は給水区域が接続しており、非常時においてのバルブ操作による給水区域、仕切りの変更などで多少の連携が可能ですが、鬼木浄水場については鬼木地区のみの給水区域となっています。

また、それぞれの浄水場に浄水池や配水池があり、加えて浄水場以外の給水区域内にも配水池があり、貯水槽的な役割を果たしていることから、非常時に活用できるものと考えております。

非常時における対応については、住民への周知や給水区域内でのバルブ操作による断水区域を縮小、水道水の配布などの様々な業務があり、速やかな早期復旧を進める必要があることから、職員の対応力の向上が何より重要と考えています。

(6) 水道ビジョンには民間的経営手法も取り入れた経営の効率化、健全化に努めるとあるが、どのようなことに取り組んでいるのか、とのお尋ねですが。

水道事業については公営企業として独立採算制で運営しており、事業の経営状況を正確に把握分析して、持続可能な事業運営など、民間企業と同様の経営手法となっております。状況においては物

価や資材、人件費が高騰しており、今後についても人口減少に伴い、給水収益の減少が予想される中で、厳しい事業運営が予想はされます。既に業務の一部については民間委託を行っており、今後も費用対効果の分析を行ながら効率的な運営に向けて検討していきたいと考えています。

将来的にも安全な水を供給するためには、水道事業の経営基盤の安定が不可欠であり、これまで最も最低限のシステム改修や直営による施設管理、維持管理の省力化等の経費削減に努めてまいりました。さらなる安定化のため今年度において、経営戦略の中間評価を行い、今後の水道料金の適正水準について研究しているところであります、下水道事業を含めて一体的な効率化についても、今後の課題として検討してまいります。

また住民への水道事業への理解やサービス向上も視野に入れ、既に実施しているコンビニ納付やキャッシュレス決済なども含め、今後も利便性の向上を目指していきます。

（7）人材を含めた組織体制の充実が図られているか、とのお尋ねですが。

水道課での業務は他の部署と異なり企業会計を扱うため特殊な点も多く、専門知識を高めるための研修やサポートが必要となります。上水道については直営で施設の管理・運営を行っており、浄水場の日常管理や機器操作、薬品の取扱いなどもあり専門性も求められます。上下水道、工業用水道事業も含めて、取水排水施設や管路、バルブ、マンホールの位置的な把握や、バルブ等の機器類の操作も多々あり、工事発注等の内容も含め、職員の育成には時間を要しているのが現状です。

また漏水や降雨の影響により、休日や昼夜を問わない対応を行っており、現状は水道課内で対応しておりますが、緊急時には水道課での経験がある職員等への応援要請等も含め職員の負担軽減に努めていきたいと考えております。

（8）県主導による広域連携の協議が行われていると聞くが、何年前から行っているのか。また進捗はどうか、とのお尋ねですが。

水道事業の広域化は令和元年の水道法の改正により、都道府県に対して、管内水道事業の広域化の推進が義務づけられたことから、令和5年3月に長崎県水道広域化推進プランが策定されました。

具体的な取組は、県が他の先行事例の調査分析を行い、県内取組を推進するための研究テーマを設定し、各ブロック研究会で継続的に協議を実施するとされています。

令和5年5月に全体推進会議が開催され、その後ブロック会議として令和5年10月に1回目のブロック会議が開催されました。県北ブロックは佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、川棚町、東彼杵町、波佐見町で構成され、薬品の共同調達、維持管理業務の共同委託、財務システムの共同調達について検討する提案がございます。

その後に会議が開催されていませんが、県の指導により現在の県北ブロックを細分化した協議の場を検討されており、東彼杵3町のような身近な単位での協議を行うように調整されていますが、現状では具体的な方向等は示されておりません。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは、詳しい答弁があったのですが、少し再質問をしていきたいと思います。まず水質検査についてですが、定期的な月1回の業者へお願いする定期水質検査は行われているとありました。では日常監視においては、どのような取組を行っているかお知らせください。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

日常では、まず現場に行って目で見ることですね。目で色とかの確認ですね、あと臭いですね。あとは残留塩素とかダクトとかですね、そういう部分も機械を見ながらしています。またその中で、もちろんその機械のメンテナンス等も含めてですね、対応している状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

現地に赴いてというのがありました、これは毎日休みの日を問わず毎日行われているのですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

毎日実施しております。日曜、祭日についてはですね業者のほうに一部委託を行っておりますが、一応毎日もうルート的に各浄水場、あとは水道の末端分ですね、塩素濃度の測定とかを含めて職員で対応してることでございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それぞれの施設、浄水場がメインですが、機器類については遠隔監視が今できるようになってるとい聞いてます。役場の中にいてもパソコン等で常に監視ができている。というふうに聞いてるんですが、それでも現地へ赴いて確認する必要があるものがあるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

答弁と重複するのもあるんですが、まず原水の状況ですね。水の取水場所の確認、ちょっと詰まつたりしたら水が取れる量が減ったりとかもありますし、あと薬品の補充ですね。塩素とか前処理のパックとかですね、そういう薬品類の補充ですね。先ほど言いました機械等の清掃。濁度計とかいろいろな測定する計器があるのですが、掃除等も定期的な部分で必要もあります。

あとは水の水質によって、条件のよい水源とかの切替えも含めてあります。また水道の実際ろ過池のですね、ろ過量ですね。水の使用状況によって水を増やしたり、減らしたりという部分もありますので、そういう作業についてはですねまだ自動化はされていない状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

毎日大変だと思うのですが、この監視については、職員でという話がありましたが、技術職員だけで行っているのでしょうか。何人で行ってるんですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

職員は、上水のほうは4人で対応します。通常ですね、今まで技術職員でやってる部分あるのですが、近年技術職員の採用がなかなか厳しい状況で、現在はですね事務職員2人を水道の技術職員としてですね取り扱って対応しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

技術職員が、なかなか採用に至らないということで大変な思いをしてるみたいですね。そこで各施設、これは監視も含めてなのですが、防犯カメラは設置されていますか。またその必要性についてどう思われますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

防犯カメラの必要性についてはもちろん防犯面とかですね、水源施設の管理等など省力化につながる部分もあり必要性は感じておりますが、現在のところはまだ設置されておりません。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

今防犯と言いましたが、防犯上もそうですが、監視の目的もあります。先ほど言ったように監視する職員の数も少なくあります。毎日毎のことですので、そういう負担軽減も考えて監視カメラ等を導入して、軽減を図られたらどうかなと思います。

それでは次の質問をします。水源についてですが、この水源、なかなか新たな水源も難しいというのがあります。十分なかなか波佐見町では、その水源も裕福にあるということではなくてぎりぎりで行われているというふうに聞いてますが、一番最後の広域連携の話もありましたが、こういう水源についても、広域で考えるようなことはなさっているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

現状ではですね近隣市町である有田とか、武雄が考えられるのですが、今のところは先ほど広域化の話あったんですが、郡内とか県内の市町村で対応できる部分を考えています。必要性があれば管轄的な問題もあって県が違うので、厳しい部分あるのですが、必要があればその部分についても検討していきたいとは考えています。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

この水源の確保、それから水質の保全ですが。近年この少雨による下河川の流れが少なくなると、どうしても藻が発生したりとか、その影響で異臭がしたりとかで対応に苦慮されてると。近年の報道では佐世保市でも水源地に藻が発生して、その対策で大変だというのを聞いております。

波佐見町においては大きな水源、ダム等も直接水使っているわけではないので、なかなか難しいと思うのですが、こういう藻が発生したときに、対応する方法として何でしたっけ。硫酸銅というのを使うというのがあります、佐世保市ではちょこちょこ使われているように聞いてますけど、本町でもこれ使ったことがありますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

本町ではですね、硫酸銅の使用をしたという実績はございません。ただですね、アオコがひどいときとかですね、佐世保市に相談したことは、過去あるようです。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

聞くところによるとその硫酸銅いうのもかなりの劇薬みたいで使用法を誤ると大変なことになるというふうに聞いたことがあります。

この取扱いについては、職員についても研修等、十分熟知されてはいるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

今のところですね、そういう河川の水質が悪くなったときの対応としてはですね、水源の切替えですね。地下水とかを多様に利用した形での対応をしていますので、今のところですね硫酸銅を使うという対応自体を今のところは考えておりません。

そうですね、すいません職員の研修というか認知度ですね。硫酸銅自体はもちろん知っておりますが、対応方法はまだ中身的には熟知しておりません。今のところの対応については、先ほど言ったようにほかの方法で対応している状況ですので。やはり佐世保市とかはですね使用実績があるので過去に相談に行ったことあるんですが、まだ使用方法についてはまだ特には習っておりません。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

使う、使ったことはないとおっしゃいましたが、使う可能性があるので相談に行ったということなので、ぜひともそこは使い方の勉強とかですね、やられたほうがいいのかなと思います。

もう一つ佐世保市等と違って、専用の貯水池があるわけではないので、農業用ため池等ですね。もしこれ使うとなるとかなりの研究が必要なんだろうなと思います。いろんなところに影響が出てくるのだと思うので、慎重に取り扱うものだと思っておりますので、その辺よろしくお願ひします。

では、次の3番ですが、湯無田浄水場の耐震化ですが、これ耐震診断もまだと今お伺いしました。早急にやる必要があると私は思っていたんのですが、今すぐやるという状況ではないということでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

耐震性の必要性は重要施設であることから認識しております。

早めに行いたいとは思っているので次年度になるか、その次になるか分からんですが、耐震診断のほうは行って、その結果により対応していきたいとは考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

今、湯無田浄水場のろ過池があって砂ろ過やってる状況で、これ耐震補強というのは、どこを考えてらっしゃるんですか。このろ過池そのものに耐震が必要ということでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

今のところですね、ろ過池については考えておりませんで、配水池のほうの水をためる施設のほうの部分を考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

先ほど町長答弁の中にもありました、浄水場というのはかなりの——耐震化するにしても、かなり範囲が広くて費用もかなりかさむということですが。耐震化診断をする、耐震化の計画を行うとも共に、そもそも全部更新した場合等どのぐらい費用差があるのか。どちらにメリットがあるのか。こういうことも考えられると思うんですが、そういう検討もその中に入ってくるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

取りあえず、配水池を優先的に耐震診断をしたいとは考えておりますが、その中でちょっと答弁と重複する部分もあるのですが、費用対効果を含めてですね、耐震化工事をして、長寿命化する部分がいいのか、それと新たに更新するのがいいのかという部分はですねやはり耐震診断の結果によって決まってくる部分であるかと思うんですね。

その部分で耐震診断の結果によってですね、判断はしていきたいとは考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは先ほどの答弁の中にありました4つの浄水場の連結・連携について、川内とか皿山とつながってると。鬼木についてはまだつながってはいないとお聞きしましたが、これは連結する計画

はありますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

現段階では今までの流れで完全に別ルートになっている状況でございます。使用水量的にも鬼木的には農業等もあってですね、今のところ水がなかなかこう制限されている部分もあるので、今後検討していきたいと思っております。今のところはですねまだそこまでは考えていないです。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

この先にも質問しようと思っていたのですが、非常時対応のことを考えると浄水場についても配水管等もそうですけど、複数のルートを持ってあったほうがいいのではないかなと思います。

例えば鬼木浄水場でも鬼木の分だけでは足りているということですが、万が一そこの浄水場に何かトラブルが起きた場合には、よそから持ってくるすべがない。これはつないでたほうがいいのではじやないかなと。鬼木の水をよそに持っていくという考え方もありますけど。そうではなくて、その浄水場が使えなくなった場合にはどうするのかということも考えれば、つないでおく必要があるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

そうですね非常時等を考慮すれば接続というのが望ましいと思います。その部分結構ですね、地元の関係もあって簡単にはいかない部分もあると思うので。水が豊富な地区ではないのでその辺はちょっと同意形成とかもですね、必要でないのかとは思っております。

理想的には議員がおっしゃるように接続して、連携を図れる対応ができる状態にするのが望ましいと思っておりますので、その辺も含めて今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは次ですが配水管、老朽化した配水管、水道管施設等の計画的な更新ということでお伺いしましたが、町内の配水管の延長はどのぐらいありますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

配水管ですね導水管、送水管を含めてですね、179キロメートルになります。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

これは各家庭につないでいる給水管は別なのですが、179キロメートルとあります。耐用年数を一般的に50年程度と見た場合、50分の1ですから3キロメートル以上は毎年更新していかないと間に

合わないという計算になりますが、現在1年間の更新はどの程度やられていますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

現在ですね、更新については2.2キロメートルぐらいが大体近年の3か年ぐらいの実績で、毎年2.2キロメートルぐらいの形で更新をやっております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

数字上は間に合ってないというふうにも見えるんですが、私の考えでいくとこれは耐用年数40年とも、50年とも言われてますが、実際にはそれ以上使っているところもあるし、20年ぐらいで駄目になってるところもあると聞いていますので、なかなか一概には言えないところだと思います。

で、これ水道管というのは、戦後から高度成長期にかけて、急激に普及してきたもので、耐用年数がもうぎりぎりのところに来るのが、全国的にも多くあるわけですね。

これを危ないからといって、一遍に更新するとまた50年後には同じことが起こるので、使えるところは使って計画的に、先ほど言いましたように180キロメートルほどあるんでしたら耐用年数も今後は伸びていくでしょうから、50分の1とか60分の1で計画的にしていくのがよいのではないかと思っております。

更新と、それからよく全国的に言われている耐震化というのがありますが、耐震化というと、実を言うと地震等を想定するわけですが、ほかの議員の質問の中にもありました、波佐見町ではそういう地震があるとは思えない。なかなか想定しにくいんですね、大きな地震というのは。

その中で耐震化イコール老朽管の更新というふうに今考えてよろしいんですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

老朽管の更新とですね、耐震化の考え方なんですが。まずは日頃の安定供給を基本に、老朽管の更新や漏水多発箇所を中心に給水ロスを抑えていく部分も大事だと考えております。

その中で併用して、耐震化を実施していきたいと思っております。現在は漏水率が高い塩化ビニール管を優先する形にもなると思います。

また波佐見町全体を考えたときに避難所とか、公共施設数を公共施設までの管路を優先していくのも、必要になってくるかと考えております。そのような方針で進めていければと考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

次の非常時対応のところでも関わってくるのですが、耐震化でいわゆる国等が考えている耐震管というものにすると、高額な費用がかかるということがあって、そこまではいかないけど、十分これで持つようなというのがあれば、費用を抑えるためにそういうのを使ってもいいのかなど。

次の非常時対応のところにも関わってきますが、管路というのは、これ同時多発的にあちこち漏水が起きて、非常時に地震等が起きた場合にはもう防ぎようがありませんよね。これ修理するまでにかなりの広範囲で断水が起こるというのであれば、私は配水池等の耐震化を進めて——当然今後進めていくのでしょうか。水を確保する。配水池の水を確保して、必要なところに配る。これが最善の方法ではないかなと思います。

管路を修理している間水が届きませんじゃあ、しょうがないですよね。長期的には修理が必要になってくるかもしれませんけど、短期的にはそういう形で水がないところに配ることができるという体制にしたほうがよいと思うのですがどう考えますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

先ほどですね、町長の答弁の中にも重複しますが、もちろん私たちとしても各浄水場の浄水池等は貯水槽的な役割を果たすものと考えていてですね、非常時においては活用を考えているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

そこで波佐見町にある配水池これ途中ポンプで中継してるのであるんで、実際配水池から湯無田浄水場でつくった水をためる、大きい配水池まであるのでしょうか。この配水池の大きさの基準というのはどのようになっていますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

配水池についてはですね、国の設計指針の中で1日最大給水量の12時間分ですね、約半分の規模ということで決められております。湯無田浄水については、後部配水池底部配水池であります1,000トンずつの規模、合計で2,000トンの貯水量を備えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

2,000トンですね大体約半分。ぎりぎり駄目なのだろうなと思います。もうちょっと大きい——今後更新されるのでもうちょっと大きいほうがいいのかなと思います。これ一つ大きければ大きいほどいいかというとそうでもないのですよね。

先ほど12時間と言いましたけど、せっかくつくった水がずっと倉庫にとどまっていると塩素も抜けますし、衛生的にも問題が出てくるので、常に入れ替わるように多分12時間というふうになってるんだろうなと思いますけど。その基準ぎりぎりではなくて、もう少し余裕を持った大きさで今後整備されたほうが良いのかなと思います。

それとぜひともメインの配水池には緊急遮断弁というのを設けていただきたいと思います。緊急

遮断弁というのは地震等何か問題があったときに自動で止まる、または遠隔操作で大きな漏水等が起きたときに遮断すると。要するに漏水を防ぐと。緊急のための水を確保するというものなのですが、これについてどうお考えですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

現在でもですね、バルブについてはついている状況ではあります。ただ緊急時はですねやはりそこに向かうまでに水が漏れてしまうという部分があるので、その部分はちょっと他市町とかいろいろ状況を見ながら研究してですね、地震とかの対応に備えていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

今配水池の重要性を言わせていただいたのですが、それと同時に緊急時地震等も含めて、漏水等も含めてですが、そのときに必要なところへ水を配るということで、現在給水車をお持ちですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

波佐見町においては、給水車は所有しておりません。代わりと言ってはなんですが、ポリタンクを2つほど、500リットルのタンクを準備して、そこら辺で対応してることでございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

500リットルですね。軽トラックに積むような形だと思うのですが、軽トラックに500リットル積めませんので。あれ350ですよね。そうするとかなり効率も悪いですね。それで緊急時の対応をしているということなのですが、そこから先。タンクから先はどうやって配っていらっしゃいますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

近年ですね、ポリタンク自体を使っている実績はございません。

通常断水とかそういう時は普通の携帯用のポリタンクですね。あちらのほうで対応しておりますので、非常時になればポリタンクの出口に蛇口をつけて、そこから補給するような形になるとは考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ポリタンクでは大変だろうなと思います。ポリタンクの消毒も必要ですし、そんなに長くも使えないのでしょうかから保管するのも大変だと思います。

そこでですが、防災用の給水袋6リットルとか、4リットルとかいろいろあるのですけど、それはお持ちではないですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現時点でそういう類いの給水袋については町のほうでは準備しておりません。ただ、今お話を伺うと、やはり我々とすればペットボトルとかの通常の備蓄の水で対応してるんですが、生活用水とかなったときには前田議員がおっしゃるような、そういう給水袋も必要だと思いますので、今後、町で購入するようにちょっと検討したいなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ですね今水道課にお持ちですかというふうに質問したんですが、総務課長が答えられましたけど、以前ですね総務課のほうで給水袋、購入したんではなかったかなと記憶があるんですけど、どうですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

あることはあるんですが、今の規模のお話を聞くと給水車とか、あるいは500リットルとかしたときには、十分補えない数だということが実際ちょっと今、質問いただいたときにちょっと調べたのですが。なので、これをやはり追加して購入する必要があるだろうということで、答弁させていただいたところでございます。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

給水袋あれものすごい、手提げ式にもなるリュックの形にもなるしということで使い勝手がよく、しかもポリタンク——さっき言いましたけど、ポリタンク20リットルってかなり重いですよね。高齢者の方のお宅に持つていっても重くてこんなもん使えないって多分言われると思います。なので、そういうもうちょっと小さいほうが使い勝手がいいのかなと思うので整備していただければなと思います。

そこで水道課長に伺います。給水車については、必要性はどう考えておりますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

給水車については使用頻度ですね。私も過去にも水道課にいたのですけど、やはり年間の中で給水車を——今もいるんですけど。給水車自体をですね使ったことはございません。

あれば便利かなというとあるのですが、今ですね能登でも一緒ですが、自衛隊とか国交省のほうからですね給水車の提供とかあっております。またどうしても緊急時ってなればリース等も含めてその辺の対応のほうが維持管理も含めてですね、効果的であるのではないかと考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

自衛隊等云々が出てきましたけど、これはもう相当な場合です。その場合には多分波佐見町にもう水はないです。よそから持ってこないと。そういう状況ではなくて、リースという話もありましたが、そういう災害を受けるときにはまずリース会社にありません。よそも一緒なんで。波佐見町だけが被災するところはまず考えられないんで、リース会社に手配して届くまでの間どうするんですかって話ですよね。

これは緊急時、非常時を想定してなので、使用頻度がという話をされると防災備蓄は何もできません。日頃使わないのでですから。これは考え方を少し改めていただいたほうがいいかなと思います。

それから次に行きます。経営効率化、健全化の中で——ちょっと話がずれるかもしれません、水道料金について皆さん関心があると思うのですが、今日の新聞にも載ってましたね。近年長崎市とか佐世保市とかびっくりするような値上げ方針を出してあります。27%だったかな。ちょっと考えられないようなというか、びっくりするような値上げ方針を上げてあります。

波佐見町においても、2010年のこの水道ビジョンにおいては、値上げの必要があると書かれております。これ読むともう令和4年に1回、来年の令和8年にはもう一回、上げていきましょうみたいなことを書かれてありますが、現にそこまでには至っておりません。

このことについてこの要因について、ビジョンどおりにはなっていないのですが、どういうことが考えられますか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

確かにですね、ビジョンの中には水道料金の引上げ等が明記されている状況でございます。ただ全国的ではありますが、コロナ禍とか物価上昇等があり、水道料金についても平成5年ですが国の交付金を使って、3か月分とかですね、支給した部分というか補った部分もあると思います。

今後については、逆に物価高騰で電気代も上がって水道経営自体厳しいので、上げる必要はあるとは考えております。その辺の部分についてですね、現在経営戦略の中で今委託して明確な数字等で出しているので、その辺の取りまとめができれば、結果によってどうなるかなんですが、今後検討していくような形になると思っております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

水道を利用する立場からすると上がってほしくないので、これはぜひとも延命をしていただきたいと思いますが、水道事業の持続可能なものにするためには、ということを考えると、どうしてもこれは避けて通れないもんだろうなと思っております。どこかで上げないと、赤字になれば税金投入するだけなんです。同じことですよね。

ですので、そこで料金改定するにあたっては、よその市町を見てみると経営検討委員会とか諮

問委員会とかそういうものを立ち上げたり、また常設であったりところもあります。年間通して経営について諮問していただくというのもあるのですが、波佐見町においてはどういう手法をとる予定なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

もちろん水道料金についてはこちらのほうで金額を精査して、提案する形になるのですが、そこにおいては審議会等を設置して、その中で審議をいただいてから進めるようになってくるとは思っております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

できるだけというか、ぜひともオープンな形で議論ができるようにしていただいて。しっかりと説明——上げる場合にはしっかりと説明ができるように、いきなり上げますというふうにならないようにお願いしたいと思います。時間ないですね。

一つ、人材確保、組織体制のことですが、先ほど言わされました。職員がなかなか育てるのも大変だというのがあります。ここですね、少ない人数でやっております。ぜひとも町外とかいろんなところに目を向けて——なかなかここにいるとここのやり方だけで終わってしまうので。研修等も多く行っていただいて、いろんなところから学んでくると、そういうことをやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

ある程度水道課のほうで、経験を積んだ職員は研修等にもやってる事情もあります。ただその研修だけじゃなくて、近隣市町とか浄水場の管理の仕方とか、見に行って研修する部分も大事だと思ってるので、その辺は今後対応していきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よろしくお願いします。

それと、検針員なんです。検針の方法と検針員についてなんですが、今、検針は毎月、やられていると思います。検針員の確保について、最近どうですか。なかなか難しいと聞いてますが、どんな具合なんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

検針員さんについてはですね、ちょうど8月から新たに1人採用したところでございます。

そこについては、3人の応募がっている状況でございます。なかなか厳しいって言えば厳しい

ときもあります。今回は3名の応募があったのですが、年齢的にも少し高齢化というか年齢も行っているので、今後は募集の課題にはなってくると思っております。

○議長（尾上和孝君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

時間が足りなくなりました。最後に——最後にしたくなかったんですけど。検針員についてはですね、今毎月1回やられています。佐世保市等について——別のところでいくと大体2か月に1回検針をやって、案分して1か月分ずつ請求するというやり方もやっております。

効率化という考えではそうなんですが、私は波佐見町のような小さいところでは、毎月検針をして、その状況を把握していかないと——特に空き家等もありますし、漏水等があったときに2か月間放置しちゃ放しということになると、小さい漏水がかなり大きな影響を与えると思います。もともと母数が小さいので。

なので、ここはぜひとも堅持していただきて、検針員の待遇改善をしていただきて、毎月きちんと検針ができるような体制をとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

水道の実情で言えば本管の漏水よりも給水管からの漏水が現在多い状況でございます。実際ですね週に二、三回の修理を行っている状況で、メーター機器の先だったり、すぐ手前だったりというところあるので。前田議員がおっしゃられたように毎月検針することで、そこら辺のロスを抑えられる部分ってあるので、その辺は現状で維持していきたいと考えております。

また検針員さんの待遇面についても、長崎県の最低賃金とかも引上げられてる状況なので、そこら辺も視野に入れて対応していきたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君）

以上で、1番 前田博司議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は2番 脇坂正孝議員。

○2番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は2件について質問をいたします。

第1点です。町制施行70周年記念行事について。

本町は昭和31年（1956年）6月1日上波佐見町と下波佐見村が合併し、新たに波佐見町として誕生いたしました。令和8年は70周年を祝う記念式典や記念事業などが実施されると考え、次のことを

問います。

（1）記念式典の実施時期及び規模について。

（2）記念事業として、どのような事業を計画しているのでしょうか。

（3）記念事業の一環として、英語力向上・国際感覚向上のため、将来の本町及び日本を担う中学生を対象に海外は派遣を実施してはどうでしょうか。

（4）本町PRのため、NHKなど全国ネット局による公開放送の誘致はどうでしょうか。

2番目です。利用が休廃止された農業用水路の安全管理について。

甲長野郷の平木場溜池から乙長野郷の今熊地区に至る農業用水路は、水田の耕作休止や耕作放棄などにより、利用されなくなり、管理が行き届かなくなっています。そのため、農業用水路には土砂や落葉が滞留し、草木の繁茂などが見られます。

農業用水路の流域には民家も多く、このままでは豪雨時の氾濫や農業用水路の崩壊が危惧されます。

そこで、次のことを問います。

（1）農業用水路の所有権はどこにあるのでしょうか。

（2）水が不要になった場合、保全管理は誰がするのでしょうか。

（3）豪雨時の氾濫や農業用水路の崩壊により、民家や田畠への被害が考えられます。この場合の復旧工事などはどうするのでしょうか。

（4）類似のような状況にあります農業用水路は、本町にはほかにないのでしょうか。

以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは、2番 脇坂正孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 町政施行70周年記念事業についてということで、令和8年は新町70周年を祝う記念式典あるいは記念事業などが実施されると考えるがということで、（1）記念式典の実施時期及び規模についてのお尋ねでございます。

記念式典の具体的な立案につきましては、現時点では平成28年度に実施をしました町制施行60周年記念式典を踏襲することで検討をしております。

前回の記念式典は平成28年6月5日日曜日に開催をし、国会議員、県知事をはじめ近隣市町の首長、各執行機関、町内各種団体等総勢300名の出席のもと開催をいたしました。式典では、町長による式辞、来賓祝辞、町政功労者の表彰を行い、式典後はアトラクションを行い、盛会に終了したところでございます。

今回の式典の日程はまだ未定でございますが、町制施行の6月1日の前後どちらかの日曜日の午前中で開催をし、来賓及び御案内の規模も前回同様で検討しているところでございます。

町政功労者の表彰基準については、これから定めますが、前回式典からの10年間で特別な功労があつた方々を表彰できればと考えており、アトラクションの選定もこれから検討してまいります。

冒頭申し上げたとおり、これから具体的な検討に着手しますので、よりよい式典になりますよう御協力をお願いいたします。

次に（2）記念事業としてどのような事業を計画しているのか、とのお尋ねですが。

令和8年度に実施する記念事業の内容については、全課職員へのアイデアを募集するアンケート等を実施し、企画情報課内部での協議を進めており、まず先ほどの記念式典をはじめ、記念誌の作成や、独自のイベント、講演会などを検討しているほか、既存事業や民間主催事業への冠をつけた講演などを行うなど、記憶に残るような事業ができればと考えています。

（3）記念事業の一環として、英語力向上国際感覚向上のため、将来の本町及び日本担う中学生を対象に海外派遣を実施してはどうか、とのお尋ねですが。

本町では、天正遣欧少年使節に関する市町で構成するゆかりの地首長会議において、基本的に3年に1回のペースで、海外派遣を実施しているところです。

先月、令和の遣欧使節団としてイタリアに派遣し、本町からも中学生男女1名ずつと、引率として本町職員が参加をしました。約440年前に海を渡った四少年の思いをはせ、ローマ教皇への一般謁見や海外での活動は、子供たちのキャリア形成に多大な影響を与えることができる極めて貴重な体験だったのではないかと思います。

町制施行70周年を記念してのスポットでの海外派遣については、まずどのような目的で企画するのか、何を学ぶのかなど、目標や目当てを明確にすることが重要だと考えています。また参加者の選定や事務局の事務量など課題も大きいものがありますので、一つの案として検討していきたいと思います。

（4）本町PRのためNHKなど全国ネット局による公開放送の誘致はどうか、とのお尋ねですが。

NHKののど自慢などの公開放送は、過去にも波佐見町で実施した実績もあり、インパクトやPR効果も非常に大きいと認識をしています。令和8年度実施に向け、現在NHKに申請中であり、当落の結果は令和8年2月頃の見込みであります。なお、のど自慢に限らずNHKにはいろいろな公開放送がございますので、実施の条件や時期などを考慮しながら、何らかの公開放送を誘致できればと考えています。

2. 利用が休廃止された農業用水路の安全管理についてということで、そういった廃止された農業用水路の今後の管理の何か在り方について危惧をされるということでのお尋ねでございました。それで（1）の農業用水路の所有権はどこにあるのか、とのお尋ねですが。農業用水路、いわゆる青線はもともと国有財産とされていましたが、平成12年施行の地方分権一括法により、平成17年3月

31日までに一部を除き各市町村へ譲与されました。

これにより現在は国の所有ではなく、市町村の所有となっています。

所有権は町となりましたが、用水路は水利権と密接に関連しており、水を使用する権利を行使するため用水路がつくられ、その管理も関係者で行われているところです。

また私有地内にある用水路などは、土地の所有者が所有権を持つ場合もあります。

(2) 水利が不要になった場合、保全管理は誰がするのか、とのお尋ねですが。法定外公共物である水路は、地域に密着した財産であることから、草刈り、清掃、修繕など通常の維持管理は地域の方々、特に受益者が共同で行うようにお願いをしているところです。

(3) 豪雨時の氾濫により、民家や田畠に被害が考えられる。また農業用水路が崩壊した場合、復旧工事はどうするのか、とのお尋ねですが。

豪雨による農地や農業用施設の被害については国の補助による災害復旧事業を基本としながら、小規模な災害についても町単独事業による補助の対象としているほか、耕作を休止されている場合でも関係する農地が自己保全等で管理され、農地としてすぐに再開できる状況であれば、補助事業で対応できる見込みが高くなります。

また農地として利用見込みがない場合は、町としての復旧は難しく、地域に密着した財産であることから地域の方々が共同で管理していただくようにお願いしているところです。

(4) 類似のような状況による農業用水路は本町にはほかにないのか、とのお尋ねですが。

他の地区においても類似の事例は伺っておりますが、地域の排水路等として利用されていることもあることから、地域において可能な範囲で管理を行われるようお願いし、対応されているところもございます。

また休廃止とならないよう補助事業の活用を促しており、多面的機能支払い交付金事業は農業者と地域住民が共同で取り組む農地、水路、農道などの保全管理活動を支援する制度であり、その活動を通じて、地域の多面的機能である国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好良好な景観の形成などを維持できるように努めているところであります。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

まず第1点目の記念式典でございますが、時期的には来年の6月1日の前後ということでお伺いしました。この時期になろうかと思いますが、これはもう質問ではございませんが、周年行事は過去の本町の歴史、そしていろんな事実を知ってですね、認識して今後のまちづくりに生かし、さらなる発展へつなげるための一つの通過点と思います。

70周年は、50年とか100年に比べて規模は小さいとは思いますが、質素な中にも簡素な中にも、厳粛に町民の印象に残る記念式典にしてほしいということでお願いをしております。

それから、記念事業として(2)の記念事業でございますが、いろんなことを計画されているかと

思いますが。やはり記念式典と記念行事、そしてまた記念誌の発行。こういったものは、もう一つのルールになってるかと思います。ぜひ実のあるものにしていただきたいと思っております。

今補正で出されました、波佐見の日として来年3月3日、8年3月3日の記念講演開催。これはいいタイミングでイベントだと思っておりますが、経費が100万円というふうな枠の中でですね、まだ内容は検討中ということでございますが、ぜひ多くの町民が参加できる講演会をしてほしいと思うのですが、考えておられるのはどういうのがございますか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まず833日の公演についてはですね、現在数名の候補の中から、検討している状況でありますので、今この段階で、どなたにというのはちょっと言えない状況でございます。

○議長（尾上和孝君）　脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

予算的なことですが、予算規模ですが補正を除いて——来年の式典とか、それから記念事業に要する費用でございますが、このあたりはどの程度考えておられますか。

○11番（北村清美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まず何をやるかというのもちょっと検討中でありますので、予算の振興実施計画の前でもありますので、現段階ではですねどのくらいというのはまだ分からぬという状況であります。金額的にはまだ分からぬという状況です。

○議長（尾上和孝君）　脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

大体秋になると10月、11月ぐらいになるんだろうかと思いますが、予算の要求時期になろうかと思いますが、それくらいまでには事業の計画というのほぼいつある予定ですか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

秋っていいますか最終的には予算の要求をする段階で、ある程度固まってくるのではないかなどいうふうに思っております。

○議長（尾上和孝君）　脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

次の中学生の海外派遣でございますが、3月議会では茨城県の守谷市、それから県内ですが高校の同窓会から派遣された高校生の感想。そして、若い頃派遣されてドイツに行かれました同僚議員の感想等を紹介しております。

今回は長崎新聞に掲載された例を紹介したいと思います。これは時津町中学生の海外派遣で、視

野が広がったということで今年の7月20日、長崎新聞の声の欄『みんなの広場』に掲載された中学生の声でございます。

恐らく1年生のときに、カナダですか、そちらのほうに派遣されて行ったということで「春休みを使って、募集して採用されて行きました」と。「様々なものの規模の違い、そして参加者の選考に向けて毎日英語を勉強して英検3級にも合格しました」と。そして「積極的に英語で話すことに挑戦し、伝えたい気持ちがあれば、言葉が完璧でなくても通じることを経験した」と。そしてまた、「多様な文化に触れる中で、自分の視野が広がっていった」と。それから「これからの中学校生活で、さらに視野を広げて成長していきたいです」と、こういうふうに結んであります。

時津町ではもう随分なるのですが、毎年度中学1年生10名を選考して、2つの中学校から三十数名の応募があつてることでございますが、そういったことで派遣をされて、成果を上げているかと思っております。

これと今のこれと別の生徒の保護者ですがこの方が、親の話——保護者の話ですが「国際的な視野、視点それから広い視野で物事を捉えられるようになり、何事にも挑戦と挑戦しようという積極的な姿勢が以前より高まった」と。そしてまた「英語力意欲の向上だけでなく、人間的にも成長したと感じている」と、こういったことで、生徒だけでなくもちろん保護者の方もその意義を感じられているように思っております。

続きまして、これは昨年1年前ですが、教皇謁見、名譽ある経験ということで、南島原市は遣欧少年使節を3年ごとじゃなくて、毎年独自に派遣しております。ここにもありますとおり、4名の中学生がその報告に来たというふうなことで、掲載されてるわけです。「時代を超えて謁見がかない名譽ある貴重な体験経験になった」ということとか、それから「文化の違いに戸惑ったが、学んだことを進路や生活に生かしていきたい」と、こういうことを話されておりますが。今年、本町でも2名の中学生を派遣したというふうなことでございましたが、その辺の感想はどうだったでしょうか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

中学生2名ですね、8月の下旬に派遣をいたしました、9月1日の日に校長先生と一緒にお二人、町長と副町長に報告に来られました。そういう中でやはり400年以上前に少年たちが渡ったそういう光景を目の当たりにして、非常に感動が大きかったというのと、いろんな思いがこみ上げてきたというか、いろんな学びがあったというなところで。めったに経験できることはありませんので、もう相当なキャリア形成に役に立ったということで、感想を述べられておりました。

○議長（尾上和孝君）　脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

今の企画情報課長のお話もありますとおり、非常にこういったことで派遣されるということは感動が大きく、そしてまた今後に生かす大きな機会になるターニングポイントになるんじゃなかろう

かと思っております。

このように中学生、高校生時代に海外を経験するということは、もうまずもってグローバル化する世界で生きることになる若い人にとって非常に貴重なことで、本町はもとより、将来の日本を背負って立つ若い人の育成に役立つことはもう間違いないと思っております。

昨日の陶器業界のやりとりの中でもありましたとおり、やはり今後、陶磁器関係の製品も今後は海外にもシフトするというふうなことも話がついておりましたが、そういった意味でもやはり、人材育成には大いに役立つんじゃないかと思っております。

多分ここにおられる管理者、傍聴されている皆さんの中にも、お子さんが海外に行かれた経験をお持ちの方はいらっしゃるかと思いますし、その認識を十分されているかと思います。多くのことを吸収できる中学生を、ぜひ派遣してほしいと。そしてまた、中学生にですね、夢と希望を与えてほしいというふうに思っております。

まだまだ検討中ということでございますが、この先ぜひよい結果をお待ちしておりますが。海外派遣は外国語、特に英語と関係があるわけでございますが、そこで教育長にお尋ねしますが。本町の英語の学力は——中学生の学力はどの程度のものでしょうか。例えば郡内3町でのお話としてはどうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

他の2町のことまでは申し上げられませんが、中学校の英語力については、県学あるいは全学については、県全国よりも上回ってるとまでは言えませんが平均値に行っていると思っております。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

郡内について、他の2町についてまで、なかなかここで申し上げることは、他町のことについてまで私の口からも申し述べることはできませんので、波佐見町においては平均のところまで来ているということで御理解ください。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

詳細は申し上げにくいということですので、海外派遣はですね、生徒の学力向上のきっかけづくりになるというふうに私は思っております。

さっき時津中学校の、時津の中学生の話にありましたとおり選考に合格するためにはやはり英語力が必要だと。そして英検3級を合格できたと。それほど勉強したと、毎日勉強したと、そういうふうなことになりますので、恐らく募集することによって、これを実施することによって、英語の学力も伸びるきっかけづくりにはなろうかと、そのように私は考えております。そういったことで改めて教育長いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

70周年記念というイベントとして派遣されるというのは先ほど町長答弁にあったように、一つの案として大変ユニークだなということは思っております。

ただ英語力の向上だとか、国際感覚の向上につなげていくというってなると、私自身は単年事業ではなくて、そしてできるだけ多くの子供たち——もっと言えば全ての子供たちに、継続的に実践できるような取組というのを、研究・検討をしていきたいなということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

全ての生徒に毎年というのが一番理想的な姿ではありますが、そこまでなかなか難しいところもあるかというふうに思います。私は70周年ということで、提案しましたのは、なかなか今まで遣欧少年使節を除いてなかったかと思っておりますが、これを契機に今後そういうような条件、そういうふうな事業を始めたらいかがかと。

あくまでも70周年は一つの起点ということで考えた次第ではありますが、例えば3年ごとに遣欧少年使節は、巡ってくるということでございますから、そのあと2年は別の海外派遣をすると。そういうふうなローテーションも考えられるのじゃなかろうかと思いますけど。いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

海外派遣につきましても教育的な意義というのは確かにあるんだろうと思いますが、それが例えば議員お説のように、2年おきとかそういうことになるとまた財政との絡みもあるでしょうし、何よりも選抜等々についてですね、やや気になるところもありますので、それよりも子供たちにどういうふうな施策を取り組むことによって、英語力が身につくかということの研究も先に、そちらのほうを先に、行っていきたいなということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

もういろいろ映像から、それからネットからいろんな面で経験はできるわけですね、画面では。

しかし実際に外国に行く、肌で感じると、この経験が必要じゃなかろうかと、そういうふうに思っております。とにかく目と耳では幾らでも感じられますがそれを肌で感じる。こういった方向で、ぜひ考えていただければと思っております。

重要性は十分に御理解されてるかと思いますので、今後煮詰めていただければというふうに思いますが、町長いかがですか。最後に。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

児童生徒の海外派遣、自国を出て海外を見るというのは非常に貴重な体験でありますし、今後の成長過程において大きな示唆といいますか、与えるものだというふうに思います。今回の派遣によりまして、1人当たりの——今円安の影もありますし、1人当たりの経費が約90万円。80万円～90万円かかるわけですね。そうした場合に、同規模とは申しません。あるいは行く先の検討もありますでしょう。それと全てを町が持つのか、あるいは中学生が、派遣する皆さんのが集まって1人当たり幾ら貸しの補助金を出すとか制度があるでしょう。でも、主催となる場合ですね、どうしても波佐見町の事務局が大変なんです。十何年かに1回事務局が回ってくるんですよ。首長会議でその派遣事業が当たるんですよ。その時の事務量は大変なものになりますので。簡単にいきませんが、そういういろいろな方法もございますので、一つの案としてお伺いさせていただきたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

次の、公開放送の誘致でございますが。以前ですね、ずっと以前、のど自慢ですか。それを誘致されたことがあったんじゃなかろうかと思いますけど、それはいつ頃だったんですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

恐らく平成10年頃だったと記憶しております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

前回の60周年ではNHK——Eテレですね。これでは『俳句王国が行く』というこの公開番組が収録され、全国放送をされております。

これはもう広報はさみの10年前の6月号ですか、9年前ですね。ここに『俳句王国がいく』観覧者大募集というふうなことで、広報はさみも載っておりまして、その結果が10月号に掲載があります。

この中で最後に、観覧も町内外から489名の人に来ていただき、大盛り上がりの番組収録となりましたと結んでおります。町民の関心はもちろん、本町を全国に紹介するよい機会というように思いますので。ぜひ第1候補ののど自慢を始め、誘致を全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

これは分かるのは2月頃ということだったですかね。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

申込みが8月の中旬ぐらいまでの締切りでありますので、本町としても希望を出しております。それで3つまでですね、候補を——いろんな公開番組がありますので、優先順位をつけて3つ申込みを行っているところであります。そしてただ、いろいろなNHK側の条件——会場の規模とか条

件がありまして、かなり詳細にその条件をクリアするためのやりとりをやってるところでありますので、どの番組に当たるかも現段階で分からぬ状況ですが、最終的には2月中旬頃に決定がされるということで聞いております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

こちらのほうも、ぜひ誘致に向けてお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、次の農業用水路の安全管理でございますが。

農業用水路の概要でございますが一応地図で御説明いたしますと、甲長野の平川ため池というのが、ちょうど甲長野郷を通って皿山に行く、ちょうどこれの途中の左側から降りていってちょうど緑で塗っているところですけど、ここが平古場溜池でございます。

ここから流れた水が長野側を一部通りまして、ちょうど右側に降りているところですが、そこから用水路となって、専用の農業用水路ですね。そこから農業用水路となって、甲長野郷を通って、波佐見病院の手前。そこから道路を横ぎり、町道沿いにずっとこの狭いふもとを通って、そして南小学校の裏、それから鴻ノ巣公園の入り口を通って農業改善センターの裏の今熊地区の田畠まで——田んぼですね。ここまで水を供給されている施設でございます。

これが源流と申しますか、ここは平古場溜池ですが、このちょうど右側にコンクリの施設がありますが、ここから水が流れています。そして、これが波佐見病院前ですね。このちょうどこの先の民家と波佐見病院の間を通って、道路は横ぎっているわけですが、ちょうど横切っておりますが。ここを通って、そして南小学校の裏、そして今熊地区と。こういうふうに恐らくですね、長さ2キロメートル以上はあるのではなかろうかと思います。

江戸時代以前に築かれた施設だろうと思いますが、僅かな勾配差を利用して、測量機器とか、それから重機。これがない時代に非常によくできた施設でございます。私的にはもう産業遺産にでもなりそうな施設だと思っております。

そういうふうなことで、これが今2年前までは耕作をされていたのですが、最後の一人の方が農業——水稻耕作をやめられたというふうなことで、昨年からこの農業用水路は水が通っておりません。

それでこの問題と申しますか、今の町長答弁にありましたとおり、一応農業用水は農業用水路、町の所有というふうになっておりますが、利用者に維持管理をするというふうなのが原則かと思いますが、問題はもう頭に書いてますとおり、農業用水の使用がなくなったということで、この維持管理ができないわけですね。

そういうことで、これをいかにして誰がするかと。この問題があるわけです。もちろんちゃんと水が通って水を使われた、利水をされてた時代はそういうことは問題なかったかもしれません、一応こういうことでございますので。一応一通りこのことについて関係課はどのようにお考えでし

よう。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

休廃止された農業用水路についてということなんですが、やはり現状としましてその水路をどのような形で利用されているかというところもあるかと思うのですが、やはりその農業用以外にもやはり山からの排水とか、その地域の排水ということで、あるということであればですね、やはり地域の住民の方も一緒に、管理をお願いできればと思うところなのですが。

やはりそのあたりについては、まだ昨年から作られてないということですが、やはり農業関係者さんとか、地域の方、自治会も含めたところで今後の管理等についてお話をさせていただけたらと思うところです。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

その辺はよく分かりますし、いろんなネット等でよその状況を見ますと、そういうことを書いてあります。

河川法が適用準用されないということで、法定外公共法定外公共物の管理ということで、利用者で用水路のひび割れとか、水漏れとか、水を引く揚水機。こういったものは——揚水機は別ですね。ふだんの維持管理は利用者でしてくれというふうなことですが、ただこれが——2キロメートルと申しましたが、もうそれ以上あるかもしれません。この中に農業者の方というのがもうほとんどおられませんし、それから生活用水というのが昔は生活用水を使って、いろんなものを洗うなど、それからちょっとした自分のところの用水ぐらいは使っていたわけでございますが、これはもう全くそういうふうな気配はないわけですね。それで、地元で維持管理をしてくれと言われてもなかなか難しいのですよ。

まあ、こういうふうな組織づくりからまず始めてもらえばもらわんといかんかなというふうに思っておりますが、前にちょっと紹介をされました多面的機能の補助金ですか。こういうのを使えばいいんじゃないかなというふうなことですが、これを使うにもなかなか難しいわけですね。最後の耕作をされとった方に2年前の状況を聞いたら、3月頃に一応点検とか、それからちょっとした雑木の枝切りとかそういうことをされて。そしてあの見回りはですね、もう何回したか分からんと、年間ですね。そのくらいやはり管理をされてるわけですね。ですから、これを一概に地元でやってくれと言われても難しい話なんですよ。

ちょっと聞くところによりますと、当該地区の実行組合員の会員の方は今3名ということで。しかもほとんど高齢化ということで、これをいかにしてするか。こういったところが大きな課題かと思いますが、

改めて、どうしても地元でしなければならないのかどうか、そのところはもう一回お願いしま

す。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

先ほど多面的事業のお話がありましたが、この多面的の交付金事業につきましては、やはり農業関係者だけではなくて、やはり地域も一緒になって、取り組みに対して補助を行うようになっております。

また実際作業に出られた方も補助金の中から、日当とかも支払いもできたりするということもございまして。その地域を限定する、ある程度広い地域ですとか、人材を持って作業のほうを取り組めるんじゃないかなというところもございます。

あと多面的事業の中で、地域の資源管理を考えるような内容もございまして。その中でやはり農地や水路、将来どうやって引き継がばいいのかというのを地域で話し合う場というのも補助金、交付金の中でありまして、その課題とか取り組むべき方策とかそういったものもですね、その中で協議してもらうということもありますので、やはりちょっとこういった交付金あたり等も活用いただきながら、管理のほうをお願いできればと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

この交付金はありがたいかなとは思うんですが、御紹介を受けたんですが。ただこれが毎年のことになりますと、ほかにやりたいですね、そこの組織として。やりたい事業があるわけですが、こちらのほうに取られてしまうと。そうするとほかの事業ができないと。この交付金の総額は、面積によって決まってるということですので、そこら辺のかさ上げはなかなか難しいでしょうから、ここを重点的にやるとなるとですね、さっき申しましたとおりほかの事業ができないわけなんですよ。

ですから、非常にそういった意味では、せっかくの交付金ではありますが、年に1回ぐらいはいいかもしれませんけど、そう何回ともなるとちょっと難しいところがあります。この辺はいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

そうですね、おっしゃれるように年に何回もというのは、なかなかやはり難しいところはあるかもしれませんのですが。そういった中でも年に少ない回数でも同じ地域のということで調整を図っていただいて。年に1回でも、2回でも、その中でやっていただいて、またそれ以外にも近隣の方でも、もしできるようであればお願いしていければなと思うところなのですが。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

これが焼野の先ほどの波佐見病院付近の農業用水路です。これは現在つい最近の状況ですが、こ

ここまで落ち葉がたまっております。この左に民家があります。そして町道ということになっております。これが南小学校の裏の用水路、すぐ南側は町道があつて南小学校ということでここももう御覧のとおりですね、落ち葉でいっぱいです。

これも同じく南小学校裏。ここはちょっとコンクリであります、ここもいつ氾濫するか分からぬということで、実際去年、今年の5月とか6月には、氾濫して町道まで、南小学校まで水が落ちてきたという話は聞いております。

これは今年の6月焼野——さっきの波佐見病院の近くですが、ここはもう土砂が恐らく落ちてきているということで、水が流れないわけですね、山からの水がだんだんだんだんたまつてきて、ほぼ水面すれすれの状態。すれすれの状態まで溜まっております。この右側には民家があります。

で同じくこれも6月のときの水のたまり具合ですが、ここもなかなか先、水が流れないので。ちょっと左の上に行くフェンスがありますけど、この上が駐車場になっていまして、ここのは山から来た水を集めて、そしてそれを流す用水路がこの右側にあるわけですが、ここもほぼ満杯ということでこの左側の家の方が民間の方がこういうふうな状況でございますので、法面が崩れたら民家に影響を及ぼすということで、非常に心配されまして、豪雨のときなどは夜も眠れないというふうなことをおっしゃっております。

これは今のとこ同じところですけどちょっと違った角度から見ておりますが、これが平常の状態で、こちらが6月。この6月の豪雨のときは幸いに1日だけぐらいで短くて済んだんですが、これはいつまで——例えば令和3年の大雨みたいに、豪雨みたいに2日も3日も降り続きますと、どうなのか。ちょっとやはり心配するところがございます。

そのほかに、乙長野郷との甲長野の焼野付近ですが、そのところの200メートルぐらいあるんでしょうか。水切りがありまして、そしそこ2メートルぐらいの法面になっております。町道のすぐそばを通ってるわけですが。ここも以前2か所か、3か所ぐらい修復した後はもうコンクリでずっと補強されてるわけです。こういうふうな2メートル、3メートルある法面が崩れる可能性もあるということでございますので、そういうふうなことを心配してるので。

一応農業用水としての使命は現段階では休止という状況でございますが、今後ですね特に防災について、対策が必要かと思っておりますが、そのあたりは総務課長いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今お話を聞いて大変難しい問題だなというのが率直なところでございます。本来であれば、農業用水路ですから用途が廃止されれば併せて機能も廃止をして、そういった防災関係に影響が出ないようというところは防災担当としては願うところでございます。

考えられるにすれば水路の途中に落水箇所を作つて、被害が及ばないようにということでございますが、そういった漏水をする施設についてどういった助成ができるかというのはやはり今の町の

それぞれの補助事業等を見て、関係部署でまずは検討する必要があるのかなということは感じております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

非常に難しい問題ですので、私も今回この議案を提出したわけでございます。やはりもうとにかく流域と申しますか、長さが広くてですね、その中には民家あり、田畠あり、そして通学になつてゐる町道もあるわけですね。こういった問題をいろいろと含んでおりますので、ひとつ今後ですよ、この問題は手をこまねいていてはもう大惨事になる可能性もあるわけです。

したがいましてまず調査を行つていただきたいと。どのようにすれば。対処づくりをまずやってもらいたいと思いますけど。対処、まず始めてもらいたいと——調査をですね、どのような対策ができるのか。そこら辺から考えていただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

防災の続きでということで、私のほうから回答させていただきます。先ほど農林課参事が言ったとおり、水路として吸収をしてる状況で、水路として今後どのような位置づけをするかということがまずポイントだと思います。

水路としてやはり機能は残したいということであれば、農業者関係かなということで思います。一方でもう水路を廃止して、どういったことを考えるかということになるとやはり地域を交えたところで検討する必要があるのかなというふうに感じております。

先ほど言ったとおり防災の観点からすると、水路の途中にやはり落水箇所を作つて、被害を防止するということになります。そういうコンセンサスも含めて、私どもが地域にどのような支援ができるかということについては、総務課も含め関係部署が数課に及ぶと思いますので、話をしてみたいなということで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

この問題はここだけじゃなくて、今後耕作がされなくなる、そしてまた高齢化が進みますと地域というわけにはいかないところも出てくるかと思いますので、その辺の対策は、よろしくお願ひしたいと思いますが、町長最後にお願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほど事例に出されました平吉場溜池の1件ですが、まず写真で御提示をされました最初水の流れ込みというところ、あそこは多分なんかな用水吐きの部分かなというふうに思っております。あるいは余った水が流れる部分ですね。と、申しますのは実は真裏が私の母の実家でございまして、よ

く存じ上げております。

おっしゃるとおりですね、そのまま用水路を放置すると今後の管理大変難しい問題がございます。ただ考えた場合、総務課長も申し立とおり、もう完全に用途を廃止するのであれば、その機能をなくすということであればですね、今もう実際水を流していない状態で水路の形態をとると、どうしても山林の表面水がそこにたまってしまって、例えば落ち葉が詰まってそこにまた、大きな水たまりができる、それが宅地のほうに流れ込むという状況がございますので、逆に埋め込んで用途を廃止してしまえば埋め込んでしまって、水路の機能を完全になくす、ただどうしてもできないところは先ほど総務課長が言ったように落とし込みをつくっていくというような対処も必要かというふうに思っております。

山間部においてはかなりそういったのも配置された用水路というのがございます。実は我々が管理しております耕作放棄地の近くにも300メートル。砂防堰堤から300メートルぐらいの用水路がございました。しかしこれも30年前～40年前に放棄されてからそのままの状態でもう今ただの獣道になっております。そういう状態もやむなしということも考えなくちゃいけないのかなと。

全てを住民の皆さんに、あるいは行政が管理するということは厳しゅうございますので、言わばJRが鉄道廃止してもそのまま放置しとるように、放置という方法も一つの選択肢の中にはあるのではないかなど。ただし防災面で危ない部分については、適正な手立てをとっていくということがいいのではないかというふうな思いでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、2番 脇坂正孝議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

午後0時7分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は9番 福田勝也議員。

○9番（福田勝也君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして質問をいたします。

1. 自治会活動について。

地域ごとに組織された自治会は、地域の生活や暮らしを守るため、そこに暮らす人々を中心に形成されている。地域の課題解決に向けた取り組みを持続的に実践し、地域コミュニティの維持と人間関係の構築を図っていく組織と言われている。

しかし少子高齢化による人口減少、自治会への加入率の低下、自治会行事における参加者の減少などから、今後、自治会活動・運営に大きな影響があるものと考えられる。

そこで、次のことを問う。

- (1) 自治会活動・運営に対する課題はどのようなものがあるか。
- (2) 自治会活動・運営に対する対策はどのように考えるか。

2. 公共施設の整備と管理・運営について。

総合運動公園や図書館については、その整備を望む声が多いことから、総務文教委員会は先進地の視察など調査を行ったほか、議会一般質問などでも議論し要望も伝えてきた。

総合運動公園の早期建設整備と総合文化会館の機能充実について、町は今後の方向性を示すべき時期ではないかと考える。

そこで、次のことを問う。

- (1) 総合運動公園の建設については、調査・研究を行っているか。
- (2) 総合文化会館の管理・運営が教育委員会から委託業者となったことについて、利活用などの問題点はないか。
- (3) 図書館の整備についてはどのように計画されているか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

9番 福田勝也議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、1. 自治会活動についてということで、(1) 自治会活動運営に対する課題はどのようなものがあるのか。続けて(2) の自治会活動運営に対する対策はどのようなものがあるのか、とのお尋ねですが。

波佐見町の自治会制度は他町に類を見ない組織力で、毎月行われる自治会長会議では、行政側の施策や行事の連絡、自治会側の意見や要望など、双方からの意見交換の場であり、コミュニケーションを図る大切な場だと認識をしています。

しかしながら自治会の加入率については、年々低下傾向で平成5年度の97.9%から、30年経過した令和5年度には81.6%と、大幅に低下しており、加入率の低下も大きな課題です。

また役員の高齢化、成り手不足、地域行事への負担感や束縛などマイナス要因が多々あることは事実であり、課題と言えます。先ほども触れましたが、本町の自治会制度は長い歴史の中、各地区の皆様の御努力によりすばらしい制度のもと組織されており、波佐見町の元気の源だとも言われています。

時代の変遷とともに、またコロナ禍を経験し、自治会に対する価値観や住民の皆様の考え方も少しづつ変化が起こっていると感じています。そのような中でも自分が住む地域や、自治体に誇りを

持ち、地域社会に住む一住民として、地域の発展に貢献していこうという意識が重要で、そのコミュニティの場が自治会でもあると考えます。

このように住民の皆様にも、行政側にも大切な自治会ですが、様々な課題があることは事実であり、その在り方や方向性は今後しっかりと研究する必要があると感じています。

方向性としては既存の自治会制度はしっかりと支援しながら維持する方向と、社会現象による変化に柔軟に対応していくように、先進自治体の事例も参考に今後のあるべき姿について、本町にふさわしい自治会制度の在り方について研究をしていきたいと考えています。

2. 公共施設の整備などについては、教育委員会から答弁があります。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 公共施設の整備と管理運営について。

（1）総合運動公園の早期建設についての調査研究を行っているのかとのお尋ねでございますが、これまでに近隣自治体の総合運動公園や、野球場を対象とした行政視察を実施しました。これらの視察では各施設の規模、機能、運営方法、財政状況などを調査し、本町における総合運動公園の建設の可能性について具体的な知見を得ることができました。

今後、視察で得られた情報をもとに、庁舎内に検討委員会を立ち上げ、より専門的かつ多角的な視点から検討を進めてまいります。

しかしながら本町の財政状況を考慮しますと、現時点での総合運動公園の建設は厳しい状況にありますが、他市町の事例を参考にしつつ、町民の皆様が求める機能を備え、かつ長期的に持続可能な運営モデルを構築できるよう、慎重に議論を重ねていく所存であります。町民の皆様に納得していただけるよう、引き続き丁寧な調査と検討を進めてまいります。

（2）総合運動公園、総合文化会館の運営管理については、教育委員会から委託業者となったが、利活用などについて問題点はないかとのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、波佐見町総合文化会館の管理運営は、昨年1月より総合型地域スポーツクラブブルピナスに委託しております。

外部委託後の利活用について問題はないかとの御質問ですが、運営体制の移行期には、一部の利用者の方から窓口対応に関する御指摘を頂くことがありました。これは外部委託によって生じがちな町と事業者間の連携不足や、情報共有の遅れに起因するものであり、問題点として認識をしております。これまでの解決策として、外部委託による管理運営では、町民サービスの維持向上が重要な課題となります。この点を踏まえ、町としましては、密な連携体制の構築と、フィードバック体制の強化を図ってきたところです。これらの取組を通じて町民の皆様に御不便をおかけしないよう、頂いた御意見一つ一つに真摯に向き合い、快適に文化会館を利用できる環境を整えてまいります。

（3）図書館の整備についてどのように計画をされているのか、とのお尋ねでございます。

波佐見町総合文化会館は建設から28年が経過をし、老朽化が顕著に進んでおります。

また、昨年10月に議会から提出された意見書でも御指摘いただいたように、図書館の利活用に課題があることも認識をしております。これらの問題を解決するため、町としても施設の抜本的な改善が必要であると判断をしました。

このたびの補正予算において総合文化会館全体の改修計画、特に図書館の大規模改修に伴う基本計画及び実施計画策定のための予算を計上し、御承認をいただきました。この計画は、単なる修繕にとどまらず、利用者の皆様がより快適に安全に、そして便利に文化活動を楽しめるよう、施設の機能向上を目的としております。

令和7年度と8年度の2年間で詳細な計画を策定し、令和9年度からの事業着手を目指しております。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

それではですね、自治会活動についての再質問をさせていただきたいと思います。この件につきましては昨年の、6年の3月定例会でも一般質問をしたところでございますが、前回の質問では自治会の運営に当たっては今後2040年問題も見据えて、省力化や合理化、負担軽減、組織の在り方について、自治会と自治体が連携し、今後迫りくる少子高齢化、人口減少時代を今のうちからしっかりと見据えて対策を考えいかなければならぬとそういうふうな答弁をいただいたところでござります。

現在の自治会組織を見ましても、特に若い世代の自治会離れ、自治会に加入されていても行事や活動に参加、協力者の減少による組織率の低下。あと自治会長を初めとする役員さんの業務負担による役員の成り手不足。環境整備活動などはじめ様々な課題が山積しているように思われます。このようなことは2040年問題もありますが、近々の課題かと思いますので早急な対策が必要だと思いますので、今回も質問させていただきました。

先ほど町長のほうから答弁をいただきましたが、加入率の推移でございます。平成5年～令和5年度まで、97.9%から5年度までは81.6%。このような推移になっておりますが、この6年度、7年度の加入率の推移について分かればお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず令和7年度直近でございますが、79.7%でございます。令和6年度に比べると、ほぼ横ばいということになります。一方でこの自治体の加入率ですが、世帯で見ておりますので、どうしても単身世帯が増えますと分母が大きくなりますので、総じて自治会の加入率が低く見えるというような現象もございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

現在ですね、自治会加入の促進としまして転入者や転居者に戸籍の窓口で加入の呼びかけをされているかと思うのですが、新規といいますかですね、転入者の方たちがどのぐらいの割合で加入されているか、そういうことは分かりますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

直近の転入と転出をちょっとお知らせします。令和7年度の分でございますので、4月～8月末までということでお知らせをします。転入が189人、転出が172ということで、転入が17名上回っておられます。転入超過でございます。一方で先程申し述べた世帯ですが、転入が86世帯、転出が44世帯ということで、総じてやはり単身世帯プラスアルファが多いというのが今の状況でございます。

そこで自治会の加入ということでございますが、これはちょっとやはり転入したからすぐ入られるというものではございません。したがって我々とすれば、議員がおっしゃったように今戸籍の窓口で、自治会加入の促進のパンフレットを配っております。それを受けた自治会の皆様が、おのれの多分自治会加入を促進されてるというふうに思いますので、数字としてあらわされるのはちょっと遅延するのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

加入促進についても今新たなチラシをつくってですね、御案内されてるというふうなこともお聞きしておりますので、加入の促進についてもですね、努めてもらいたいというふうに思っております。

それとですね、あと一つの課題としましてはですね、自治会長さんのですね、業務として定例会を初め行事やイベント、そういうことに参加とか出席とかされておりますが、年間どのぐらいのそういう行事なんかに出席されてるのか。分かるでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

全ての自治会長様のそういう会議等については、正直全て承知しておりません。ただ、見る限りですね、毎月1回の定例会に御出席いただいてますし、役場に頻繁に来られてですね、窓口でいろんな御相談をされてるという状況もございます。

その前段として地域内でもかけ回ってですね、いろんなことをされてると思いますので、私たちはすれば本当に頭が下がる思いでございます。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

今答弁いただきましたとおりですね自治会長さんの業務というのが、本当に多忙にならうかと思

うんですが。現在DX化を進められていると思うのですがですね、そういう形で何かこう負担軽減のためのですね、計画というか、対策というのはどのようなことを考えられているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まさにそこが私どもとしても苦慮してることでございます。例えばではございますが、連絡等については今現在メール等で行っております。返信についてもメールで頂いて、事前にいろんなすり合わせをしてるような状況でございますが、例えばではございますが、自治会長さん皆さんで意見集約をする場があつたりとかというのは今後やはり検討をしなければいけないというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

あと自治会の問題の中に、若い世代の自治会離れがあるとあります、自治会の役割としましてはですね、地域住民の支え合い、あるいはコミュニティというようなことが考えられますが、今の世代では地域の共助とかですね、コミュニティに対する考え方も多様化しております。

自治会の活動についてもですねあまり必要と考えられておらず、自治会の活動のメリットとかですね、必要性、あるいはそういったものがですね、理解されてないためだと思うのですが、今後の自治会の在り方についてはですね、どのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

少し企画情報課の部分と重複いたしますが、今の流れで私のほうから答弁させていただきます。今おっしゃったように若い世代については、大変価値観の多様化や、仕事が多様化してるということで大変日常が忙しいという方が増えております。

一方で自治会というのが少し遠い存在ということで、自治会のメリット、デメリットというのが伝わってないのかなというふうに思います。そこで、先ほど申したとおり、転入者についてはそのパンフレットで自治会のメリット等を、お知らせをしてるところでございますし、頼わくばやはり自治会においても、そういう方々にぜひともアピールをしてほしいというふうに思っております。

PTAとかふうになるとですね、地域のありがたさというのがだんだん分かってこられるというようになりますので、転入してきたからすぐと言わずですね、長い目でその転入についてですね、自治会も御努力いただきたいと思いますし、我々もちろんとしっかり支援していきたいと考えております。

そういうことを踏まえて、今おっしゃったような自治会の在り方についてですね、地自治会の皆様と、いろんな話ができればというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

それとですねあと自治会を運営するに当たっては各世帯から自治会費とか、あるいは班費。自治会によっては消防費とかですね。そういうものを、毎月集金されているかと思うんですが、自主運営のために自治会それぞれの行事とか、運営も違いますので、会費も違ってきて当然かと思うんですが、各自治会でどのようになっているのか。お知らせください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

やはり自治会は自治組織でございますので、郷民の皆さんから会費を頂いて運営されてるというのは御承知のとおりでございます。その形態も自治会費のみならず、自治会の中に連合班と言う単位もございますので、そこの負担というところもあるようでございます。

昨年度、調査をしたところ、おおむね自治会費とすれば、月2,500円～2,000円、ということが多いようでございます。一方でそれに加えて、連合班費を納めている地区もあれば、消防費も別のというところになります。様々な形態があるわけでございますが、やはり自治会の活動もそれぞれということでございますので、一概にこう分析まで行っておりませんが、かなり歴史があるような負担金の在り方だろうというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

これも去年の3月議会で総務課のほうで作ってもらったものなんですが、消防に対する運営費の一覧でございます。先日の8月30日に市消防団のことがちょっと書いてありましたので、ちょっと紹介したいと思うんですが。

総務省ですね消防庁は29日。全国の消防団員数が4月1日時点で前年比1.9%減の過去最少を更新したと発表されております。また負担の重さからですね、消防団離れが続いているというふうなことです。

年代別では40代が34.8%で最多を占めて、60歳以上が年々増加していると。29歳以下は9.4%にとどまり、高齢化も進んでいるというふうな記事を目にしたところです。

本町においてはですね団員数見ますと、1分団から8分団までありますが、これは令和5年度分になろうかと思うのですけど。全部足しますと250名となっているのですが、こういった流れの中からですね6年度、7年度そういった団員の減少というのは見受けられるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

全国的な流れについては本町も、そのとおりでございます。現在の団員数はちょっと正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、正規の団員が220何名、それに補助団員合わせて250数名というところでございます。

一方で、やはり若い方が入ってこないということはですね、私たちも大変危惧をしております。やはり若い方については、いろんな価値観があられて、かつボランティアの考え方も多様化してるという流れでございますので、そういった中で何ができるかということですが、現在のところ少数精銳でやられている。少数精銳という言い方はおかしいですが、今のしっかりした団員の中でやれるというのは事実です。

そういった中で、そういった消防団活動をしっかりやりつつ、若い方が入れるようなことを全国の事例等も調べながら、しっかりやっていくことが肝要だと考えております。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

1分団から8分団まで、団員数、世帯数、自治会の補助金とございますが。ここでですね、1分団の例えですね、915世帯で団員数が36名ということはですね、これ世帯数ですので自治会の世帯かどうか分かりませんが、全世帯ですよね。となれば1分団にすれば、25.4世帯に1人の割合になってくるんですね。2分団になれば30.17、世帯に1人。3分団に行けば20.19世帯に1人、4分団は14.37、5分団は8.5に、6分団が7.69、7分団で22.14。8分団で10世帯。というようななかたちでものすごくばらつきがあります。

また自治会の補助自治会も、この消防団に分団に補助されておりますが、その自治会の補助についても1世帯当たり1分団が1,705円。2分団が1,408円。3分団が1,405円。あと4分団は2,035円。5分団になると3,906円。6分団も3,619円。7分団が1,306円。8分団が1,943円と、このようですね、やはりこれ世帯数が全世帯ですので、これを分担、自治会に加入されていることになれば、もっと大きな負担を強いられているかと思うんですが。

やはりこういった形たちで5分団、6分団ですね。団員数の編成であったり、あるいは自治会が負担する消防費の負担、こういった形ですね、大きな3倍～4倍、そういうふうなですね、開きがあるんですが。このような現象はですね、これからもますます地域によってはですね、広がっていくかと思うんですが。この分団あるいはその運営についてですね、自主的なことですので、行政がどうかというところもありますが、こういった構成のやり方ですね、自治会とか消防団。そういったところからですね、何か御意見とか要望というものは出ているでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずちょっと経過をお知らせいたします。一つはですね、消防団員の報酬が直接支払いになったということが一つの契機になります。それしたがって直接支払いになったことで、団の運営がやはり自治会様から頂いてる部分と、ここに今説明がありました町からの運営補助金ということになります。

かねてからやはり規模が小さい分団からはですね、財務状況が厳しいということもございました

ので、ここ2か年で消防の運営費の増額をし、かつ規模が小さい分団については傾斜配分——要するに1分団より5分団とか8分団、小さいところについては割増しをして交付をしています。

一定その結果ですね、各分団の差は縮まったところではあるのですが、今福田議員がおっしゃったように、そもそもやはり基盤が大きく違います。ですので、今後どういった自治会の皆様との関係をやっていくかということはですね、ある自治会からもちょっとやはり、町も入れて検討してくれんかということも言われております。今後の団員確保と運営にも密接に関係しますので、分団長会議等で、意見を募りながらですねここは私どもも真摯に考えていくことになります。

その先に分団の在り方等も検討していくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

そうですねやはり消防団の編成についても、やはり今後負担のですね、自治会抱える問題というのがちょっと大きな開きもございますので、そういったことも踏まえてですね、今後協議していくだけれどと思っております。

次に環境整備の活動でございます。各自治会の施設自治会の施設等の周りを郷内で、一斉清掃の草むしりとかあるいは河川敷の草刈りもございますが、郷内の各自治体の草むしりについても、以前は参加できなかった家庭に不足金などでですね、対応される地域もあったかと思います。

そのような対応も今は時代にそぐわないということですね、今ではやっていないかと思いますが、草むしりにそういった参加される家庭も減ってきてているように感じているところでございます。

あと河川沿いの草刈りについても、行政が次各自治会に補助金を出してお願いされているかと思うんですが、私もこの前湯無田郷の河川敷のほうに参加して、お手伝いしたところでございます。休憩時に皆さんとすねいろんな話をする際にですね、やはりこの参加者も、やはり大分減ってきたというようなことをお聞きしております。

自治会の役員さんをはじめですね、やはり草刈り機を持っている方に協力をお願いされているかと思うんですが、草刈り機を持っている方も、就農者というかですね営農者ですので。一般の方たちでなかなかそこまで持っている方が少ないものですから。また営農者も高齢化してですね、どんどん減ってきているというふうな状況でございます。河川も結構広範囲にわたりますので、やはり人力だけではですね、やはり作業のほうも結構、大変になっております。

今回ですね、町で草刈り機のほうを購入されていますが、それを借用して作業もされてですね、やはり各個人さんで手作業って言いますか、個人の草刈りに比べると、作業のほうもやはり扱りも大分違いますし、体力の負担も大分違ったように感じております。そういったことで今回草刈り農法を3台購入されましたが、今後もですねちょっと台数を増やす、購入の予定はあるのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

今後の対応ですが、今年度の入札執行残がございますので、小型ラジコン型の1基追加購入予定でございます。あと河川清掃ですね、草刈りなどは少子高齢化の中ですね、地域の大きな課題の一つでありますので、今後は今年度の活用状況や課題点、要望などをですね、分析研究しながら、また機械の高性能化などにも注目しながら慎重に検討を進め地域の支援を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

先ほどの町の草刈り機の借用についてはですね昨日の同僚議員さんからもありましたとおり、保険の関係で講習会を受けた方に限り、借用を認めるというようになっておりますが、この講習会はですね、これまでに何回されたのか。また幅広い方に利用されたいと思うのですけど、今後も継続してこのような講習会を行う予定はあるのか、そのところをお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

講習会ですが、現在先ほど言われましたとおり、利用の条件として安全性などを考慮して、事前に町が開催する講習会に参加された方を対象にしております。

この講習会には機械メーカーからですね指導の専門家が派遣されるようになっておりまして、11月下旬の大型ラジコン型の草刈り機の納品の際には来ていただくようにしております。

ただですね今後はですね、町の環境美化作業員さんに運転技術の習熟度を上げていただいてですね、単独での講習会を定期的に開催してですね、安全に利用できる方を増やしていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

あとですね、借用においてはですね、土日が多いかと思うんですが、自治会の借用日が重複した場合、そういう場合はどのように対応されているのかをお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

先ほどの質疑で回答漏れがございました。講習会は今現在2回を実施しております。重複した場合ですが、例えば土曜日が重複した場合ですね、どちらかの自治会が午前中、午後とかということで自治会同士のやりとりをお願いしてるとこでございます。

また日曜日に使われるところはそちらのほうで、やりとりをしていただくようにしております。また今後は平日の借用をどんどん広げていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

この河川の草刈りについては正直なところですね、自治会の役員さんから、この活動を見てほしいと、現状を見てもらいたいと、いうようななかたちで議員にも見てもらいたいということですね、ちょっと声をかけてもらったところなんですが。私も今57歳になるのですが、作業の方が湯無田郷で二、三十名いらっしゃったんですが、私より年下したというのが二、三名というところでですね、やはり若い方の協力者というのがなかなか難しいのかなあというふうに考えております。

作業者もやはり年々高齢化していくわけですが、やはり今後ですね、やはりこの5年、10年後、こういったスパンで作業日数のできる方についてもやはり協力者がですね厳しくなってるかないかのではないかと思うのですが、こういったことで、今後の負担軽減の対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

負担軽減ですが、今回の機械導入をしただけでは自治会の草刈り等が解決するわけではないとは認識しております。この機械の導入はですね自治会への支援の一部だと考えておりまして、今後は芝生化、防草シートですね、あとコンクリート化などですね。も方法の一部かなと思っております。

またですね現在ですね町内2か所でヤギの草取りのちょっと実証実験を行っておりますのでこれらあたりも、やっていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

2040年問題を踏まえてですね、今後の自治会の在り方自体も校区単位ぐらいの規模で地域運営組織、地域自治組織、小規模、多機能の実施、そういったことも協議研究を進めていかなければならぬと。前回の一般質問で答弁をいただいたところでございます。

今後長いスパンで見れば、そういった自治会自体の在り方も協議・研究を進めていかなければならぬと思うのですが、今回質問しました自治会役員さんの業務負担の軽減や先ほどの消防の問題、あるいは環境整備活動についても、こういったものがですね喫緊の課題だと思っております。

実際体育行事についてはですね、自治会によっては町民一周駅伝とかあるいは町民の次の町民運動会など、参加自体が厳しくなってきている自治体も実際ございます。いろんな協議内容とかあるいは参加条件、そういったものを駆使して、今見直されているようでございます。やはりこのようにやはり自治会の業務内容とかですね、課題、問題点を見直し、負担軽減となるような対策も今後必要じゃないかなとも思っております。

各自治会で抱える問題もそれぞれでしょうし、また自主運営の組織でもあることから、行政主導でできるものではないかと思うんですが、実際もう自治会の活動についてもう悲鳴を上げられてるような状況もございますので、ぜひこのような喫緊の課題については自治会と一緒に今後また協議

を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議員がおっしゃるとおりですね非常に自治会が置かれてる、非常に難しい立場に置かれてるんじゃないかというふうに思ってます。我々自治体もこれから2040年問題を見据えて、今までの公共サービスが今まま全て、いろんな要望を受けて全てがこの行政だけでできるのかって言えば、そうじゃないと思っているのですよね。

行政もスリム化していかないといけない。それを全部自治会に投げるのかってそれもできない。そうなるとですね、いろんな役割分担というのが出てくると思ってます。そして今言われたような地域運営組織、今までの各22地区でできるのかって言えばできない部分も出てくると思うんですね。そういうところで小学校区単位で地域運営組織をやるって言ってるような先進の自治体も結構今出てきております。

ただ、それを作るのにも人とお金が要るというところもあります。そういうところがですね、今波佐見町に合うようなどのような方法があるかというところも、慎重に考えながら自治会の意見もしっかりと聞きながら、今ある程度まだ自治会22地区頑張っていらっしゃいますので、それをもう全て壊して小学校区単位にということは非常に乱暴ですので、そこまでじゃなくてしっかり時間をかけながら、波佐見式のそういういたコミュニティの在り方というのはつくっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

そうですね、やはり自治会の在り方 자체それですで、やはり今御答弁いただいたようにですね今後もですね、そういう形で協議を進めていっていただきたいと思っております。

以上で、1. 自治会活動についての質問を終わりたいと思います。

続きまして2. 公共施設の整備と管理運営についてに移りたいと思います。順番が前後いたしましたが、まずですね、（2）の総合文化会館会館の管理運営と（3）の図書館の整備について併せて質問をさせていただきたいと思っております。

まず総合文化会館の管理運営についてですが、新庁舎の完成に伴い教育委員会が新庁舎のほうに移ったことから委託業者に管理運営をされておりますが、管理業者の具体的な業務内容及び実務的な業務はですね、何人で運営されているのかお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

業務内容ですが、先日も申し上げましたが、総合文化会館における室内また屋外の管理となっております。しかし屋外の管理につきましては、目視によって状況等を確認していただくというよう

なところでございます。

それとそこに室内と室外においては、シルバー人材とかしておりますので、そういったところでフォローをしているところでございます。現在、総合文化会館の管理業務と保安警備ですが、先ほど申し上げましたルピナスというところでございます。そこに現在12名といった形でさせていただいております。

詳細を申し上げますと、通常の勤務ですが——平日勤務ですが、事務室のところに2名が勤務しております。それと夜間になりますが、文化会館の夜間業務といたしまして、2名。これは交代によるものでございます。それと体育センターにおいても2名ということで、これも交代制によるものでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

平日のやはり窓口業務、受付ですね。借用とかなんとかあろうかと思うのですが、その受付業務2名でされておりますが、1日どのぐらいの受付があつてあるのか、月に何件とか、そういったことは分かりますか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

申し訳ありません。数までは把握しておりませんが、ただ窓口においては、かなりの方が申請等でお見えになってるそうです。それと現在5月からWEBによる登録ができるようになりましたので、そこで若干の申請の数は窓口に対する申請の数が減っているものと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

昨日も同僚議員のほうから管理運営について話お話をしましたが、このフリー学習スペースで教育委員会のほうからですね、掲示板のほうがされております。この利用に当たっての注意事項等などが書いてあるのですが、1つ目に目的外での利用の禁止として学習、読書以外での目的では利用できませんと。2つ目として静寂に保つと。ほかの利用者の学習の邪魔にならないよう大声での会話、飲食、携帯電話の通話などはしないでくださいと。そのほか6項目について注意事項がありますが。教育委員会としましても、全員が皆さんこちらの新庁舎にいるわけで、監視といいますかですね、目が届かないところのこういった監視指導はどのようにされているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

管理ということですが、先ほど申し上げましたとおり日常においては、女性の方が2名、ルピナスが勤務しております。その平日の勤務、5時までの勤務時間においては、2名がそこで監視といいますか管理をしているところでございます。

夜間においても先ほど言いました夜間警備の者が1人常駐しておりますので、その方から管理をしてもらってるということです。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

町民の声に総合文化会館に社会教育班だけでも、残してくれないかというふうな声も結構お耳にするのですが、そういう考え方などどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

この質問においては以前にも、複数人の議員さんから質問があったところですが。今こちらに教育委員会のほう移ってきております。そこで、いろんな横のつながり等もございますので、そこで無難に順応できているものと思っております。

ですので、何か問題とか発生した場合には、すぐ文化会館に出向いて対応しておりますので、そのところ現在のところ、社会教育班が行くということは考えておりません。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

あとですね、図書館の整備については先日の補正予算でありましたとおり、総合文化会館の改修工事の設計等業務委託の計画がですね、図書館の改修を主として、計画をされているということです。一步前進したのかなとは思いますが、これから基本計画、実施計画を注視していきたいと思っております。

施設管理については教育委員会もなかなか目が届かないといいますか、監視等ができない環境であります。町民さんの利便性とか、あるいは活用しやすい施設となるようにですね、努めていただきたいなと思っております。

そのためにもやはり委託業者とのですね綿密な打合せとか、意見交換、そういうしたものもですね、対応されているかと思うのですが、どのくらいの頻度で、また定期的にされているのか。そこあたりをちょっとお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほども申し上げましたが、こちらから出向いていってその都度、様々な問題等もございますので、そこで協議、また解決をしているところでございます。それと代表をされている方にも来ていただきまして、年間のスケジュールとか、またこれまでの実績等も把握をしながら、業務を進めているところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

それではですね最後に総合運動公園の内容について質問に移りたいと思います。

この件につきましてはですね、これまで何度も何度も提案してきたところでございますが、町の基本計画にも体育施設の計画的な整備として、長期的な展望に立って総合運動公園の研究を行うとありましたが、建設整備費とかですね、あるいは維持費の多額の予算が予想されるということからこれまで調査研究されて来られませんでした。

そういうこともありますですね、これまで前の総務文教委員会としましても、要望書の提出や先行事例である自治体のですね、大分県の玖珠町の総合運動公園の行政視察を昨年7月に行ったところでございます。

先ほどの答弁でしたが、やはり近隣の施設のほうを視察をされたというふうなところでですね、やっとここで一步前に進めたんじゃないかなと思っております。

今いろんな資料を集めて、いろんな今検討されているかと思うのですが、今後の調査研究の内容あるいはスケジュール等はどのように計画されているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

これまで、先ほど教育長が申し上げましたとおり行政視察を行ったところでございます。行政視察においては、市を中心に結構行ったところでございます。4か所、それと行政相手方から説明もらうのが4か所。それと現地に行きまして現地の確認を行ったというところ2か所でございます。

そういうことから、から先ほど申し上げましたとおり、市におけるところが主なところでございますので、うちと同規模な——本町と同規模な町においても、視察を要する必要があると思いますので、そこを今後スケジュールに盛り込んでいきたいと思っております。

それと、これも教育長が先ほど申し上げましたとおり、検討委員会を立ち上げる予定でございます。しかし今、国民文化祭と町民運動会などがございますので、それが落ちつき次第、検討委員会を立ち上げて町内での検討委員会ということで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

具体的な内容の協議についてはですね先ほど答弁ありました検討委員会を、立ち上げてちょっと今後研究を進めていくというふうなところでございました。やはり施設もその規模によって随分予算編成あるいは維持費、そういういたものも随分と変わってくるんじゃないかなと思っております。

やはり、身の丈に合ったっていいますか、そういういたものをやはり検討・研究していくようなところでございあると思うんですが、いろんな検討委員会、どういった方が、メンバーになれるかちょっと分かりませんが、そういういた有識者、野球関係者とかですね、そういういたスポーツ協会、そういう方についての協議をする、そういういたメンバーで考えられているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

まずは府内の各関係する担当課においての検討委員会を立ち上げたいと思っております。

その後一方また進んでいくということであればですね、そのときは外部の有識者、にも入っていただいて、協議を重ねていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

やはりどうしても施設の整備といいますか——建設ももちろんんですけど、やはり今度ランニングコストといいますか維持費。そういうったものもやはりかかるかと思うのですが、現在鴻ノ巣公園はですね主に野球とかですね、そういうたものをやってますが、そこら辺の維持管理費というものは大体どのぐらいかかっているかというのを分かりますか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

本町には教育委員会が管理する、運動公園ですが鴻ノ巣公園と甲辰園グラウンドがございます。そこのグラウンド内でございますが、草が繁茂したとき、そういうたときには環境美化作業員さんにおいて、ラウンドアップ——草殺しをしてもらっております。それと土もその流れますので、それの補修の業務行っております。

幾らというのはちょっとここで申し上げることはできませんが、そういうた形で管理しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

今回ですね7年度の一般会計補正予算で、総合文化会館の設計等業務委託で図書館の整備を主として、大規模な改修工事を行われようとしておりますが、やはりこの総合運動公園についても今後設計等業務委託の計画が今後あるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

今のところはその計画はございません。

○議長（尾上和孝君） 福田議員。

○9番（福田勝也君）

それでは最後になりますが、やはり定例会初日の議案第55号 波佐見町公共施設等基金条例の制定についてですね、今回全会一致で可決されたところでございます。

公共施設の計画的な整備について基金を積立てですね、その目的に活用されることだと思っております。この総合運動公園の整備事業がですね、実現されることを期待するものでございます。

この夏ですね、小学校の甲子園とも言える全日本学童野球大会、長崎県予選で東小学校の児童だけで編成される東小アトムズが県大会の準決勝にて僅差で破れ、優勝は逃しましたが見事3位になってですね沖縄県で開催された九州大会に出場しております。

この大会に参加したチームの中ではですね、一番小さな学校で編成されたチームではなかったのではないかなどと思います。波佐見の子供たちもやればできるんですよ、頑張っているんです。

これまでも学童野球をはじめですね、中学校、高校、一般と野球はですね、九州大会や全国大会で出場し、輝かしい成績を収めてきております。第2の大谷翔平を育てですね、子供たちに夢や希望、やりがいを持たせ大きく成長させるためにも、また交流人口の拡大、町の活性化のためにも、この整備事業の実現に向けて前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先般の補正予算においても、九州大会全国大会に対しての補正増をしていたしております。年々、実績は違うわけですが、先ほど福田議員がおっしゃったように、かなり波佐見の中では全国大会、九州大会に行かれる児童生徒多ございますので、そこも今後とも後押しをしていきたいと思っております。

それで計画においてですが、まずは先ほど申し上げましたが、検討委員会を立ち上げて進めていきたいと思いますので、そこのほど御理解をいただきたいと思います。よろしくします。

○議長（尾上和孝君）

以上で、9番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は7番 三石孝議員。

○7番（三石孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、壇上からの質問を行います。

事業評価について。

本町においては、町民の生命と財産を守り、地域の要求に答え、時代に適合した事業を実施しており、年間約200件を超える各種事業が行われている。それらは毎年必要な事業や、期間限定の事業など様々である。

すべての事業は予算に反映されるが、限られた地方自治体の予算においては、適正かつ効率的な執行がとりわけ求められているのは、至極当然のことである。

急速に進む少子高齢化の時代、人手不足に対応した行政のコンパクト化も求められ、将来のまち

づくりを見据えた重要な業務だと言われているのが事業評価である。

そこで次のことと、

- (1) 事業評価とは何か。
- (2) その必要性はどうか。
- (3) 実施時期と担当部署はどうか。
- (4) その方法と内容また、効果はどうか。
- (5) 事業評価と総合計画との関係はどうか。
- (6) 事業評価と行政改革との関係はどうか。
- (7) 事業評価とDX化の関係はどうか。
- (8) 事業評価の現状はどうか。
- (9) 今後の事業評価の在り方はどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

7番 三石孝議員の御質問についてお答えをいたします。

事業評価について多くの項目について御質問いただいております。まず事業評価についての考え方で、まず事業評価とは、というお尋ねでございます。それから2番目に、その必要性についてということでございます。

行政評価とは政策や事務事業について、必要性、効果性、効率性の観点から評価し、その結果を政策決定や予算編成等に反映していく制度です。一般的には、総合計画や基本計画等と連動した政策を評価する政策評価や、施策評価と、政策や施策を実現するための個々の手段を評価する事務事業評価などがございます。

事業の見直しや改善につなげるとともに、評価結果を踏まえた予算編成を行うために、やり方や手法はともかく必要なことと認識しております。

次に（3）のその実施時期と担当部署はどこかとのお尋ねですが。

個別の事業評価については、決算や成果説明を作成する8月頃に実施するのが適切かと思います。また機構改革以前は、企画財政課が担当していましたが、企画と財政が別々の課となりましたので、評価部分は企画情報課が担当し、その後の予算に結びつける部分については、振興実施計画、予算査定の中で、税税務財政課が担当することになります。

（4）その方法と内容、効果はどうか、とのお尋ねですが。

評価方法については研究検討が必要ですが、例えば一定の事業費でラインを引き、個別の主要事業に対して、事務事業評価表に基づき、事務事業の目的、妥当性、有効性、効率性、公平性、改革の方向性などをまず原課で評価をし、2次評価を行い最終決定とつなげるといったやり方もあります。

個別の事業を客観的に評価するため、可視性や透明性もあり、適切な評価ができるものと思っています。

（5）事業評価と総合計画との関係はどうか、とのお尋ねですが。

本町の最上位計画が総合計画であり現在第6次波佐見町総合計画第11時前期基本計画を策定し、施策の展開を図っています。先ほど説明したとおり総合計画や、基本計画の検証においては、政策評価や施策評価の評価との位置づけで、P D C Aサイクルによる評価・検証を各分野に設定した目標指標の数値により、定量的に行うこととしています。

この総合計画や基本計画に基づいた具体的な個別事業については、振興実施計画や事務事業評価の対象となりますので、連動した取組が必要です。

（6）事務事業評価と行財政改革との関係はどうか、とのお尋ねですが。

行財政改革は、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的で効果的に事務を進め、財政の健全化と住民サービスの維持向上の両立を目指す取組とされています。それぞれの施策や事業ごとに評価する事務事業評価とは若干性質が違うものの、事務の効率化を目指し住民サービスの向上を図るという部分は共通していると思います。

次に（7）事業評価とDX化の関係はどうかとのお尋ねですが。

私たちが目指す自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル技術を活用し、行政サービスの改善や効率化を図ることですが、単なる業務のデジタル化や効率化ではなく、デジタル技術によって業務や組織を変革し、地域住民の利便性向上を図り、よりよい行政サービスを地域住民に提供することなどが挙げられます。

業務の見直しや効率化を図り、行政のスリム化を行うことが重要ですので、事務事業評価とも連動する部分はあると感じています。

（8）事務事業評価の現状はどうか。それから（9）の今後の事業評価の在り方はどうか、とのお尋ねですが。

本町において、現在個別での事務事業評価は実施しておらず、それに該当する部分としては、振興実施計画において、予算と連動したチェックを行っており、事後評価という観点では弱いものがあります。

今後においては、事業ごとの事務事業評価の実施について、実施方法も含めてスピード感を持って検討してまいります。適切な事業評価を行い、各課の業務の見直しや廃止、継続といったチェックがしっかりと機能するように考えたいと思います。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

事業評価というのは、一般の町民の皆さん方もなかなか聞き慣れない言葉だと思うのですね。実

際町長からの御説明にもありますように、事業を進める上での評価ですから、実際費用対効果を含めてですね。この事業はどういうように効果が出たのかとか、出なかったのか、というそういう判断をする部分だと思いますけど、簡単に分かりやすい言葉で御説明するとどういうことになりますか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今答弁の中で事務事業評価と言いましたけど、議員おっしゃるように事業の一つ一つの個別の事業をずっと各課で展開しておりますが、その事業をどういう目的でやってるのかとか、これがどういうような効果があるのか、それは実際どこまでいろんな住民の人に役に立ったかとか。そういういろいろな視点から分析をして、その後この事業が本当に今から続けていかないといけないのかとか、これ必要な事業なのでずっとやりますよとか、もっと改善をしないといけないんじやないかとか、そういったところをチェックすることを言います。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

今、回答いただいた内容ですから、大変波佐見町が行政サービスを進める上でもですね、重要な業務の一つだと理解しております。

今回、事業評価という「事業」がついてます。波佐見町における各種事業、大体総数としてはどれぐらいになりますか。

○議長（尾上和孝君）　松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃるとおりですね、毎年事務事業の数は変わってまいりますが、おおむね今の決算の状況でいうと280事業ほどになります。

その中で国県の補助金とか、人件費のみの事業等もございますので、それを除くとおおむね140～150事業が対象になってくるかと思っております。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

今の御説明だと、280近くの事業の中で140～150。理解としては町単独の事業という理解をしてよろしいですか

○議長（尾上和孝君）　松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

町単独の事業ということになります。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

もうちょっと突っ込んで質問してよろしいかな。分からなかったらもう構わないのですけど、委

託事業とか補助事業というのもあると思うんですね。その数の振り分けというのは分かりますか、分かりませんか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ちょっとその内訳は持っておりませんで、今申し上げました140～150事業というのが単独事業の中で、委託料や工事費単独の負担金を除く補助金を交付している事業というのが、おおむね140～150事業という御回答になると思います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

今ちょうど9月ですから決算の審査も、この後なされるわけですよね。その中で成果説明のほうも議員のほうには、タブレットでちょうどいいしている、その中でも187の主要な事業ということで原課のほうで、成果の説明も上がっておりました。また予算的にも、しっかりした行政サービスが行われたのではないかと推測できるぐらい、予算がしっかり使われていて今回令和6年度におきましても、行政サービスが徹底されたんだなというのは、私自身成果説明書を見るにあたって感じたところでございます。

さて、こういうふうな形で各事業が、それぞれ行政が主導権を持ちながらまた対象は住民ということでなされるわけですが。この事業に関しては当然のことながら、教育委員会等の事業も含まれているという理解してよろしいのですかね。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃるとおり教育委員会の事業も含まれております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

実際町長の答弁の中においてはですね。この事業評価については現在、部署の変更等に伴って、企画財政課がやってた部分は今なされてないというふうな答弁がございました。ところが行政改革大綱のですね、今年、第8次行政改革大綱が作成されています。で、ですね。冒頭を開くと行政改革の7次ですね、7次のこれまでの取組ということで報告がございます。

今回令和7年2月に第8次行政改革大綱というのをお作りになってます。それまでの5年間が第7次に当たるわけでございますが、

これまでの取組の中にということで、主な取組として「事業事務評価や振興実施計画による施策」「事務事業の選択」ということで「事務事業の評価による事業の達成度を精査し、その事業の継続性について検討するとともに、各課の今後5年間に実施を検討している事業について、その効果を見極め、次年度以降の実施事業の選択を行いました。」と、いうことになってます。実際、御説明の中

には事業評価に値する部分に関しては、今回はどうしてもできなかつたという町長答弁ですが、その辺に関しての理解をどう持つていけばいいんですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおり答弁ではまず事務事業の位置づけですが、振興実施計画を充てておるというのが現状でございます。これは後段の第8次の取組を見ていただくと——政策事務事業の見直しというところで少し触れさせていただいております。

町長答弁のあったとおり振興実施計画を事務事業評価として、今充ててることでございますが、反省すべき点もありましたので、そういう意味で掲載させていただいているという状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

なかなかですねきれいな答弁とかきれいな解釈の回答を今、皆さん方からいただいてますけど。実際のところですね現場のほうの聞き取りをいたしますと、この事業評価自体がなかつたという部分は、私のほうが面接した中においてはですね——なされてないわけですね。

なされてないということで、実際別々にですね、早く言えば予算取りのときにですね、財政のほうと原課のほうが財政のほうに行きまして、調整をしながら予算を確定し、最終的に町長の査定を受けるというふうなシステムになってるみたいなのですから、やはりそこの段階においても1個前の段階で、事業評価がしっかりなさらない部分で、綿々と言えば皆さん方一斉になりますけど。前の事業をそのまま受け継いで、本年も実施するということで予算取りをされてるというケースも中にはあるみたいなんです。

そのためにはやはりこういう行政がある程度の組織をもって、事業評価をしっかりやって、次の予算に向けた振興計画等に反映していくという流れですかね。

それがやはり必要だと思うんですね。その辺どうですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

先ほど総務課長も申しましたように、企画財政課時代において、企画と財政の課長が同じ同一人物ですので、振興実施計画の中で合わせて行っていたという経過がございます。ただ予算中心になってしまいますので、評価という部分がやはり少し弱かったのではないかというのと、もう一つ客観的に見るという部分が、今ちょっと私企画の立場ですが、本来のそこの機構改革のときからしっかり一旦私たち企画の部分で評価を見て、その他と財政の分につなげていくというような仕組みづくりが必要だったというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおりですよ。やはりそこが抜けている部分だけですね、早く言えば総合計画——あるべきというか、求めてる目標値に向かって確実に歩を進めていくためには、どっかでチェックしなきゃいけない。それはもう御存じだと思うのですけど、そうしていくことによって修正もできる。

ところが今そういう期間がきっちり制度として機能発揮していないと、その流れの中で事業を開いていく。そういう形になってしまって最終的にちゃんととしたベクトルで進んでいかないケースも考えられます。だからここをしっかりやらなくちゃいけない。今課長おっしゃったように、客観的な目が必要なんです。

成果説明書といってですね、決算書と一緒に皆さん方の、原課ですね。建設課なら建設課、農林課なら農林課で、事業に対する評価を自分たちで書いて、皆さん方が議会に上げられています。自分がやったことを悪く書く人は誰もおりません。

しかし客観的に見てみないと。それがどうも偏ってしまって、ややもすると成果説明書を即そのままコピーしたように前のを使うケースも、場合にはありました。だから、どっかで客観的に方向性が違う方向に行かないように、ちゃんと見とかないといけないというのが事業評価だと思うんですよ。

そういうことを考えると、この組織についてですね、今やっていませんけどやります、ということですが、どういう組織をつくり上げて、この評価をなさっていくおつもりですか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

どの段階で、どういうふうに、この企画情報課のほうがチェック機能を入れるべきかというのを、今からちょっと研究をしないといけません。今ここで今すぐ、ここで、これは、これは、ってこれだけはなかなか言いにくいとあります。ただ、それもちょっとなるべく早めに、しっかりとしたなるべく職員の負担にもならないように、この連動性を持たせたような、何ですかね予算につながるような部分というところを仕組みをしっかりつくっていきたいというように考えております。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

計画の推進というのは当然のことながら、6次の波佐見町総合計画の位置づけとして上げられているんですね。評価・検証というところがございまして一番下にございますが、最後に総合計画におけるP D C Aサイクルというのがございます。そこをですねしっかりこうやれる部署——部署って言えば表現おかしいですけど。

川棚町の事例を挙げますと、川棚が副町長、総務課長、企画、財政、この4名がしっかりした組織で、9月中に事業をやりたい部分は原課から上がって、調書みたいのが上がるてくるそうです。10月にその精査をする。また戻して、それで振興計画含めて予算化を図るというのをされています。

で、ここまた川棚がすごいのがですね、審査会というらしいんですね事業評価審査会。そこでやつたやつを川棚町のホームページにちゃんとあげているのですよ、これ。すごいですね。「川棚事務事業評価審査会が事務事業評価を実施しましたので、その結果をお知らせします」。オープンでした、オープン。

で、ですね「来年以降も実施すべき」、また「次年度以降に繰越しますよ」とかね「縮小しますよ」とか「統廃合しますよ」とか「再検討しますよ」と「廃止します」「その他」ってあります。しっかりとですね、向こう今後の評価を出して、方向性を注視しながら行きよる。これもちゃんとあるんですよ。川棚町も総合計画ある。基本計画の意識がある。これも変わって。

どうです組織的にこういう形で、まねをしなさいということは言ってません。だからきちんとしましたそれぞれの部署、代表者を集合して審査をする。時期も決めるということをやっていく。どうですかね。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

川棚町も含めて、他の自治体の事例も含めながら波佐見町に合うような状況で、検討してまいりたいと思います。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

川棚町だけではございませんので、今おっしゃったように他市町の状況をしっかりと調査をされて波佐見町に合うような。また時期的にも次の新年度予算に間に合うような、今まであった事業をどうするか。やっていっていただければというふうに思います。そうすることによって何かメリハリのある予算ができる。

だからやはり、どうしても原課の成果と、客観的な事業評価の部門の評価がどう交わって、どう評価を最終的にするかによって、引き締まった予算ができる。必要なところに、必要な予算を充てることが、その手前の段階で町長がよくおっしゃいます。入りを量りて出を制すと。出を制するところですね——いざると読むらしいですけど。出流を制するところをですねしっかりと見極めて、予算編成に生かすと。ピンポイントにやはり予算の事態が生きてきますから。そういうやり方をやられるとメリハリがあって、生き生きした予算ができると思いますがどうですか。町長。

○議長（尾上和孝君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

本当に的確な指摘をいただいているというふうに思っております。今後、少子高齢化あるいは人口減少、人手不足が進む中で行政のコンパクト化というのも当然求められてまいります。特に2040年問題もありますので、御指摘のことをしっかりと踏まえて取り組んでまいりたいと思いますし、この事務事業評価というのは一つの、行政の質を高めるためのですね、羅針盤というふうに捉えるこ

とが肝要かというふうに思いますので、今後十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

やはり先ほどからやりとりをやっている中で私も一言言いたいなというふうなお顔をなさってましたので、今町長から発言していただきましたが。やはり同じ方向のお考えをお持ちだなというのは思っておりました。実際こういう評価というのはですね、なかなか一人が担当してやれることでもないわけですね。

だからそういう意味では、そういう組織をつくりながらやるのがベストだと思います。なかなかこの事務評価に関しては町民の方もよく分からず、よく見えない、どういうことなのか、ということがあります。そういう意味からすると一つの例を——担当課のほうに事前にお話をしているので、今少し内容をお聞きしたいと思うのですけど。

私がちょっと注目しているのが、南地区の鴻ノ巣公園にございますグランピング施設なんですね。私も今回の補正予算で商工関係、グランピング場自体の樹木を使ってグランピングというキャンプ場みたいな形でテントを張る場所を提供されているのですけど、そこに行ってみたんですね。やはり私が以前議会のほうにおりましたときから始まったんですけど、つい先日ですね——先日っていえばあれなのですけど改めてオープンされたということでしたが、なかなか事業がうまく進んでないというのが現状だったそうです。

このグランピング施設に関してなんですが、実際グランピング施設の建設費っていいですか、今まで費やした費用的にはどれぐらいなっていますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まず質問にお答えする前にですね、1点ちょっとお願いがございまして。一応グランピング施設というのは当初の計画でグランピング施設だったのですが、現在はですね、キャンプ施設というふうなことで。グランピング施設は手ぶらで、スタッフが常駐して、というふうな施設になりますが、そういうサービスは今行っておりませんので、申し伝えております。

今御質問にありましたこれまでの総経費につきましては、令和3年度から事業に着手をいたしまして令和6年の10月に開業するというふうなことで、一応そこまでにかかった経費からいきますと、建設費用等にかかった経費からいきますと、おおむね 5,400万円というふうなことでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

すると、このキャンピングに関してですが、利用者の状況どうですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まず令和6年の10月に開業いたしまして、令和6年の10月から3月までの間につきましては、施設の利用件数が6件ございます。

これドムアップテントというふうなところで中心部の4人の定員のテントになりますが、そちらのほうで6件ということになります。

令和7年の4月から8月末現在でございますが、これがドムアップテントが10件の利用。それからツリーフロアが5件の利用状況ということになっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

これは実際のところコロナ禍でキャンプ志向が高まったときに、いろんな形でキャンピング施設——当時はグランピングですけど、そういうのをやろうということで始まったと記憶しております。で、つい最近まで、6年の10月まではその準備かれこれでなかなかオープンに追いつけなかったという事情があったみたいで。もう既に、この施設の耐用年数的にはいつまでになりますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

施設の耐用年数につきましては、ドムアップ、ツリーフロア等ございますが、おおむねですね10年程度というふうなことで聞いております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

ということは、令和3年に設置をされてますから令和13年。あと6年ばかりということですかね。

実際行ってみますとね、私がちょっと驚いたのは——木の上にテントがあるのですけど、クーラーが付いているんですよ、今。あれっと思って「クーラーついてるよ」って、こう心配して役場に電話したら、「いや付いているんです」。「えっ」て言って、思ったら、カビるらしいんです、中が。付けておかないと。

大体年中付けてるのではないですか。ランニングコストとかどうなっていますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃるとおり、ドムアップテントの中のやはり結露等が発生しておるような状況もございまして、今クーラーで調整をするなどとかというふうなところでございます。ランニングコストにつきましては、まだ実際に運用を始めて、ある程度——もうすぐ1年にはなりますが、ある程度その状況を見てというふうなことは考えておりますが、今の段階ではちょっとまだ正式にランニングコストまではちょっと把握を今していない状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

ということはですね、もう一つ気づいたのが、白い一番屋根に当たるテントの上のその表ですね、カビている。白いのですけど、もうグリーン——モスグリーンというのですか、ああいう感じでカビている。だからあそこに泊まりたいなという——外見上ですね、行ってあそこでキャンプしたいなという感覚にならないのです。

駐車場も何か触れコンを奥のほうに置いてあって、まだ整備がしっかりされていない状況で、トイレ行っても、トイレと水回りがありますもんね。キャンプができるような。でもう、木の葉でわーってなっていますし、シャワー室はないし、そういうことで、本当にウエルカムの施設なのかというのはちょっと疑問だった。

今後こういうのを、どういうふうに持っていくとなさっているのか。決算の予算の、補正予算の場合には、もっと宣伝しながらお客様を呼び込むようにやってくださいということを申し上げましたけど、どのような形でこれから対応される予定ですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今議員おっしゃられるように、ある程度の金額をかけて整備した施設でございます。議員もおっしゃったように、コロナ禍以降ですね一時期キャンプブームが起きました、キャンプ場があったものですね、ちょうど開業した頃に、ちょうどそのキャンプブームも終焉になってしまったというふうなところもあります。なかなかオープンしてから、いろんなホームページ、インスタグラムはもちろん、各広報媒体それから広報紙とか、それからテレビ局の取材等も受けながらですね、PRを図ってきたところではございますが、なかなか利用客の増加につながっていないというふうなところが現状であります。

当然そこについてやはり見直しを図っていく必要があるというのは当然思っておるところでございまして、今後PRかけたところで、魅力向上というふうなところで言いますと先ほど言われたような、テントの見た目の外観の問題とか、あとはその周辺施設の環境整備。こういったところ当然やるにしてもですね、PRを強化したり、あとは鴻ノ巣公園の遊具広場も近くにありますので、環境についての具体的な楽しみ方の提案であったりとか、キャンプ場でですねイベントを開催したりとかですね。ある程度利用したいという方々が増えるような取り組みをですね、今後積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

これだけね5,000万円もかけてやっていらっしゃる。また日々の管理については観光協会のほうに委託されていますよね。だからランニングコストといってクーラー代だけじゃないんですよね。管理も含めてですけど。

なかなか利用者が上がらないと、民間だったら閉鎖です。分かりますか、民間だったら閉鎖です。ブームが終わったとおっしゃっているじゃないですか。年がら年中あそこにキャンプを張る人いないでしょ。

だから、こういう判断をしないといけないのが事業評価なのですね。だから、今後ずっと実質継続してやるのか、耐用年数の時をもってやめるのか。そういう見定めをしていかないと、これだけ5,000万円も6,000万円も掛けたけんもういつときやろうかとか、そういうことをやってしまうと、また違う経費がかかってしまう。この辺の先の見通しをやってもらうのが事業評価だと思うのですけど、どうですか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

キャンプ場についてはですね一つの例だと思っております。しっかりと改善する部分が非常に大きいところがあると思いますので、そういうところをしっかりと結果的に評価をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

そうですけど、なかなかねその当時の課長がどうも今御答弁された課長だったので、おしまいにしたくないって気持ちは分かります。しかしそこを鬼になって、波佐見町のためにもきっちりした判断をしていくべきだと思います。

思いは分かります。でも、いろいろ今の状況を客観的に分析して判断する能力はお持ちだと、私は思っていますので、そういう判断も含めてやってもらう。

また一方では、この間農業支援のお話があって、農業農機具等の購入に当たって今回前川町長が農業政策の中で大胆に農業経営支援事業というのを実施されます。これにおいても皆様方、私が聞き及んでいるのは、やはり时限3年間の时限を切ってですね、やろうというふうなことを町長自らからは聞いてはいませんけど、関係各位のほうから伺っています。こういう形の理解を、農業経営支援のほうに関しては理解していいのですかね。

○議長（尾上和孝君）　朝長農林課課長。

○農林課長（朝長哲也君）

初めてああいった個人でできるということで、始めましたので、まずはちょっと3年間まずやってみようという方針で今行っているところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおりですね、初めてということで新規事業に関してはね、川棚町もそうでしたけど3年をめどに御判断しましょう、というのが基本の考え方らしいです。

3年目にやはりちゃんと先が見える。いろんな形で予測ができる。3年というスパンの中においては、いろんなことができます。起こります。それをクリアできる課題なのか。クリアできない課題なのか。そういうことも総合的に判断しながら先にその方向が総合計画のほうに向かっていかないと駄目です。

反対のほうを向いたら駄目ですよ。だから総合計画、基本計画、進行計画。この方向のラインにおいてですね、それぞれチェックして。3年と言えば教育委員会でも3年間続けられた辯の日がございますね。ああいう事業についてはどうなんでしょう、事業評価とか何とかというのはどうされていますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育委員会学校関係者等々と評価について研究協議を行っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

関係各位の評価の協議というのも大変必要だと、先ほどから言ってるとおりでございますが、別の角度から見ればですね、例えば行政がなされるサービスについては、住民がそれを享受するケースが多いです。だから住民の評価というのもあるのです。当然。その評価、住民の評価の部分もちゃんと理解して、評価作業をやらなくちゃいけない。

ですから今回、昨日あたりから話題になっています辯の日の問題も、受益者たる子供たちとか家庭、含めたところの評価を下さないと、真の評価が出てこないのでないか、というふうに思います。その辯どうなんですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

評価についてはアンケートという方法等は行っておりませんが、聞き取りだとか、そういうことの部分で行っておりますし。子供たちの声等々にもついても情報は共有をしております。アンケートという方法について、行っていないということで御理解ください。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

確かにそういうことでございますので、町民の評価、対応というのも、加味されて判断していただければというふうに思います。

また今回上げました、この評価のあり方については先ほど申し上げましたP D C Aサイクルと同時にですね、K P Iという指標があると伺っております。これについてはどういう指標なのか、御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

KPIについてですね、この総合計画においても一つずつ事業についてKPI——目標指標。それぞれこの何年度までに、どの数字をまで持っていくかという目標の指標というのを定めます。それをKPIというような表現で行っておりまして、今回の総合計画のまち・ひと・しごと総合戦略あたりもですね、そういったKPIを立てて、事業の推進をやっているところであります。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

途中のですね、やはり振興計画、基本計画という最終的には総合計画のほうに行くんですが。そういう意味からすると最終的にはですね、KPIと同じような形で、最終目的の達成指標というのもあるみたいで、その辺も利用されてですね、進められて行かれたらというふうに思います。

もう一つは、このDX化ですね。DX化。ここも実際マイナンバーカードを使って、住民票とかその他を戸籍等に関する部分をですね、コンビニ等で交付を受けるというケースがあつてはいるということですが。いま、大体そういう戸籍関係の住民票かれこれを出す件数ですね。件数のトータルに対するコンビニ等で交付される件数の割合でどれぐらいですか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

コンビニ交付ですが、全部の帳票に対して約3割となっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

3割というのはかなりの数だと思うんですね。町長が選挙戦はじめの選挙中から、当選されたときからずっとですね、DX化ということを訴えてこられて、今一つの現象ですね。コンビニに行って、住民票を取れるわけですから。こういう役場まで行かないで取れるという現象ができたわけですね。

しかしながらこのDX化に伴う事務量的に、役場における事務量的には少なくなってると思うのですけど、事務量に伴う人件費、また超過勤務等の減少というのはどうなのですか。あつてはいるのですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

全体的な業務ということでお話をしたいと思いますが、確かにDX化で帳票等がコンビニ交付ということで減っております。一方で今アナログとデジタルが混在してのような状況でございまして、なかなか職員の削減や時間外の縮減というところまでの効果は端的に申し上げてそこまで劇的にはあらわれていないという状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

DX化がイコール経費削減とか予算的にも軽減されるよということ自体をうたっている制度じゃないということは分かってます。

でも、それも含めたところでDX化の推進に当たっては考えていかなくちゃいけないんじゃないとかということを申し上げたいと。

DX化が全てではございませんし、利便性を高めながらというふうなことの回答もございました。そういう意味からするとですね、今後どういう事業、事業全体を見て、この事業はDX化にあっていんじゃないとか、ここまでマジパワーオーを投入するようだったらDX化のほうを進めようじゃないか、という動きもこの事業評価で出てくると思うんですよ。そこら辺も加味しながら、今後進めただければと思います。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

DXといつてもですね、いろんな分野があります。窓口の部分だったりとか、フロントヤードとか言いますけど、あとこっちの事務のやる事務事業の部分とか、いろんな部分でDXの部分があって。やはり業務全体をしっかりと棚卸しをしながら、今の業務のボリュームをしっかりと計りながらですね、それじゃあどこを削減するとか、どういったかたちで効率化を図るとか、ただ住民サービスをどこまで維持するかとか。そういうことも含めて、各課それぞれですね見直していかないといけないと思っております。

○議長（尾上和孝君）　三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおりです。もうあくまでも波佐見町が進むべき方向性に向かっていくためにはこの事業評価というのは必ず必要な事柄だというふうに思っております。実際それが今までちょっと組織の変更でできなかったということでありましたので、今後こういう今、波佐見町における、当初予算等の額からしてもですね、隣の町の川棚町、東彼杵町と比べるとふるさと納税の頑張りで予算額も十分他町と比べてはある状態でございます。

こういうときにしっかりとこの事務事業の評価を進めていただきまして、この総合計画のほうに進んでいたたければというように思いますがどうですか。

○議長（尾上和孝君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

しっかりと事務事業の分析をいたしまして、それぞれの各課においてしっかりと事業を見詰め直していただかないといけないと思っています。そういうものを客観的に評価できるような仕組みをつくってですね、予算のボリュームに比例して仕事量も増えていきますので、そういうところもいろいろな要望もあります。そういうところの取捨選択の部分もあると思います。そういういたとこ

ろでしっかりと必要な事業、優先順位も含めて、客観的に評価できるような仕組みが作れればというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおり、そういう意味からすると議会のほうも厳しい発言とか、事項について要求はいたしますが、同じ方向を向いてですねこの総合計画のあるべき姿のほうに近づいていければというふうに思っております。

最後になりますけど、町長は就任以来ですね、短期間ではありますが、給食費の無料化や、よりそとなどの設立と、自治体DXの推進、町単独の農業経営支援など、数多くの公約を実現して来られました。

一方、予期せぬ西肥バスの路線の廃止に伴い、タウンバスの運行を開始するなど、町民の安定した生活のため、多くの努力をなさったことは多くの町民が知るところでございます。

しかしながら、さらなる試練も、というべき事態が、地場産業である窯業界に置きようとしているのも事実でございます。それは焼き物の原材料である陶石、陶土の約3年間の間に50%の値上げや、資材や燃料費等の高騰と相まって、焼き物——出来上がった焼き物自体の価格高騰を引き起こすことになってしまい、結果として販売が低下する可能性があるのは事実でございます。

特に波佐見町における分業体制は、皆様御存じのとおりですね、それぞれが支え合った構造になって出来上がっています。一つの部門が破壊すると、全ての部分にも影響が出ますし、従業員をはじめ、その会社が持つ車、車屋さんとの関係。また燃料屋さんとの関係。その他関連企業もたくさん影響することが懸念されているのが現状です。

一般的に、民のことは民で対応しなさい、かもしれません。しかし、本町における地場産業である焼き物の存在はですね、ふるさと納税に限らず町民の生活を支えてきたことを考えると、町自体の本質に関わることと言っても過言ではないと考えます。この状態を救えるのは、波佐見町しかないのではないでしょうか。

県、国を動かしながら、ここというときには大胆な財政出動を行い、持続可能な地場産業を構築していただきたい、と考えます。

そのためには、まさしく今皆さんが行っている事業、その評価をしっかりと行っていただきまして。「出流を制す」が必要なときに来てますので、それを肝に銘じてですね、行政サービスに当たっていただきたいと思います。町長、どうですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

本当にですね、今三石議員がおっしゃった気持ちは私の思いと全く同じでございます。前議会で申し上げましたが——前議会では初めて褒めもらつたと言いましたが、今度は2回目に褒めても

らった気がしますが、確かにこの事業評価というのは、町の未来をつくるための鏡、一つの羅針盤と申しましたが、鏡だというふうに思っております。評価を通じて何がうまくいっているのか、何がうまくいっていないのか。ちゃんと峻別をして、その財源を大切にしながら、町民の福祉向上あるいは企業の事業の振興等に充てるべきものだというふうに自覚をしております。

先ほど御提言いただきましたように、国・県等しっかり波佐見町から御意見を申し上げながら、波佐見町の財産でございます波佐見焼がこれ以上この危機に瀕してるとときに、しっかりとした下支えができるように、事業見直しを行いながら、その財源でこの企業、波佐見焼を支えていくという強いスタンスで今後も町政振興に取り組みたいというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

以上で、7番 三石孝議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

15時50分から再開します。

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

通告に従い今から質問します。壇上から質問します。

1. 本町の400年続く重要な地場産業である「波佐見焼」について。

日本の伝統産業は35年ほど前から、低価格な外国産の流入などで、衰退を余儀なくされてきてます。しかし、それでも「波佐見焼」は産業として機能してきましたが、ここに来て原料である陶土の大幅値上げや、様々な生産資材の高騰、人手不足、そして納期遅れなど、負のスパイラルが止まりません。

業界内部コスト削減だけでは賄えず、大幅な商品の値上げに踏まざるを得ない状況であります。主食の米をはじめ、その他食料品も大幅な値上げがあつて、賃金がそれに見合うように上がっていないのも実情でございます。

状況は最悪です。大幅な値上げをした商品は当然売れません。売れても納期遅れても提供できない状況であります。悪循環が増すことで大幅な「売上げ減」が見込まれることは明白でございます。こうなると、「波佐見焼」は地場産業として成り立たなくなり、まさしく危機的状況に陥っていきます。だからこそ、窯業界は「波佐見焼」の未来を、そして産業の継続を真剣に考え目の色をえて一丸となっている現状があります。この機運を正面から受け止め、今こそ、官民が一体となりこの未曾有の不況を乗り越え、「波佐見焼なくして波佐見なし」との思いを肝に銘じ、未来に向かって進まなければならないと思います。

そこで次のことを問います。

- (1) 町は支援や対策をどのように考えていらっしゃるか。
- (2) 官民一体で産業を継続させるため、30年・50年先を見据えた抜本的な政策「波佐見焼未来共創コンソーシアム（共同研究体）会議」（仮称）早急に創設すべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

2. 「限界自治体」とならないための警鐘について。

2024年に生まれた子供は約68万6,000人で、統計開始以来、初めて70万人を割りました。国立社会保障人口問題研究所の将来推計では、出生数68万人台は2039年の見込みだったと記されております。恐ろしいスピードで少子化が進んでいることは事実でございます。本町も、否応なしに加速は進むでしょう。

決して裕福とは言えない本町は、補助金や交付金で延命している状態でございます。官民連携の名のもとに行政機能の外部委託が進められ、地方は自ら考えることを止める。そこに目を付けた都市のコンサル企業は、言葉巧みに群がってくる現状があります。

財政難や人材不足の小さな自治体が、官民連携の名の下に、委託企業へ施策を丸投げしたことで、挙げ句「公金」を食い物にされたとの自治体も散見されます。

これを防ぐためには、企業の提案に町は当然違和感を持つべきで、事業の成立がしづらい中で、突っ走ったとしたら、職務上の注意義務を怠ったことになります。世の中のほとんどの人は「善」だと私は思いますが、残念ながら一定数の「悪」がいることも事実です。

そこで本町の状況を現在の状況どうかを問います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 400年続いている重要な地場産業である波佐見焼についてというお尋ねの中で、厳しい波佐見陶磁器業界の現状を見て、官民一体となりこの最大の苦境を乗り越えるべきとの思いから、（1）町は支援や、対策をどのように考えているのか、とのお尋ねですが。

本町の基幹産業である波佐見焼は、現在国内需要の減少、物価高騰、人材後継者不足など、社会情勢の変化を背景に大変厳しい状況となっております。

議員御指摘のとおり、窯業に影響を及ぼしている人件費や資材の高騰分を販売価格に転嫁すると。取引先や消費者が離れていくかねないというお話も伺っており、なかなか打つ手がないような状況です。この状況が今後も続ければ、波佐見焼の産地が立ち行かなくなるという危機感を感じています。

先般、窯業各組合の代表者との意見交換会を行い、それぞれの立場における課題あるいは今後の方向性について確認を行いました。

人材確保、販路拡大など様々な意見がありましたが、最大の課題は生地の調達が困難となってお

り、窯元の生産に大きく影響を与えていたということです。町としては、現在生地を内製化する窯元や商社などの検討の動きが出てきていることや、生地事業者の環境改善、人材確保の課題を踏まえ、効果的な支援策を検討してまいりたいと考えています。

また海外への販路拡大や人材確保などの課題について、見本市への出展支援や窯業人材の確保に対する支援なども同様に検討してまいります。

(2) 官民一体で産業を永続させる30年・50年先を見据えた抜本的な政策として波佐見焼未来共創コンソーシアムいわゆる共同研究体会議を早急に創設すべきではないかとのお尋ねですが、窯業各団体で現在の課題解決のための協議会が立ち上げられ、これから産地の生産体制の維持を図るために、それぞれの立場から解決策の道筋を立てるための協議がなされています。

官民一体でこの難局を乗り越えなければならないと考えておりますが、まずは業界が一丸となって議論を深めていただく場ができたことは、大変ありがたく思っております。

波佐見焼未来共創コンソーシアム会議の創設については、新たな官民一体となった組織を立ち上げるというよりは、今回業界団体で組織された協議会や、本町や長崎県も参画しております長崎県陶磁器活性化推進本部委員会がございますので、この連携を密にしながら現状や課題の共有を行うとともに、解決策を一体となって検討し、取り組んでいく体制を強化していきたいと考えています。

次に、2. 限界自治体とならないための継承についてということで、官民連携の名のもとに行政機能の外部委託、いわゆる都市のコンサルタントの企業が、言葉巧みに群がりながら小さな自治体の公金を食い物にされたという自治体も見られると。そこで本町の状況はどうか、というお尋ねですが。

我々地方自治体を取り巻く諸課題の抜本的な要因は、少子高齢化と人口減少と言って過言ではありません。我が国は平成20年に人口が減少に転じる以前から様々な少子化対策が講じられていますが、一向に改善する見込みはなく、加えて東京一極集中は是正されることなく、地方自治体は急激な人口減少社会の対応を余儀なくされています。国においても危機感は強く、それまでの画一的な地域振興策を改め、地方の創意工夫により、それぞれの自治体が自主的な判断で、施策を実施できる地方創生制度が平成27年から展開し、あわせて地方創生推進交付金が創設され、地方自ら計画した様々な事業に活用されています。

また構造改革特区、規制改革など、地方を活性化させる様々な施策も整備されたことは周知のことと思います。しかしながら、これら様々な施策を展開するには、国に対して実施計画あるいは補助金申請などの手続を踏む必要があります。そこで限界自治体への質問ですが、我々自治体は地域の現状や課題を把握し、町民の福祉の向上と地域活性化を行える基盤・基礎自治体として、その道筋を立てて施策を実行する使命があります。しかし財政基盤は脆弱で、国・県の補助金や各種制度を利用する必要があり、その手続きで様々な計画や申請書の作成を行う必要があります。特に地方自治体の施策を定める様々な計画策定については、必要に応じて所定の手続を経て民間企業の力を借りる

こともあり、本町においても少なからずあります。

議員御指摘のとおり全国的にはこれら計画策定に当たり、過度にこれら民間企業に依存し、地方自治体の自主性が損なわれ、結果公金が食い物にされる市町村があるという類いの話は書籍や報道等で目にしたことがあります。

一方で民間企業は利潤を追求する営利組織でもあり、様々な制度を利用し、多様な企画提案や営業を行うこと自体、何ら問題になるものではありません。そこで重要なことは、こういった様々な企画提案や営業が真に本町の施策の目標や目的に合った有益な内容であるかということを我々職員が組織的にしっかりと見極める必要があります。

また、これら民間企業の選定について、適正な手続を踏まえ、客観的な基準により選定されることも重要であります。

本町の将来を見据え様々な制度を利用することが必要であり、その中で民間企業の力を借りることはむしろ業務の効率化の観点からも必要であります。このため議員が危惧されるような事態にならないためにも、民間企業からの企画提案をしっかりと分析し、それを適正に判断する職員力、組織力を磨きつつ、本町の施策の方向性を職員が共有することが限界自治体にならないまちづくりの一つだと考えます。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今、たった今の情報が入りました。これは皆さんちょっと参考になるかと思います。私も今初めて見ました。今県立大の竹田先生って皆さん御存じだと思いますけど、9月号を持ってきていただいて、ちょっと新しい数字がありますので皆さんお控え願いますか。

主なところだけ言います。2022年の売上げは——窯元売上げですね。現在45億円。最盛期には1990年に181億円ありました。結果、25%——約4分の1まで減額している現状ですと。

それから波佐見町の観光消費額も出ていますね。総額で約46億円。そのうち波佐見焼購入額は53%、24億円となっております。

それと波佐見町の稼ぐ力ですね。よそからお金を波佐見町に落としていっとる金額は波佐見焼製造業で45億円。それから波佐見焼観光購入額、これが24億円。ふるさと納税制度の納税額返礼品が15億円。合計で84億円になることが分かりましたというような報告があります。

この中で窯元生産額はここに上がっておりますが、これは商社の売上げが来ますと、これのやはり130億～150億円のお金を稼ぐというように解釈してよろしいかと思います。その現状が今あるわけです。

その現状に基づいて今から質問していきたいんですが昨日の城後議員、先ほどの三石議員の波佐見町の現状で、皆さん町長はじめ、決意・方策並びにおっしゃっていただきましたから私も質問する

あれがないのですが、少しちょっと違った面で、少しずつしていきたいと思います。

昨日町長は全身全霊とまで言われなかつたんですけど、決意表明してやっていくというようなことを聞きました。その中で商工観光課長、要するに機能の問題の分析を簡単でいいですから、どこが問題なのか、どこに集中すべきか、それと今後どうするのかというまとめがあると思うんですよ。簡単でいいですからちょっとといたたけますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長

○商工観光課長（太田誠也君）

なかなか簡単に話がまとめるのは難しいような状況でございますが。現在ですね昨日の城後議員の質問にもございましたとおり、従来からの生地問題というのがあったんですが、それに加えましてやはり陶石の値上げということがもう既に実施されておりまして、それがかなりのリスクをはらんでいるというふうな状況でございます。

陶石の価格高騰、それから陶石の供給問題ですね、こういったところが産地波佐見町だけではなくて、天草透析をから、現状とする各産地に対して物すごく大きな影響を与えるというふうな状況がございます。

一方で、波佐見町内に目を向けてみると、やはりこれまで議論、課題とされてきておりました後継者不足に加えてですね、やはり人件費の高騰それから、生地の調達の問題と、そういったところが表面化してゐるんですが、さらに自体が深刻化してきてるというふうな状況もございまして、なかなか有効な手だてが打てないような状況に陥っているというように考えております。

今後それを踏まえた上で、どのような対策を講じていくか。こういったところを早急に波佐見町だけではなくて、国県とも連携しながら検討を進めていかなければいけないというふうなことが現状であるかと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今からちょっと補足、質問していきたいと思います。現状としまして工業組合員さんですね、全部が全部窯元が入ってるわけじゃないんですけど、平成12年には約59社、令和2年度に約40社、商社は現在23社組合に入っています。こういう組織になってます。この上に振興会がありますし、その下に生地組合がありますし、組織になっております。波佐見の場合は、そういう振興会という組織がありまして、工業組合、商業組合、非常にまとまった行動をいたします。これがもう佐賀県の有田とは全く違うとこですね。

佐賀県はないです。一応あります工業組合とかなんかはね。ただ連絡をとる時のはどうするのかという、向こうは商工会議所を相手にするような感じなんです。この違いなのです。そのため組織で動くのは波佐見だけなんですよ、肥前地区では。

あと組織で動くというのはどこあるかと、美濃焼きしかないわけですよ、美濃焼。これはきちっと

組織はしっかりとします。行政のバックアップもしっかりとしまいます。そういう面では波佐見が地場産業であること事実ならばこういう組織があったからこそ、地場産業としての体裁を保ってるわけですから。これがなくなるとなると、もう言わんがためもどうしようもない状態になりますから。今のこういうなだらかな右方下がりになってる状態を少しでも産業支援成り立つようどうすべきか、というようなことを昨日から皆さん城後議員とか、それからトータルで三石議員がちょっと指摘してますけど。そういうふうなことでですね、ぜひこの状態を打破せんばいかん。ただ、これはほんの一部だけしか分からぬわけですよ。窯業会のほんの一部。経営者だけ。従業員の方もほとんど分かりません。まして町民の皆さんわからない。この現状をですね、町民の皆さん、従業員の皆さんに分かってほしいわけです。今の厳しいこの現状。じゃあどうするか、波佐見町としてどうするかということは、今回の質問の土台になっております。

先ほど昨日の城後議員の陶土の統計が出まして、これ私も初めて見ました。ピークに昭和53年に約4万トンあったと。令和5年度には4,000トン。約ですよ、ということは10分の1減っているわけですね。そして、そのあとどうなるか売上げは4分の1になった。陶土は9割減っている、という声はどういうことだと思いますか。

これちょっと僕分析したら、それだけ単価が上がっているということですね。これ大事なことなのですよ。これはね、4分の1しかなっていないのに陶土はまたそれ下になってることは、分析するとそういうように捉えられております。だから今の現状の問題としまして、生地ができないということは皆さんもう耳にタコができるほど聞かれておると思います。現状の問題に対して、ここにどう持っていくかですね。どういう指導、どういう補助金というのが喫緊の問題なわけですよ。生地ができないことには窯焼きも生産できないし、商社も発送することはできない。これは事実です。遡って陶石、陶土屋さんのはどうなのかという、御覧のとお陶土屋さんは、9割減だから生産落ちますから、数量がでないからあるわけですよ。私が若い頃50年、30年、40年前ぐらいには陶土がない、陶土がない、なくなるだろうというような一時期ありました。噂がですね誰かが仕掛けたら通るのでしょうね。でもこれだけ落ち込むと、陶土はあるわけですよ。陶石は。陶土屋さんの予算も存続している訳です。

窯焼きさんも生産力あるわけ。生地ができないから生産ができない。結果的には納期遅れになる。そして信用をなくして。

それともう一つは非常に少量多品種になりましたから。商社で昔は在庫を持ちました。3か月分とかね。8月末までには。もうそれができないわけですから当然受注発注になりますから。だからそこら辺の問題が出てくるわけですね。

だから産業としては、非常に綱わたりとしてよくできてきた、してきたなあという感じもしているのですけど。やはり言われて、こういうふうに産業になり手のいない現状の問題があつて、やはりそのままで段階で効果的な政策を打てなかつたということが、今につながっているわけですね。

ここですよね問題。いろんなあらゆる人に聞きました。一番いいのはどうなるか。まあ商工観光課長、それ以上はちょっと説明していたたけますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

なかなかですね、これまで生地屋さんの課題に対して、効果的な施策というのは——いろんな施策を打ってきてはいるのですが、それが効果がなかなかこう出なかつたというのは当然あったわけでございます。

これまでですね、やはりその生地屋さんの人材の問題、後継者問題というところがクローズアップされておりまして、それを何とか確保するためにインターンシップなどを使いながら、その後継者を確保していこうというふうなことで県と町合わせて支援をしてきたというふうな経過がございますが。なかなか生地屋さん自体が、世襲制といいますか。家族経営でやられてるというふうなところの問題で、そこに新たな方が就業するということになってみれば、労働環境の問題であったりとか、賃金の問題であったり、そういったこともございまして、なかなか定着しないというふうなことで。生地屋さん自体もこの後継者を積極的に確保していこうというふうなそういったところからちょっとやはり遠のいていったのではないかなというふうな判断をしております。

そういう中で、やはり今回生地屋さんの生地自体の調達というのが大きな問題となっているようなどころもございます。先ほど町長も答弁しましたように、窯元、商社の皆さんの中からそういった生地の機能を内製化してしようというふうな動きも一部ある中で、ただしそうなるとやはり人件費、そういったところまで見なければいけなかつたりとか、あとは機械設備の更新・導入であったりですね。様々簡単にいかないような課題もございまして、それだけでは頼るわけにはいかないというふうな状況がございます。

一方で、生地屋さんも後継者をどう確保していくかというふうなところもございますので。こういった現在でもいろんな聞き取り等もさせていただいているものの、それにダイレクトにですね何か改善できるような支援というところが今なかなかこう手を打てていないような状況もございます。こういったところ、また県の制度とか、そういったところもいろいろと相談をしながらですね、対策を早急に考えていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ここにいろんな支援策も、これはって正解はないですから。でも今は賃金が——昨日も今日も出ていますけど、1,000円を超えますよね、12月から。そしたら1,031円で人が来るかといえば、多分来ないでしよう。1,500円出してやっとくるかどうかの問題だと思いますよ。生地屋さんとか、ほかのところも。そしたらどうなんでしょうか。結局土日休みないわけですよね。今はですよ。やはり土日休める雰囲気と、それから生地屋さんの受注、生産計画。これはDXですよね、ここで。これを投資

する必要があるんじゃないかと。そうすれば、お金とDX、若い人の保守生産予定ができるというようなことに投資をすべきじゃないかと。即効効果がありません。聞いたらやはり5年、10年かかりますから。

でも若い人材を得ないとどうしようもないということになると、そういうことがちょっとベストかなと思う。働き方の環境をよくするという。それは窯元にも言えるんです、どこにでも言えるんですよ。これが重要なポイントじゃないかと。

じゃあこれを頭に入れながら、適切なあれを持っていくべきじゃないかと思うんですよね。あとそこが一番喫緊の問題だから、何とかせんばいかん。

だからこういう課題があるから、乗り越えたらチャンスなのですからね。飛躍しますよ、よそが潰れるから。分かりますか、よそが潰れて。波佐見が残ればよそは潰れるんですよ。勝ちの戦略でいかんばですよ。勝つためにどうするべきかということを常に考えて、それが大事だと思います。そして、窯元さんから去年から家賃補助とかそれから県からのガス代の補填とか出ていますけど、その辺の見通しはどうなんですか。端的にお願ひします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

燃料費の支援等につきましては、県のほうもガスの補助支援制度というのを昨年度から設けて、実施していただいております。

今すいません、ちょっとうろ覚えなのですが、今後ですね、今年度においても燃料費の支援についてはですね、県のほうでも対応していただけるものというようなところで、お話を今お伺いしているというふうなところです。

一応今後そういったところも、大小のいろんな課題があろうかと思いますが、当然県、それから町に対しての今できるところでの支援というのは、当然これからも考えて実施をしていかないといけないかなというふうに思っております。

一応家賃補助につきましては令和6年度から家賃補助の実施をしておりまして、今年一応当面2年間の支援というふうなことで、当初話をしておりますが。今後、当然今のような状況もございますので、これを今業界のほうからも延長のお声を頂いております。ですので、こういったところを踏まえながら今後の予算化について検討したいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

さて、あとは私はね窯業界の商業組合、工業組合の経営者とお顔を合わせる機会がありますが、全く若返りましたね。40代、50代、面白くなっています。打てば響きますから。

ただ残念ながらこういう売上げを支給すると何て言いますか、前に進む力というのが非常に弱くなっています。

ここで旗振りして引っ張っていかないかんと思うんですよね。そうすれば、人材そろっていますから、経営者連中。あとスタッフの問題というのはちょっとまた別ですよ。だからこういう意欲のある若手と物事を進めていくべきじゃないか。

そのためには先ほどもう皆さん、波佐見町焼なくして波佐見なしということで、もう当然進んでいかれるようなことを決意表明されてますので、心配してませんけど。

実はこれは比べちゃいかんですけどね、我々長崎県と佐賀県を比べて見たとき、非常にスローモーですね長崎県。この事実は知つていらっしゃるかどうか分かりません。一番顕著に分かりやすいのが陶土ですよ、陶土の値上げ。どうなっているか、副町長説明してくれますか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

長崎県と佐賀県のいわゆる窯業界に対する支援の在り方の違いということでの御質問だというふうに思います。佐賀県のほうでは国の経済対策を活用して、陶土の値上げに対する支援について、補正予算を組んだというふうな情報がございます。長崎県については今のところそういう予算措置の話は聞いておりませんので、こういった情報をしっかり県のほうにも入れてですね、県のほうでも検討いたたけるようにお願いしたいというふうに思ってございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今、副町長今はつきり言われなかつたけど、ものすごくスピード一なんですよ。8月までに要望書を出して、9月の県議会で陶土の値上げた分だけ補正するわけです。助成金を出すということなんですね。これ皆さん分かりますか。それだけスピード速いんです佐賀県は。

長崎今からやるわけですよ。これ勝負ならんですよ。ここら辺は村山副町長の領域だから特に往復便高くなつてもいいから、培わないといかんと思いますよね。やはりこれは非常に大事なことですよ。こっちが潰されちゃう。急がないかん。

僕はこれは陶土の値上げ分は波佐見町の財政資金でよそよりもやって、よそを潰す戦略を考えていたんですけど、これ逆だった。県が動いたということですね。非常にびっくりしました。

そういうふうなことで、全てスローモーということになりますが、これは短期的なことで、そのことだけ皆さん頭に置いてくださいよ。

農業もそうだと思いますよ。農業も、要するに酒米ありますよね。これが食用米に転作するというのを防ぐために、これも補助金出しますよ、9月の補正ですね。この事実が、これだけスピード一ということですよ。

やはりこれは、県の指示だから我々は何とも言えんけれども、とにかくこれじゃ勝負に負けるということを訴えてもらいたいわけですよ。

それは長崎の事情、佐賀県の事情あります。それは分からんでもない。でも勝負ですから、これ

は。勝たなきやいかんからね。それとそういうように何と言いますか、コンソーシアム共同研究隊という組織が類似したものが今までありますから、それを機能するように持っていくのか、新しく組織を立ち上げるのか、それは執行部の考え方ですから、それはもうそれでいいのですけど。ただ官民一体でやらないとこれは乗り切れないのではないかと思うのですよね。

なぜ官民って。とにかく石川県の例があるんですよ。これも地震があったからいろいろあるんですけど。要するに輪島ですね。輪島塗って皆さん御存じですか。日本の最高級の漆器商品です。これが壊滅的な打撃を受けました。

これは石川県というよりも、読売新聞社が主体になり地元の北國新聞というのがあるんですよ。それを巻き込んだ。それで県、市を巻き込んで、民間を巻き込んだ。そして育成会議ですか、それを立ち上げてます。

これ一つのポイントなんですね。それは目的がありますから。メディアの新聞社巻き込んでいるメインにして。これはうまいですよね。彼らは世界のネットワーク持っていますから。これはもうよそのことですけど。そういうことをいち早く波佐見は作って、短期の喫緊の問題と10年後、30年後、50年後の問題を協議せんば、官民で。作ることが一番大事だと思うんですよね。これをつくらないと。多治見に、美濃に負けますよ。皆さんは岐阜の人間ってあんまりここはもう公に言えないのですけど、そうとう強かですよ。ものすごくファイトがあります。取って食おうという、勝ってやろうという、ものすごい気持ち。斎藤道三の世界ですからね。だからそれ我々負けちゃいかんわけですよ。

いいことに波佐見組織があります。団結力があります。だからこれを生かすためにどうすべきかと考えてください。私は先月でしたかね、波佐見高校の要望書をもって、県に皆様方と一緒に行ったわけですよ。そのとき私ちょっと驚いたことあるんですよ。このセッティングをしたのは誰かという考えを、後で考えていて。副町長なんですよね。この人脈を生かして、いろんな今の波佐見産業計画を、徹底して直して。

例えば副町長なんかさ1週間で半分長崎おったっていいわけです、極端な話。それぐらいのポイントを持っていけばね、動かせるのではないかと思いますよね。そうして一生懸命やらないと波佐見の産業はなくなりますよ。

とにかく産業政策を波佐見に向けていただくと。幸いにも副町長は産業政策ですかね、にいらっしゃったから詳しいことは御存じでしょうけど。そして今度知事選挙が1月7日にありますね、現職が出るか、出んかは別として、非常に政治には素人の方だったから、どう出るかどうか分かりませんけど。

しかしどっちにしろ、前の副知事の平田さんという方が出馬表明をされたとありました。あります、スタッフは変わりませんからね。だからこれはやはり村山副町長。あなたに頑張ってもらいたいわけですよ。あなたが先頭に立ってね、商工観光課長はじめ、そして民間と協議して県を交えてやるというようなことが私は一番大事だと思う。どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

窯業界の様々な課題に対して、私自らが先頭に立って行動を起こすべきだというふうな御質問だというふうに思います。昨年ですね、波佐見町に行ってから様々な形で窯業界の皆さん方と意見交換をし、また7月には窯業各団体、5団体の方々から、きめ細やかな課題について現状把握をさせていただきました。まさに昨日から質問であつてるとおり、今の波佐見焼の現状につきましては、非常に厳しい状況があるという現状を自分事として、把握をしております。

この波佐見焼というのは分業体制があったからこそ、その経済効果というのが裾野が広く、町内外の皆さん方の雇用に広がって、また加えてブランド化が走行したこと、波佐見町に多くの方々がお越しいただけるようなくぎわいが創出されるという意味においては、波佐見町にとって欠くことのできない基幹産業だというふうに思ってございますし。こうした産業をしっかりと将来に向けても、産業のまま維持することが何より重要だというふうに思ってございます。この今起きてる現状というのは原料の問題あるいは生地の問題というのは、この分業化にまずある課題がそのまま現実になってるということでございますので、この分業体制を将来に向けてもしっかりとできるように、様々な課題に対して、県あるいは国に対して働きかけて、皆さんと一緒にこの波佐見焼を将来に向けても存続できるよう努力してまいりたいというふうに思ってございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いま決意を言われて、非常に私は安心してるんですけど。こういう体制をつくり上げて、ぜひお金を持ってきてもらいたいわけです。波佐見町はできないからね、皆さん。財政規模が違うから。だからそして波佐見焼の存続を願いたいわけですよ。そうしないと再生できませんから。そのための方策としまして、一番の大きな問題はその会議して一番の問題は商品なのですよ、商品開発なんですよ。これが完成度の高い商品——例えば今、何て言いますかね。今までカジュアルリッチ化というので、東京ドームでシェアにして、商品購入するようになって、非常に売上げが少しづつ上がったという形態もあります。

でもまた今度新しい商品を作らんといかん。それは何でかって、美濃焼きが我々の商品と一緒に同じようなデザイン、感覚の商品を持って出でますから、差別はできないんですよ。今。差別化できる商品をつくり上げるのが一番いいんですけど、黙っておけば売れますから。大変ですよね。これが一番ですよ。

そしてあと販路の問題。販路先をどうするか。国内市場。波佐見町内で体験型販売というのは、もうできていますし、それから窯元さんもショップをつくるとか。いろんな話も相当あります。

だからそれはそれとしていいわけです。ただ両方こなさないといかん、どうしよう。ある程度の陶土が10分の1になってるんですよ。

そのためにどうすべきかというこうやって右肩下がりで來るとやはり投資する金がなくなるわけですよ。投資したいけど投資ができないという状態。そのところを——例えば海外展開にすることでも、これが要りますよ。1回できても3回、4回はできませんから。個社ではね。有田はそれちょっとあるんですよ、佐賀県は。だから、ある一部の二、三の商社はデザイン、ヨーロッパと組んで確保してますね。どこ、どことは言いませんけど。それが大きな注文をもって波佐見の生地さんに発注を、生産をしてもらっている状態。そういう状態も我々は作らんばいかんです。

今までは我々の現役時代はマンパワーですよね。きばらないとお金を稼げなかつたということがついて。生地さんの場合は朝5時から夜の9時、10時まで働いて、起きたら仕事があると。今はそうじゃないですか。やはりそこら辺の資金をどう正すか。それは会議の中で決めて、決まっている方向性を導いてもらいたいと思う。

これはもういろんなことがありますから。これを立ち上げて、協力もすれば波佐見焼きは何とかなりますよ。そうしないといかんと思います。

まず商品開発と販路開拓ですよね。販路開拓をどうするかということを皆さん。そして職員の皆さん、議員もそうだけど、町民の皆さんにも、今波佐見の現状はどうなってるか、ということを認識してもらいたいわけです。

やつとこういう議題に今年になって、こういう一般質問にみんなやっていますけど、だから危機感を感じてやっていますから。今ほら、業界の連中は目の色変わっているでしょうが。ね、そこを配まないといけない。やる気になってますから。これを逃すとあの結末は恐ろしい結果になります。そういうふうなことで、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

一番大事なことは、まず頭の町長がね、本当の決意を持って——何度も言われてますけど、もう一度ね、ここでこの決意を述べてね、皆さんを引っ張っていくという感じにしないといけない。当然、来年は選挙ですから。1年で終わる計画じゃないんですよ、これ。言っているのはね。3年、4年、5年、10年続けていかないかんわけですから。その形態からやはりそういう意味を含めて、ぜひその決意表明をやってもらいます。お願ひします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

決意表明といいますかその前に、もう一度議員がおっしゃった事実確認を少しあせていただきたいと思うんですが。

まず佐賀県が陶土の補助をやるということを先ほど北村議員のほうから資料頂きました私も知りました。昨日付けの佐賀新聞ですか。この中で焼き物支援事業に4,800万円を計上したというふうに記載がございます。これが全て陶土の補填では値上げ分だけじゃなくて、設備投資や報酬に関する経費を支援するとも書いてございます。というのは、業界の代表者の方から少しお話を伺ったときに、陶石は天草ですから熊本。それを加工するのは佐賀県の塩田、嬉野。実際大量に使用しているの

は長崎県の波佐見、三川内。

じゃあ一番何が困ってるのでありますかと。陶土業者においては、実際佐賀県で事業を行っているが、使っているのは長崎県が多いのに、佐賀県自体があまり振り向いてくれていないという状況が今までがあったらしいです。

特に河川改修等で陶土業者が当たるときに、その設備がちょうど当たるようなときに、補償費が提示されたときに、再築できないぐらいの補償費の提示があったということで。これはこのままでというような感じだったとお伺いしました。そういう状況を本町の業界の代表の方が、県の産業労働部ですか、こちらのほうにそういった状況をつながれて、恐らくそういった状況が、佐賀県のほうに流れていったのではないかなど私は推測をいたしております。

お話によれば佐賀県の業界ですね、特に有田焼関係の業者から、そこあたりの設備投資についての要望は一切今まであっていなかったと。というのはやはりその使用量がどうしても波佐見の業者が7割ぐらいとおっしゃいましたかね、全体の使用量。ですからそういった危機感はあまり有田の業者持っていないんだと。その危機感が伝わったのは波佐見のそういった業界の熱い熱意が、長崎県を通じて佐賀県まで続いたのかなというふうな思いでございます。

そういう思いは私たち行政も佐賀県ではなくて長崎県のほうに、しっかりとお伝えをしたいと思いますし、先ほどは副町長がトップになってと言いました。トップは、私がトップに立ちます。なりますので、そういった気概でしっかりとこの難局を乗り越えたいという気持ちでございます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

御丁寧な決意ありがとうございます。

もうとにかく本当に願いします。じゃあ次に行きます。

次は何だっけ——限界自治体の件ですね。これは私が何でこれ気づいたかというと、ある記事を見ましてね。ある町の人口5,000人足らずの町で、当初予算が75億の規模です。その中で23年度、24年度に2回に分けて約10億5,000万補助金を出しました。それを受けた会社が今年7月に破産証明を、破産したということで、非常にうろたえているということ記事を目にして、こういうこともありますうのだとと思って、ちょっと調べました。

あるんですね。長崎県もあるんですね。そういう類いの本、見ましたよ。やはり北海道とか福島県。それから宮城県ありましたね。これは皆さん、ひとつ警鐘の意味ということで。本町の場合は町長も副町長も、行政のプロですからまず間違いないと思いますが、これ人間分からんですよね。

私も現役時代には、詐欺師に引っかかったことがあります。引っかかった元はもう全くとれないですね。彼らは口がうまいし、ついつい乗りまして被害を被ったんですけど。でもそういう類いの人は必ずおりますから、皆さんには御存じだと思います。ただ、スタイルとしてね。私は基本的に思うん

ですよ。100%仕事に熱量込めてやると間違いがおきますからね。20%の余力をもってすると、こう何かおかしいんじゃないかという考え方になると思う。

この警鐘ですね。まず波佐見町問題ないと思いますが、ある可能性もありますから。町長、副町長分かってる。ではそのチェック体制はどういうふうに、町長、今システム的な事業経過どうしてますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

まあチェック体制といいますか。確かにですねおっしゃるとおり、今の私も書籍で見ましたが、仮想ビジネスと言うものを生業といいますか、が蔓延っているそうでございます。

国においては総務省あるいは経産省において、例えばまちづくり伝道師だとか、何とか指導者とかいう肩書をつけた方がたくさんいらっしゃいます。これは著名人であるとか、あるまちづくりが成功された方を、何か箔をつけたような感じで登録されております。そういう方が各町に来て、いろいろ提案をしていくわけです。こういった補助事業がありますよとか、併せて国はいろいろな計画書をつくりなさいと、いろんな施策をやるときに義務づけしてますから、その計画書までつくりますよとか、うまく言ってくるんですね。やはり上手につくりますよ。プロですから向こうはですね。

しかし中身を見てみると、市町村の名前を変えて、あるいは数字だけを変えて切ってみれば金太郎アメのような中身ではないかなというふうなものが多くございます。そういうものをしっかりと見極める必要がございます。

先ほどおっしゃったように、東北地方ではかなり大きな事件もあっております。そういうものには惑わされないようにしっかりと取り組んでまいりますが、要するに業者選定をする際には、その過去の事業実績等も見ます。そういう今後ですね仕事を依頼する際には、過去の事業であり、あるいはこれの成果であったりをしっかりと見極める。

それから提案された計画書が本当にこちらが求めるものになっているかを見極める必要がございます。それ以前に、まず営業に来ますので、その段階で信じ込むじゃなくて、ある程度疑念を持って取り組むということも必要ではないかなというふうな思いでございます。

ただどうしても慣れていない場合に、難しい文章であるとか法律用語が並べてあれば、うまく正しくできているような錯覚を受けるのが職員です。そこら辺をしっかりと見極めるような監視体制は必要なではないかなというふうな思いでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

実情はよく分かったんですよ。要するに経過する場合のチェック体制は例えば大きな事業、極端に言えば1,000万以上の事業、一人でやるのですか。二、三人じゃないですか。一人を主担当にして

何人かでチェックする。そして、副町長にチェック、課長にチェック——決裁を頂くという、副町長の決裁を頂く。それで町長が決裁して。そういうことそれをちょっと改めて教えてくれますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

基本一般競争入札あるいは随意契約もございますが、一般競争入札に付しまして、提案を審査する審査会を複数の職員で行います。

その中で最高位の得点を獲得した業者を、ほとんど指名をするようなことで報告をいただき、決裁をするシステムになっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

こういうことを聞いたやならんかな。今までそういう事例は波佐見町でありましたか。そこだけ。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

言わばそういう悪徳コンサルに引っかかったことがあるかというふうな御質問かと思いますが、あってはおりません。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

本当に安心しました。

だから皆さんあれですよ。本当に8掛けの力で事に当たってくださいね。100%であつたら、入れ込んだら間違うんですよ。これだけはもう私の経験上から言えますので、ぜひ気を引締めてよろしくお願いします。

そして、波佐見焼きの存続をかけて命がけでやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、11番 北村清美議員の質問を終わります。

通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後 16 時 49 分 散会

第6日目（9月8日）（月曜日）

議事日程

- 第 1 議案第 67 号 令和 6 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第 68 号 令和 6 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 69 号 令和 6 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 70 号 令和 6 年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 71 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 6 議案第 72 号 令和 6 年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 7 議案第 73 号 令和 6 年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

（以上 7 件 決算特別委員会付託）

第6日目（9月8日）（月曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古賀 真悟 書記 一瀬 若菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 觀 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 务 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 閑 昌 男	子 ジ も 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 課 著 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行	總 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊
税 务 財 政 課 課 長 補 佐	鶴 田 秀 幸	代 表 監 査 委 員	山 下 博 輝

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 3 回波佐見町議会定例会第 6 日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第 1 ~ 7 議案第 67 ~ 73 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 議案第 67 号 令和 6 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 7 . 議案第 73 号 令和 6 年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

順次内容説明を求めます。

串島会計管理者。

○会計管理者（串島佳織君）

議案第 67 号 令和 6 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。一般会計歳入歳出決算書と、補足説明資料で御説明させていただきます。

決算書をお開きください。3 ページから 5 ページまでが歳入となります。5 ページをお願いします。歳入合計は収入済額 103 億 6,327 万 3,926 円。不納欠損額 178 万 9,025 円。収入未債額 5 億 6,146 万 9,857 円となっています。

それでは歳入の増減額の主な要因について御説明いたしますので、補足説明資料をお開きください。

1 ページ歳入をお願いします。左から順に款、項、5 年度収入済額、6 年度収入済額、前年度比較として増減額、増減率、主な増減要因、最後に決算書のページ数を記載しています。1 款、町税でございますが、個人町民税は定額減税の影響により 6.8% の減となりました。2 款から 13 款までの交付金などにつきましては、成果説明書の 6 ページ～8 ページに掲載していますので、後ほど御覧ください。

次に 14 款、国庫支出金は、子供のための教育保育給付費などにより増額となっています。15 款、県支出金は農業経営高度化支援事業費が新たに交付されたほか、子供のための教育保育給付費などが増額となりましたが、令和 3 年 8 月豪雨に係る災害復旧事業費などの減額により、全体的に減額となりました。

18 款、繰入金は庁舎建設基金により減額となりました。

続きまして歳出でございます。決算書をお開きください。6 ページから 8 ページまでが歳出となります。8 ページをお願いします。歳出合計は支出済額 99 億 9,992 万 6,831 円。翌年度繰越額は 9 億

1,920万円となっています。

それでは、歳出の増減額の主な要因について御説明いたしますので補足説明資料をお開きください。2ページ歳出をお願いします。

1款、議会費は5年度に行いました新庁舎議場等設備導入事業完了により減額となりました。

2款、総務費は、新庁舎建設事業により減額となっています。

3款、民生費は非課税世帯支援給付金や、認定こども園、保育所施設型給付費などにより増額となりました。

4款、衛生費は5年度に行いました水道料減免に係る上水道企業会計の補助終了により減額となりました。

6款、農林水産業費は、農業経営高度化促進事業費補助金により増額となりました。

7款、商工費は5年度に行いました燃料費等高騰対策事業完了に伴い減額となりました。

8款、土木費は、5年度に行いました急傾斜地崩壊対策工事や鴻ノ巣公園遊具更新工事の完成により減額となっています。

10款、教育費は5年度に行いました総合文化会館屋上防水工事の完成による減額もありますが、基金積立てや学校給食支援事業などにより、全体的に増額となっています。

11款、災害復旧費は、令和3年の豪雨災害に係る災害復旧工事が順次完成していることから減額となりました。

それでは決算書をお開きください。152ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引き額は3億6,334万7,095円。翌年度へ繰り越すべき財源は2億8,606万2,000円。実質収支額7,728万5,095円となっています。

次のページ、153ページから156ページにかけては財産に関する調書を記載しておりますので後ほど御覧ください。以上で、令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第68号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。

決算書21ページ、実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は17億5,198万2,543円で前年度比4.75%増、歳出総額は16億9,299万9,713円で対前年度比4.21%増であり、歳入歳出差引き額及び実質収支額ともに5,898万2,830円です。

歳入が増となった主な理由は、4款、県支出金の増加になりますが、歳出の保険給付費に応じて交付される普通交付金、特定健診や糖尿病予防の取組などに応じて算定される特別交付金がともに増加しました。歳出が増となった主な理由は、2款、保険給付費の増加です。国保の世帯数、被保険者

数も減少しているものの、1人当たり医療費が上昇しており、医療の高度化が要因の一つと考えられます。

22ページの財産に関する調書をお開きください。年度中に増減があるものについて説明いたします。2款、基金 2. 基金。国民健康保険事業準備積立基金については、1,740万9,000円を積立て、年度末現在高3億1,469万8,569円になっています。

以上で令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入、歳出決算認定の説明を終わります。

続いて議案第69号 令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。

決算書11ページ。実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は2億2,597万4,627円で、対前年度比15.2%増。歳出総額は2億2,368万9,778円で、対前年度比14.3%増であり、歳入歳出差引き額及び実質収支額ともに228万4,849円です。

歳入が増となった主な理由は、被保険者数の増加と2年に1回の算定基準の見直しが影響し、1款、保険料収入が増えるとともに、3款、繰入金のうち低所得者等の保険料の軽減措置に係る分を県、町で負担する財政基盤安定繰入金が増加しています。

歳出が増となった主な理由は、先ほど申し上げました歳入の増に伴い、2款、広域連合納付金が増額となったものです。

以上で、令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

続きまして、議案第70号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書31ページ、実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は14億194万7,146円で、前年度比2%増、歳出総額は13億8,223万7,826円で前年度比3.4%の増であります。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は、ともに1,970万9,320円でございます。歳入が増となった主な理由は、支払い基金交付金及び県支出金が増になったものによるものです。歳出が増となった主な理由は、介護サービス給付費及び地域支援事業費が増になったことによるものでございます。

32ページ。財産に関する調書をお開きください。1. 基金 介護給付費準備基金については44万7,632円を積立て、年度末残高は4億6,349万2,549円となっております。

2. 物品 につきましては増減がございません。

以上で、令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算認定の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第71号 令和6年度波佐見町上水道事業剰余金処分及び決算認定について説明いたします。

決算書の13ページをお開きください。上水道事業報告書1. 概要の総括事項になります。令和6年度における波佐見町上水道の給水状況は、給水区域内の99.8%にあたる1万4,015人に対し給水しました。年間配水量は164万3,162立方メートルで、前年度に比べ1,629立方メートルの減少となりました。

年間有収水量は129万3,903立方メートルで、前年度に比べ4,696立方メートル増加しました。有収率は前年度に比べ0.36ポイント増の78.74%となっており、老朽管の計画的な更新の結果が出たものと考えられます。

次に経営状況について説明いたします。3ページにお戻りください。収益的収入及び支出についての金額になります。収入の第1款、水道事業収益の決算額は、3億149万8,708円です。

4ページをお開きください。支出の第1款、水道事業用決算額は、2億6,083万3,776円でございます。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出についての金額になります。収入の第1款、資本的収入の決算額は5,259万円です。

6ページをお願いします。支出の第1款、資本的支出は、1億7,721万9,402円でございます。なお資本的収入が資本的支出に対し、不足する額につきましては6ページ、評価の記載のとおり過年度分、損益勘定留保資金及び、当年度消費税資本的収支調整額で補填しています。

7ページをお願いします。損益計算書になります。1. 営業収益は前年度比で2,996万2,700円の増の2億6,514万7,500円となりました。これは令和5年度の物価高騰対策による3か月間の基本料金を減額したことによるものです。

2の営業費用は、委託料や修繕費が増加したことにより、前年度に比べ558万2,000円769円の増の2億3,073万2,400円となります。

最下行は営業活動の収益の結果を示す営業利益で、3,477万5,100円となります。

8ページをお願いいたします。3. 営業外収支の（2）他会計補助金については、3,293万9,102円の減。69万6,000円となっていますが、これは先ほど言ったような令和5年度に実施しました物価高騰対策による一般会計からの繰入分の差額によるもので、営業外収益については、992万6,773円となっております。

4. 営業外費用の経常利益については、営業利益に資金調達等に関する損益を加えた経常利益になり、3,107万1,664円となります。また、5. 特別利益は令和5年度消費税及び地方消費税還付に係る過年度収益修正期が2,000円で、前年度比164万3,389円の減となります。

これにより令和6年度の純利益は、3,107万3,660円となり、前年度繰越し利益剰余金4億2,276万

3,096円に純利益を加えた4億5,383万6,760円が当年度末、未処分利益剰余金になります。

10ページをお願いいたします。令和6年度波佐見町上水道事業剰余金計算書と下段に、令和6年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書案を記載していますが、未処分利益剰余金4億5,383万6,760円の処分は行いません。

以上で、議案第71号 令和6年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての説明を終わります。

引き続き、議案第72号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

決算書の14ページをお開きください。下水道事業報告書1. 概要の総括事項になります。令和6年度における波佐見町公共下水道の整備状況は、計画面積336ヘクタールのうち処理区域面積が327ヘクタールとなりました。年間総有収水量は、59万5,810立方メートルで前年度に比べ5,959立方メートル増加しました。整備区域の拡大と併せて新規接続の増加が要因でございます。

次に経営状況について御説明いたします。

3ページにお戻りください。収益的収入及び支出について御説明いたします。収益の第1款、下水道事業収益の決算額は3億7,886万7,133円です。

4ページをお開きください。支出の第1款、下水道事業用決算額は3億6,975万6,569円です。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出について、収入の第1款、資本的収入の決算額は1億975万9,000円です。

6ページをお願いいたします。支出の第1款、資本的支出は2億782万9,977円です。なお資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、6ページの表の下にあります減債積立金及び当年度損益勘定留保資金で補填しています。

7ページをお願いいたします。営業収益は9,428万6,410円。営業費用は3億2,040万7,545円です。柱状の営業活動の収益の結果を表示する営業利益はマイナス、いわゆる赤字になるため最下行の営業損失としております。営業損失は2億3,212万1,135円でございます。

8ページをお願いいたします。4. 営業外費用の経常利益は904万3,340円です。同じく令和6年度の純利益は904万3,340円となり、前年度、繰越利益剰余金はございませんので、その他の未処分利益剰余金変動額1,050万3,530円を加えた1,990万6,870円が当年度未処分利益剰余金になります。

10ページをお願いいたします。令和6年度波佐見町下水道事業剰余金計算書と、下段に令和6年度波佐見町下水道事業剰余金処分計算書案を記載しています。

地方公営地方公営企業法第32条2項の規定により、議会の議決を得て令和6年度波佐見町下水道事業会計未処分利益剰余金の金額1,990万6,870円のうち、940万3,340円を減債積立金として積立て、下水道事業の安定を図るもので、処分後の残高については、繰越利益剰余金1,050万3,530円になります。

以上で、議案第72号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剩余金処分及び決算認定についての説明を終わります。

次に、議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について説明いたします。

決算書の13ページをお願いします。工業用水道事業報告概要の総括事項になります。令和6年度における、波佐見町工業用水道事業の給水状況は、長崎キヤノン株式会社様に1社で安定した供給を行いました。供給水量は1万6,749立方メートルで、前年度に比べ2,732立方メートルの増加となりました。

次に、経営状況について御説明いたします。3ページにお戻りください。収益的収入及び支出についての金額になります。収入の第1款、工業用水道事業収益の決算額は、1,150万4,360円です。

4ページをお願いします。支出の第1款、工業用水道事業用決算額は1,134万9,928円です。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について。収入の第1款、資本的収入の決算額は1,010万円です。

6ページをお願いいたします。支出の第1款、資本的支出は1,009万7,125円です。

7ページをお願いいたします。損益計算書になります。1. 営業収入、(1) 給水収益については836万7,600円となり、前年度比で209万7,600円の増となっております。これは令和5年度に実施しました物価高騰対策として基本料金3か月分の減額による差額の分です。営業費用は796万6,193円です。通常の業務活動の収益の結果を表示する営業利益は、最下行に記入しておりますが、40万1,407円となります。

8ページをお願いいたします。3. 営業外収益の他会計補助金230万円は一般会計からの補助金となります。中段分の経常利益は5万9,932円です。同額が令和6年度の純利益になります。前年度繰越利益剩余金1,661万5,463円に、純利益を加えた1,667万5,395円が当年度未処分利益剩余金になります。

10ページをお願いいたします。令和6年度波佐見町工業用水道事業剩余金計算書と、下段に令和6年度波佐見町工業用水道事業剩余金処分計算書案を記載していますが、未処分利益剩余金1,667万5,395円の処分は行いません。

以上で、議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剩余金の処分及び決算認定についての説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、議長及び議会選出の監査委員を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって議案第67号から議案第73号までの7件については、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

[名簿の配布]

○議長（尾上和孝君）

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。ただいま設置しました決算特別委員会を10時40分から委員会室にて開催します。委員の皆さんをお集まりください。

本会議の再開時刻は追ってお知らせします。

午前10時32分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。お知らせします。

決算特別委員会の委員長に北村清美委員が、副委員長に福田勝也委員、城後光委員が決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

第23日目（9月25日）（木曜日）

議事日程

- 第 1 議案第 56 号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 2 議案第 57 号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 58 号 職員の育児休業等に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 59 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 60 号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 64 号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 65 号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 66 号 波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 67 号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 68 号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 69 号 令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 70 号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第 71 号 令和6年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第 72 号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第 73 号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(以上7件 決算特別委員会委員長報告)
- 第 16 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 17 報告第 5 号 令和6年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の訂正について
- 第 18 報告第 6 号 令和6度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 19 閉会中の継続調査申出について
(文教厚生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会)

第23日目（9月25日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古賀 真悟 書記 一瀬 若菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 觀 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 务 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 閑 昌 男	子 ジ も 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 課 長 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行	総 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊
税 务 財 政 課 課 長 補 佐	鶴 田 秀 幸		

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

御起立ください。皆さんおはようございます。

ただいまから令和 7 年第 3 回波佐見町議会定例会第 23 日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（尾上和孝君）

諸報告を行います。9 月 2 日に嘆願書 1 件を受理しました。この嘆願書については、配付にとどめておきますので御了承ください。

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 56 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 議案第 56 号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋こども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 56 号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。条例波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由ですが、児童福祉法の改正により新たに認可事業として位置づけられる乳児等通園支援事業について、国の定める基準に基づき設備及び運営に関する基準を定めることとされたため制定するものです。

2 ページ、別紙をお開きください。波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、まず 13 ページ、参考資料をお願いします。条例制定の趣旨ですが、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。従来保育所や認定こども園を利用するためには、保護者の就労など、保育の必要性がある、もしくは満 3 歳以上であるという要件を満たす必要がありました。本事業ではこれらの要件を満たせず、保育所等を利用できなかった生後 6 か月から満 3 歳未満のお子さんを対象に、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間を上限に保育所等に通うことができるものとなっています。本町では令和 8 年度から実施をしようとするものです。

事業の実施に当たり、児童福祉法において、市町村が条例で定めるよう規定されている乳児等通

園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め当該事業を円滑に実施しようとするものですが、基本的な考え方として過剰な義務づけ等の上乗せは基本的に行わず、国の基準と同様とすることとしています。

事業の区分としては、一般型と余裕活用型があり、本町では基本的に既存の保育所等で実施をする余裕活用型を検討しています。

2ページの目次を御覧ください。第1章で総則として、趣旨、定義、最低基準の目的等を。第2章第1節で通則として、事業者の一般原則、非常災害における備え、安全計画の策定、自動車運行時の安全確保、職員の条件や設備の管理、秘密保持、苦情への対応等を規定しています。

第2節、事業の区分は先ほど説明しました13ページの下段のとおりです。第3節で一般型の基準を、第4節で余裕活用型の基準を規定しています。

第3章で雑則として、紙媒体以外の電磁的記録で処理ができるように規定しています。

施行期日については令和7年10月1日としております。なお14ページ以降は、事業の認可等に関する規則案を添付しています。後ほどお目通しください。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

この条例が制定されたらですよ、本町には認定こども園、保育園って5園ありますが、全てこの子供誰でも通園制度を利用できるようになるのかというのが1点と——ちょっと3点お伺いするのですけど。

2点目が本町にあるこの認定こども園、保育園はこの条例で定める設備とか基準、あと職員の基準というのですかね、クリアされているのか。もしされていなかつたらどういった町は措置をとっていくのか。

3点目が現在、一時預かり事業というのがあると思うのですけど、保護者の保護者が病気になつたりとか入院したりあと育児のリフレッシュのためというような一時預かり事業があると思うのですが、この条例が制定されることで、この一時預かり事業というのはどうなるのかという、この3点をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

本町ではですね、先ほど説明しましたように余裕活用型で運用を考えております。ということで、5園とも利用は可能になりますが、あくまでもその園の受け入れられる体制が整った場合で。例えばもう定員オーバーとかですね、そういう場合には利用できない可能性はございます。基準は、通常

の保育所認定こども園の基準でクリアできるものです。

一時預かり事業については、新しい誰でも通園制度にかかわらず継続はされます。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 波佐見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第57号

○議長（尾上和孝君）

日程第2. 議案第57号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第57号について御説明します。町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例。町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法及び地方自治法施行令が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

今回の改正内容として、先ほど申しした地方自治法及び同施行令の改正に伴い、条項の移動、いわゆる条ずれが生じたことから行うもので、第1条中として「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものです。

また第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めます。

また関係条例として、附則において改正するものでございまして、三つございます。一つは波佐見

町水道事業の設置等に関する条例の一部改正として、第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243の2の9第8項」に改め、同じく波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正として、第5条を同様に先ほど申したとおり、条ずれを行います。

次ページをお願いします。また、波佐見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正として、第5条中を同じように「の8」を「の9」に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、附則1項に掲載のとおり地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に掲げる規定する日、いわゆる政令で定める日からとしております。

なお、次ページ以降は新旧対照表でございますのであわせて御確認ください。

以上で議案第57号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号

○議長（尾上和孝君）

日程第3. 議案第58号 職員の育児休業に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の職種及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第58号について御説明いたします。職員の育児休業等に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。職員の育児休業等に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、準拠する関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。今回の改正内容でございますが、職員の部分休業について改正するもので、該当する条例は職員の育児休業等に関する条例と、波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の2つになります。

それでは概要については参考資料にて説明しますので、5ページをお願いいたします。

まず1. 改正内容でございますが、先ほど申し上げたとおり職員の部分休業の形態について、従来の部分休業を第1号部分休業とし、新たに第2号部分休業を設け、職員が部分休業を取得しやすい環境を整えるものでございます。

まず従前の部分休業、第1号部分休業について御説明いたします。改正前は1日につき2時間の範囲30分単位で取得することができます。これに第2号部分休業として下段部分になりますが、1年度内につき77時間30分の範囲内1時間で取得するようになります。

会計年度職員についても取得可能となります。会計年度については勤務日、1日当たりの勤務時間数に10を乗じた掛けた時間が年度内の取得時間可能時間というふうになります。

なお取得に際しては、1号か2号を選択をして申請をしていただくようになります。ただし条例第9条の5に定める特別な事情がある場合は変更ができるものとなります。なお第1号について、従来は勤務時間の初めと終わりのみ取得可能でございましたが、その要件も削除するということになっております。次ページ以降は新旧対照表になりますので、あわせて御確認ください。

なお施行日は令和7年10月1日としております。

以上で、議案第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 職員の育児休業等に関する条例及び波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 議案第59号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第59号について御説明いたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、準拠する関係条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。今回の改正条文についてはこの2ページ、3ページのとおりでございますが、参考資料に基づき説明を行います。

4ページをお開きください。今回の改正内容といたしまして職員の妊娠、出産、育児環境を推進するため、任命権者、町長が講ずる措置を新たに設けるものでございます。

条文としては2つございます。まず第18条の2第1項でございますが、対象者とすれば妊娠、出産を申出た職員、措置の内容として（1）（2）（3）とございます。まず出生時の両立支援制度。その他の周知の事項の周知。そして同じくその支援制度等の請求に係る意向確認。そして職場職業生活と生活環境の両立の障害となる事情の改善に資する事項に関する意向確認ということになっております。想定される制度については記載のとおりでございますので御覧ください。

次に第18条2第2項でございますが、対象は3歳に満たない子を養育する職員でございます。同じく3つ項目がございます。育児期、幼稚園制度等のその他事項の周知、そして2点目として請求等に係る意向確認、そして3点目として、この心身の状況等に起因して発生する職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情の改善に資する事項に関する意向確認となっております。

想定される制度については、同じく（1）（2）のとおりでございます。

なお18条の3の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による条文の改正となっております。

なお施行日は附則として、令和7年10月1日となっております。次ページ以降は新旧対照表となりますので、あわせて御確認ください。以上で議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回の条例について第18の2の第1項ですね。対象者が妊娠出産を申出た職員に対して、意向確認をしないといけないということなんですが、その該当する女性の場合は分かるんですが。何かしら休まないといけない、例えば父親が申出をしないと意向確認をされないということなのでしょうか。そのあたり確認をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず前提条件として、こういった制度がありますよということをやはり職員に広く周知すべきだと思います。

なので、知らなくて申出がないということはやはり本人の不利益になりますので、我々とすれば職員に、そういった制度があるということを掲示板なり、あるいは職員の研修等を通じてしっかりと周知をしていきたいと思います。

その中で本人が申出たときはこの条例に基づいてしっかりと支援をしていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

ちょっと併せてお伺いするのですけど、現在の男性職員さんの育休の取得状況はどういう状況ですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現在は期間はちょっと短い、長いというのがございますが、少なくとも育児休業については100%取得を目指しております、実際、現時点では100%取得をしております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第60号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第60号について御説明いたします。波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動の公費負担について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。

今回の改正内容として、単価の改正増額となり、第8条中7円73銭を超える場合には7円73銭を、8円38銭を超える場合には、8円38銭に改めるものでございます。

第11条中541円31銭を586円88銭に改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次ページ。3ページ、4ページが新旧対照表となりますが、その他も含め高負担の制度について、4ページ以降の参考資料にまとめを記載しておりますので、5ページをお開きください。次のページがそのまとめとなっております。今回の改正部分には下線を引いておりますので、御確認をいたたければというふうに思います。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

5ページの見やすい資料のほうからですが。このビラの作成の、1枚当たりの単価が1円上がるということで改正案を出されてますけど、ここ価格の適正の基準等についてはどうだったのでしょうか

うか。前回が73円から1円上がるということなのですが、その根拠となる部分に関してちょっとお尋ねしたいのです。

○議長（尾上和孝君）福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

冒頭申したとおり、今回は公職選挙法及び同施行令の改正に伴いまして、単価についても提示があっております。

この提示については、中央選挙管理委員会のほうが調査をされているというふうに聞いておりまして、国会審議を経て決定されたものと我々は理解しております。いわゆる昨今の物価高騰にあるのではないかというふうに推測しておりますので、我々としてもその提示に倣って今回条例の改正を御提示しているものでございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

そういうことだったらどうにもどうにもなりませんが、基本的にビラに関してですね、結局ビラの単価がこういうふうに決まりますけど、業者さんからお話を聞いたのですよね。やはり枚数的に大量の枚数だったら最終的に採算取れるということなのですが。町議選の場合はやはり枚数が少ないわけですね。そうなるとやはりどうしても負担を結局被るケースが多いということなんですよ。

その辺に関して、なかなかそうすぐ対応してくれということは難しいかもしれませんけど、現状的にはやはり県議会議員の選挙であったり、国会議員の選挙だと言ったら枚数がもう相当な枚数になりますので、単価を抑えられるけど、なかなかそうは厳しいですよということが現実的にあっていましたので、その辺いろんな形で決められたことは言いながら、考慮に入れていただいて、何か手当があればですね、そういうふうに加味していただきたいというふうに思っております。これはちょっとした要望ですけど。御回答をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず、このそもそもの考え方でございますが、公費負担の上限ということでございますので、それ以上の費用をかけてビラを作成すること自体は違法ではございません。ただ今、三石議員がおっしゃったような事情というのは我々も理解するところでございますので、選挙管理委員会の事務局長会議等でその辺のお声をしっかり県内に伝えていただいて、それを先ほど言った国の選管のほうに伝えていただいて、全国的な調査というのがやはり必要かなというふうに思います。

機会があればぜひ要望させていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号

○議長（尾上和孝君）

日程第6. 議案第64号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

議案第64号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

波佐見町印鑑条例（昭和49年波佐見町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月3日提出。波佐見町長 前川芳徳。

提案理由。

印鑑登録証明書の窓口発行を個人番号カードの提示により、可能とするための所要の改正を行うものです。

2ページの別紙、3ページの新旧対照表の内容について、4ページの説明資料を使って説明させていただきます。

1. 本人に限り個人番号カードの提示による印鑑証明の窓口交付を可能とします。

（1）証明書の交付申請第12条の申請に添える書類に個人番号カードを追加します。

（2）証明書交付申請の不受理、第13条に個人番号カードを追加します。

（3）証明書の交付、第17条第1項に個人番号カードを追加します。これにより印鑑登録証を持つてこなくても、マイナンバーカードで印鑑証明がとれるようになります。

県内での実施状況については記載のとおりです。

2. コンビニ交付の際の本人確認を移動端末設備、スマートフォンに搭載された電子証明書で可能とします。

（1）第12条第2項に、多機能端末における交付の目的に移動端末設備を追加します。これによりマイナンバーカードをスマートフォンに登録した方はスマートフォンでコンビニ交付が可能となり

ます。

3. コンビニ交付の際の本人確認の方法を、暗証番号以外の方法で可能にする。顔認証を想定しております。

（1）第12条第2項の多機能端末の操作方法に関する文章を改正する。

これにより将来的にマイナンバーカードの本人確認が、顔認証可能になった際に速やかに対応できるようになります。この条例改正により、マイナンバーカードや住民の方の利便性が向上するようになります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

これまでの印鑑登録証明書発行についてはですね、病院での長期療養者、それとか高齢者において証明書を持たなかつた方については必ず役場に来ていただいて作業をやってたんですが、こういったことの改善は今回はないというように考えていいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

今回の改正はですねマイナンバーカードで印鑑証明書が取れるという改正でございますので、そういうまだサービスにはつながっておりません。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第65号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第65号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由として、児童福祉法の改正に伴い、準拠する関係条例の規定について所要の改正を行うものです。

2ページ、別紙をお願いします。全国的に保育所等における虐待等の不適切事例が相次いだことから、保育所等における虐待等への対応を定めるため児童福祉法が改正されます。具体的には「第33条の10」が第1項から第3項までに整理されますので、引用する条例で整合性をとるため波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第12号中、波佐見町家庭的保育事業等の設備及び保育に関する基準を定める条例の第12条中、波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条のそれぞれ「第33条の10」に「第1項」を加えるものです。

なお法律の施行日に合わせ、この条例は令和7年10月1日に施行するものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号

○議長（尾上和孝君）

日程第8. 議案第66号 波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは議案第66号について御説明いたします。波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例。波佐見町自家用有償バス条例の一部を別紙のとおり改正いたします。提案理由でございます。自家用有償バスの利用方法として、片道定期券とプリペイド乗車券を追加するため、本条例を改正するものです。

別紙を御覧ください。波佐見町自家用有償バス条例の一部を次のように改正いたします。第6条第2項中「定期乗車券又は回数乗車券」を「定期乗車券、回数乗車券またはプリペイド乗車券」に改め、「別表第2又は別表第3」を「別表第2、別表第3の1又は別表第3の2」に改めます。

別表第2中「回数乗車券」の項の次に、次のように加えます。「プリペイド乗車券」「大人、子供」「1,000円、2,000円、3,000円。（金額の2割を上限に上乗せした額を利用できるものとする。）」。

別表第1中定期乗車券の額の欄中「別表第3」を「別表第3の1、別表第3の2」に改めます。「別表第3」を「別表第3の1」に改め、「定期乗車券料金」の前に「往復」を加えます。「別表第3の1」の次に「別表第3の2」を加えます。

以降、別表第3の2として片道定期券の料金表を掲載しております。

6ページをお開きください。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するとしております。

このたびの改正は、かわたな・はさみタウンバスの利用者から西肥自動車で運用されている片道定期券について導入の要望があったことに加え、このタウンバスにキャッシュレスシステムの導入を行うことから、プリペイド乗車券の導入を併せて行うものです。

キャッシュレスシステムにつきましては、追加資料を御覧いただきたいと思います。別ファイルで添付をさせていただいております。よろしいでしょうか。

今回、資料にありますチケットQRというシステムを導入いたしまして、専用アプリをダウンロードしていただくことに伴い、このアプリに登録をいただくことでキャッシュレスシステムを御利用いただけるようになります。

御利用の際はダウンロードしたアプリで乗車、降車時にQRコードを表示させ、専用端末にかざしていただくと、いわゆる交通系ICのようなキャッシュレスでの乗り降りが可能となります。こ

のほかにもアプリによる定期券の購入や、バスの現在位置が分かるバスロケーションシステムの勤務機能も備えられていることから、利便性の向上が図られるものと考えております。

今回の条例改正により購入するプリペイド乗車券は、スマートフォンなどの利用に不慣れな高齢者の方などにQRコードをプリントした紙のプリペイドカードを販売いたしまして、御利用いただけるようにしております。利用方法はアプリと同様QRコードを専用端末にかざしていただくと、キャッシュレスで乗り降りすることがいたたけるというふうな内容になっております。

以上で議案第66号 波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

プリペイドカードの乗車券というか回数券なのですが、1,000円、2,000円、3,000円という料金設定されてますけど、定期的に使う学生さんとかにとっては上限が低いかなあと思うのですけど、どういう基準でこの金額設定されているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

このプリペイドの乗車券につきましては、今現在ですね回数券の販売も行っておりまして、こちらも今1,000円で200円分の上乗せ分がつくというふうなことで考えて販売をしております。

一応このような基準に基づいて、2,000円、3,000円と、プリペイド乗車券を今設定しております。それに伴いまして今回学生の方々の利用につきましては、こういうキャッシュレスの定期券ということも導入いたしますので、併せて片道の定期券も企画をしておりますので、こういったところをうまく活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 波佐見町自家用有償バス条例の一部を改正する条例を採決します。本案

は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。11時に再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9～15 議案第67～73号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15. 議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。以上の7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告の提出がありました。

委員長の報告を求めます。北村委員長。

○決算特別委員会委員長（北村清美君）

皆さんおはようございます。

ただいまより、決算特別委員会審査報告書を申し上げます。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、波佐見町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第86条の規定により報告いたします。

議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について、審査結果は認定すべきものと決定いたしました。

議案第68号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定いたしました。

議案第69号 令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これも認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第71号 令和6年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

議案第72号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

決算特別委員会審査報告。

議案第67号～議案第73号決算認定についての決算特別委員会における審査の経過を報告いたします。審査の経過は下記のとおり、今から発表するとおりです。

審査の方法。

委員会では、決算書及び成果性説明書をもとに、所管課統合と通告による質問を行い、審査を実施いたしました。

審査期日は、委員会 令和7年9月10日水曜日。

委員会 令和7年9月11日木曜日。

委員会 令和7年9月16日火曜日。

委員会 令和7年9月18日木曜日。

審査場所、議場及び委員会室です。

出席者は全員。議長及び議会選出の監査委員を除く10名でございます。

各担当課長、次長、室長。局長、参事、課長補佐、各担当係長などです。

審査内容は、決算特別委員会9月10日に行いました質疑の答弁は、まず、住民福祉課、子供健康保険課、総務課、長寿支援課、教育委員会と給食センターを行いました。

次に9月11日には、企画情報課、商工観光課、税務財政課、水道課、施設整備室、農林課、建設課です。

9月16日は、時間の都合により途中となっていました教育委員会についての審査を実施したほか、9月12日までに3名の委員から提出があった通告書の内容について調整を行いました。

次に9月18日、審査内容は次のとおりです。

岡村達馬委員、三石孝委員、岡村真由美委員の3名が通告による質疑を実施。その後に付託事件の7件について採決を行いました。

審査の結果。

議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、討論なく全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

意見を申し上げます。

決算特別委員会では予算が事業等の趣旨や目的に従い、適正に執行されているか、町政にどのような効果を発揮されたか。今後の行政運営にどのような改善と工夫が行われるべきかに着目し、審査を行いました。

まず第1. 数字等の誤記が見られます。誤記がないように慎重に取り組んでもらいたい。

2. 成果説明書において説明に数字を多く使用する事項は、できるだけ表による記載とし、複数年度にわたるものは比較できるように今後も記載してもらいたい。

3. 決算書及び成果説明書の記載内容は年々充実しております。

それは認めます。今後もより一層の充実に努めてもらいたい。また口頭等の説明においては、単に文面の読み上げでなく、特に注意すべき点だけを行うよう努めていただきたいと思います。よい成果ばかりではなく、成果が低いところも説明書に盛り込むべきであると考えます。

自治会の要望については、今後も誠意を持って対応していただきたい。

次に機器の保守やシステム改修更新など、継続が必要となる委託事業は、同一業者の一社随意契約が多いです。契約する前には業務内容や金額をより精査して、継続・契約に臨んでいただきたい。この決算書をもとに各事業を評価し、新年度予算の編成に生かしていただきたいと思います。

次に、総括的な所見を行いたいと思います。

今回委員会での各課対応が、おおむね良好であったと思われます。そして、時間どおり終了いたしました。これも本当に皆さんの御協力いただきましてありがとうございます。管理職の皆さんには、正確な答弁をするために、相当な時間を要したと思います。

また4月に部署異動された課長にはさらなる苦労があったと思われます。しかしながら、一部にはちぐはぐな理解し難い答弁や、聞いてもいないことまで長々と説明する課長もいましたので、反省し改善するようお願いいたします。

今後、業務は減ることなく増えてきます。そこで改めて申し上げるならば、予算を組む際に、多面的に事業評価を実施していただきたいと思います。

効果が低いと判断できる事業は、断捨離し、余剰資金を重要な住民サービスや産業振興に集中させるべきと考えます。また、このままの行政サービスを将来も続けるとするならば、収入を増やす政策を真剣に考える必要があります。必要であれば民間の知恵を借りてでも努力していただきたいと考えております。

そして補助金投資もソフトランディングよりもテイクオフに集中し、一過性の事業にはより慎重に対処するようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（尾上和孝君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○7番（三石孝君）

報告書の中ですね、意見書または総括的な意見の中で今委員長が述べた件について御質問いたします。

決算書——成果説明書においては年々充実しているという報告がございました。一方対応してい

ただきました行政側の対応についても、なかなか質問に対して的確に答えていただくケースというのが今努力されてるという報告ですけど、なかなか見受けられるのも少ないような状況もあったのは事実なのですね。

そういうところに対して良いことばかりを成果にあげるという、状況が見受けられたのも事実ですから、そういうことに対してどういう——指導を含めて、どういうふうにお考えになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 北村委員長。

○決算特別委員会委員長（北村清美君）

お答えします。今御指摘のとおり非常に課長連中、答弁される課長連中は非常に的確な答弁をされたと記憶をしております。非常に勉強されて、多分部署が変わった課長なんか特に、やはり日頃夜遅くまで勉強され答弁をされてました。非常にこれは感心しました。改めて非常に本町の職員の皆さん非常に優秀だなというふうに感じております。

でも、この所見、意見に書いてありますとおり、中にはちょっと変な答弁もあるし。あら、どうしたのかな、というそういうのもありました。これはもっともっと自分で自覚してやっていただきたいと思います。こんなところでよろしいですか。

○議長（尾上和孝君）

ほかにございませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

少子高齢化の時代でありますよね、今。町民は多様性に応じた要望を行政側になさっております。また御存じのとおり今年の4月から路線バスの廃止等に伴う公共事業がまた始まっています。

このように民力の低下が始まると公的な部分にその対応を求めてきます。町民は。だからそういうことを考えますと、公が担う形が今後ますます増えてくるのではないかというように思うわけですね。その点に関する懸念材料等は今回の決算審査の中では出なかったのでしょうか。また委員長としてどういうお考えになってるかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 北村委員長。

○決算特別委員会委員長（北村清美君）

お答えします。まさしく御指摘のとおりです。

どうしても行政がやらなければいけない案件が出てきております。今回は特にバスの件ですね。これはもうどうしても避けて通れない。町としては一丁目一番地の仕事です。これは外せません。これはやはり前から考えられたことじゃないです。しかし、この問題にも対処していかなければいけない。

じゃあどこから財源をもってくるかが問題になってきますね。ここですよね、問題はね。皆さん御

存じのとおり。だからそういう面を考えてこういう突発的じゃなく、どうしても行政しかできない仕事があります。これに対する対応、財政力、内部留保金、もろもろ持ち出して事に当たるべきことは明白な事実だと思います。職員の皆さんもそれを町長はじめ、全てそういうことを思っていらっしゃるでしょうけど。ここに一つどうしてもいらない仕事、やらなきやいけない仕事、あります。それをかみしめながら、今後進めていただきたいと思います。以上です。

よろしいですか、まだたり足りませんがね。

○議長（尾上和孝君）

ほかにございませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

これまで予算特別委員会も決算特別委員会も、委員会のですね、議場じゃなくて行われたんですが——課長以下ですね課長補佐、係長が出席されて行われたんですけど。過去にはですね議場で中継も含めて行われていたのですが、そのあたり改めて緊張感とかそういう部分は、委員長としてどういう感じでお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 北村委員長。

○決算特別委員会委員長（北村清美君）

これもやはり賛否両論あります、議場でやれる部分と委員会室でやったほうがいいんじゃないかと。これ意見は分かれます。確かにそうです。議場でやったほうが本当はいいんでしょうね。でもこれにはちょっと制約があります、非常に大きな問題もあります。

私は個人的には今の今度やった委員会室で、したほうがいいんじゃないかと思います。ちゃんと傍聴席も設けております。今回傍聴席には1人しかいらっしゃらなかつたんですけど。

でもこういう真剣なやりとりは議場ではなく、小人数でやったほうが逆に効果が出るんじゃないかと思います。議場でやると、どうしても課長だけの答弁になります。委員会室ですと、その担当係長が出てきますので、密度の濃い議論ができるんじゃないかと思います。

これが今後のことはどういうふうにするか、これからまたそのときになって議論をして、前向きに進めていけばいいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

報告書の意見のところの6番、7番また総括のところにも上がっておりますが。委託事業等の随契とか、また決算かれこれ見てみると、たくさんその事業をやっていただいております。実際のところ280のうちの150は単独事業というようななかたちで、進められておりますし、そのことが町民の享受する行政サービスになっているわけですね。それはもう当然のことでございますが、今後のことを考えまして事業評価の実施は必須の事柄だと思うわけです。同規模の他町に比べて波佐見町は

潤沢な財源があると言われております。あると言われている今だからこそですね、この事業評価の実施、早急に始めてもらいたいというふうに思ってるとこございます。

その点、令和8年度の新年度予算に向けて動いてもらいたいと。早速動いてもらいたいという気持ちが多いのですが、その点今回の決算書、決算特別委員会を通して委員長が思われたことをお聞きして、伺いたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 北村委員長。

○決算特別委員会委員長（北村清美君）

答弁します。まずですね、皆さん決算書は各項目でありましたけど、本当の大きなところを見逃しちゃいかんと思うのですよね。実は令和6年度には東彼福祉組合の補助金が大幅に上がっておりまます。これに対してやはり公債比率というのは、多くなってるんですね、その事実があります。

それと一番大きな問題は、経済指数ですね。財政力指数ですね。これが五、六年前と比べるとものすごく悪くなっています。まだまだ健全な状態ですが、悪くなっていることは事実です。これに基づいて判断していくと、いろんなことが出てきます。

先ほど三石委員議員が言わされた、やはりこの事業評価というのは非常に大事ですね。波佐見町104億円というような当初予算組んでいますが、実際中身を見ると本当のふるさと応援寄附金を除くと30%しかないのです。ほかの町村全然変わらないわけですよ。この事実をしっかりと見つめておかないといけないですよね。

それともう一つは来るべき、投資すべき案件が出てきます。最大投資——新庁舎できました。次にじゃあ何が回っていくのか、いろんなことがあります、最大限大きな事業としては、十数年以降、10年後ぐらいかな。中学校の校舎ね、建て替えとか出でます。大きな事業が出てきます。それに基づいて財政計画を立てていくべきじゃないかと思います。

そのために来年度事業評価というのは、すごいやっていただいて。どうしても6年度にやっていた事業が全然未消化だという結果が多数出でています。本当に必要なのでしょうかね。前年があったから今回も上げようというようなことが非常に見受けられる感じがします。ここで思い切って、そういうのを断捨離ですね、先ほど言われたバス路線の突発的な資金がいるわけですから。特に事業化を早くして、やはり評価のないものどんどんどんどん切っていくべきだと。そして新しくどんどん増えてきますから、それに対処していかないかんというようのことですね。それが一番大事じゃないかと。

今後されることはまず事業評価を各課でやって、そして皆、役場内で全部すると、それから予算組みをやっていくことが先決じゃないかと考えます。そうしないと財源には限りがあります。いくら100億円あっても使える金額がどんどん減ってくるわけですから。ここですよね。これを皆さんやはり真剣に考えてやっていただきたいと思います。

やはりいろんな行政サービスというのは、このまま続けて今あるものを全部続けていけるかどう

かが大きな問題です。財政はどんどん今もまだ収入が減っていきます。住民サービスをそのまま残していく、これ成り立つわけがないですよね。もし収入が減ってそのままにすると、経費、歳出は増えてきますから到底成り立っていきませんので。そうすると30年前から始まった総量抑制をやらなければなりません。住民サービス。それが大きな問題です。そうならないためには、波佐見町も稼げることも一つは考え頭の中に置く必要があるのではないかと思います。

それで本町は今、非常にいいときでもないけど、よいときですね。悪いときじゃない。今いいときほどこういう計画をして将来10年後、20年後の対応策をすべきじゃないかと考えております。ただ皆さん、波佐見町は縄文時代から存続をしております。そして、我々は先人たちが受け継がれたDNAがあります。チャレンジすることです。波佐見町みんなそうなっております。

これを職員の皆さんも十分理解して——チャレンジするところはチャレンジして、それで駄目なら駄目とすぐやめるというようなことをね。スクラップアンドビルドじゃないんですけど。やっぱそういうのを挑戦していくべきだと思います。

いろんなことがあります、とにかく政策立案は職員の皆さんです。ぜひそういうことを見ながら、頭に置きながら、8年度の予算、これから計画、いろんなことをひとつやってほしいと言います。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第67号 令和6年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は認定あります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第67号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。次に議案第68号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第68号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に議案第69号 令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和6年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第69号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に議案第70号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に議案第71号 令和6年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討

論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和6年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第71号は、委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

次に議案第72号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和6年度波佐見町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第72号は、委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

次に議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 令和6年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第73号は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

日程第16 諒問第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第16. 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

それでは諒問第1号について御説明申し上げます。

諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所 波佐見町折敷瀬郷1420番地1。

氏名 山田清、昭和31年9月18日生まれ。現在69歳の方でございます。

山田さんの略歴につきましては資料2枚目に添付しております。

1番の学歴については記載のとおりでございます。職歴といたしましては昭和54年4月から波佐見町役場に勤務をされ、平成25年4月からは議会事務局長、平成29年2月からは総務課理事を務められた後、平成29年3月に定年退職をされております。

公職歴といたしましては、令和4年4月から令和6年3月まで折敷瀬郷自治会事務長を務めておられました。現委員であります柿本茂喜さんが本年12月31日で任期満了となりますので、その後任として推薦するものであります。

人格、識見ともに人権擁護委員には適任でありますので、候補者として推薦をしたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、今期限りで勇退されます柿本茂喜さんには1期3年にわたり、人権相談や町の人権啓発活動等に御尽力いただきましたことを心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、異議ないものとして推薦することに御異

議ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]。

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第17 報告第5号

○議長（尾上和孝君）

日程第17. 報告第5号 令和6年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の訂正についての報告を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

報告第5号 令和6年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の訂正について。

令和7年6月6日に提出した報告第4号 波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり訂正して報告いたします。

2ページをお願いいたします。こちらが訂正後の繰越し計算書になります。

3ページをお願いいたします。訂正比較表により御説明をいたします。対象となる事業は令和7年6月議会において報告第4号として御報告したところでございますが、農地農業用施設災害復旧事業の事故繰越として繰越すべき額が誤っており、支出済み額を370万円増額したことにより、支出未済額、翌年度繰越額、一般財源が訂正後のとおりそれぞれ同額訂正を行っております。

以上で、令和6年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の訂正についての報告を終わります。

日程第18 報告第6号

○議長（尾上和孝君）

日程第18. 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて次のとおり報告するものでございます。

まず健全化判断比率ですが4項目ございます。実質赤字比率につきましては一般会計の赤字の程度を示す指標でございますが、令和6年度においては、赤字ではないことから数字の記載はございません。同様に、連結実質赤字比率も特別会計を含めた全ての会計で赤字が出ていないため、こちら

も数字の記載はございません。

次に実質公債費比率についてですが、これは標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準財政規模に対し、町の年間の実質的な地方債借り入れの償還額に必要な額がどれだけかを示す割合ですが、令和6年度は9.0%となりました。

最後の将来負担比率については、町の財政規模に対し町の借入金など現在抱えている負債がどれだけかを示す割合ですが、令和6年度は令和5年度に続き、0%となっております。次にこれらの数値を算定する際の要因について簡単に御説明させていただきます。

6ページの総括表3を御覧ください。まず実質公債費比率の算定です。令和6年度単体単年度では、上の表にある分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が5億3,817万2,000円、5年度の5億857万9,000円から2,959万3,000円増加しております。

また④の公営企業に要する経費につきましては、下水道事業と工業用水道事業への元利償還金相当の繰出金が1億7,607万2,000円で、5年度の1億6,862万6,000円から、744万6,000円増加しております。

次の⑤の一部事務組合等の起こした地方債に充てられたと認められる補助金または負担金は7,750万8,000円で、5年度の7,743万8,000円から7万円増加しております。

こちらは東彼地区保健福祉組合が起こした地方債の償還財源に充てられたもので、令和5年度から発生しております。

これらから控除する項目としましては、公営住宅使用料などの⑧特定財源の額、普通交付税で措置された起債元利償還額である⑨～⑪となり、これらを控除した結果、町の年間の実質的な地方債借り入れの償還額に必要な額は、前年と比較して、合計で3,378万5,000円増加しております。

一方、分母の基礎となる⑫から⑭までの合計額。いわゆる標準財政規模から普通交付税で措置された、⑨～⑪を控除した結果、標準税収入及び普通交付税の増により1億5,928万3,000円増加しております。

これらを計算した結果、令和6年度単年度での実質公債費比率は9.500051%となりました。なお実質公債費比率は過去3か年の平均で表すため、令和4年度～令和6年度の平均値である9.0%が令和6年度の指標となります。

また将来負担比率について7ページを御覧ください。町の負担金など現在抱えている負債については、地方債の償還など将来の負担が見込まれる額から、基金など充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものです。

将来負担額については地方債の現在高も減少し、充当可能財源等については、決算に伴う余剰金の一部を基金に積立てたことから、基金残高が増加し、分子となるその差額がマイナスとなり、尚将来負担比率はゼロとなりました。これまで内訳を説明しましたが、再度1ページに戻って説明を続けさせていただきます。

1ページをお願いいたします。健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものです。

次に下の段の資金不足比率ですが、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

これは本町では上水道事業会計など3つの事業会計が対象となります、これらの会計では、いずれも資金不足はなく赤字にもなっておりませんので、数字は上がっておりません。

次に資料2ページ目と、次のページには令和7年8月27日付けで、監査委員から通知がありました令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査結果の写しを添付しておりますので、参考として御覧ください。

なお監査委員の意見にもありますように、今後とも各財政指数の動向を注視するとともに財源の有効活用を図りながら、健全財政の堅持を図っていきたいと思っております。

以上で令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上2件は、報告事項でありますので、御了承願います。

日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（尾上和孝君）

日程第19. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

文教厚生委員会委員長、産業建設委員会委員長、議会運営委員会委員長から会議規則第83条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがつて各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。よつてこれらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の会議はこれで終了しました。会議を閉じます。

令和7年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員